# 第１章　災害予防計画

## 第１節　被害想定

（消防防災課）

### 第１　基本的な考え方

市域に被害を及ぼすと考えられる地震は、市内、県内あるいは隣接地域で起こる内陸性地震と、東海沖で起こるプレート境界型地震がある。平成２５・２６年度に県が実施した地震被害想定調査（以下「県調査」という。）により、当市に影響を及ぼすと予想される地震結果に基づき、予想される被害の規模や被害の様相、地震対策の方向性について、災害予防計画、災害応急活動、災害復旧対策計画等の基礎資料とする。

### 第２　想定される地震

#### １　長野盆地西縁断層帯の地震

長野盆地西縁断層帯（長さ約 58km、西側隆起の逆断層）で発生する地震のうち、全体として１つの区間として活動する場合はマグニチュード 7.8 となる（地震調査委員会，2001）。この地震が発生した場合、長野地域や北信地域西部を中心に震度 6 強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。また既存の活断層に沿っては、西側が東側へ乗り上げるような最大数ｍにおよぶ地表の段差（ズレ）や、地表面のたわみが生じる。これらにより、建物被害、人的被害、停電や断水等のライフライン被害が発生する。地震が発生する季節や時刻で違いがあるが、全県で死者約 2,200～2,400 人（観光客を考慮した場合）、全壊・焼失建物約 30,000～41,000 棟の被害が生じる。火災では特に冬 18 時の場合、長野市街地において延焼が広がる想定となる。緊急輸送路で約 80 箇所、鉄道で約 400 箇所の被害が生じ、約 400 集落が孤立するおそれがある。地震直後の断水率や下水道の支障率、停電率、固定電話の不通率（全て商用電源を必要とする電話機を使用している場合）は全県で約 30%前後と想定され、2 日後の避難者（避難所外避難者も含む）は最大約 17 万人となるが、被害は長野市・飯綱町・小川村を中心に、長野地域や北信地域西部の市町村に集中する。この断層帯で前回発生した善光寺地震（M7.3 程度）では、土砂災害によって河川がせき止められ、それが数日後に決壊して下流に洪水被害をもたらしており、同様の被害が発生する可能性がある。

#### ２　糸魚川－静岡構造線断層帯の地震（北側）

糸魚川－静岡構造線断層帯の内、中部の北半分と北部（東側隆起の逆断層）が同時に活動した場合（北側：長さ約 84km）、マグニチュード 8.0 となる（文部科学省研究開発局ほか，2010）。この地震が発生した場合、長野地域西部や大北地域、上小地域、松本地域東部を中心に震度 6 強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。また既存の活断層に沿っては、中部では大局的には東側隆起を伴う横ずれが生じ、地面に横ズレや段差やたわみが生じる。そして北部では東側が西側へ乗り上げるような最大数ｍにおよぶ地表の段差（ズレ）やたわみが生じる。これらにより、建物被害、人的被害、停電や断水等のライフライン被害が発生する。地震が発生する季節や時刻で違いがあるが、全県で死者約 710～790 人（観光客を考慮した場合）、全壊・焼失建物約 11,000～12,000 棟の被害が発生する。緊急輸送路で約 70 箇所、鉄道で約 300 箇所の被害が生じ、約

400 集落が孤立するおそれがある。地震直後の断水率や下水道の支障率、停電率、固定電話の不通率（全て商用電源を必要とする電話機を使用している場合）は全県で約 23～32%と想定され、2 日後の避難者（避難所外避難者も含む）は最大約 7 万人となる。揺れが強い範囲が新第三紀以降の新しい地層の山地に広がっていて、善光寺地震（M7.3 程度）において生じた土砂災害による河川のせき止め・決壊による洪水被害と同様の被害が発生する可能性がある。

3　糸魚川－静岡構造線断層帯の地震（南側）

糸魚川－静岡構造線断層帯の内、中部の南半分と南部（西側隆起の逆断層）が同時に活動した場合（南側：長さ約 66km）、マグニチュード 7.9 となる（文部科学省研究開発局ほか，2010）。この地震が発生した場合、諏訪地域、上伊那地域東部を中心に震度 6 強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。また既存の活断層に沿っては、中部では大局的には西側隆起を伴う横ずれが生じ、地面に横ズレや段差やたわみが生じる。そして南部では西側が東側へ乗り上げるような最大数ｍにおよぶ地表の段差（ズレ）やたわみが生じる。これらにより、建物被害、人的被害、停電や断水等のライフライン被害が発生する。地震が発生する季節や時刻で違いがあるが、全県で死者約 2,000～2,100 人（観光客を考慮した場合）、全壊・焼失建物約 28,000～31,000 棟の被害が生じる。火災では特に冬 18 時の場合、諏訪地域や上伊那地域北部の数箇所で延焼が想定される。緊急輸送路で約 70 箇所、鉄道で約 300 箇所の被害が生じ、約 50 集落が孤立するおそれがある。地震直後の断水率や下水道の支障率、停電率、固定電話の不通率（全て商用電源を必要とする電話機を使用している場合）は全県で約 20～27%と想定され、2 日後の避難者（避難所外避難者も含む）は最大約 11 万人となる。

4　糸魚川－静岡構造線断層帯の地震（全体）

糸魚川－静岡構造線断層帯は、日本列島のほぼ中央部に位置する、全長 140～150km の活断層帯で、北は長野県小谷村付近から南は山梨県富士川町付近に達し、北部、中部（牛伏寺断層を含む）及び南部の 3 つの区分からなる（地震調査委員会，1996）。

糸魚川－静岡構造線断層帯で発生する地震のうち、全体が 1 つの区間として活動する場合でマグニチュード 8.5 となる（文部科学省研究開発局ほか，2010）。この地震が発生した場合、長野地域西部や大北地域、上小地域、松本地域東部、諏訪地域、上伊那地域東部を中心に広い範囲で震度 6 強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。また既存の活断層に沿っては、中部では場所によっては上下変位を伴う横ずれが生じ、地面に横ズレや段差やたわみを生じる。そして北部では東側が西側へ、南部では西側が東側へ乗り上げるような最大数ｍにおよぶ地表の段差（ズレ）やたわみが生じる。これらにより、建物被害、人的被害、停電や断水等のライフライン被害が発生する。地震が発生する季節や時刻で違いがあるが、全県で死者約 5,600～7,100 人（観光客を考慮した場合）、全壊・焼失建物約 84,000～98,000 棟の被害が生じる。火災では特に冬 18 時の場合、揺れが大きかった各地域での延焼が想定される。緊急輸送路で約 200 箇所、鉄道で約 900 箇所の被害が生じ、約 570 集落が孤立するおそれがある。地震直後の断水率や下水道の支障率、停電率、固定電話の不通率（全て商用電源を必要とする電話機を使用している場合）は全県で約 60～70%と想定され、2 日後の避難者（避難所外避難者も含む）は最大約 37 万人となる。揺れが強い範囲が新第三紀以降の新しい地層の山地に広がっていて、善光寺地震（M7.3 程度）において生じた

土砂災害による河川のせき止め・決壊による洪水被害と同様の被害が発生する可能性がある。

5　伊那谷断層帯（主部）の地震

伊那谷断層帯（主部）（長さ約 79km、西側隆起の逆断層）で発生する地震のうち、全体として１つの区間として活動する場合はマグニチュード 8.0 となる（地震調査委員会，2007）。この地震が発生した場合、上伊那地域西部や飯伊地域西部を中心に震度 6 強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。また既存の活断層に沿っては、西側が東側へ乗り上げるような最大数ｍにおよぶ地表の段差（ズレ）やたわみが生じる。これらにより、建物被害、人的被害、停電や断水等のライフライン被害が発生する。地震が発生する季節や時刻で違いがあるが、全県で死者約 1,100～1,500 人（観光客を考慮した場合）、全壊・焼失建物約 16,000～18,000 棟の被害が生じる。火災では特に冬 18 時の場合、伊那盆地の約 10 か所で延焼が想定される。緊急輸送路で約 80 箇所、鉄道で約 500 箇所の被害が生じ、約 130 集落が孤立するおそれがある。地震直後の断水率や下水道の支障率、停電率、固定電話の不通率（全て商用電源を必要とする電話機を使用している場合）は全県で約 23～29%と想定され、2 日後の避難者（避難所外避難者も含む）は最大約 10 万人となるが、これらの被害は伊那市・駒ヶ根市を中心に、上伊那地域西部や飯伊地域西部の市町村に集中する。

6　阿寺断層帯（主部南部）の地震

阿寺断層帯（主部南部）（長さ約 60km、左横ずれ断層）で発生する地震のうち、全体として１つの区間として活動する場合はマグニチュード 7.8 となる（地震調査委員会，2004a）。この地震が発生した場合、木曽地域と岐阜県との境界を中心に震度 6 弱以上の揺れが生じ、被害は木曽地域南部を中心に発生する。（より強い揺れは岐阜県内で発生する。）地震が発生する季節や時刻で違いがあるが、全県で死者約 10～20 人（観光客を考慮した場合）、全壊建物約 140 棟の被害が発生する。緊急輸送路で約 15 箇所、鉄道で約 70 箇所の被害が生じ、約 30 集落が孤立するおそれがある。地震直後の断水率や下水道の支障率、停電率、固定電話の不通率（全て商用電源を必要とする電話機を使用している場合）は全県で約 2～7%と想定され、2 日後の避難者（避難所外避難者も含む）は最大約 2,000 人となる。

7　木曽山脈西縁断層帯（主部北部）の地震

木曽山脈西縁断層帯（主部北部）（長さ約 40km、北：東側隆起の逆断層、南：右横ずれ断層）で発生する地震のうち、全体として１つの区間として活動する場合はマグニチュード 7.5 となる（地震調査委員会，2004b）。この地震が発生した場合、上伊那地域西部や木曽地域東部を中心に震度 6 強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が発生する。また既存の活断層に沿っては、北半分では東側が西側へ乗り上げるような最大数ｍにおよぶ地表の段差（ズレ）や地表面のたわみが生じ、南半部では場所によっては上下変位を伴う右横ずれが生じ、地面に横ズレや段差やたわみが生じる。これらにより、建物被害、人的被害、停電や断水等のライフライン被害が発生する。地震が発生する季節や時刻で違いがあるが、全県で死者約 240～390 人（観光客を考慮した場合）、全壊・焼失建物約 2,600～2,700 棟の被害が発生する。緊急輸送路で約 40 箇所、鉄道で約 230 箇所の被害が生じ、約 40 集落が孤立する可能性があります。地震直後の断水率や下水道の支障率、停電率、固定電話の不通率（全て商用電源を必要とする電話機を使用している場合）は全県で約 11～18%と想定され、2 日後の避難者（避難所外避難者も含

む）は最大約３万人となるが、これらの被害は伊那市・駒ヶ根市を中心に、上伊那地域西部や木曽地域東部の市町村に集中する。

８　境峠・神谷断層帯（主部）の地震

境峠・神谷断層帯（主部）（長さ約 47km、左横ずれ断層）で発生する地震のうち、全体として１つの区間として活動する場合はマグニチュード 7.6 となる（地震調査委員会，2006）。この地震が発生した場合、木曽地域北部や上伊那地域西部、松本地域南部を中心に震度６強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が発生する。また既存の活断層に沿っては、場所によっては上下変位を伴う左横ずれが生じ、地面に横ズレや段差やたわみが生じる。これらにより、建物被害、人的被害、停電や断水等のライフライン被害が発生する。地震が発生する季節や時刻で違いがあるが、全県で死者約 160～340 人（観光客を考慮した場合）、全壊建物約 2,000～2,100 棟の被害が発生する。緊急輸送路で約 50 箇所、鉄道で約 250 箇所の被害が生じ、約 50 集落が孤立するおそれがある。地震直後の断水率や下水道の支障率、停電率、固定電話の不通率（全て商用電源を必要とする電話機を使用している場合）は全県で約 14～22%と想定され、2 日後の避難者（避難所外避難者も含む）は最大約３万人となるが、これらの被害は木祖村・塩尻市を中心に、木曽地域北部や上伊那地域西部、松本地域南部の市町村に集中する。

９　想定東海地震

駿河湾の海底にある駿河トラフ（南海トラフの一部）は、フィリピン海プレートが北西にある陸側のプレートの下に向かって沈み込むプレート境界だが、このプレート境界を震源域として発生すると考えられている大規模な地震（マグニチュード８程度）が想定東海地震である（中央防災会議，2001）。

この地震が発生した場合、飯伊地域東部や伊那谷を中心に震度５強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が少し発生し、建物被害、人的被害、停電や断水等のライフライン被害が発生する。地震が発生する季節や時刻で違いがあるが、全県で死者約 10～20 人（観光客を考慮した場合）、全壊建物約 60 棟の被害が発生する。緊急輸送路で約 20 箇所、鉄道で約 70 箇所の被害が生じ、約 15 集落が孤立するおそれがある。地震直後の断水率や下水道の支障率、停電率、固定電話の不通率（全て商用電源を必要とする電話機を使用している場合）は全県で約 4～10%と想定され、2 日後の避難者（避難所外避難者も含む）は最大約 2,600 人となるが、これらの被害は飯田市を中心に、飯伊地域や諏訪湖周辺に分散する。

１０　南海トラフ巨大地震（基本ケース）

南海トラフ巨大地震は、フィリピン海プレートと陸側のプレートの境界である南海トラフ沿いで発生する巨大地震で、科学的に考えられる最大クラスの地震はモーメントマグニチュード 9.0 となる（内閣府，2012）。この最大クラスの巨大地震のうち、基本ケースでは、過去の東海・東南海・南海地震と概ね同じ場所が強く揺れると設定している。

この地震が発生した場合、関東から西日本の太平洋岸では、揺れと津波による甚大な広域被害が発生している。長野県では、飯伊地域から上伊那地域にかけての伊那谷や諏訪地域の一部で震度５強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が少し発生し、建物被害、人的被害、停電や断水等のライフライン被害が発生する。地震が発生する季節や時刻で違いがあるが、全県で死者約 20～40 人（観光客を考慮した場合）、全壊建物約 200 棟の被害が発生する。緊急輸送路で約 35 箇所、鉄道で約 150 箇所の被害が生じ、約３集落が孤立するおそれがある。地震直後の断水率や下水道の支障率、停電率、固定電話の不通率（全て商用電源を必

要とする電話機を使用している場合）は全県で約 11～16%と想定され、2 日後の避難者（避難所外避難者も含む）は最大約 8,000 人となるが、これらの被害は上伊那・飯伊・諏訪・松本地域に分散する。

１１　南海トラフ巨大地震（陸側ケース）

南海トラフ巨大地震（基本ケース）と震源域は同じだが、このケースでは、特に強く揺れる場所をより内陸に近い場所に設定している（内閣府，2012）。基本ケースよりも震度が大きくなる。

この地震が発生した場合、関東から西日本の太平洋岸では、揺れと津波による甚大な広域被害が発生している。長野県では、飯伊地域、上伊那地域、諏訪盆地で震度 6 弱以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が発生し、建物被害、人的被害、停電や断水等のライフライン被害が発生する。地震が発生する季節や時刻で違いがあるが、全県で死者約 130～180 人（観光客を考慮した場合）、全壊建物約 2,200～2,300 棟の被害が発生する。緊急輸送路で約 100 箇所、鉄道で約 450 箇所の被害が生じ、約 140 集落が孤立するおそれがある。地震直後の断水率や下水道の支障率、停電率、固定電話の不通率（全て商用電源を必要とする電話機を使用している場合）は全県で約 29～35%と想定されるが、より過酷な状況（他県の発電施設で被害が生じた場合等）では、内閣府（2013）で想定しているように全県で地震直後の断水率が約 56%、下水道の支障率、停電率、固定電話の不通率が約 89%となる可能性も考えられる。2 日後の避難者（避難所外避難者も含む）は、最大約 6 万人となる。

※気象庁マグニチュード（Mj）とモーメントマグニチュード（MW）について
断層による内陸の地震は、断層の長さ（推定）から気象庁マグニチュード（Mj）を算出している。その後、その断層の長さを用いて震源（波源）断層モデルを作成し、モーメントマグニチュード（MW）を求めている。

想定地震の緒元

| 地震名 | | | 長さ (km) | マグニチュード | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | Mj | MW |
| 長野盆地西縁断層帯の地震 | | ① | 58 | 7.8 | 7.1 |
| 糸魚川－静岡構造線断層帯の地震 | 全体 | ② | 150 | 8.5 | 7.64 |
| | 北側 | ③ | 84 | 8.0 | 7.14 |
| | 南側 | ④ | 66 | 7.9 | 7.23 |
| 伊那谷断層帯（主部）の地震 | | ⑤ | 79 | 8.0 | 7.3 |
| 阿寺断層帯（主部南部）の地震 | | ⑥ | 60 | 7.8 | 7.2 |
| 木曽山脈西縁断層帯（主部北部）の地震 | | ⑦ | 40 | 7.5 | 6.9 |
| 境峠・神谷断層帯（主部）の地震 | | ⑧ | 47 | 7.6 | 7.0 |
| 想定東海地震 | | ⑨ | | 8.0 | 8.0 |
| 南海トラフ巨大地震 | | ⑩ | | 9.0 | 9.0 |

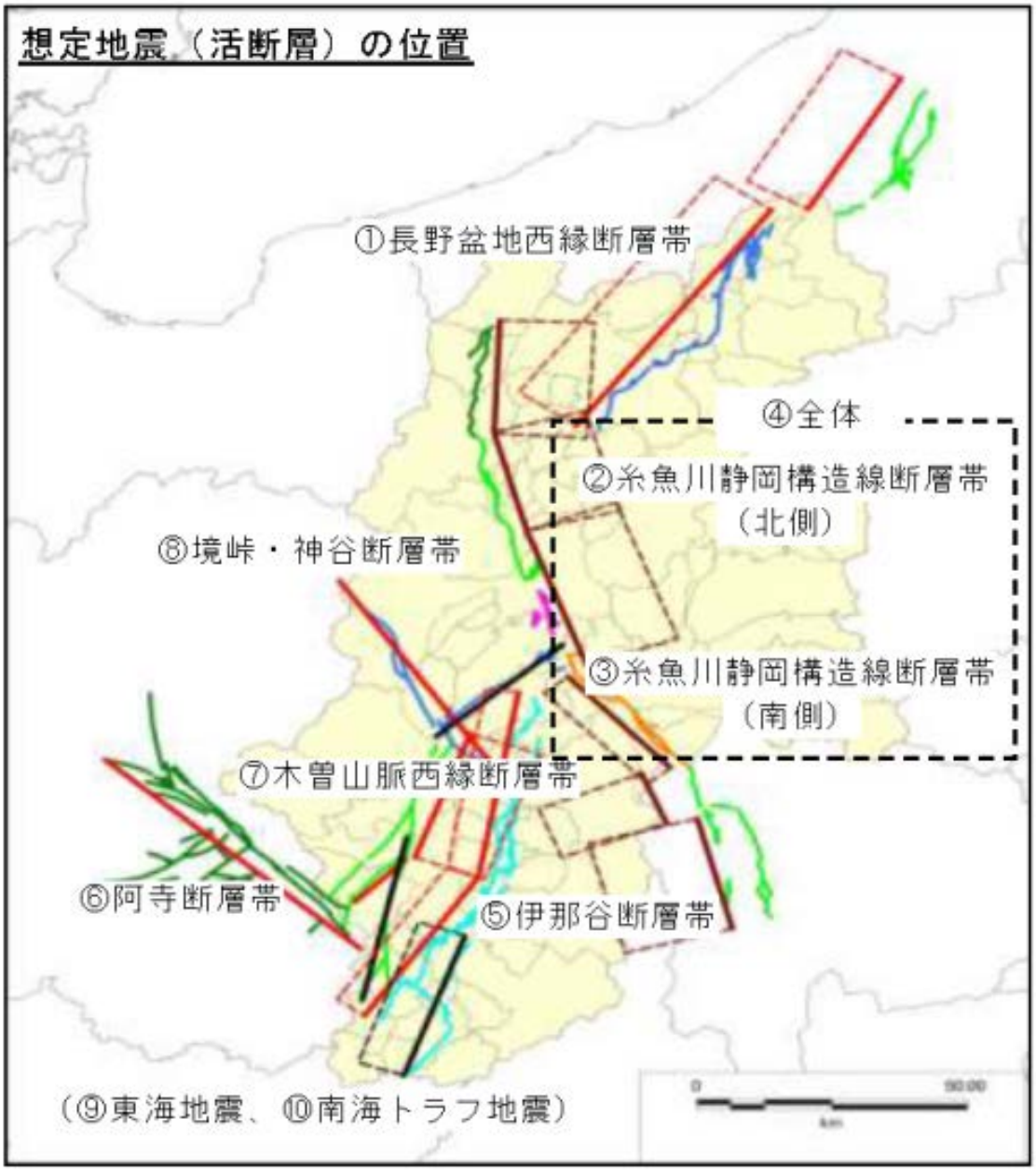
想定地震（活断層）の位置
①長野盆地西縁断層帯
④全体
②糸魚川静岡構造線断層帯
（北側）
⑧境峠・神谷断層帯
③糸魚川静岡構造線断層帯
（南側）
⑦木曽山脈西縁断層帯
⑥阿寺断層帯
⑤伊那谷断層帯
（⑨東海地震、⑩南海トラフ地震）

大町市の予測・想定結果一覧表

| | 糸魚川静岡構造線断層帯（全体） | 糸魚川静岡構造線断層帯（北側） | 糸魚川静岡構造線断層帯（南側） | 長野盆地西縁断層帯 | 伊那谷断層帯（主部） | 阿寺断層帯（主部南部） | 木曽山脈西縁断層帯（主部北部） | 境峠・神谷断層帯（主部） | 想定東海地震 | 南海トラフ巨大地震（基本ケース） | 南海トラフ巨大地震（陸側ケース） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 計測震度（最大） | 7 | 6強 | 4 | 6弱 | 5弱 | 4 | 4 | 5弱 | 5弱 | 5強 | 5強 |
| 液状化危険度 | 低い | 極めて低い | 極めて低い | 極めて低い | 極めて低い | 極めて低い | 極めて低い | 極めて低い | 極めて低い | 極めて低い | 極めて低い |
| 建物被害 | | | | | | | | | | | |
| 全壊・焼失棟数 | 2,230 | 170 | 0 | 30 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | ＊ |
| 半壊棟数 | 3,260 | 620 | 0 | 160 | 0 | 0 | 0 | ＊ | 0 | 0 | ＊ |
| 人的被害 | | | | | | | | | | | |
| 死者数 | 80 | 10 | 0 | 0 | ＊ | 0 | 0 | ＊ | 0 | 0 | ＊ |
| 負傷者数 | 710 | 130 | 0 | 30 | ＊ | 0 | 0 | ＊ | 0 | 0 | 30 |
| 重傷者数 | 350 | 50 | 0 | 10 | ＊ | 0 | 0 | ＊ | 0 | 0 | 10 |
| 避難者数（被災２日後） | 7,370 | 1,270 | 0 | 310 | ＊ | 0 | 0 | ＊ | 0 | ＊ | 70 |
| 要配慮者数（〃） | 800 | 140 | 0 | 30 | ＊ | 0 | 0 | ＊ | 0 | ＊ | 10 |
| ライフライン（被災直後） | | | | | | | | | | | |
| 断水人口 | 26,860 | 15,560 | 0 | 7,710 | ＊ | 0 | 0 | 60 | 0 | ＊ | 3,100 |
| 下水道支障人口 | 21,510 | 12,570 | 1,330 | 6,440 | 1,330 | 1,330 | 1,330 | 1,370 | 1,330 | 1,330 | 3,450 |
| 都市ガス供給停止戸数 | 1,170 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 停電軒数 | 13,620 | 7,480 | 0 | 3,810 | ＊ | 0 | 0 | 30 | 0 | ＊ | 1,590 |
| 物資不足（１日後） | | | | | | | | | | | |
| 食料過不足量（食） | 4,570 | 10,880 | 11,520 | 11,390 | 11,520 | 11,520 | 11,520 | 11,520 | 11,520 | 11,520 | 11,520 |
| 飲料水過不足量（ﾘｯﾄﾙ） | −57,370 | −9,980 | 6,480 | 1,790 | 6,480 | 6,480 | 6,480 | 6,470 | 6,480 | 6,480 | 5,530 |
| 毛布過不足量（枚） | −3,250 | 250 | 610 | 540 | 610 | 610 | 610 | 610 | 610 | 610 | 610 |

＊わずか

(注)被害想定はそれぞれ被害が最大になる地震発生時の条件を考慮した場合を示す。

## 第２節　地震に強いまちづくり

（全部局）

### 第１　基本方針

市内における構造物、施設等について、防災基本計画、県の地域防災計画の基本的考え方を踏まえ、耐震性の確保を図るとともに、地震防災に関する事業計画等に基づく事業の推進を図り、地域性に配慮しつつ、地震に強いまちづくりを図る。

また、防災施設の整備にあたっては、大規模地震を考慮し、効果的かつ重点的な予防対策の推進を図るとともに、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮する。

### 第２　主な取組み

１　施設等への耐震性の確保や市域保全機能の増進等により、地震に強い市域を形成する。

２　地震に強い都市構造の形成及び建築物の安全化、ライフライン施設等の機能の確保等、地震に強いまちづくりを推進する。

### 第３　計画の内容

１　地震に強い地域づくり

（１）現状及び課題

当市は糸魚川－静岡構造線の上に位置し、急しゅんな地形、もろい地質とあいまって地震による大きな被害が懸念されることから、地震災害に強い安全な市域の形成に取り組む必要がある。

（２）実施計画

ア　総合的･広域的な計画の作成に際しては、地震災害から市域及び市民の生命・身体、財産を保護することに十分配慮する。

イ　基幹的な交通・通信施設等の整備については、各施設等の耐震設計やネットワークの充実、施設・機能の代替性の確保、各交通施設間の連携の強化等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努める。

ウ　地すべり、崖崩れ防止等による土砂災害対策の推進及び、森林等の市域保全機能の維持推進を図るとともに、構造物、施設等の耐震性の確保に努める。

エ　東海地震、南海トラフ地震及び地震防災戦略が対象とする大規模地震以外の地震について、国が策定した地震防災戦略等を踏まえ、減災目標及び地震防災対策の実施目標を策定し、関係機関及び市民等と一体となった効果的、効率的な地震防災対策を推進する。

オ　老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

２　地震に強いまちづくり

（１）現状及び課題

少子高齢化や危険地域への居住地の拡大、ライフライン等への依存度の増大により地震の及ぼす被害は多様化し、地震に強い都市構造及び建築物の安全化、ライフライン施設の耐震化に配慮したまちづくりが必要となっている。

（２）実施計画

ア　地震に強い都市構造の形成

（ア）緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化等ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。

（イ）幹線道路や都市公園、河川等骨格的な都市基盤の整備等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化等により、地震に強い都市構造の形成を図る。

（ウ）不特定多数の者が利用する施設等における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備、利用者への情報伝達体制・避難誘導体制の整備を強化する。

イ　建築物等の安全化

（ア）不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等について、耐震性の確保に努める。

　特に、市有施設のうち、多数の者が利用する学校や防災上重要な拠点となる公共施設等について、計画的な耐震化を推進するとともに、構造躯体の耐震化に合わせ、天井や建具等の非構造部材や建築設備の耐震改修に努める。

（イ）建築物の耐震性の確保を促進するため、基準遵守等の指導に努める。

（ウ）既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する施策を積極的に実施する。

（エ）建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図る。

（オ）道路に隣接するブロック塀を、生垣等の倒壊の危険性の少ないものへの変更を誘導する。

ウ　ライフライン施設等の機能の確保

（ア）ライフラインの被災は、安否確認や市民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに、避難生活環境の悪化をもたらすことから、上下水道、廃棄物処理施設等の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等により代替性の確保を進める。

（イ）コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じる。

エ　地質、地盤の安全確保

（ア）施設の設置にあたっては、崩落、軟弱、液状化等による災害の発生を防止する対策を適切に実施するほか、大規模開発にあたっては関係機関において十分連絡・調整を図る。

（イ）個人住宅等の小規模建築物については、地質、地盤に対応した基礎構造等を採用するよう普及を図る。

オ　危険物施設等の安全確保

　危険物施設等及び火災の原因となる恐れのある薬品を管理する施設、ボイラー施設等について、耐震性の確保や緩衝地帯の整備を図るとともに、防災訓練の積極的な実施を促進する。

カ　災害応急対策等への備え

（ア）被災時の対応を迅速かつ的確に行うための備えを平常時より十分行い、職員及び市民個々人の防災力の向上を図るとともに、人的ネットワークの構築を図る。

（イ）指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄等の防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図る

（ウ）民間企業等を含む関係機関との協定を締結する等の連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるよう努める。

（エ）民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）についての協定締結に努める。

## 第３節　情報の収集・連絡体制

（消防防災課、情報交通課）

### 第１　基本方針

災害時には各機関ができる限り早期に的確な対策を講じることが求められるところであり、そのためには迅速、確実な情報の収集が必要である。

市、県、関係機関等を結ぶ情報収集・連絡体制の整備と、情報を伝達する通信手段の整備を進めるとともに、防災関連情報の収集蓄積に努め、災害危険性の周知や災害予測システムの研究に役立てる。

### 第２　主な取組み

１　防災関係機関は、情報収集ルートの設定等情報収集・連絡体制の整備を図る。

２　市・県は、防災関連情報のデータベース化を図り、防災情報を網羅したマップの作成や地理情報システムの構築に努める。

３　情報伝達手段の多ルート化を推進する。

### 第３　計画の内容

１　情報の収集・連絡体制の整備

（１）現状及び課題

情報の収集は、災害対策の適否を左右する重要な要素であり、迅速性、確実性が求められる。市、県、防災関係機関は、災害時の情報収集体制をあらかじめ整備するとともに、相互の連絡を緊密にするよう努めることが必要である。

（２）実施計画

ア　被害状況等の把握及び被害調査は、関係機関、団体、住民組織等の協力を求めて実施することとするが、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておく。

イ　円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年訓練を実施する。

ウ　公共施設（情報センター、学校、公民館等）を情報通信の拠点としたネットワークの活用を図る。

エ　総合的な情報収集を行うため「モニター情報制度」の設置を研究する。

オ　「防災情報システム」により関係機関との情報共有、連携強化に努める。

カ　雨量情報、土砂災害警戒情報及び長野県河川砂防情報ステーション等の情報収集に努め、また、県、市民と連携し、土砂災害に関わる異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。

キ　意見聴取・連絡調整のため、災害対策本等に関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。

２　情報の分析整理

市・県は平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集蓄積、情報形式の標準化に努めるとともに、パソコンネットワーク等の活用により災害情報等の共有化と市民への周知を図る。

また、これらの蓄積された情報をベースに情報分析要員等の育成・活用等を図り、被害予測や的確な初動体制の確立等の災害対策に資するほか、総合的な防災情報を網羅したマップの作成や地理情報システムの構築に努める。

３　通信手段の確保

（１）現状及び課題

過去の災害時においては､情報通信施設が被災し､情報通信が困難になったり、使用不能となるケースがあった。災害対策において、情報収集は欠かせない前提条件であり、情報通信手段を多ルートで設定することが求められる。

（２）実施計画

ア　防災行政無線については、機器の定期的な検査等を行い円滑な通信の確保を図る。

イ　非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備を耐震性のある堅固な場所への設置を図る。

ウ　災害時にアマチュア無線局の協力により、情報の提供が得られる体制を構築するよう努める。

エ　風水害時を想定した非常通信訓練を行う。

オ　衛星携帯電話、ＭＣＡ移動無線等の移動系の応急対策機器の整備を図る。

カ　全国瞬時警報システム（Ｊ-ＡＬＥＲＴ)、災害情報共有システム（Ｌアラート）その他の災害情報等を瞬時に受信・伝達するシステムを維持・整備するよう努める。

キ　東日本電信電話㈱等の電気通信事業者により提供されている災害時有線電話等を効果的に活用するように努める。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟に努めるものとする。また、ＩＰ電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図る。

## 第４節　活動体制

（消防防災課、企画財政課）

### 第１　基本方針

災害発生時において、迅速かつ円滑な応急対策を実施するためには、事前の活動体制の整備が必要となる。このため、職員の非常参集体制の整備、防災関係組織の整備等、発災時における活動体制の整備を図る。

### 第２　主な取組み

１　職員の配置活動体制の整備、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動マニュアル等の整備を推進する。
２　防災会議を設置し、その円滑な運営を図る。
３　防災中枢機能を果たす施設の安全性の確保、代替施設の確保等、災害時の防災中枢機能の確保を図る。
４　複合災害発生の可能性を認識し、備えを充実する。
５　業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

### 第３　計画の内容

１　職員の参集・活動体制

（１）現状及び課題

災害等による被害の拡大を防ぐためには、より迅速な職員の参集による情報収集及び応急対策への着手が必要となる。

（２）実施計画

ア　職員の非常参集及び活動体制を整備し、必要に応じ見直しを行う。

その際、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保について検討する。また、勤務時間外においても迅速な対応ができる体制を検討する。

イ　災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動マニュアル等を整備するとともに、マニュアルに基づく訓練を実施する。

ウ　応急対策全般への対応力を高めるため、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを構築する。

２　組織の整備

（１）現状及び課題

広域的な地域にわたって被害をもたらす風水害に対しては、各組織の防災体制の整備とともに、組織間の応援協力体制が必要である。

現在、市及び県にそれぞれ防災会議が設置されているが、その円滑な運営により、防災関係機関の連携強化を図る必要がある。

（２）実施計画

災害対策基本法第１６条に基づき大町市防災会議を設置し、それぞれの地域の災害特性及び地域特性に対応した地域防災計画の作成及び修正を行い、その計画に基づき対策を実施する。

3　防災中枢機能等の確保

（1）現状及び課題

災害時に応急対策の中心的役割を果たす各機関の施設、設備については、災害に対する防災機能の確保等に努める必要がある。

また、代替エネルギーシステムの活用を含めた自家発電設備等の整備や、通信途絶に備えた衛星携帯電話の整備等、非常用通信手段の確保が必要である。

さらに、施設の点検、補強等を実施するほか、施設使用不能時に応急対策の中心となる代替施設の確保を図る必要がある。

（2）実施計画

ア　防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する防災機能の確保等に努める。

また、上記施設が機能不全となった場合を想定し、防災中枢機能の復旧、代替機能の確保体制の構築を図る。

（ア）災害対策本部が被災し機能しない場合の代替施設の確保策を検討する。

（イ）市有施設の診断を行い、必要に応じ改修、整備を行う。

イ　長期間の停電や、通信途絶を想定した設備の整備、強化を検討する。

4　複合災害への備え

（1）現状及び課題

同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより被害が深刻化し、災害応急対策が困難となる可能性を認識し、備えを充実する。

（2）実施計画

災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じる等の可能性に留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行う対応計画をあらかじめ定めるとともに、早期の外部への支援の要請についても検討する。

5　業務継続性の確保

（1）現状及び課題

災害発生時の災害応急対策等の実施や、優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。

（2）実施計画

ア　災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

イ　実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保とともに、定期的な教育・訓練・点検等を通じた経験の蓄積や、計画の評価・検証等を踏まえるとともに、状況の変化等に応じた計画や体制の見直しを行う。

## 第５節　広域相互応援

（消防防災課、北アルプス広域消防本部）

### 第１　基本方針

災害発生時において、その規模及び被害の状況から、被災地方公共団体及び被災公共機関等単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難となった場合に備え、地方公共団体相互、消防機関相互及び公共機関相互等において、応援協定を締結し、平常時から連携の強化を図るとともに、災害時には協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。

### 第２　主な取組み

１　防災関係機関相互の連絡体制の整備を図る。
２　県内全市町村により締結されている相互応援協定に基づき、応援体制の確立を図る。
３　県内全消防本部による消防相互応援体制の確立を図る。
４　姉妹都市等との相互応援協定の締結を進める。
５　公共機関及びその他事業者等による、相互応援協定の締結を促進する。
６　県と市が一体となり他都道府県の被災地を応援する体制の整備を図る。
７　防災関係機関による応援が円滑に行えるよう、活動拠点の確保を図る。

### 第３　計画の内容

１　防災関係機関相互の連携体制整備

（１）現状と課題

各防災関係機関は、応援要請等が迅速に行えるよう連携体制の整備を図る。

（２）実施計画

ア　応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順や連絡方法を取り決めておく等、必要な準備を整える。

イ　災害の規模や被災地の要望に応じて円滑に応援を受けることができるような体制等の構築について検討する。

２　県内全市町村間の相互応援協定

（１）現状及び課題

県内７７市町村間において相互応援を行う「長野県市町村災害時相互応援協定」が締結されている。

今後は、これらの協定に基づき平常時から連携強化を図り、相互応援体制を確立する必要がある。

（２）実施計画

ア　県市長会及び県町村会と連携し、「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づく相互応援体制の確立を図る。

なお、本市は相互応援協定に定められた大北ブロックの代表団体である。

イ　相互応援協定に基づき実施する応援内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定める。

ウ　備蓄状況の把握及び合同訓練等を定期的に実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び実施が図れるよう、平常時から連携強化に努める。

エ　「長野県市町村災害時相互応援協定」における代表市町村等は、災害が発生した場合の先遣隊の派遣、ブロック内の支援・受援体制等について、代表市町村会議、ブロック内における連絡会議等を開催し、相互応援体制の確立を図る。

3　県内外消防本部間の消防相互応援体制

（1）現状及び課題

県内の消防本部を置く市町村間において相互応援を行う「長野県消防相互応援協定」が、平成８年２月に締結された。

また、大規模災害時に、上記の県内消防本部間の相互応援による消防力では対応できない場合に、全国の消防機関が相互に人命救助活動を行うことを目的に、緊急消防援助隊が平成７年６月に発足し、その活動の指針となる緊急消防援助隊要綱が制定された。

平成１５年６月に消防組織法が改正され、平成１６年４月から緊急消防援助隊が法制化されるとともに、大規模・特殊災害発生時の消防庁長官の指示権の創設等がなされた。

この法律及び協定に基づき、平常時から国、県、消防本部間の連携強化を図り、消防相互応援体制を確立する必要がある。

4　他の都市間との相互応援協定

（1）現状及び課題

姉妹都市間の相互応援協定については、平成７年４月に東京都立川市と、同年８月に富山県氷見市と締結している。

災害時相互応援協定については、平成２４年４月に富山県立山町、同年７月に三重県鳥羽市と締結している。

また、県では全国知事会の調整による「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」、関東地方知事会を構成する１都９県による「震災時等の相互応援に関する協定」、中部圏知事会を構成する９県及び名古屋市による「災害時等の応援に関する協定」並びに新潟県と「災害時の相互応援に関する協定」を締結している。

これらの協定により、近隣県・市との相互応援体制が整備されているが、今後一層の連携強化が必要である。

また、相互応援協定の締結にあたっては、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村等との間の協定締結を検討する必要がある。

（2）実施計画

ア　各相互応援協定に基づき、平常時からそれぞれの連携を強化し、災害時は協力して迅速かつ円滑な応急対策が実施できるよう努める。

イ　迅速かつ円滑な支援の受入れができるよう、相互に先遣隊の派遣、被災現地における調整本部の設置等に必要な体制の整備を図る。

ウ　広域避難が実施された場合を想定し、避難所、応急仮設住宅の設置が相互に行われるよう平常時から体制整備を図る。

エ　相互応援協定の締結にあたっては、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村等との間の協定締結を検討する。

5　公共機関及びその他事業者間の相互応援協定

（１）現状及び課題

公共機関及びその他事業者間においては連携強化に努めているが、相互応援協定の締結により、応急・復旧活動の応援が円滑に実施できる体制を整備する。

（２）実施計画

同種の事業者間等において相互応援協定を締結するとともに、相互応援協定等により実施する応援内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定める。

また、共同で訓練等を行う等平常時より連携を強化し、円滑な応急・復旧活動を行う体制を整備する。

6　県と市町村が一体となった他都道府県の被災地への応援体制整備

（１）現状と課題

被災県等への応援体制については、県と市町村間で締結されている「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定」により整備されているが、実際の活動にあたっては、県との連携強化が必要である。

（２）実施計画

あらかじめ応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制を定める。

また、県との連携を強化するため、平常時から共同で訓練等を実施し、円滑な応援活動を行う体制を整備する。

7　広域防災拠点の確保

（１）現状及び課題

被害の大きい風水害に対して、自衛隊、警察、消防等による全国的な広域応援活動が実施されるため、これらの人的・物的な応援活動を受入れるため、広域防災拠点として選定した松本空港及び松本平広域公園周辺他について、整備、運用等を県、市町村及び関係機関が調整する必要がある。

また、周辺市町村を含めた地域の中心的な拠点となる周辺市町村の緊急避難場所、避難所及び物資輸送拠点等の活動に利用される防災拠点を、あらかじめ関係機関が調整して選定する必要がある。

（２）実施計画

ア　市、県及び関係機関と連携し、地形、気候等地域の自然条件や、周辺市町村との連携、市街地・集落の形態、道路状況等の社会的条件を考慮して、広域ごとに拠点を選定する。

イ　選定された拠点ごとに、面積、管理者、周囲の状況、地形・地面の状態、設備の状況、ヘリ離着陸の可否、幹線道路へのアクセス等を記載したリストを作成し、情報の共有を図る。

ウ　関係機関は、選定された拠点や周辺のアクセス道路等について、リストを基にあらかじめ状況を把握する。

エ　機関相互の応援が円滑に行えるよう、部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、

物資輸送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及び防災拠点等に係る関係機関との情報の共有に努める。

## 第６節　救助・救急・医療

（消防防災課、市民課、市立大町総合病院、北アルプス広域消防本部）

### 第１　基本方針

救助・救急用資機材の整備、医療用資機材、医薬品等の備蓄、調達体制の整備を図るとともに、医療機関の被災状況、患者受入状況及び活動体制、災害発生、交通規制の状況等について、関係機関が相互に把握できるよう情報共有、連絡体制を整備する。

### 第２　主な取組み

１　救助工作車の充足及び救急自動車の高規格化の推進を図るとともに、災害等緊急時に備え、救助・救出用資機材の整備を図る。

２　医療用資機材、医薬品等の備蓄調達体制の整備を図るとともに、備蓄状況の把握方法を確立する。

３　災害拠点病院である市立大町総合病院を中心とした災害医療体制の整備を図る。

４　災害時における被害状況把握、患者の受入れ体制被災状況等、消防機関・医療・その他関係機関の情報共有が円滑に行える連絡体制の整備を図る。

### 第３　計画の内容

１　救助・救急用資機材の整備

（１）現状及び課題

平成２５年４月１日現在、北アルプス広域消防本部が保有する救助救急車両の保有台数は、救助工作車１台、高規格救急自動車５台であり、北アルプス広域消防計画の消防力整備計画に基づき増強、更新されている。なお、消防団、自主防災組織等を中心とした救助・救急活動に必要な資機材の増強整備、分散配置及び平常時からの訓練の実施も必要である。

また、災害時に備え救助・救出用資機材の整備を図るとともに、災害時に借受けが必要な資機材及び不足が見込まれる資機材については、あらかじめ借受け先を定めておく必要がある。

（２）実施計画

ア　北アルプス広域消防本部との連携により、災害時において迅速かつ的確な救助・救急活動ができる体制を確立する。

イ　消防団詰所、公民館、コミュニティ防災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図る。

また、平常時から市民に対し、これらを使用して、救助方法及び応急手当等の指導を行うとともに、定期的に防災訓練等を実施する。

２　医療資機材等の備蓄

（１）現状及び課題

災害等緊急時に必要とされる医療用資機材、医薬品等については、初期治療用医薬品等６６品目を県下１３か所に、衛生材料２９品目を県下６か所に常時備蓄（一社）日本産業・医療ガス協会関東地域本部長野県支部との協定に基づき医療ガスが確保されているほか、日本赤十字社、（一社）長野県医師会、（一社）長野

県歯科医師会、(一社) 長野県薬剤師会等の関係機関においても備蓄を行い、災害発生時に備えている。

また、血清・ワクチンについては関係機関に常時保管しており、輸血用血液については、県下３か所の血液センターに常時備蓄している。

在庫の確認、迅速で機能的な供給体制について、具体的な方法を事前に調整するとともに、地域での中心的な役割を果たす病院における備蓄体制の強化について、災害医療体制全体の中での位置付けが必要となる。

また、医薬品備蓄業者間で備蓄状況を迅速に把握するシステムの構築、不足時の迅速な補完体制の整備及び備蓄施設の安全性の確保等が必要である。

（２）実施計画

ア　市における備蓄医薬品等の品目・数量について、災害時に対応できる適正な品目・数量であるかを随時検討し、必要に応じて充足を図る。

イ　市立大町総合病院においては、緊急用ベッド・医療機器、担架、医薬品、救護医療用具等の備蓄品について整備する。

ウ　被害が広範囲にわたり、他市町村から医療用資機材及び医薬品の支援が必要になった場合及び他市町村が被災し、本市からの支援が必要になった場合を想定し、広域相互応援に関する体制整備を図る。

エ　市立大町総合病院に備蓄する医薬品の供給体制について関係機関と調整を行う。

オ　備蓄場所の整備、備蓄品目の充実を図る。

３　災害拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備

（１）現状及び課題

阪神・淡路大震災を契機に厚生労働省から災害拠点病院の整備方針が示され、県では地域災害拠点病院を二次医療圏ごとに指定するとともに、基幹災害拠点病院を指定し、段階的な施設・設備の整備を図ってきた。

災害拠点病院の指定を受けている市立大町総合病院については、段階的な施設・設備の整備、充実を図るとともに、災害拠点病院を中心とした災害医療体制の整備、充実を図る。また、大規模災害時には、多数の傷病者が見込まれることから、航空搬送拠点となる適当な場所を選定し、災害拠点病院へ傷病者を搬送する体制の整備を図る。

（２）実施計画

ア　市立大町総合病院を中心に、市町村の枠を越えた各地域単位の後方医療体制について、あらかじめ近隣市町村と調整を行う。

イ　市立大町総合病院を中心とした災害医療体制の充実を図るとともに、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）による支援体制や中期的な活動ができる体制を確保する。

また、災害支援体制強化のための段階的な施設・設備の整備、充実を図る。

ウ　関係機関による合同訓練を実施し、中長期的な医療への引継ぎ及び慢性患者の搬送引継ぎについて円滑な引継ぎや搬送体制を確立する。

エ　航空搬送拠点となる適当な場所を選定し、災害拠点病院への傷病者の搬送等の災害発生時における救急医療体制の整備を図る。

4　消防、医療及びその他関係医療機関相互の連絡体制の整備

（１）現状及び課題

災害時においては、被害状況や患者の受入れ体制等の情報を関係機関が適切・迅速に入手することが不可欠である。そのためには、関係機関による情報伝達ルートの多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化について、事前に連絡体制を確立しておく必要がある。

また、医療機関の患者受け入れ状況、被害状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えるとともに、日頃から関係機関の連携を密にするよう努める。

このほか、陸路が混乱した場合、ヘリコプターを利用した広域輸送の重要性が今後さらに高まるものと予想されるため、緊急輸送関係機関との事前の調整が必要である。

（２）実施計画

ア　集団災害発生時の救助、救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画を次に掲げる事項に留意し作成する。

（ア）出動区分及び他機関への要請（ヘリコプターを含む）等
（イ）最先到着隊による措置
（ウ）崖現地指揮本部の設置基準、編成、任務等
（エ）応急救護所の設置基準、編成、任務等
（オ）各活動隊の編成と任務
（カ）消防団の活動要領
（キ）通信体制
（ク）関係機関との連絡
（ケ）報告及び広報
（コ）訓練計画
（サ）その他必要と認められる事項

イ　消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、傷病者の搬送についても医療機関の連携を関係機関を交え、調整を行う。

また、近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請方法についても、事前に定める。

ウ　災害時に医療施設の診察状況等の情報を迅速に把握するため、広域災害・救急医療情報システムの整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行う。

エ　関係機関の協力を得て、救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画に基づく訓練を毎年１回以上実施する。

## 第７節　消防・水防活動

（消防防災課、建設課、農林水産課、北アルプス広域消防本部）

### 第１　基本方針

大規模災害時において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう、消防力等の整備及び活動体制の整備等について、あらかじめ計画を定める。

また、水防活動についても、迅速かつ的確に実施できるよう、資機材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

### 第２　主な取組み

１　消防力の強化、活動体制の整備及び予防消防の充実強化等について、あらかじめ計画を定める。

２　資機材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等について、あらかじめ計画を定める。

### 第３　計画の内容

１　消防計画

（１）現状及び課題

平成２７年４月１日現在の本市の消防体制は、消防署数１、消防職員数４８人、消防団数１、消防団員数７０１人である。

大規模災害に対しては、消防力の強化のほか、初動体制等の活動体制の整備、相互応援体制の整備及び市民等に対する火災予防の徹底等が重要であることから、これらに留意した市における消防計画の策定、修正及び計画の実施が必要である。

（２）実施計画

大規模災害発生後または発生する恐れがある場合において、消防機関が迅速かつ効果的に活動できるよう、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、防災活動に万全を期する。

ア　消防力の強化

「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、その近代化を促進するものとする。

特に、発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は減少の傾向にあるので、消防団総合整備事業等を活用した消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層をはじめとした団員の入団促進を図るものとする。また、消防・水防団活性化の推進を図るとともに、ＮＰＯ、民間企業、自治会等多様な主体を消防・水防協力団体として指定することで消防・水防活動の担い手を確保し、その育成強化を図るものとする。

また、消防の広域再編による、広域消防体制の推進を図るものとする。

イ　消防水利の多様化及び適正化

「消防水利の基準」に適合するように、消防水利施設等の整備を図るとともに、その適正な配置に努める。その際、水道施設の損壊等により、消火栓の使用に支障が生じる事態、及び防火水槽が損壊する事態等が想定されることから、耐震性防火貯水槽の整備、河川、農業用排水路等の自然水利及びプール、ため

池等の活用による消防水利の多様化を図る。

ウ　消防団の育成及び強化

発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は減少の傾向にあるため、消防団総合整備事業等を活用した消防団施設・装備、処遇の改善、教育訓練体制の充実等により消防団員の士気高揚及び初期消火、誘導体制の整備を図る。

エ　被害想定の実施

消防地理、消防水利及び危険区域をあらかじめ調査するとともに、過去の災害による被害状況を考慮した被害想定を行う。

オ　消防機関及び自主防災組織等の連携強化

災害発災初期における消火、救助活動等は、市民、事業所等による自主防災組織の自発的な活動が重要となることから、地域の実情に応じた自主防災組織の結成を促進する。

また、自主防災組織等の機材の整備及びリーダー研修の実施等による育成強化を図るとともに、防災訓練の実施等により、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織の連携強化を図り、大規模災害発生時において、一体となって当該災害等に対処できる体制の構築を図る。

カ　火災予防

（ア）　防火思想、知識の普及

火災の発生を防止するため、関係団体等と協力し、消防訓練等各種行事及び火災予防運動を実施するほか、広報媒体等を通じて、住民等に対する火気の取扱い、消火器具等の常備及びその取扱い方法等、防火思想、知識の普及啓発を図る。

（イ）　防火管理者制度の効果的な運用

消防法第８条に規定する、学校、病院、工場等の防火対象物の管理権原者に対し、防火管理者の選任を指導するとともに、防火管理者が当該防火対象物についての消防計画を作成し、当該計画に基づく消火訓練等の実施、消防用設備等の点検整備及び火気の管理等を行い、出火防止及び出火時の初期消火、避難体制の整備を図るよう指導する。

また、消防法第４条に規定する予防査察を防火対象物の用途、規模に応じて計画的に実施し、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握するとともに、火災予防上危険な場合及び火災発生時に人命に危険がある場合は必要な措置命令を行い、予防消防の一層の強化を図る。

（ウ）　危険物保有施設への指導

化学実験室等を有する学校、企業及び研究機関並びに薬局等多種類の危険物を少量保有する施設の管理者に対し、危険物収納容器等の転倒、落下、破損等により、次に掲げるような混触発火が生じないよう、管理の徹底に努めるよう指導する。

ａ　可燃物と酸化剤の混合による発火

ｂ　黄リン、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火

ｃ　金属粉、カーバイト等禁水性物質の浸水による発火

（エ）活動体制の整備

大規模災害発生時等における、消火、救助及び救急活動等が迅速かつ的確に実施できるよう、活動計画を定める。

特に関係機関との連携に留意した初動時における活動体制及び情報収集体制の整備を図るものとする。また、大規模火災に対して、消防力の効率的な運用を図

るため、重要防御地域、延焼防止線の設定等、火災防御計画等を定める。

（オ）応援協力体制の確立

大規模災害発生時等において、自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要がある場合、あらかじめ締結されている相互応援協定等に基づき、他の地方公共団体に応援を要請する体制及び応援を受け入れる体制を確立する。

また、他の地方公共団体から応援を要請された場合の応援体制についても確立するものとする。

## 2　水防計画

### （1）現状及び課題

本市は、西方の北アルプスを源流として、山体を侵食し流下する高瀬川、篭川、鹿島川、乳川等の河川によって形成された扇状地となっており、また、市の東部を流れる犀川には当地域を含む松本平の河川の水が全て流入している。

これらを踏まえて、迅速な情報収集と的確な水防活動を実施できる体制を確立する必要がある。

### （2）実施計画

ア　水防組織、水防団（消防団）の確立・整備

イ　水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧用資機材の備蓄のほか、次に掲げる事項

（ア）重要水防区域周辺の竹立木、木材等、洪水時等に使用できる資材の確認

（イ）緊急時に使用できる民家、資材業者等の資機材在庫量の把握及び協力体制の整備

ウ　通信連絡系統の整備、警報等の市民への伝達体制の整備

エ　平常時における河川等の水防対象箇所の巡視

オ　河川ごとの水防工法の検討

カ　居住者への立ち退きの指示体制の整備

キ　洪水時等における水防活動体制の整備

ク　他の水防管理団体との相互応援協定

ケ　浸水想定区域に指定された区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所等の避難計画の策定及び洪水予報等の伝達体制の整備

コ　浸水想定区域内にある主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設（以下「要配慮者利用施設」という。）で、洪水時に避難の必要が認められる施設、大規模工場等で洪水時に浸水の防止を図る必要が認められる施設等の名称及び所在地を定めるとともに、施設の洪水予報等の伝達体制を整備する。

サ　水防計画の策定

シ　水防機関の整備

ス　水防協議会の設置

セ　水防訓練の実施（年１回以上）

（ア）水防技能の習熟

（イ）水防関係機関、自主防災組織との連携強化及び沿川住民の水防思想の普及啓発

（ウ）発災時の避難誘導計画に基づく避難誘導訓練

ソ　水防計画の策定にあたっては、洪水の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報の提供等水防と河川管理の連携を強化するよう努める。

タ　地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制、避難誘導、避難の確保を図るための施設整備、防災教育・訓練、自衛水防組織の業務に関する事項等の計画作成、当該計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について市長に報告する。また、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努める。

## 第８節　要配慮者支援

（福祉課、観光課、消防防災課、市立大町総合病院、北アルプス広域消防本部）

### 第１　基本方針

近年の都市化、高齢化、国際化等社会構造の変化、核家族化等による家庭や地域の養育・介護機能の低下等に伴い、災害発生時には要配慮者が被害を受ける事例が多く見受けられる。

このため、市及び県、社会福祉協議会、医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得て、災害から要配慮者、とりわけ自ら避難することが困難であり避難の確保を図るために特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）を守るための防災対策の一層の充実を図る。

また、近年、社会福祉施設、医療施設等の要配慮者利用施設が、土砂災害や浸水被害により被災し、多数の犠牲者が出た事例があり、土砂災害や浸水被害が発生する恐れのある地域内に立地する要配慮者利用施設については、避難誘導等について重点的に対策を講ずる必要がある。

### 第２　主な取組み

１　要配慮者支援計画を策定し、支援体制計画の構築に努める。

２　在宅の要配慮者の状況把握に努めるとともに、緊急通報装置等の整備、支援・協力体制の確立、防災教育、防災訓練の充実強化を図る。

３　要配慮者利用施設の防災設備、組織体制、緊急連絡体制等を整備するとともに、支援協力体制の確立、防災教育、防災訓練の充実強化を図る。

４　外国籍市民や外国人旅行者等の観光客が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、指定緊急避難場所、指定避難所や避難経路標識等の簡明化、多言語化等による防災環境づくりに努める。

５　土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所、浸水想定区域内等の配慮者利用施設における避難誘導等の体制強化に努めるとともに、これらの施設に対する連絡・通報体制の強化を図る。

### 第３　計画の内容

１　要配慮者支援計画の作成

（１）現状及び課題

災害時の要配慮者に対する避難支援等の強化は急務である。特に、要配慮者のうち避難行動要支援者については、名簿作成が義務付けられ、平常時から避難支援体制を構築しておく必要がある。

（２）実施計画

ア　避難行動要支援者支援に関する計画の作成

地域における災害特性等を踏まえつつ、避難行動要支援者の避難支援全体計画の作成に努める。また、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための事項について定める。

（ア）避難支援等関係者となる者（以下「避難支援等関係者」という。）

ａ　北アルプス広域大町消防署

ｂ　大町警察署

ｃ　民生児童委員

ｄ　大町市社会福祉協議会

e　自主防災組織
f　消防団
g　地域包括支援センター

（イ）避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲

a　介護保険法の規定により要介護認定３～５を受けてい　る者
b　身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳１・２級（総合等級）の第１種を所持する者（心臓、腎臓機能障がいのみで該当する者は除く。）
c　療育手帳制度要綱の規定により療育手帳Ａ以上を所持する知的障がい者
d　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により精神障害者保健福祉手帳１・２級を所持する者で単身世帯の者
e　７５歳以上の高齢者のみの世帯（７５歳以上の単身者含む。）
f　市長が避難支援等の必要を認める者
g　前各号以外で自主防災会組織等が支援の必要を認める者

（ウ）名簿作成に必要な個人情報の入手方法

大町市個人情報保護条例第１０条２項２に規定する利用及び提供の制限により、以下の台帳により実施する。

a　介護保険受給者台帳
b　身体障害者手帳交付台帳
c　療育手帳交付台帳
d　精神保健福祉手帳交付台帳
e　地域が行う避難行動要支援者情報の収集（自主防災会組織等が支援の必要を認める者）

自主防災組織等は、日頃の活動等を通じて、また、民生委員・児童委員、社会福祉協議会などの協力を得て、地域において支援が必要な者の情報を入手する。

（エ）名簿更新に関する事項

a　市は、住民の転入・転出、死亡、介護認定、身体障害者手帳等の事務又は避難支援等関係者及び関係部局が入手した情報を基に、避難行動要支援者名簿を定期的に更新し、名簿情報を最新の状態に保つものとする。
b　避難行動要支援者名簿の更新情報については、避難支援等関係者に更新した情報を提供（年１回）する。

（オ）名簿情報の提供に際し、情報漏えいを防止するために求める措置及び講ずる事項

a　当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
b　災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを説明する。
c　避難行動要支援者名簿については、施錠可能な場所へ保管するなど、厳重なる保管を行うよう指導する。
d　避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する。
e　避難行動要支援者名簿の提供先が個人でなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取り扱う者を限定するよう指導する。
f　個人情報の適正管理について、避難支援等関係者と覚書を締結するものとする。

（カ）要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができる通知又は警告の配慮

市は、大規模な地震の発生又は洪水その他による災害の発生が予測されるときは、様々な情報伝達手段を確保し、避難準備情報（要支援者避難情報）等の緊急情報を提供する。

また、発令された避難準備情報（要支援者避難情報）等が避難行動要支援者を含めた住民全員に確実に届くよう、電話連絡、直接の訪問等地域ぐるみの情報伝達体制の整備を推進する。

（キ）避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることを前提とする。

避難行動要支援者に同意を確認する際は、「災害はいつ起こるかわからないこと」や「災害発生時に避難支援者が近くにいなかったり、避難支援者自身が被害にあったりすることは十分考えられること」を説明する。

また、避難行動要支援者名簿に掲載し、避難支援等関係者　がその情報を共有しているが、「必ず避難支援者等関係者が来て、助けてくれること」を保証するものではないということをあらかじめ理解されるよう説明する。

イ　避難行動要支援者の把握と名簿の作成

平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や、避難支援を必要とする事由を適切に反映するため定期的に更新する。

なお、避難行動要支援者以外の要配慮者についても、民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、ボランティア団体等の協力や、地域の支え合いにより、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、所在及び、災害時における保健福祉サービスの要否等の状況把握とともに名簿を整備し、災害発生時には、避難行動要支援者以外の要配慮者に対する援護が適切に行われるよう努める。

ウ　避難行動要支援者名簿の提供

避難支援等に携わる関係者として避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な機関や団体等の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練等の実施を一層図るとともに、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

なお、名簿情報の提供について、本人の同意がなくとも平常時から名簿情報を外部に提供できる旨を条例等で別に定めている場合は、平常時からの提供に際して本人の同意を要しない。

エ　要配慮者支援計画の作成

地域における災害特性等を踏まえつ地域住民と連携を図りながら災害時住民支え合いマップ等により要配慮者支援計画を作成するとともに、避難行動要支援者以外の要配慮者についても、避難支援計画の作成に努める。

オ　福祉避難所等への移送

市は、避難行動要支援者の重度化や合併症の予防の観点から、医師、看護師、保健師等の協力を得て、健康状態の確認や相談に応じながら、特別な配慮を必要とする場合が生じたときは、家族や福祉避難所、社会福祉施設又は医療機関と連携を取りながら、移送の協力を行うとともに心身の状態等に配慮した生活の確保

を図る。

2　在宅者対策

（1）現状及び課題

在宅の要配慮者については、その所在や個々の態様に応じた援護の状況把握に努めるとともに、災害の発生に備え、安全を確保するための緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備をはじめ、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策等の支援協力体制の確立、要配慮者が自らの対応能力を高めるための防災教育や防災訓練の充実強化等、防災の様々な場面において、要配慮者に配慮したきめ細かな施策を、他の保健福祉施策等との連携の下に行う。

（2）実施計画

ア　指定避難所の整備

災害発生時において避難所となる公共施設について、安全性の向上、段差の解消、スロープや身体障がい者用トイレの設置、避難経路標識等の簡明化、多言語化等による要配慮者に配慮した施設整備を推進するとともに、必要な物資等の備蓄に努める。

イ　防災教育・訓練の実施

要配慮者が自らの対応能力を高めるため、要配慮者の個々の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

ウ　受援体制及び応援体制の整備

災害発生時に他の地方公共団体に応援を要請する場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。

また、他の地方公共団体で災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な専門職員（社会福祉主事、保健師、看護師、介護職員、通訳者、手話通訳者等）、車両、資機材等について、速やかに応援出動等に対応できる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。

エ　緊急通報装置等の整備

要配慮者の安全を確保するため、要配慮者の対応能力を考慮した緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の設置を促進する。

オ　避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握

市は、民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、ボランティア団体等の協力や、地域の支え合い等の協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、避難行動要支援者以外の要配慮者についても所在及び災害時における保健福祉サービスの要否等、在宅の避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握に努める。

カ　避難行動要支援者以外の要配慮者名簿の整備

市は必要に応じて、災害の発生に備え、避難行動要支援者以外の要配慮者についても名簿を整備し、災害発生時に効果的に利用することで、要配慮者に対する援護が適切におこなわれるように努める。

キ　支援協力体制の整備

保健福祉事務所、社会福祉施設、医療機関、社会福祉協議会、民生・児童委員、地域住民、ボランティア団体等との連携のもとに、災害時の安否確認及び、避難誘導、情報提供、救護・救援対策、緊急受入れ等、地域ぐるみの支援・協力体制の確立に努める。

ク　要配慮者利用施設が実施する計画

（ア）　防災設備等の整備

要配慮者利用施設においては、市及び県の指導の下に、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備えて、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品の備蓄（最低でも３ 日分、可能な限り１週間分程度）を行う。

（イ）　組織体制の整備

要配慮者利用施設においては、市及び県の指導の下に、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努める。

（ウ）　防災教育・防災訓練の実施

要配慮者利用施設においては、市及び県の指導の下に、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

（エ）　応援体制及び受援体制の整備

要配慮者利用施設においては、市及び県の指導の下に、他の要配慮者利用施設において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、自治会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定及び県内や隣県における同種の施設若しくはホテル等の民間施設等と施設利用者の受入に関する協定を締結するよう努める。

また、一般の避難所では生活が困難な障がい者や高齢者等が避難する福祉避難所の設置・運営について、市町村から要請があった場合、積極的に協力する。

（オ）日本赤十字社長野県支部、県医師会、大北医師会等は、県の指導に沿って、それぞれの関係医療機関等に対し、災害時の入院患者の安全確保について特別の配慮を行うよう指導する。

また、医療施設の損壊等により、入院患者の移送、医師、看護師等の確保、医薬品、医療用資機材等の補給等応援要請がある場合に備え、広域的な相互応援及び受援体制の整備についてあらかじめそれぞれの関係機関等と調整する。

（カ）　医療機関においては、災害時の入院患者等の安全確保を図るため、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じた防災マニュアルを作成するとともに、施設・設備の整備、点検、患者家族連絡表の作成等緊急時の連絡体制や避難誘導体制の整備、職員教育や避難訓練の実施、医薬品、医療用資機材等の備蓄など防災体制の強化を図る。

（キ）　医療機関においては、県、市及び関係機関の指導の下に、他の医療機関に

おいて災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員、車両、資機材等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。

3　要配慮者利用施設の対策

（1）現状及び課題

要配慮者が利用する社会福祉施設等においては、施設利用者の安全の確保に十分留意し、施設そのものの安全性を高めるための防災設備等の整備や、災害の予防や災害時における迅速かつ的確な対応を行うための組織体制の確立、職員や施設利用者に対する防災教育、防災訓練の充実強化等、施設利用者の態様に応じたきめ細かな災害予防対策を講ずる必要がある。

入院患者を有する医療機関が被災した場合、入院している患者に対する優先的な安全確保が必要となる。このため、医療機関における防災体制の強化を図るとともに、重症者の状況の把握、患者の移送先、移送手段等について事前に関係機関と十分に検討することが必要である。

（2）実施計画

ア　防災設備等の整備

要配慮者利用施設の管理者に対し、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備え、施設利用者の生活維持に必要な最低限度の食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品を備蓄するよう指導する。

要配慮者利用施設の管理者は、指導に基づき適切な措置を講ずる。

イ　組織体制の整備

要配慮者利用施設の管理者等に対し、災害の予防や災害時において迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図り、施設利用者の態様に応じた支援・協力体制の確立に努めるよう指導する。

要配慮者利用施設の管理者は、指導に基づき適切な措置を講ずる。

ウ　防災教育・防災訓練の実施

要配慮者利用施設の管理者等に対し、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や、災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図るよう指導する。

要配慮者利用施設の管理者は、指導に基づき適切な措置を講ずる。

エ　受援体制及び応援体制の整備

災害発生時に他の要配慮者利用施設に対し、応援を要請する場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。

また、要配慮者利用施設の管理者等に対し、他の要配慮者利用施設で災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両、資機材等について、速やかに応援出動等に対応できる体制を整備

するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるよう指導する。
要配慮者利用施設の管理者は、指導に基づき適切な措置を講ずる。
また、一般の避難所では生活が困難な障がい者等の要配慮者のため、介護福祉施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。

オ　医療機関に対し、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じた防災マニュアルを作成し、災害時における入院患者等の安全が円滑に確保されるよう指導する。

カ　医療施設の損壊等により、入院患者等の移送や、医師・看護師等の確保、医薬品、医療用資機材等の補給等、応援要請がある場合に備え、関係機関に対し、広域的な相互応援及び受援体制の整備についてあらかじめ調整するよう指導する。

キ　市立大町総合病院及び医療機関においては、災害時の入院患者等の安全確保を図るため、厚生労働省のガイドラインに沿い、実情に応じた防災マニュアルを作成するとともに、施設・設備の整備、点検、患者家族連絡表の作成等、緊急時の連絡体制や避難誘導体制の整備、職員教育や避難訓練の実施、医薬品・医療用資機材等の備蓄等による防災体制の強化を図る。

ク　市立大町総合病院及び医療機関においては、災害発生時に他の医療機関に対し、応援を要請する場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。
また、他の医療機関で災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員、車両、資機材等について、速やかに応援出動等に対応できる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。

ケ　日本赤十字社長野県支部大町市地区、（一社）大北医師会等は、県の指導に沿って、各関係医療機関等に対し、災害時の入院患者の安全確保について特別の配慮を行うよう指導する。
また、医療施設の損壊等により、入院患者の移送、医師、看護師等の確保、医薬品、医療用資機材等の補給等応援要請がある場合に備え、広域的な相互応援及び受援体制の整備についてあらかじめ各関係機関等と調整する。

## 4　外国籍市民、外国人旅行者、観光客対策

### （1）現状及び課題

外国籍市民等については、地理の不案内や、言葉、文化、生活習慣、防災意識の違い等から、指定緊急避難場所、指定避難所や避難経路等が十分に周知されず、災害時における情報収集、迅速かつ的確な行動等に困難が生ずる恐れがあるため、外国籍市民等に配慮した指定緊急避難場所、指定避難所や避難経路の表示や、防災意識の普及とともに、自らが災害への対応能力を高めていける防災環境づくりに努める必要がある。
また、滞在地の地理に不案内な観光客、とりわけ言語の異なる外国人旅行者に対しても、緊急時の避難方法、場所、経路等を周知する必要がある。

### （2）実施計画

ア　外国籍市民、外国人旅行者への情報提供体制の整備
関係機関・団体と連携し、外国語によるインフォメーション等、外国籍市民、外国人旅行者に配慮した情報提供体制や緊急時における連絡体制の整備に努める。

イ　指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の周知

外国籍市民、外国人旅行者や観光客に対し指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の周知を図るため、簡明かつ効果的な標識等を整備するとともに、多言語化を推進する。

ウ　防災教育・防災訓練の実施

外国語による啓発資料の作成や、配布、防災教育、防災訓練等への外国籍市民等の参加推進を通じて、外国籍市民等に対する防災知識の普及を図る。

エ　受援体制及び応援体制の整備

災害発生時に他の地方公共団体に対し、応援を要請する場合に備え、あらかじめ他の地方公共団体に対し連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。

また、他の地方公共団体で災害が発生し、応援要請がある場合に備え、通訳者の派遣等、速やかに応援出動等に対応できる体制を整備する。

オ　観光客の安全対策の推進

関係機関・団体と相互に連絡協調して、緊急時における連絡体制を確立するとともに、観光客の安全対策を推進する。

カ　外国籍市民等の状況把握及び支援体制の整備

市内における外国籍市民等の居住状況等の把握に努めるとともに、市域全体による情報収集、連絡体制や避難誘導体制等、外国籍市民等に対する支援体制の整備を図る。

キ　外国人旅行者の安全対策の推進

旅館、ホテル等、観光関連事業者と連携して、外国人旅行者にも対応した災害時における対応マニュアルを作成するよう努める。

5　土砂災害警戒区域及び浸水想定区域内等の要配慮者利用施設対策

（1）現状及び課題

土砂災害警戒区域及び浸水想定区域内等に立地している要配慮者利用施設が被災した場合、避難等に通常以上の時間を要することから、被害の拡大が予想される。このため、迅速な避難誘導等のための体制を確立する必要がある。

（2）実施計画

土砂災害警戒区域及び浸水想定区域内等に立地している要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立等、防災体制の整備を指導するするとともに、要配慮者利用施設、自主防災組織等と連携をとり、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等の訓練を実施する。

なお、浸水想定区域等の指定があったときは、想定区域等ごとに、情報の伝達方法、指定緊急避難場所、その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。

## 第９節　緊急輸送

（消防防災課、建設課）

### 第１　基本方針

大規模災害発生時には、緊急救助活動、消火活動、各種の救援活動等、人命救助と被災者の生活確保及び早期復旧のために、よりスムーズな人・物の流れが重要とされることから、緊急輸送について、迅速に対応できる体制を平常時から確立するとともに、災害による輸送に対する障害を未然に防止し、障害発生に対しても適切に対処し得る事前計画を確立する。

### 第２　主な取組み

１　緊急交通路の確保に関する計画を策定する。
２　ヘリポート、輸送拠点等を事前に選定する。
３　ヘリコプター、トラック輸送等について、災害時の輸送力確保について事前に計画を樹立する。
４　緊急通行車両及び規制除外車両（以下「緊急通行車両等」という。）の事前確認を行い、発災時の迅速な運用に備える。

### 第３　計画の内容

１　緊急交通路の確保

（１）現状及び課題

本市の道路は幹線道路が比較的少なく橋梁が多く、また、生活道路は狭隘な箇所が多いため、緊急交通路の複数確保が困難な状況にあることから、既存の道路の防災対策を促進するとともに、災害発生時には適切な交通規制により、効率的な運用を図らなければならない。また、緊急車両の通行の妨げとなる放置車両や立ち往生車両の移動等を速やかに行うよう体制の整備を図る。

（２）実施計画

ア　警察署と協議のうえ、地域の実情に合った交通確保計画を策定する。この場合、県が定める交通規制計画道路との整合や、「拠点ヘリポート」及び「物資輸送拠点」の交通確保について配慮する。

イ　緊急輸送のための道路を確保するため、あらかじめ確保すべき道路を指定し、計画的な整備に努める。選定条件は次のとおりとする。

（ア）隣接する市町村と接続する幹線道路
（イ）避難地、避難施設等に接続し、応急対策を実施するうえで重要な道路
（ウ）病院等主要な公共施設、防災関係施設等に接続する道路

ウ　緊急輸送路の確保のため、国、県と密接な調整を行うとともに、幹線道路への防災対策を実施し、災害に強い道路整備に努める。

また、建設業組合等の協力を得て、あらかじめ道路上の障害物除去等を実施し、輸送道路の確保に努めるとともに、その体制整備に努める。

２　緊急用ヘリポート及び物資輸送拠点の確保

（１）現状及び課題

大規模災害の発生時には、迅速な救急救助活動と効率的な救援物資搬送等を行う必要があるが、道路交通網が被災した状況には、ヘリコプターを活用し、効率

的な体制により実施することが重要である。

（２）実施計画

ア　市は最低１箇所以上の「物資輸送拠点及び拠点ヘリポート等」を確保し、指定する。ヘリポートは、避難所（場所）と競合しない場所を選定するとともに、支援物資を集積・分類して各避難所等に輸送できるよう、施設や支援部隊の活動拠点となるスペースが近隣又は近距離にある場所とし、総合的な支援拠点となり得る場所を指定する。

イ　当市が被災した場合はもちろん、隣接市町村が被災した場合の輸送拠点ともなり得る物資輸送拠点を指定する。選定に際してはヘリコプターによる空輸と陸上輸送の両面の利便性を考慮する。

ウ　物資輸送拠点及び拠点ヘリポートとして、次のとおり指定し、市民に周知徹底を図る。

| | |
|---|---|
| 物資輸送拠点１ | 大町運動公園 |
| 物資輸送拠点２ | 八坂支所 |
| 物資輸送拠点３ | 美麻支所 |
| 拠点ヘリポート１ | 観音橋西 |
| 拠点ヘリポート２ | 八坂小学校グラウンド |
| 拠点ヘリポート３ | 美麻小中学校グラウンド |

３　輸送体制の整備

（１）現状及び課題

大規模災害の発生時には、物資輸送拠点までの幹線輸送と、輸送拠点から各避難所等の末端部への輸送を円滑に実施しなければならないが、この場合、陸上における輸送手段を迅速に確保し輸送システムを早期に確立するとともに、道路交通網の寸断を想定して、ヘリコプターを活用した空からの輸送についても整備しておくことが必要である。

（２）実施計画

ア　ヘリコプターの活用について関係機関と調整を行い、災害発生に円滑な運用を図る。

イ　市内の輸送業者と連絡を密にして、発災時の協力体制を確立する。

ウ　輸送事業者等の緊急輸送に係る調整業務等への参加や、物資輸送拠点での主体的な業務の実施と、運送事業者等の施設を活用する体制整備を図る。

エ　物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の発注方法の標準化を図る。

オ　物資の輸送拠点となる民間施設等への非常用電源・通信設備の設置に対する支援をするとともに、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を図る。

カ　輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両等標章交付の事前届出制度が適用されることから、民間事業者等に対して周知するとともに、自らも積極的に事前届出制度の活用を図る。

４　緊急通行車両等の事前届出の確認

（１）現状及び課題

被災地及びその周辺においては、救急救助、消火、緊急物資の輸送、応急復旧

対策等に従事する車両の通行を最優先で確保しなければならない。
　一般車両を制限する交通規制が円滑、迅速に実施され、応急対策車両が直ちに被災地において活動を開始できるよう、事前届出車両についての確認を完了しておく。

（２）実施計画
　発災時の円滑な交通規制と、緊急通行車両等輸送を確保するため、災害時における緊急通行車両等の事前届出車両についての確認体制を確立する。

## 第１０節　障害物の処理

（消防防災課、建設課、農林水産課）

### 第１　基本方針

道路の法面や沿道建築物の崩壊、河川の決壊、街路樹、電柱等の倒壊、流倒木等により、道路は通行が不能あるいは困難な状態となることが予想されることから、応急復旧活動を実施するための人員、資機材等の輸送が円滑に行われるよう、応急対策について関係機関と事前に協議する等災害の発生に備える。

### 第２　主な取組み

１　応急対策に必要な専門技術者を確保する体制の整備を図る。

２　放置車両や立ち往生車両を含む障害物除去体制について、関係機関と事前に対応を協議する。

### 第３　計画の内容

（１）現状及び課題

放置車両や立ち往生車両を含む障害物の除去に当たっては、レッカー車、クレーン車、チェーンソー等、各種機械とともに操作員が必要であるため、あらかじめこれらの要員を確保する必要がある。

緊急輸送路として確保すべき市道、農道、林道等の障害物除去体制について関係機関と事前に対応を検討する。

（２）実施計画

ア　緊急輸送路とされている基幹市道等について、速やかな障害物除去体制の整備を事前に検討する。

イ　災害発生時に予想される障害物の所有者及び関係機関と事前に対応を協議する。

ウ　大北森林組合等林業関係団体と倒木処理について調整し、あらかじめ体制を整備する。

エ　大町市建設業組合等との「災害時における復旧協力に関する協定」に基づき、災害時の障害物等の迅速な応急対策体制を確立しておく。

オ　レッカー車、クレーン車等を保有する業者と、各種特殊車両操作員の状況を把握し、災害時における協力を要請する。

カ　応急対策等による排除物件の保管場所を確保する。

キ　集積、処分場所について、地権者・管理者等と協議し、あらかじめ選定する。

## 第１１節　避難の受入活動

（全部局）

### 第１　基本方針

災害の発生時には、行政、市民及び防災関係機関が一体となり被害軽減のための措置を講ずることが重要であるが、崖崩れや火災の延焼等により、被害が拡大する恐れがあり、生命に危険が及ぶ場合には、居住者や滞在者等は、速やかに安全な場所に避難することが必要となる。

こうした事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を実施するため、要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅行者（以下「帰宅困難者等」という。）に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保等を図る。

### 第２　主な取組み

１　避難計画を策定し、要配慮者及び帰宅困難者等にも配慮した避難体制の確立を図るとともに情報伝達体制の整備を図る。

２　指定緊急避難場所及び指定避難所を事前に指定するとともに、避難時のための環境整備を図る。

３　住宅等の確保を迅速に行うため体制の整備を図る。

４　学校における迅速かつ適切な避難活動のための計画を策定する。

### 第３　計画の内容

１　避難計画の策定等

（１）現状及び課題

激甚な災害の発生時には、大規模かつ長期の避難活動が予想され、きめ細かな避難計画が必要となる。

特に、浸水想定区域内や土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、避難誘導等の体制を強化する必要がある。

（２）実施計画

ア　災害発生時に市の公共施設においては、建物の破損、火災等の発生が予想され、職員以外に多数の利用者も想定されることから、各施設の防火管理者は避難対策等に関する計画を策定する。

イ　要配慮者が利用する施設について、施設利用者個々の対応に応じた避難計画を策定する。

ウ　避難計画の作成

次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努める。

（ア）指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者

（イ）避難準備情報、避難勧告、避難指示の具体的な発令基準及び伝達方法

なお、避難勧告、避難指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡方法を取り決めておく等の必要な準備を整えておく。

（ウ）指定緊急避難場所の対象となる異常現象の種類

（エ）指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法
（オ）指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
a　給食措置
b　給水措置
c　毛布、寝具等の支給
d　衣料、日用品の支給
e　負傷者に対する救急救護
（カ）指定避難所の管理に関する事項
a　避難の受入中の秩序保持
b　避難住民に対する災害情報の伝達
c　避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底
d　避難住民に対する各種相談業務
（キ）避難の心構え、知識の普及啓発に関する事項
a　平常時における広報
（a）広報紙、掲示板、パンフレット等の発行
（b）市民に対する巡回指導
（c）防災訓練等
b　災害時における広報
（a）広報車による周知
（b）避難誘導員による現地広報
（c）住民組織を通じた広報
c　避難時の周囲の状況等により、屋内に留まる方が安全な場合等には、屋内での退避等安全措置を講ずることにも留意する。
エ　避難行動要支援者対策
平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動要支援者に対する情報伝達体制、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練等の実施を一層図る。
オ　帰宅困難者等対策
帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に対して正確な情報伝達ができるよう必要な体制の整備を図る。

（3）市民が実施する計画
（ア）家族があわてず行動できるよう、次の事項について話し合い、あらかじめ家族内の役割分担を決める。
a　家の中でどこが一番安全か。
b　幼児や高齢者の避難は誰が責任を持つか。
c　救急医薬品や消火器等の点検。
d　避難する時、誰が何を持ち出すか、非常持出袋はどこに置くか。
e　指定緊急避難場所及び指定避難場所、避難経路はどこか。
f　家族間の連絡方法と最終的に落ち合う場所はどこにするか。
g　昼間の場合又は、夜間の場合の家族の分担。
（イ）防災訓練に積極的に参加し、避難行動を実践的に身に付ける。
（ウ）指定避難所での生活に最低限必要な食料、水、衣類等生活必需品、医薬品、

携帯ラジオ等をいつでも持ち出せるよう備える。

2　避難場所の確保

（1）現状及び課題

災害の危険が切迫した場合には、市民等の安全を確保し、緊急的に逃れるための指定緊急避難場所を指定しておく必要がある。

（2）実施計画

ア　災害の危険が切迫した緊急時において、都市公園、公民館、学校等の公共的施設を対象にその管理者の同意を得て、地域の人口、地形、災害に対する安全性等に応じ、安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、市民への周知徹底を図る。

イ　指定緊急避難場所は、洪水、崖崩れ、土石流、地すべり、地震、大規模な火事、内水氾濫、噴火に伴う火山現象の各現象に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に、危険を及ぼす恐れのない場所であって、災害発生時に迅速に指定緊急避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを指定する。

なお指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

ウ　市内全域が被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に便利な場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所の相互提供等について協議する。

エ　指定緊急避難場所については、他の市町村からの被災者を受け入れることができるよう配慮する。

オ　安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。

3 避難所の確保

（1）　現状及び課題

災害発生時に被災者の避難及び救援を円滑に実施するための適切な施設を指定しておく必要がある。

（2）　実施計画

ア　指定避難所は、被災者が滞留するための適切な規模を有し、速やかに被災者等の受入れが可能な構造又は設備を有する施設とし、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。

なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設は、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

イ　学校を避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることに配慮する。また、避難所としての機能は応急的なものであることを確認の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民

等の関係者と調整を図る。

ウ　市内全域が被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に便利な場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と避難所の相互提供等について協議する。

エ　指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、換気、照明、暖房等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努める。

オ　指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。

カ　テレビ、携帯ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。

キ　指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄に努める。また、灯油、エルピーガス等の常設に努める。

ク　避難行動要支援者を安全かつ適切に避難させるため、地域住民の助け合いの力等による避難行動要支援者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。

また、一般の避難所では生活が困難な障がい者等の要配慮者のため、介護福祉施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。

なお、災害発生時に避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うと共に、必要な物資等の備蓄に努める。

ケ　医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害発生時における避難行動要支援者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努める。

コ　公有地はもとより民有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が指定緊急避難場所及び指定避難所としての条件を満たすよう協力を求める。

サ　「避難所マニュアル策定指針」（平成２４年３月長野県危機管理部）等を参考として、各避難所の運営マニュアル等の整備に努める。

シ　指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努める。

ス　指定避難所については、他の市町村からの被災者を受け入れることができるよう配慮する。

セ　安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。

## ４　住宅の確保体制の整備

### （１）現状及び課題

住宅の被災により避難生活を余儀なくされた市民に対して、早期に生活基盤が安定するよう速やかな住宅の確保が必要となる。このため市及び県は相互に連携し、住宅情報の提供、又は住宅の提供を行う体制を整備する必要がある。

（２）実施計画

ア　利用可能な市営住宅等を把握し、被災者に住宅を提供する体制を整備する。

イ　必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ及び、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備する。

ウ　応急仮設住宅の建設用地について、あらかじめ指定緊急避難場所及び指定避難所との整合を図り適地を確保する。なお、学校の敷地を定める場合には、学校教育活動に十分配慮する。

エ　災害救助法が適用された場合における入居者の決定等、住宅の供給方法等について、県と連携した体制の整備を図る。

オ　利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する体制を整備する。

カ　周辺の被災市町村に対して、利用可能な市営住宅等の情報が提供できる体制を整備する。

５　学校等における避難計画

（１）現状及び課題

災害が発生した場合、保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校（以下「学校等」という。）においては、幼児及び児童生徒（以下「児童生徒等」という。）の生命、身体の安全確保に万全を期すとともに、緊急事態に備え迅速かつ的確に対応できる綿密な保護対策を実施する必要があることから、学校等の長は、児童生徒等の保護について次の事項に十分留意し、避難対策計画を具体的に定める必要がある。

（２）実施計画

ア　学校等においては、多数の児童生徒等を混乱なく安全に避難させ、安全を確保するために、個々の立地条件等を考慮し、学校等の実態に即し、避難の場所、避難経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法等、適切な避難対策を立てる。

（ア）防災計画の作成

ａ　学校等の長は、災害が発生した場合、又は発生する恐れがある場合に児童生徒等の安全を確保するため、市、消防署、警察署その他関係機関と十分協議のうえ防災計画を作成する。

ｂ　学校等の長は、防災計画を作成又は変更したときは、速やかに市教育委員会等に報告するとともに、教職員、児童生徒等及び保護者に周知徹底を図る。

ｃ　防災計画には、次の事項を定める。

（ａ）災害対策に係る防災組織の編成

（ｂ）災害に関する情報の収集と学校等、教職員及び保護者への伝達の方法

（ｃ）市、市教育委員会、消防署、警察署その他関係機関への連絡方法

（ｄ）夜間、休日等における緊急時の教職員等の連絡及び招集方法

（ｅ）児童生徒等の避難・誘導と検索の方法

（ｆ）児童生徒等の帰宅と保護の方法

（ｇ）児童生徒等の保護者への引渡し方法

（ｈ）児童生徒等が登下校の途中で災害にあった場合の避難方法

（ｉ）児童生徒等の救護方法

（ｊ）初期消火と重要物品の搬出の方法

（ｋ）施設、設備の災害予防、危険箇所、危険物（危険動物を含む）の点検方法
（ｌ）避難場所等の開設への協力（施設、設備の開放等）
（ｍ）防災訓練の回数、時期、方法
（ｎ）教職員、児童生徒等に対する地震防災上の教育及び保護者に対する広報
（ｏ）災害後における応急教育に関する事項
（ｐ）その他、学校等の長が必要とする事項

（イ）施設・設備の点検管理

学校等における施設・設備の点検管理は次の事項に留意するとともに、定期的に行う。

ａ　日常的に児童生徒等が利用する施設空間（教室、昇降口、階段等）や遊具等が、災害の作用によりどのような破損につながりやすいか。

ｂ　非常階段、消火栓等の防災施設や薬品庫等の施設・設備は安全か。

ｃ　設備や備品等の設置方法・場所が適当か、転倒、落下等の防止の措置がされているか。

（ウ）施設の防火管理

二次災害を防止するため、施設の防火管理に万全を期する。

ａ　日常点検は、職員室、給食調理室、用務員室、理科室、家庭科室等、火気使用場所及び器具とともに、消火用水や消火器等について点検する。

ｂ　定期点検は、消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具・設備等の機能を綿密に点検する。

（エ）避難誘導

ａ　避難経路及び避難先は、第一、第二の避難経路及び避難先を設定し、あらかじめ保護者に連絡し周知徹底を図る。

ｂ　防災計画の「児童生徒等の避難誘導等の方法」の作成にあたっては、次の事項に留意する。

（ａ）児童生徒等の行動基準及び学校等や教職員の対処、行動を明確にする。
（ｂ）全教職員の共通理解がなされ、個々の分担を明確にする。
（ｃ）遠足等校外活動中の災害発生等の場合にも対応できるものとする。
（ｄ）登下校時、在宅時における災害発生時にも対応できるものとする。

（オ）私立学校等に対する指導

幼稚園等、私立の学校等については、公立学校等の対策に準じて整備するよう指導する。

## 第１２節　孤立防止対策

（消防防災課、市民課、福祉課、建設課、農林水産課、観光課、北アルプス広域消防本部）

### 第１　基本方針

本市は市域の８７％が森林地域で、その間を高瀬川、鹿島川、篭川等の河川をはじめ数多くの河川が谷を刻みながら流れている。また、中山間部には小集落が点在していることから、被害の状況によっては一部地域が孤立する恐れが高いため、その防止対策が重要である。

### 第２　主な取組み

１　災害時の孤立地区を予測し、住民と行政機関等の間の情報伝達が断絶しない通信手段の確保に努める。

２　孤立が想定される地区に通ずる道路の防災対策を推進するとともに、林道、農道等について迂回路確保に配慮した整備を促進する。

３　孤立時に優先して救護すべき要配慮者や観光客の孤立について、平常時から把握しておく。

４　救援が届くまでの間、孤立地域の中で互いに助け合えるよう、平常時から地域住民の間で準備する。

５　孤立想定地区ごとに避難所となり得る公民館・集会施設等の施設の整備を推進する。

６　孤立地区内での生活が維持できるよう、地域住民が各自食料品等の備蓄に努めるとともに、孤立する観光客等に対する備蓄にも配慮する。

### 第３　計画の内容

１　通信手段の確保

（１）現状及び課題

本市では、ＮＴＴ等の通常の通信回線のほか、情報伝達手段として、支所、保育園、学校、公民館等の公共施設については地域イントラネットを配備するとともに、ケーブルテレビやデジタル同報系防災行政無線を整備し、全市的な通信ネットワークを確保している。しかし、発災に伴い、一部地域では部分的に通信が途絶える恐れもあるため、それらを解消するため、施設・設備の充実に努める必要がある。

（２）実施計画

ア　平常時から行政防災無線の通信訓練、機器の保守点検等を定期的に実施し、災害時の円滑な運用体制を確保する。

イ　ＮＴＴ孤立救済無線電話の応急設置等、協力体制の確立を図る。

ウ　アマチュア無線クラブ等との協力確保について、体制の確立を図る。

エ　孤立する可能性のある集落等に対して、衛星携帯電話等の非常時通信手段の整備について検討する。

オ　東日本電信電話㈱等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するものとする。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟に努めるものとする。また、ＩＰ電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図る。

2　災害に強い道路網の整備

（1）現状及び課題

本市の道路は、急しゅんな地形を切り開いて道路が建設されている箇所も多いことから、その全てについて完全な災害予防対策を講ずることは不可能であるのが実情である。従って、主要路線の優先的な整備と、複線化の推進を図ることが必要である。

（2）実施計画

ア　代替路線の無い路線を優先して災害予防対策を推進する。

イ　迂回道路としての林道・農道の整備を推進する。

（3）市民が実施する計画

道路に面した工作物・立ち木等について、災害時に道路封鎖等の影響を与えることのないよう配慮する。

3　孤立予想地域の実態把握

（1）現状及び課題

大規模な災害が発生した場合に、孤立地区が発生する可能性が高い地域については、平常時からその地域の実態等を把握するとともに、孤立が発生した場合には、要配慮者に対する優先的な支援が必要である。

（2）実施計画

ア　中山間地域などの集落のうち、道路交通等による外部からのアクセスが困難となり、市民生活が困難又は不可能となるおそれがある孤立予想地域の把握に努める。

イ　平常時の行政活動を通じ、高齢者世帯、寝たきりの病人、身体の不自由な者等、優先して救護すべき住民の実態を把握する。

ウ　観光地にあっては、孤立した場合の最大人員、生活維持可能期間等の基礎的実態を把握する。

（3）市民が実施する計画

各地域においては、地区内の要配慮者について平常時から把握するよう努める。

4　自主防災組織の育成

（1）現状と課題

大規模災害時には、多くの場所で同時に救急や救助事案が発生し、消火・救助機関が直ちに現場へ到着することが困難にならざるを得ず、特に孤立地域では、到着までに相当の時間を要することが予想される。人命救助や初期消火活動は一刻を争うものであり、住民による可能な範囲での自主防災活動が極めて重要である。

（2）実施計画

ア　全地区における自主防災組織結成を更に推進する。

イ　災害発生時の活動要領について、啓発指導を行う。

ウ　活動用資機材を整備充実する。

（３）市民が実施する計画

孤立が予想される地域の住民は、自主防災組織に対して積極的に参加するよう努める。

５　避難所の確保

（１）現状及び課題

孤立が想定される地区毎に避難所となる施設を最低１か所以上整備するとともに、被災しないよう施設の安全性の向上に配慮する必要がある。

（２）実施計画

孤立が想定される地区の公民館等の実態を把握し、避難所未設置地区の解消と、老朽施設の更新に努める。

６　備　蓄

（１）現状及び課題

備蓄計画については、次節「食料品等の備蓄・調達計画」によるが、大規模災害発生時には、家屋等に被害を受けた市民に対し、最優先に救護活動を実施することに鑑み、市民個々の直接の被災が比較的軽く、道路の寸断により孤立するという事態では、可能な限り生活を維持できるよう、備蓄について市民各自が配慮することが重要である。

（２）実施計画

食料品等の分散配置に留意する。

（３）市民が実施する計画

ア　孤立が予想される地区の住民は、平常時から備蓄について留意する。

イ　観光・宿泊施設等においては、孤立した観光客等の滞在者の生活が確保できるよう、その規模に応じた備蓄を行う。

## 第１３節　食料品等の備蓄・調達

（消防防災課、福祉課）

### 第１　基本方針

大規模な災害が発生した場合、被災直後の市民の生活を確保する上で、食料の備蓄・供給は重要であり、市民は、一般流通が十分機能しないと考えられる発災直後から最低でも３日間、可能な限り１週間は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。

市は、この間、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、食料を持ち出しできない者等を想定して、必要量の備蓄をする。

### 第２　主な取組み

１　市民が発災直後から最低でも３日間分、可能な限り１週間分程度を、市民自ら備蓄するよう十分周知啓発する。また、食料の供給について、国や関係業者と協定を締結し、調達体制の整備を行うとともに、備蓄体制の強化を図る。

２　円滑な食料供給が行えるよう供給体制の整備を図る。

### 第３　計画の内容

１　食料品の備蓄・調達体制の整備

（１）現状及び課題

食料の備蓄、調達については、市民は自助の観点から自らが主体となって食料を確保する必要があるが、防災の第一次的責任を有する市は、それぞれの地域の実状等を勘案し、食料を持ち出しできない被災者等を想定し、備蓄、調達の必要量、方法等に計画を策定し、実施する。

また、現物備蓄にあっては、指定避難所以外での配布も想定し、調理を要しないか、または調理が容易で食器具等が付属した食料品の備蓄に配慮するものとするほか、近年の災害における被災者要望は、弁当やおにぎりといった備蓄に馴染まない食料が多いことを踏まえ、流通備蓄の確保に努める必要がある。

（２）実施計画

ア　平成２５、２６年度に県が実施した地震被害想定の結果や、外部からの支援が届く時期の想定、地域の実状等を勘案し、食料を持ち出しできない被災者等へ供給するため、調理を要しないか、調理が容易で食器具等が付属した食料品な食品を中心に非常用食料（現物備蓄）の必要量を備蓄するとともに、必要に応じて更新する。

イ　非常用食料については、防災備蓄倉庫等に保管し、定期的に保存状態、在庫量の確認を行い必要に応じて更新する。

ウ　他の地方公共団体等との災害時の相互救援協定に基づき、備蓄物資に関する情報交換を行うとともに、供給が受けられる体制を整備する。

エ 市と県の備蓄品目及び数量の情報共有を図ることにより、災害時、備蓄食料の供給を円滑、効率的にできるようにする。

オ　市民、企業等に対して、食料備蓄の重要性についての啓発を、防災訓練等の機会を通じて行う。

（３）市民が実施する計画

自らの安全は自らが守るという防災の基本どおりに、家庭においても備蓄食料

等が供給されるまでの間の当座の食料として、一人当たり最低でも３日分、可能な限り１週間分程度の食料を非常時に持ち出しができる状態で備蓄することを原則とする。

なお、備蓄する食料は、例として乾パン、缶詰、チョコレート、ビスケット等、調理の不要なものが望ましい。

また、高齢者用、乳児用等の食料品は、供給が困難になる場合が予想されるので、それぞれの世帯構成に応じた食料備蓄を行うよう留意する。

２　食料品等の供給計画

（１）現状及び課題

備蓄食料については、地域の特性、人口規模等に即し、市町村の食料備蓄の供給計画により避難所等に速やかに供給する体制を整備する。

災害時に調達した食料や、備蓄食料を市民に対して円滑に供給できるよう体制の整備を図る必要がある。

（２）実施計画

ア　備蓄食料及び協定等により調達した食料を市民に供給するための体制を整備する。

イ　食料供給を円滑に実施できるよう、調理を要しないか、または調理が容易で食器具等が付属した食料品の備蓄に配慮するものとするほか、炊飯器具（なべ、釜）、食器類（茶わん、はし）、調味料（みそ、塩）等についても備蓄・調達体制を整備するよう努める。

## 第１４節　給水

（上下水道課）

### 第１　基本方針

災害時の被災を最小限にくい止めるため、災害に強い水道施設の整備を進め、災害に対する安全性の確保を図るとともに、給水車、給水タンク等の資機材の整備推進に努め、安定的な飲料水の供給に備える。

また、必要に応じ、被災していない他市町村や応援協定に基づく事業者による応急給水活動により飲料水の確保を図る。

### 第２　主な取組み

１　水道施設の災害に対する安全性の確保を図るとともに、緊急遮断弁の設置や、ろ水器の配備促進、関係業者との協定の締結等、飲料水の備蓄、調達体制の整備を図る。

２　給水車両等、応急給水資機材の整備充実に努め、飲料水等の供給体制の確立を図る。

３　応急給水応援の受入れ体制の整備を図る。

### 第３　計画の内容

１　飲料水等の備蓄・調達体制の整備

（１）現状及び課題

水源からの送配水管等に相当の被害が発生した場合においても、水源自体は一部の濁水被害に留まるものと考えられる。そこで、送配水管等の応急復旧までの間、被災住民への飲料水等の供給、及び緊急医療や給食活動等への水道水の供給を迅速に行うため、飲料水等の給水体制の強化を図る必要がある。

（２）実施計画

ア　配水池等の容量の増強や、緊急遮断弁の設置等、施設の災害に対する安全性の確保を促進する。

（ア）予備水源、予備電源の確保を図る。

（イ）プール等の飲料水以外の貯水状況を把握する。

（ウ）アルプスウォーター株式会社、コカコーラ株式会社、ＡＷ・ウォーター株式会社と締結した協定に基づく連携の強化を図る。

（エ）県が実施する事項に対する協力を行う。

（オ）市民が実施する事項への支援を行う。

（３）市民が実施する計画

ア　ボトル容器等による飲料水の備蓄に努める。

イ　ポリタンク等給水用具を確保する。

ウ　自家用井戸等について、その維持、確保に努める。

エ　自治会等を中心とした応急給水の受入れ体制を整備する。

オ　風呂の残り湯の活用を習慣づける。

２　飲料水等の供給計画

（１）現状及び課題

本市には給水車、車載用給水タンク、ポリタンク、飲料給水ポリ袋、水浄化装置が整備されており、緊急時にはこれらの資機材を活用して給水を行う。また、市独自での供給が困難な場合には、災害時相互応援協定により他市町村からの支援を受けて供給を行う。

しかし、大規模災害等により被害が広域にわたる場合には、相互の応援が困難になり、給水車両等の不足も予想される。

（２）実施計画

ア　給水車両の運行計画の策定等、給水体制の確立を図る。

イ　給水源の確保とともに、供給量の見直しを行う。

ウ　被災範囲、被災状況、給水拠点の想定を行い、給水体制に反映する。

エ　給水車、給水タンク、ポリタンク、飲料水給水ポリ袋等の備蓄の増強に努める。

## 第１５節　生活必需品の備蓄・調達

（消防防災課、福祉課）

### 第１　基本方針

災害発生時には、生活物資の喪失や流通機能の麻痺等により生活必需品に著しい不足が生じる。このため、災害に備え次に掲げる品目については、備蓄・調達体制の整備を図る必要がある。

（災害時の主な生活必需品）

○寝具（毛布、タオルケット等）
○衣類（作業着、下着、靴下等）
○炊事道具（なべ、卓上コンロ、包丁等）
○身の回り品（タオル、生理用品、紙おむつ等）
○食器等（茶わん、はし、ほ乳びん等）
○日用品（石鹸、ティッシュペーパー、携帯トイレ、トイレットペーパー等）
○暖房機材（ストーブ、灯油、ガスボンベ、マッチ等）
○その他（テント、懐中電灯、携帯ラジオ等）

（必要量）

人口の５％程度（県防災計画による）が、生活必需品等を自力で確保できない状況を想定して、備蓄・調達体制を整備するよう努める。

### 第２　主な取組み

１　地域の実情に応じて、備蓄・調達体制の整備を図るとともに、市民に対して災害時に備えた備蓄について普及・啓発に努める。
２　市内流通業者等に協力を要請するとともに、調達可能量の把握に努め、調達体制の整備を図る。
３　災害時における生活応急物資調達に関する協定の締結先を拡大し、応急物資等の調達体制の強化を図る。

### 第３　計画の内容

１　生活必需品の備蓄・調達体制の整備

（１）現状及び課題

災害時の生活必需品の確保は、市民自ら実践することが有効であり、市民の防災意識を高め、最低限の必需品については、緊急用品として準備するよう普及・啓発に努めるとともに、各機関において必要最小限の必需品について備蓄を図る必要がある。

また、生活必需品の調達には流通業者等の協力が不可欠であり、緊急時の必需品の調達について、流通業者等に協力を要請するとともに、調達体制の整備を図る必要がある。

（２）実施計画

ア　防災備蓄倉庫等に生活必需品の備蓄を行う。
イ　関係機関における備蓄・調達を要請する。
ウ　市民に対し防災思想の普及を進め、生活必需品の備蓄を啓発する。
エ　県、災害時相互応援協定締結市町村、被災していない近隣市町村及び県内外の友好都市等から提供を受ける体制を整備する。

オ　生活協同組合コープながの、大北農業協同組合等と締結した災害時における応急生活物資の供給等に関する協定に基づき、連携を強化する。

（３）市民が実施する計画

災害時に備えて、生活必需品のほか、最低でも３日分、可能な限り１週間分程度の食料、水、携帯ラジオ等、災害時に必要な物資を備蓄し、避難に備え非常持出袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）を準備するよう努める。

２　生活必需品の供給体制の整備

（１）現状及び課題

災害発生後、直ちに備蓄した生活必需品を迅速に供給するため、被害状況に応じた配分必要数の把握手法を確立する。

また、生活必需品を調達する場合を想定し、流通業者等への連絡方法、輸送手段、集積場所等について調整する必要がある。

（２）実施計画

輸送されてくる生活必需品の集積場所及び、配送手段等について、関係機関と調整する。

## 第１６節　危険物施設等

（消防防災課、生活環境課、北アルプス広域消防本部）

### 第１　基本方針

災害等により危険物、火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、毒物劇物等の危険物品、放射性物質、石綿及び大気汚染防止法に定める特定物質等（以下「危険物等」という。）を取り扱う施設又は石綿使用建築物等（以下「危険物施設等」という。）に損傷が生じた場合、重大な被害を引起す恐れがあることから、自主保安体制の強化、災害に対する安全性の確保を図り、危険物に係る災害を未然に防止する。

### 第２　主な取組み

危険物施設及び、火薬類施設、高圧ガス施設、液化石油ガス施設、毒物・劇物保管貯蔵施設、放射性物質使用施設、石綿使用建築物等における災害の発生予防及び拡大防止体制を確立する。

### 第３　計画の内容

１　危険物施設災害予防計画

（１）現状及び課題

災害等発生時における危険物による二次災害の発生及び拡大を防止するため、施設･設備の安全性の確保及び､防災応急対策用資機材の備蓄に努めるとともに、自衛消防組織の充実強化、保安教育及び防災訓練の実施等、保安体制の強化を図る必要がある。

（２）実施計画

ア　企業及び研究機関や化学実験室等を有する学校等、多種類の危険物を保有する施設に対し、危険物収納容器等の転倒、落下、破損等による混触発火が生じないよう管理の徹底を指導する。

イ　規制及び指導の強化

（ア）危険物施設の設置又は変更の許可にあたっては、災害によって生ずる影響を十分考慮した位置、構造及び設備とするよう、設置者（申請者）に対する指導を強化する。

（イ）既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、災害発生時の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じ改修、改造、移転等の指導、助言を行い、安全性の向上を図る。

（ウ）立入検査については、次に掲げる事項を重点に随時実施する。

ａ　危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理状況

ｂ　危険物施設における貯蔵、取扱い、移送、運搬及び予防規定の作成等、安全管理状況

ウ　自主防災組織の整備促進

緊急時における消防機関との連携等、総合的な地震防災体制をあらかじめ整えるため、危険物施設の管理者に対し、自衛消防組織等の自主的な自衛体制の整備について指導する。

エ　化学的な消火・防災資機(器)材の整備促進

多様化する危険物に対応する化学消防力の整備を図る。また、危険物施設の管理者に対し、発災時における災害の拡大防止対策に必要な資機(器)材の整備、

備蓄の促進について指導する。

オ　相互応援体制の整備

近隣の危険物取扱い事業所との相互応援に関する協定の締結を促進し、効率ある自衛消防力の確立について指導する。

カ　警察との連携

危険物施設の設置又は変更を許可した際は、警察に対してその旨通知し、連携を図る。

## 2　火薬類施設・高圧ガス施設・液化石油ガス施設災害予防計画

### （1）現状及び課題

ア　火薬類施設

火薬類取扱施設は、火薬類取締法に基づき許可を受けて設置されており、保安物件に対する保安距離及び構造基準等が確保されている。また、火薬類の取扱いに関しては、資格者及び詳細な技術基準が定められている。特に、災害等による危険時については、事業者に対し緊急措置及び警察官等への通報が義務付けられている。しかし、火災が発生した場合は、爆発等により周辺住民等に多大な被害を及ぼす恐れがあることから、危害防止体制の確立が必要である。

イ　高圧ガス施設

高圧ガス施設は、高圧ガス取締法の規定に基づく技術上の基準によって設計され、学校及び人家等の保安物件に対する保安距離を確保して設置されている。また、高圧ガスの取扱については、高圧ガス製造保安責任者等資格者の選任及び製造、消費の基準等が詳細に定められている。

災害発生時の対応は、高圧ガス保安法に基づく緊急措置等が定められているが、被害の拡大を防止するため、事業者ごとの保安意識の高揚と自主保安体制の整備を一層躍進する必要がある。

ウ　液化石油ガス施設

液化石油ガス一般消費先における容器の転倒防止措置の徹底等、災害対策の促進について、液化石油ガス販売事業者等に対する指導を一層徹底する必要がある。

### （2）実施計画

ア　災害発生時の対応等、適切な措置について、広報を実施し平常時から注意を喚起する。

イ　災害時の避難場所になる公共施設等について、一層の安全性の向上対策を講ずる。

ウ　火薬類施設等の実態を把握するとともに、災害発生時の周辺住民の避難誘導体制の確立を図る。

エ　災害発生時の緊急出動及び施設の点検等の体制構築について、関係機関と協議するとともに、施設設置者等に対して指導を行う。

オ　監督官庁、その他の関係機関との連絡体制を整備し、情報交換・応援体制の確立を図る。

カ　関係法令や監督官庁の立入り検査、指導等に基づく技術上の基準を遵守するよう指導を行う。

キ　大規模災害発生時の出動体制の強化を図る。

ク　立入り検査、保安検査等を実施し法令遵守の徹底を図る。

ケ　保安教育講習等を通じ、事故防止対策の徹底を図る。
コ　危険物施設の設置者等と災害発生時の連絡体制を整備するとともに、次の事項の指導徹底を図る。
（ア）自主保安体制の強化
（イ）連絡系統の確立、整備
（ウ）付近住民に対する広報体制の確立
サ　災害発生時の避難場所となる公共施設等について、管理を徹底し、より一層安全性の向上対策を講ずる。

3　毒物・劇物保管貯蔵施設災害予防計画
（1）現状及び課題
毒物及び劇物取締法に基づく、毒物及び劇物の製造業、輸入業、販売業等の営業者及び届け出を要する業務上取扱者等に対しては、保健福祉事務所等により、災害防止のための「危険防止規定の策定」等が指導されているが、届出を要しない業務上取扱者については、新規取扱者の実態把握が難しい状況にある。
事故発生時には、速やかに適切な措置を講じ、被害拡大の防止と市民の安全確保を図ることが必要である。

（2）実施計画
ア　災害発生時における住民等の避難誘導について、警察署と調整する。
イ　保健福祉事務所の指導のもと、保管貯蔵施設等の実態を把握し、災害時における対処方策を検討する。
ウ　毒劇物等の特殊災害対応の装備、資機材の備蓄を図る。
エ　製造作業所、貯蔵設備、陳列場所及び運搬用具について、基準の遵守、状況点検及び適正な管理について指導する。
オ　毒劇物等が事業所の外に飛散し、漏洩し又は地下に染み込むことを防ぐため、必要な措置を講ずるよう指導する。

4　放射性物質使用施設災害予防計画
（1）現状及び課題
放射性同位元素等を使用する事業所は、医療機関や民間機関等を中心に存在しており、「放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に基づき、放射線障害に対する予防対策に万全を期することとなっている。
消防機関においては、放射性物質使用施設等における消火、救助及び救急活動体制の充実強化を図る必要がある。

（2）実施計画
ア　放射性物質使用施設等においては、設置者自らの予防対策に万全を期す。
イ　放射性物質使用施設等の実態を把握し、応急対策活動マニュアル等の整備を図るとともに、災害防止体制の確立を図る。
ウ　関係機関との連絡体制を整備し、情報交換・応援要請体制の確立を図る。
エ　放射線測定器、放射線防護服等を整備し、放射性物質による事故等に対応できる体制を強化する。
オ　災害発生時の緊急連絡体制の確立を図る。
カ　放射性物質使用施設の責任者に対し、地震災害時における活動を迅速に行う

ため、次の事項を指導する。
（ア）自主保安体制の整備強化
（イ）災害発生時の緊急通報系統の作成
（ウ）近隣住民に対する避難誘導、広報体制の確立
（エ）放射性物質漏洩等における処理情報等の提供

7　石綿（アスベスト）使用建築物等災害予防計画

（１）現状及び課題

石綿（アスベスト」（以下「石綿」という。）製品はその物理的特性から、防火・保温・騒音防止用として建築物、工作物に多用されてきた。現在は原則として石綿の製造、輸入、販売が禁止されているが、建物あるいは吹付け石綿として使用された建築物が残っており、災害時において、これらの建築物等からは倒壊や解体作業等により石綿が飛散する恐れがあることから、石綿の飛散、ばく露防止対策を図る必要がある。

（２）実施計画

県等と連携を図り、災害発生時の大気中のアスベスト調査に対応できる体制の整備を図る。

## 第１７節　電気施設

（消防防災課）

### 第１　基本方針

電気は、現代の社会生活にとって欠くことのできないエネルギー源であることから、災害に強い電気供給システムの整備や、災害時を想定した早期復旧体制の整備を重点に予防対策を推進する。

### 第２　主な取組み

１　施設・設備の安全性を強化する。
２　被災時の職員の配置計画を樹立する。
３　関係機関との連携について、平常時から体制を確立する。

### 第３　計画の内容

１　施設・設備の安全性の確保

（１）現状及び課題

災害に強い電力供給システムを構築するとともに、二次災害の防止を考慮した安全性を確保する。

（２）実施計画

電気事業者と連携を図り、共同溝の設置等電線の地中化について研究を進める。

２　関係機関との連携

（１）現状及び課題

電力系統は、発電所、送電線及び配電線が一体となって運用され、電力各社間も送電線で接続されている。災害発生に備え、供給力の相互応援について連携体制を確立するとともに、復旧活動について関係各社と契約し、体制を整備しておく必要がある。また、停電に伴う社会不安や生活への支障を除去するため、市民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、関係機関相互の連携を強化する必要がある。

（２）　実施計画

地域防災計画等の定めるところにより、電力会社との連携を図る。

## 第１８節　都市ガス施設

（消防防災課、北アルプス広域消防本部）

### 第１　基本方針

都市ガス事業は、災害に伴い製造所、供給所の施設又は導管の破損によるガス漏れにより、火災・爆発・生ガス中毒事故等の二次災害の発生が予想されることから、予防対策として施設の安全性を高めるとともに、供給の障害を最小限に抑えるためのバックアップ体制の整備を図る。

また、災害発生後の情報収集及び対応を迅速に行うため、情報収集手段及び情報網の整備を図り、常時、職員を配置する。二次災害防止及び早期復旧を図るため、関係機関等との連携を図るとともに、協定に基づき都市ガス事業者間での応急復旧の応援を行う。

### 第２　主な取組み

１　橋に添架されている等の露出している導管部分及び緊急ガス遮断装置の日常点検を充実し、維持管理に留意するとともに、供給の障害を最小限にするためのバックアップ体制の整備を図る。

２　宿日直体制により常時、要員を配置するとともに、災害時の出動体制をあらかじめ定めておき、災害予防及び発生時の対応を迅速に行う。

３　二次災害を防止するため、あらかじめ、消防、警察、道路管理者、行政、電気事業者、都市ガス事業者その他関係機関との連絡系統を確認する。

### 第３　計画の内容

１　関係機関との連携

（１）現状及び課題

ガス漏洩による火災・爆発等の二次災害の防止と応急復旧を円滑に実施するため、被害の情報収集手段をあらかじめ定めるとともに、関係機関との連絡方法及び連携方法を確認しておく必要がある。

また、都市ガス事業者間では、災害の規模により当該都市ガス事業者だけは対応できない場合の相互応援体制が確立されている。

さらに、ガス漏洩に伴う社会不安や、生活への支障を除去するため、市民等に対する迅速な情報提供が重要となることから、関係機関相互の連携を強化する必要がある。

（２）実施計画

地域防災計画等の定めるところにより、都市ガス事業者との連携を図る。

## 第１９節　上水道施設

（上下水道課）

### 第１　基本方針

水道施設・設備の安全性の確保については、施設の災害に対する強化とともに、非常用施設・設備を常に正常に稼動できる状態に維持し、かつ非常用施設・設備を被災しにくいものにすることが必要である。施設・設備の更新時に十分考慮することとし、通常の維持管理体制の充実を図る。

### 第２　主な取組み

老朽施設の更新や耐震化をはじめとした改良等を行うとともに、施設の安全性の確保を図る。

### 第３　計画の内容

１　水道施設・設備の整備及び安全性の確保

（１）現状及び課題

施設の安全性の確保、老朽施設の更新等を計画的に進めているが、施設の建設には多大な費用が必要となるため、施設整備が十分とはいえないのが現状である。

水道事業者相互の応援体制については、長野県市町村災害時相互応援協定及び長野県水道協議会水道施設災害相互応援要綱により他市町村及び他水道事業者へ応援を依頼することが可能であり、また、災害相互応援要綱により、（公社）日本水道協会を通じて全国的に応援を依頼することが可能である。

（２）実施計画

ア　老朽管の布設替並びに施設の耐震化等、施設整備の推進を図る。
イ　配水系統の相互連絡のブロック化を図る。
ウ　復旧資材の備蓄を行う。
エ　水道管路図等の整備を行う。

## 第２０節　下水道施設

（上下水道課）

### 第１　基本方針

下水道は、水道、電気、ガス等と並び、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、地震災害発生時においてもその機能の確保を図る必要がある。

このため、地震による被害が予想される地域の施設、老巧化の進んだ施設等については補強・改築を進めるとともに、今後建設する施設については、必要な耐震性能を有した施設とする。

また、地震により施設に被害が生じた場合は、応援協定等に基づく復旧体制の確立、応急対策により早期復旧を図る。

### 第２　主な取組み

１　新耐震基準に基づき、施設の整備、補強、改築を実施する。
２　緊急連絡体制、被災時の復旧体制の確立を図る。
３　緊急用、復旧用資機材の計画的な備蓄を図る。
４　下水道施設台帳・農業集落排水処理施設台帳の整備・充実を図る。

### 第３　計画の内容

１　施設・設備の安全性の確保

（１）現状及び課題

既存施設の調査等を実施し､計画的な更新や補強等の対策が必要である｡また、施設の新設にあたっては、耐震対策を講ずる。

（２）実施計画

ア　重要な管渠及び処理場施設のうち、地盤が軟弱な地域に設置されているもの、老朽化の著しいものから重点的に調査を実施し、必要に応じて補強等の対策を講ずる。

イ　新たに建設する管渠、処理場施設については、新耐震基準に適合した耐震対策を講ずる。

２　緊急連絡体制、復旧体制の確立

（１）現状及び課題

災害発生時において、迅速かつ的確に情報を収集し、速やかに応急対策を実施するため、緊急連絡体制、復旧体制、災害時の緊急的措置等を定めた災害対策要領等をあらかじめ策定する必要がある。

また、復旧体制については、被災時に職員、関係業者、手持ち資材だけでは対応不十分となることが予想されるため、あらかじめ、他の地方公共団体との間で広域応援体制を確立する。

（２）実施計画

ア　災害時の対応を定めた業務継続計画や災害対策要領等を策定する。

イ　業務継続計画や災害対策要領等に定められた対応が確実に機能するよう、訓練を実施する。

ウ　復旧体制について、他の地方公共団体との広域応援体制、民間の業者との協力体制を確立する。なお、「長野県生活排水事業における災害時応援に関するルール」及び下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」により、他の地方公共団体に応援要請をすることができる。

3　緊急用・復旧用資材の計画的な確保

（1）現状及び課題

被災時には、被災の状況を的確に把握し、ライフラインとしての下水道の機能を確保するため、発電機、ポンプ、テレビカメラ等の緊急用資機材が必要となることから、これらの資機材について、平常時から計画的に購入、備蓄していく必要がある。

（2）実施計画

発電機、ポンプ、テレビカメラ等の緊急用、復旧用資材を計画的に購入、備蓄する。

4　下水道施設台帳、農業集落排水処理施設台帳の整備・充実

（1）現状及び課題

下水道施設台帳は、下水道の諸施設を適切に管理するため、下水道法においてその調整・保管が義務付けられている。下水道施設等が災害等により被災した場合、その被害状況を的確に把握するためには、下水道施設台帳等の整備が不可欠であり、また、確実かつ迅速にデータの調査、検索等ができるようにしておく必要がある。

（2）実施計画

下水道施設台帳等を適切に調製・保管する。また、必要に応じて台帳のデータベース化を図り、確実かつ迅速なデータの調査、検索等が実施できるシステムを構築する。

5　管渠及び処理場施設の系統のバックアップ体制等

（1）現状及び課題

下水道施設が被災した場合においても、ライフラインとしての機能を確保するための体制を整えておく必要がある。このため管渠及び処理場施設のバックアップ体制の確保等、代替性の確保に努めることが必要である。

（2）実施計画

必要に応じて、系統の多重化、拠点の分散化、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

## 第２１節　通信・放送施設

（消防防災課、情報交通課）

### 第１　基本方針

災害時において通信・放送の途絶は、災害応急対策の遅れや情報の混乱を招く等、社会に与える影響が非常に大きい。これらを未然に防止するよう機関ごとに予防措置を講ずる。

### 第２　主な取組み

１　関係機関は緊急時における通信手段の確保、整備を図る。
２　通信施設の災害対策、災害に強い通信手段の整備及び、災害情報収集処理システムの整備を図る。
３　電気通信事業者は、通信施設の災害対策、迅速な情報収集体制の確立を図る。
４　放送機関は、通信施設の災害、停電対策、災害時の運用体制の確立を図る。
５　警察は通信機器の災害対策、情報収集体制の強化を図る。
６　通信ケーブルの地中化を推進する。

### 第３　計画の内容

１　緊急時のための通信確保

（１）現状及び課題

災害時においては、通信施設の被災や、通信量の飛躍的な増大等により、通信回線が一時的に利用不能又は輻輳が発生する恐れがある。このため、被災情報の収集伝達、災害対策に必要な通信を確保するため緊急時用通信施設、機器及び運用体制の確立が必要である。

（２）実施計画

関係機関において、有線・無線系及び地上・衛星系による通信回線の多ルート化、及び中枢機能の分散化、機器の二重化、移動体通信機器の整備を図るほか、緊急時のための通信施設・機器を整備する。通信施設の整備にあたっては、市はもとより、他の防災関係機関との情報伝達が確実にできる手段についても配慮する。

また、非常通信を行う場合に備え、あらかじめ協力可能な無線局を選定する。この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮する。

２　防災行政無線通信施設の災害予防

（１）現状及び課題

災害時における迅速かつ的確な情報集、伝達を図るため、デジタル同報系防災行政無線の整備を平成２０年度に整備済みである。移動系防災行政無線についてはアナログ方式であるため、災害時における迅速かつ的確な無線通信による情報の収集伝達のため、デジタル化整備が必要である。

また、現場の情報を伝達するため、衛星系携帯電話を配備する。

（２）実施計画

ア　被災地との通信確保のため、移動系防災行政無線のデジタル化整備を推進する。

イ　無線局において通信機器及び予備電源装置の取扱いの習熟のための訓練を行う。

ウ　通信機器の作動状態を監視するほか、定期的な保守点検を実施し、常時運用可能な状態に維持する。

3　電気通信施設の災害予防

（1）現状及び課題

電話の不通による社会不安や、生活への支障を除去するため、市民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、関係機関相互の連携を強化する必要がある。

（2）実施計画

地域防災計画等の定めるところにより、東日本電信電話㈱等の電気通信事業者との連携を図る。

（3）東日本電信電話㈱、㈱ＮＴＴドコモ、ＫＤＤＩ㈱、ソフトバンクモバイル㈱が実施する計画

通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策の推進など、電気通信設備の安全信頼性強化に向けた取り組みを推進することに努める。

また、災害に強い通信サービスの実現に向けて下記の施策を逐次実施する。

ア　被災状況の早期把握

県及び市防災機関等との情報連絡の強化を図るものとする。

イ　通信システムの高信頼化

（ア）主要な伝送路を多ルート構成、若しくはループ構成とする。

（イ）主要な交換機を分散設置する。

（ウ）通信ケーブルの地中化を推進する。

（エ）主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。

4　放送施設の災害予防

（1）現状及び課題

ア　大町市ケーブルテレビ

大町市ケーブルテレビは、災害に備えた放送施設や機器等の整備に努める。

イ　日本放送協会（長野放送局）

非常災害に際して放送の送出および受信を確保するため、災害対策を確立して、対策措置を円滑に実施し、公共放送としての協会の使命を達成するため平常時から風水害に備えた放送所や機器等の整備に努めている。

ウ 信越放送㈱

非常災害に備えてラジオ・テレビ放送の送信・受信を確保　するために、「地震・災害緊急放送マニュアル」を作り、また、災害対策体制を確立して平常時から対策の円滑な実施が図れるよう心掛け、放送局としての使命を果たすべく努力している。

（ア）　放送施設、局舎の補強

高圧受電設備、自家用発電設備、送信設備の風水害対策　は完了している。

（イ）自家用発電装置は、放送用、一般用と別に備えてあり、放送用は１１０時

間連続運転可能であり、また無停電装置もラジオ、テレビと別に設置している。

（ウ）衛星を使った移動中継設備ＳＮＧ車を長野と松本に配　備している。

エ　㈱長野放送

災害に際し放送を確保するため、「非常災害時の基本マニュアル」を策定以下の項目について放送施設を整備し有事に備えている。

（ア）演奏所、送信所、各中継所については、できるだけ予備系統を設ける。（放送装置の現用予備２台化等）

（イ）上記の放送施設内には、予備電源を設置し、商用電力の停電に備える。

（ウ）毎年、冬季前に無線設備の総点検を実施し、劣化機器の洗い出しを行うものとする。

オ　㈱テレビ信州

台風などの災害の発生に際し、放送を確保するため、「非常災害対策要綱」を策定し放送設備等の被害を最小限にとどめるよう以下の措置をとっている。

（ア）局舎の風水害対策について

演奏所、送信所、中継局の建物は、十分な風水害対策が取られているが、更新時には見直しをして万全を期すようにしている。

（イ）　電源設備について

演奏所、送信所、中継局には、自家発電設備等非常用電　　源設備を設置している。

（ウ）非常災害対策訓練の実施

災害時に迅速適切な措置がとれるよう全社規模の訓練を実施している。

カ　長野朝日放送㈱

台風や集中豪雨などにより非常災害が発生または発生する可能性がある場合は、当社の「非常災害対策要領」に基づき、放送の送出および受信を確保し、防災および取材体制の充実を図る。また、放送設備等については、以下の措置をとっている。

（ア）社屋の風水害対策について

社屋は平成３年竣工であり風水害に対する対策は十分なされている。

（イ）電源設備について

自家発電および無停電設備により停電時に備えている。

（ウ）放送設備について

災害時に必要な情報を早急に最小限の人員で放送できるようにテロップ・スーパーは準備している。

（２）実施計画

ア　平常時から実施している災害予防対策に加えて、施設の補強、放送機器の落下・転倒防止等の対策に努める。

イ　定期的な放送施設の補修、点検、補強を図る。

ウ　予備電源の燃料、バッテリーの定期的な補充や点検・更新を図る。

5　道路埋設通信施設の災害予防

（１）現状及び課題

架線の通信ケーブルは、地震や台風等による強風により倒壊する恐れがあり、倒壊した場合には、交通を遮断し緊急車両の通行や資材の輸送に支障をきたすこ

とから、架線から地中化への移行を検討する必要がある。

（２）実施計画

道路管理者は、通信事業者と調整のついた箇所より、電線共同溝又は共同溝を整備し、通信ケーブルの地中化を推進する。

## 第２２節　鉄道施設

（消防防災課）

### 第１　基本方針

鉄道施設は、輸送機関として重要な施設であり、新設や更新、補強の際には、災害の発生に対応するため、鉄道施設等の機能が外力及び環境の変化に耐える防災強度を確保するよう、綿密な整備計画に基づき予防措置を講ずる。

また、施設及び設備の安全性を確保するため、定期的に点検・検査を実施し、保守、補強等の整備を計画的に推進する。

### 第２　主な取組み

１　施設・設備の検査を定期的に実施し、保守、補強を計画的に推進し、安全性の強化を図る。

２　各体制に基づき、関係職員の計画的な配置を図る。

３　関係機関との連絡を密にし、必要な資機材及び要員について、緊急時の協力体制の整備を図る。

### 第３　計画の内容

１　災害予防計画の整備

（１）現状及び課題

災害の発生に対応するため、鉄道施設の新設、更新、補強の際には、防災強度に配慮した整備計画に沿って推進するとともに、計画的な保守点検を実施し、安全性を確保する必要がある。

また、災害による鉄道の不通、運休等に伴う生活への支障を防止するため、市民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、関係機関相互の連携を強化する必要がある。

（２）実施計画

地域防災計画の定めるところにより、鉄道会社との連携を図るものとする。

ア　東日本旅客鉄道㈱

（ア）施設・設備の安全性の確保

鉄道施設の点検整備は、常時定期的に全ての構造物に対　する検査を実施しており、安全性のチェック及び環境条件の変化等による危険個所発見のために、必要に応じて、随時精密に検査を行い、必要な措置をとる。

（イ）防災体制の確立

長野支社管内における防災上実施すべき対策を行うため、防災業務実施計画を定めるとともに、災害に備えて情報連絡の万全を期すため、情報収集体制の整備を図る。

（ウ）関係機関との連携

部内外との機関及び協力会社との連絡を密にし、連携をとる。

## 第２３節　災害広報計画

（消防防災課、情報交通課）

### 第１　基本方針

災害発生時に有効な広報活動を迅速に行うため、市民等に対する情報の提供体制を整備するとともに、あらかじめ報道機関等に対する情報の提供体制の整備、協定の締結等を行う必要がある。

また、放送事業者・通信事業者等は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努める。

### 第２　主な取組み

１　市民等への情報の提供体制を整備する。
２　情報伝達施設・設備等を整備する。
３　報道機関等への情報提供の方法及び協定に基づく報道要請の方法について確認する。

### 第３　計画の内容

１　被災者への情報の提供体制

（１）現状及び課題

災害発生時には、市民等からの問い合わせ、安否情報の確認、要望、意見等が数多く寄せられることが予想されるため、適切な対応を行う体制を整える。これは、市民等に的確な情報を提供するうえで、情報の混乱を防ぎ、職員が問い合わせへの応対に忙殺され、他の災害応急業務に支障が生じる事態を防ぐうえでも重要である。

（２）実施計画

ア　市民等からの問い合わせに対する専門の窓口や、専用電話・ファックス・パソコン（インターネット）を設置し、職員が専属で対応できるよう体制の整備を図る。

（ア）窓口専用電話回線、電話機、ファックス・パソコン（インターネット）の確保
（イ）窓口設置場所の確保
（ウ）部局ごとの窓口対応職員の配置
（エ）外国人からの問い合せに対応できる体制の確立

イ　市のホームページ、ケーブルテレビ、緊急メール等を利用し、市民等に対して各種の情報を提供する。

ウ　被災者及び市民に対して各種の情報提供のため、県及び長野県大規模災害ラジオ放送協議会、報道機関等と体制の整備及び確認する。

エ　東日本電信電話株式会社等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知とともに、安否情報の確認手段の普及啓発を図る。

２　報道機関への情報提供及び協定

（１）現状及び課題

災害発生時には、報道機関からの取材要請が、電話、直接のインタビュー等に

よりなされることが予想される。報道機関に対する情報の提供には、あらかじめ対応方針を定めておく必要がある。また、報道機関とはあらかじめ協定等を締結し、災害対策本部等からの報道要請の方法について定めておく。

（２）実施計画

ア　取材への対応に伴う業務への支障や、対応窓口が一本化されていないことによる情報の混乱等を防ぐため、取材に対する広報窓口を明確にし、統一した窓口を通じて情報を提供する体制とする。

　通常は消防防災課又は関係課が、災害対策本部設置時には本部の指示のもと情報交通課が担当する。

イ　災害発生時に放送等の要請が必要な事態が生じた場合に、速やかに報道要請が行えるよう、あらかじめ報道要請の方法について報道機関等の確認を行う。

## 第２４節　土砂災害等

（消防防災課、建設課、農林水産課、福祉課）

### 第１　基本方針

人命保護を念頭に、地すべり、山地災害、土石流、急傾斜地崩落等による災害を未然に防止し、危険箇所の周知徹底を図るため、関係機関と協力し総合的な対策を実施する。

近年、要配慮者利用施設が土砂災害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、これらの施設が所在する土砂災害警戒区域等については、特に万全の対策が必要となる。

### 第２　主な取組み

１　土砂災害等の危険箇所を的確に把握し、防災上の観点からそれら箇所の土地を対象として法律に基づく指定を行い、開発行為の制限や有害行為の防止を図り、防災工事を強力に推進するとともに、適切な警戒・避難体制を整備し周知を図る。

２　土砂災害警戒区域等には原則として要配慮者利用施設の新築等は行わないものとする。地域の状況等特別な理由があり、やむを得ず新築等行う場合は、土砂災害に備えた警戒避難体制を構築する。

３　要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等について防災対策を推進する。

### 第３　計画の内容

１　地すべり対策

（１）現状及び課題

本市には、地形、地質の特性から土砂災害危険箇所が多数存在している。近年は、開発に伴う造成や山林荒廃等による森林保水力の低下が懸念され、新たな危険箇所の増加が懸念される。

（２）実施計画

ア　防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定める。

イ　土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒・避難に必要な情報を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置をとる。

ウ　地すべり災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な避難準備情報、避難勧告または指示を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立する。

（３）市民が実施する計画

ハザードマップ等についての知識を深めるとともに、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の確認をする。

２　土石流対策

（１）現状と課題

一見、安定した河床、林相を呈している地域でも、豪雨によって土石流が発生し、人家集落が壊滅的被害を受ける事例が多い。本市は、糸魚川－静岡構造線上に位置し、土石流が発生しやすい急しゅんで脆弱な地質の土地が多く分布している。

（２）実施計画

ア　防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定める。

イ　土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒･避難に必要な情報を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置をとる。

ウ　土石流災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な避難準備情報、避難勧告または指示を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立する。

（３）市民が実施する計画

ハザードマップ等についての知識を深めるとともに、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の確認をする。

３　急傾斜地崩落防止対策

（１）現状と課題

山地に隣接した宅地開発等の進展に伴う土地利用形態の変遷により、山裾だけでなく市街地等広範囲で急傾斜地崩落災害が懸念されるため、平素から危険箇所の把握と防災パトロールを強化する必要がある。

（２）実施計画

ア　防災パトロール、情報の収集、気象注意報・警報等の伝達、周知方法等について定める。

イ　土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒・避難に必要な情報を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置をとる。また、急傾斜地崩壊危険箇所を住民に周知する。

ウ　崖崩れ災害の発生するおそれがある場合等に、迅速かつ適切な避難準備情報、避難勧告または指示を行えるよう具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立する。

エ　農業用排水路等について危険箇所を調査し、「土砂崩壊危険箇所台帳」を整備する。

（３）市民が実施する計画

ハザードマップ等についての知識を深めるとともに、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の確認をする。

4　要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域等の対策

（1）現状と課題

急しゅんな地形が多く、急流河川も多い本市には、要配慮者利用施設が土砂災害警戒区域等に立地している。これらの地区については、要配慮者対策の観点から、効果的かつ総合的な土砂災害対策の実施が必要である。

（2）実施計画

ア　防災マップ等の配布や避難訓練等の機会を通じ、市民に対して土砂災害警戒区域等の周知を図る。

イ　土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、その名称・所在地及び、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定める。

5　土砂災害警戒区域の対策

（1）現状と課題

土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域は、山際を中心として数多く指定されている。

また、区域内には住宅等もあり、開発行為等に対する規制及び適切な指導、あるいは市民への情報提供に留意する必要がある。

（2）実施計画

ア　市は、住民へ土砂災害警戒区域等を周知し、情報伝達体制を整備する。また、土砂災害警戒区域等における円滑な警戒避難体制の整備に努める。

イ　土砂災害特別警戒区域については、以下の措置を講ずる。

（ア）建築基準法に基づく建築物の構造規制

（イ）勧告による移転者または移転を希望する者への建物除却等費、建物助成費による支援及び相談窓口の確保

ウ　土砂災害警戒区域については、以下の措置を講ずる。

（ア）土砂災害警戒区域ごとに以下の事項について定める。

a　土砂災害に関する情報及び気象警報等の伝達方法

b　避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路

c　土砂災害に係る避難訓練に関する事項

d　警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称及び所在地

e　要配慮者利用施設及び学校への土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項

f　救助に関する事項

g　その他警戒避難に関する事項

（イ）　土砂災害警戒区域ごとに警戒避難に関するうえで必要な事項を記載した防災マップ等を作成し、住民等に周知する。

エ　やむを得ず土砂災害警戒区域等に要配慮者利用施設の新築等を行う場合は、施設設置者に対して警戒避難体制の構築等について助言を行う。

（3）市民が実施する計画

ア　市民は、平時より土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認した時は、遅滞なく市町村長、警察官等へ連絡する。また、土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路について把握しておくなど、日ごろから土砂災害関連情報を収集する。更に土砂災害警戒情報発表に伴いその内容を理解し自主避難等、避難行動ができるように努める。

イ　土砂災害警戒区域等には原則として要配慮者利用施設の新築等は行わないものとする。やむを得ず新築等を行う場合は、警戒避難体制等に関する事項について県、市に助言を求める。

## 第２５節　都市防災

（消防防災課、建設課）

### 第１　基本方針

人口や産業の集中による都市の高密度化等に伴い、市街地における災害の危険性は増大しており、災害時における市民の生命及び財産の保護を図るため、都市災害に関する総合的な防災対策を推進し、安心して住めるまちづくりを進める。

### 第２　主な取組み

１　市街地における火災を予防するため、防火地域・準防火地域等の制度を活用して建築物の不燃化を図る。

２　避難路・延焼遮断帯、避難地の機能を有する道路、公園緑地等の防災空間（オープンスペース）の整備を推進する。

３　土地区画整理事業等の面的整備を積極的に推進することにより、健全な市街地の整備と防災機能の充実を図る。

### 第３　計画の内容

１　建築物の不燃化の推進

（１）現状及び課題

市街地には老朽した木造建築物が密集し、災害等に伴う火災被害の発生・延焼拡大の恐れが大きい。

これに対処するため、集団的な防火に関する規制を行い、都市防火の効果を高めることを目的として防火地域等が指定されている。この防火地域等は、都市計画法に基づき定められた防火地域・準防火地域と、建築基準法第２２条により指定された区域からなる。こうした防火地域等内における建築物については、建築基準法に基づき、規模等により耐火構造・準耐火構造等とすることとされている。

中心市街地で土地の高度利用を図る地域、避難路となる道路沿い等については、必要に応じて防火地域等の指定を検討し、建築物の不燃化を促進し、安全な市街地の形成を図る。

（２）実施計画

ア　防火地域・準防火地域の指定

都市計画法に基づき、建築物の密度が高く、火災危険度の高い市街地において、防火地域・準防火地域を定め、地域内の建築物を耐火構造・準耐火構造とし不燃化を図る。

イ　建築基準法第２２条区域の指定

防火地域・準防火地域以外の市街地において指定することにより、指定区域内の建築物の屋根の不燃化等を図る。

ウ　都市計画法等に基づく市街地再開発事業計画及び住環境整備事業計画を策定する。

２　防災空間の整備拡大

（１）現状及び課題

本市では、中心市街地の空洞化が進み、不規則なオープンスペースや空き店舗が増加している。

阪神淡路大震災においては、幅員の広い道路による延焼防止効果が顕著であったほか、身近な住区基幹公園が住民の一時避難地として利用され、救済活動拠点やヘリポート等の復旧・復興活動拠点として大きな役割を果たしたことに鑑み、避難路延焼遮断帯、避難地等の防災空間を確保する観点から、街路、公園緑地等の都市施設の整備を一層推進する必要がある。

これらの整備にあたっては、次の事項に留意する必要がある。

ア　地区、日常生活圏、市街地全体、地域全体等の生活・都市活動の広がりの段階に応じた都市施設の系統的かつ計画的配置と安全性の確保

イ　食料等の備蓄倉庫、耐震性貯水槽、ヘリポート、非常用発電機、放送施設等の災害応急施設を備えた広域避難地の整備

ウ　要配慮者に対する安全の確保

エ　幹線道路の多重化によるバックアップ機能を考慮した街路網の形成

（２）実施計画

ア　防災対策に資する効果的な公園緑地、防災遮断帯等の配置計画を検討し、都市公園等の積極的な整備に努める。

イ　市道について、国・県道との連携を図りつつ、避難路、延焼遮断帯として必要な街路の整備に努める。

３　市街地開発事業による都市整備

（１）現状及び課題

道路、公園等の公共施設整備が立ち遅れた災害危険度の高い木造密集市街地は本市でも各所に存在している。阪神淡路大震災においても、著しい被害を受けた地域は、市街地で区画街路等が未整備であったり、木造老朽家屋が密集した地区等に集中している。

これらの地域については、街路、公園等の公共施設を整備、改善することによりオープンスペースを確保するとともに、土地の合理的かつ健全な高度利用を図るため、土地区画整理事業や市街地再開発事業等による面的な整備を一層推進する必要がある。

（２）実施計画

都市計画街路や都市公園等の整備に関して防災機能に十分配慮した計画とする。

## 第２６節　建築物

（関係部局）

### 第１　基本方針

地震による建築物の被害を最小限に抑え、市民の生命、財産等を保護するため、建築物の耐震性を確保し安全性の向上を図る。

### 第２　主な取組み

１　建築基準法の現行耐震基準（昭和５６年）以前に建築された建築物について、耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。

２　建築物からの落下物やブロック塀等屋外構造物の倒壊等による被害の防止対策を講ずる。

３　文化財保護法等により指定された文化財は、災害発生後の火災等に備える。

### 第３　計画の内容

１　公共建築物

（１）現状及び課題

公共建築物の中には災害発生後、復旧活動の拠点となるものや、要配慮者が利用する建築物も多いことから、特に耐震性が要求される。これらの中には昭和５６年以前に建築された建築物もあり、今後早急に、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。

（２）実施計画

ア　市有施設の耐震診断及び耐震改修の実施

庁舎、社会福祉施設、病院、住宅、保育園、学校等で、昭和５６年以前に建築された建築物は、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。

イ　耐震診断・耐震改修のための推進

建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、耐震診断・耐震改修の推進を図る。

ウ　防火管理者の設置

病院、学校、保育園等で消防法第８条により定められた防火対象物については、防火管理者を選任し火災予防等に努める。

エ　耐震改修計画の策定

昭和５６年以前に建築された建築物等について、耐震化を推進する計画を策定し、速やかに耐震化等の施策を講ずる。

２　一般建築物

（１）現状及び課題

昭和５６年以前に建築された建築物は、比較的耐震性に乏しく、倒壊等の恐れがあるので、耐震診断・耐震改修を実施し、地震に対する安全性の向上を図る必要がある。

（２）実施計画

ア　耐震診断・耐震改修のための支援措置

（ア）住宅及び市長が指定した民間の避難施設について、県との連携を図り耐震診断への助成を行う。
（イ）賃貸を除く戸建住宅及び共同住宅について、県と連携を図り耐震改修への助成を行う。
（ウ）崖地近接等危険住宅移転事業計画を策定し、移転事業の推進を図る。

イ　建築物の所有者等が実施する計画

（ア）必要に応じて耐震診断を実施し、耐震改修を行うとともに、建築物の適正な維持保全に努める。
（イ）「わが家の耐震診断表」を利用し、住宅の自己診断を実施する。
（ウ）地震保険や共済制度は、住宅再建に有効な手段であることから、これらの制度の活用を図る。

3　落下物・ブロック塀等

（1）現状及び課題

建築物の外壁タイル、窓ガラス等の落下、ブロック塀等屋外構造物の倒壊及び広告看板や自動販売機等の屋外設置物の落下・転倒に伴う人的、物的被害を防止する必要がある。

（2）実施計画

ア　屋外構造物、屋外設置物、落下物及びブロック塀等の安全対策について、普及・啓発を図るため広報活動を行う。
イ　市民は、外壁タイル及びブロック塀等の状態を点検し、必要に応じて修繕、補強等を行う。

4　文化財

（1）現状及び課題

文化財は、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定し保護しており、貴重な国民的財産として次世代に継承していくことが必要である。

また、建築物等については、ほとんどが木造であるため、震災等の災害対策とともに防火対策に重点を置き、それぞれの文化財の性質・形状及びその環境に応じて保全を図るとともに、併せて見学者の生命・身体の安全に十分留意する。

（2）実施計画

教育委員会は、文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項に留意し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

ア　所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導・助言を行う。
イ　防災施設の設置促進を図るとともに、設置に対する助成を行う。
ウ　所有者は防災管理体制及び防災施設を整備し、自衛消防隊の確立を図る。

# 第２７節　道路及び橋梁

（建設課）

## 第１　基本方針

震災時に生じる道路及び橋梁の機能喪失が災害応急対策活動等の支障とならないよう、地震に強い道路及び橋梁づくりのため、構造物・施設等の耐震性を確保する必要がある。

構造物・施設等は一般的な地震動（供用期間中に１～２度程度発生する確率の地震）に際して機能に重大な支障が生じないことを目標に設計する。

道路及び橋梁等の基幹的な交通確保施設の整備にあたっては、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づきネットワークを充実させ、震災に対する安全性の確保を図る。機能に重大な支障が生じた場合、代替性の確保とともに応急対策により機能を確保する。震災後の応急活動及び復旧活動に関し、関係機関において相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化する。

## 第２　主な取組み

１　災害対策としての道路網の整備は、国・県・市道等の主要幹線道路の整備と生活道路の機能確保という二面から道路、橋梁の耐震性を確保する。

２　震災後の応急活動・復旧活動に関し、関係団体との協力体制を整える。

## 第３　計画の内容

１　道路及び橋梁の耐震性の整備

（１）現状及び課題

大地震の発生に伴い、道路は法面崩壊、路肩決壊、路面陥没・隆起・亀裂、橋梁・トンネル等構造物の破損、電柱等の倒壊、地下埋設物の破損、沿道建築物の落下倒壊等によって通行が不能・困難な状態になると予想される。このため道路管理者及び警察等関係機関は、道路、道路施設及び橋梁について耐震性の強化を図る必要がある。

（２）実施計画

ア　落石等の危険箇所点検に基づき、緊急度の高い箇所から順次整備する。

イ　橋梁の危険箇所点検に基づき、緊急度の高い橋梁から順次耐震補強を実施する。

２　関係団体との協力体制の整備

（１）現状及び課題

大地震が発生し、道路、道路施設及び橋梁が被災した場合、速やかに応急復旧活動を行い、交通の確保を図る必要がある。応急復旧は道路管理者及び警察単独では対応が遅れる恐れがある。このため震災後の応急活動及び復旧活動に関し、関係機関において相互応援の協定を締結し、平常時より連携を強化する。また、応急復旧のために協定を締結した建設業協会等と事前に調整を図り、交通の確保に努める。

各道路管理者、関係機関及び県は災害時の道路規制情報等について、情報共有できる体制の整備を行う必要がある。

（２）実施計画

ア　関係機関において、それぞれ必要な相互応援の協定を締結し、平常時より連携を強化する。

イ　災害時の道路規制情報等について、各道路管理者、関係機関及び県が情報共有できる体制の整備に努める。

## 第２８節　河川施設等

（消防防災課）

### 第１　基本方針

河川施設等は、地震の発生に伴い破堤等につながることが想定されるため、安全性の向上を図るとともに、耐震点検、整備等を行い安全の確保に努める。

### 第２　主な取組み

１　堤防等の耐震点検を行い、耐震性の不十分なものは安全性の向上を図るため施設の補強を行う。
２　ダム施設等に関して、定期点検を行い適切な維持管理に努める。
３　出水時の的確な情報収集や情報提供に努める

### 第３　計画の内容

１　河川施設の災害予防

（１）現状及び課題

地震による河川の被害は、河川堤防の亀裂・沈下・法面のはらみ・崩れ等があり、さらにこれらに伴う護岸・水門・樋門・橋梁等のコンクリート構造物の亀裂や沈下が予想される。特に洪水時に地震が発生した場合には、堤体の地震に対する安全度が低下し、破堤につながる恐れがある。洪水時に破堤した場合に背後地に甚大な被害を及ぼす河川等について耐震点検を行い、安全性を向上させる。

（２）実施計画

それぞれの施設整備計画により、河川管理施設の耐震性を向上させる。

２　ダム施設の災害予防

（１）現状及び課題

ダム施設においては、河川管理施設等構造令及び各種基準により、構造計算に用いる設計震度が定められ、これに基づき設計されている。また、完成ダムでは定期的に点検整備を行っている。

我が国では、過去に多くの地震が発生しているが、ダム機能に影響するような被害を受けたことはない。

（２）実施計画

ダム管理者は、地震等の発生によりダムの基礎地盤で２５ガル以上を観測した場合、又はダム地点近傍の地震観測所で震度４以上を観測した場合の臨時点検を実施していることから、市は、市域に影響を及ぼす恐れのある地震が発生した場合は、速やかにダム管理者に対しダムの状況等について報告を求め、速やかに市民へ伝達するとともに、必要のある場合には、対象地区に対して避難勧告等の措置を実施する。

## 第２９節　ため池

（建設課、農林水産課）

### 第１　基本方針

下流に人家や公共施設がある農業用ため池が豪雨等により被災した場合には、受益農地の営農に支障をきたすばかりでなく、甚大な被害が生じる恐れがある。

このため、県及び施設管理者等と連携をとり、災害の発生を未然に防止する。

### 第２　主な取組み

巡回点検等により、ため池の状況を把握するとともに、緊急度の高いものから順次補強工事を実施する。

また、決壊による下流への影響が大きいため池について、ハザードマップの作成及び公表等の減災対策に努める。

### 第３　計画の内容

（１）現状及び課題

市内のため池の多くは老朽化が進んでおり、洪水による決壊等の危険度が比較的高いため、施設の状況を調査し、災害予防のための措置を講ずる必要がある。

（２）実施計画

ア　ため池の規模、施設の構造及び下流の状況等について台帳を整備し、県に報告するとともに、施設の状況について定期的に確認する。

イ　ため池の災害予防のため、管理者団体等と連絡を密にし、必要に応じて措置を講ずる。

ウ　必要に応じ、土のう、杭等の応急資材を準備する。

エ　決壊による下流への影響が大きいため池について、ハザードマップを作成し、市民への周知を図る。

## 第３０節　農林水産物等

（農林水産課）

### 第１　基本方針

地震による農林水産関係の被害は、温室、畜舎、きのこ栽培施設、果樹や支柱、養魚場等生産施設の損壊や農産物集出荷・貯蔵施設、立木の倒壊、製材施設、農林水産物処理加工施設等の損壊が予想される。また、施設等の被害に伴い、農林水産物の減収や家畜・水産物の死亡被害等も予想される。このため、予防技術対策の充実及び森林整備、生産・流通・加工施設の安全性の確保等を推進する。

また、新たな施設の設置にあたっては、活断層等の存在に留意するとともに、被害を最小限にするため、機械・施設の固定や工法の検討を行う等、安全対策を指導する。

### 第２　主な取組み

１　農業協同組合等と連携して、農業者に対して生産施設、農産物の集出荷・貯蔵施設等の安全性の確保について指導徹底を図る。

２　長野県ふるさと森林づくり条例に基づく森林づくり指針及び市森林整備計画に基づき、森林整備を実施するとともに、森林組合等関係機関と連携のもと、安全パトロールを実施する。

### 第３　計画の内容

１　農畜産物の災害予防

（１）現状及び課題

集出荷・貯蔵施設等においては、建築後、年数の経過に伴い耐震性が劣る施設も見受けられることから、施設の補強、更新又は廃止等を促進するとともに、施設管理者等による耐震診断・補強工事が求められる。

（２）実施計画

ア　農業改良普及センター、農業協同組合等と連携して、市農業技術者連絡協議会等を通じて予防技術の普及徹底を図る。

イ　市民が実施する計画

（ア）生産施設等における補強工事等を実施し、施設の安全性を確保する。

（イ）新たな施設の設置にあたっては、活断層等の存在に留意するとともに、被害を最小限にするための安全対策に努める。

２　林産物の災害予防

（１）現状及び課題

立木の倒壊防止のため、適地適木の原則を踏まえた森林造成を図るとともに、壮齢期の森林にあっては、間伐による本数密度の調整を行い、適正な形状比の立木仕立てを指導する必要がある。

また、林産物の生産、流通、加工施設の設置にあたっては、活断層等の存在に留意するとともに、機械、施設を固定する等安全対策を普及する必要がある。

（２）実施計画

ア　市森林整備計画に基づき、健全な森林づくりを推進する。

イ　県、森林組合等関係機関と連携をとり、林産物の生産・流通・加工現場において安全パトロールを実施する。

ウ　市民が実施する計画

（ア）市等が計画的に行う森林整備に協力する。

（イ）施設の補強等対策の実施に努める。

## 第３１節　積雪期の地震

（全部局）

### 第１　基本方針

積雪期の地震は、他の季節の地震に比較して、より大きな被害を及ぼすことが予想されるため、市、県及び防災関係機関は、除雪体制の強化、雪崩危険箇所の雪崩防止施設の整備、屋根雪処理等の家屋倒壊の防止、避難体制の整備等、総合的な雪に強いまちづくりを推進するものとし、積雪期の地震被害の軽減を図る。

### 第２　主な取組み

１　地域の特性に配慮しつつ、積雪期の地震に強いまちづくりを進める。
２　冬期の道路交通を確保するため、迅速かつ適切な除雪体制の強化を図る。
３　適時適切な運転規制及び迅速な除雪による鉄道運行の確保を図る。
４　ヘリコプター等による航空輸送の確保を図る。
５　雪崩発生危険箇所における雪崩対策事業を計画的に実施する。
６　建築物の所有者に対し、安全対策の推進について周知を図るとともに、雪下ろし作業が軽減される住宅の普及を図る。
７　積雪時の地震、火災発生時における消防活動の確保に努める。
８　積雪時においても市民が円滑に避難することができるよう、避難場所及び避難路の確保等を図る。
９　冬期の災害に対処できる備蓄品等の確保に努める。
１０　スキー場の利用客等、観光客の避難・救助等の対策について計画の策定に努める。

### 第３　計画の内容

１　雪対策の推進

（１）現状と課題

積雪期の地震の災害予防は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等の雪害予防対策の総合的、継続的な推進により確立されるものである。

（２）実施計画

ア　市地域防災計画（雪害対策編）等に基づき、各防災関係機関が緊密に連携し、総合的かつ具体的な雪害予防対策を推進する。

２　道路交通の確保

（１）現状と課題

積雪期の地震においては、土砂崩れ等に加え、雪崩が発生し、道路交通に支障が生じる恐れがあるため、市、県、関係機関は除雪機械及び要員の増強を図り、除雪体制の強化に努めることが重要である。

（２）実施計画

ア　市は、各計画の定めるところにより除雪体制を整備し、地震時には道路交通を迅速に回復し、道路機能の確保を図る。
イ　市民に対して、住宅周辺等の自主的な除雪を呼びかけ協力を得る。
ウ　地震時には通常の除雪を実施することが困難となることが想定されるため、

住宅の周辺について自主防災組織、市民の協力を得て、自力による除雪又は圧雪による避難路の確保に努める。

3　鉄道運行の確保

（1）現状及び課題

特に積雪時の地震においては、雪崩等の発生により、公共交通網が混乱し、市民生活や地域経済に大きな影響を与えることが予想されるため、雪害に強い除雪等の体制整備が必要である。

（2）実施計画

関係機関と連携を図り、交通上の混乱が生じないよう調整を図る。

4　航空輸送の確保

（1）現状及び課題

積雪期の地震による道路交通の一時的な途絶や、孤立集落の発生等が考えられる。このため、孤立集落に対するヘリコプターによる航空輸送の確保を図ることが重要である。

（2）実施計画

孤立が予想される集落のヘリポートの確保を促進するとともに、緊急時のヘリポート（場外離発着場を含む。）の除雪・圧雪体制を整備する。

5　雪害予防計画

（1）現状及び課題

積雪地帯で発生する雪崩の被害を防止するため、雪崩発生危険箇所における雪崩対策事業を計画的に実施することが重要である。

（2）実施計画

近隣住民に対し、雪崩危険箇所の周知を図るとともに、雪崩対策事業の推進を図る。

6　家屋倒壊の防止

（1）現状及び課題

建築基準法施行規則第９条で指定された多雪区域の建築物の所有者等に対し、建築物の安全対策の推進について、周知及び指導を行うことが重要である。

（2）実施計画

ア　建築物の雪害防止のための指導及び啓発を行う。

イ　地域の実情に応じて雪に強い住宅の普及、市街地形成の誘導等を進める。

ウ　建築物の所有者等が実施する計画

（ア）建築基準法第１２条第１項に規定する旅館、ホテル、物品販売店舗等多数の者が利用する建築物の所有者等は、建築物の維持保全計画の作成及び定期報告を行い、建築物の安全性の確保に努める。

（イ）適時、雪下ろし等を行い、建築物の安全性の確保に努める。

7　消防活動の確保

（1）現状及び課題

積雪時に地震火災が発生すると、積雪により消防活動が制約されることが予想される。このため、各消防機関は消防水利の確保と消防施設・設備の充実を図り、積雪時の地震火災における消防活動の確保に努める必要がある。

（2）実施計画

関係機関と連携を図り、消防活動に支障が生じないよう調整を行う。

8　避難場所及び避難路の確保

（1）基本方針

積雪時において地震が発生した場合、市民が円滑に避難することができるよう避難場所及び避難路の確保等を図ることが重要である。

（2）実施計画

ア　積雪及び堆雪に配慮した体系的な街路の整備に努める。

イ　小型除雪車両の増強による歩道除雪を推進する。

ウ　機械による除排雪が困難な、人家連たん地域や冬期交通のあい路となる箇所においては、重点的な消融雪施設等の整備を図る。

エ　地域の人口及び地形、雪崩等の危険性、施設の耐震性・耐雪性等を考慮し、避難場所をあらかじめ指定する。

オ　避難誘導のための標識は、市民が安全に避難場所に到達することができるよう、降積雪の影響を考慮して設置する。

9　寒冷対策の推進

（1）現状及び課題

豪雪時には、積雪の影響による長期間の停電やライフラインの停止、又は、雪崩災害等により、避難が必要となる場合がある。

寒冷期間においては、避難施設では暖房が必要になる等、冬期の災害に対応できる備蓄品等を整えることが重要である。

（2）実施計画

ア　市は、避難施設における暖房等の需要の増加が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、雪上車等）の備蓄に努める。

イ　電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

ウ　積雪のため応急仮設住宅の早期着工が困難となることが想定されるため、積雪の状況により長期避難が必要な場合は、避難者の生活確保のための長期対策を検討する。

１０　スキー客等に対する対策

（1）現状及び課題

多数のスキー客等が集中するスキー場で大規模な地震が発生した場合、リフト、ホテル等の損壊や雪崩の発生等により、多数のスキー客の被災が懸念される。ま

た、スキー場は山間地に位置するため道路が寸断され、多数のスキー客等が孤立する可能性が高い。

（２）実施計画

スキー場客等の避難、救助及び孤立等への対策について、関係機関と連携を図り、食料、燃料及び医療等の孤立対策計画を定める。

## 第３２節　二次災害の予防

（全部局）

### 第１　基本方針

災害発生時に被害を最小限に抑えるためには、予想される二次災害を防止することが重要である。有効な二次災害防止活動を行うためには、関係機関の平常時からの体制の整備が不可欠であることから、これに対する予防対策をあらかじめ講ずる必要がある。

### 第２　主な取組み

１　構築物等や危険物等に係る二次災害防止のための措置を講ずる。
２　災害発生時の流木発生等を予測した対策を検討する。
３　土砂災害危険箇所の把握、緊急点検体制の整備に努める。

### 第３　計画の内容

１　構築物等に係る二次災害予防対策

（１）現状及び課題

被災建築物等の倒壊等による危険から市民を守るため、被災建築物等を判定できる資格者を養成する必要がある。

緊急避難路や輸送路としての道路、橋梁等の被害を防ぐため、あらかじめ点検すべき箇所を把握するとともに、被災箇所の危険度を判定する基準等の整備が必要である。

（２）実施計画

ア　重要施設については、あらかじめ位置等を十分把握するとともに、施設の点検作業が速やかに実施できるようあらかじめ体制を整備する。
イ　被災時に応急危険度判定を行う体制を整備する。

２　危険物施設に係る二次災害防止対策

（１）現状及び課題

ア　危険物関係

消防法に定める危険物施設における災害発生時の二次災害の発生・拡大を防止するため、緩衝地帯の整備、防災応急対策用資機材の備蓄等を推進するとともに、保安体制の強化が必要である。

イ　火薬関係

火薬類取扱い施設は、災害による直接的被害よりも火薬類の流出・紛失等による二次災害の危険性があり、被害を防止するための危害防止体制の確立が必要である。

ウ　高圧ガス関係

高圧ガス製造施設・貯蔵所・販売所及び消費施設等における災害発生時の対応については、高圧ガス保安法に基づく緊急措置等が定められているが、被害の拡大を防止するため事業者ごとの保安意識の高揚と自主保安体制の整備を、一層推進する必要がある。

エ　液化石油ガス関係

液化石油ガスの一般消費先における容器の転倒、流出防止措置の徹底等、災

害対策の促進について、液化石油ガス販売業者等に対する指導を徹底する。また、消費者が適切な措置を行えるよう、消費者に対する啓発が必要である。

オ　毒物劇物関係

毒物・劇物における火災や有毒ガスの発生等の二次災害を予防するため、毒物劇物危害防止規定の作成と、流出等の防止施設の整備及び事故処理剤備蓄体制の充実が必要である。

（２）実施計画

ア　危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施

イ　立入検査の実施等指導の強化

ウ　防災応急対策用資機材等の整備についての指導

エ　自衛消防組織の強化についての指導

オ　近隣の危険物取扱事業所との協定締結の促進等の指導

カ　民間業者等の資機材保有実態の把握

３　倒木の流出対策

（１）現状及び課題

豪雨災害時には、渓流に押出された倒木が、流路を閉塞し、鉄砲水や、下流で橋梁等に絡んで水害を助長する原因となる場合がある。

（２）実施計画

ア　河川管理施設の安全性を向上させる。

イ　現在工事中の箇所及び危険箇所等、二次災害の発生が想定される箇所を事前に把握する。

４　山腹・斜面及び渓流並びに施設に係る二次災害予防対策

（１）現状及び課題

災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり及び渓流における土石流の発生等の危険性があり、二次災害予防のため災害が発生する危険がある箇所（土砂災害危険箇所）をあらかじめ把握するとともに、緊急に点検実施できるよう体制を整備しておく必要がある。

（２）実施計画

ア　土砂災害危険箇所の把握

イ　情報収集体制の整備

ウ　警戒・避難体制の整備

エ　緊急点検マニュアルの作成及び点検体制の整備

## 第３３節　防災知識の普及

（全部局）

### 第１　基本方針

「自分の命は、自分で守る」が防災の基本であり、市、県及び防災関係機関による対策が有効に機能するためには、食料、飲料水の備など市民が平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には、自らの安全を守る行動ができることが重要である。

また、広域かつ甚大な被害が予想される災害に対処するためには、市民、地域・企業及び自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。

しかし、実際に災害が発生する頻度はそれほど高くないため、災害時における行動を経験から学ぶことは困難である。このため、市、県及び指定行政機関等は、災害の歴史の伝承や体系的な研修や訓練により市民の防災意識の高揚を図るとともに、防災意識の普及・徹底を図り、自主防災意識を持つ災害に強い市民の育成等、地域の総合的な防災力の向上に努める。

### 第２　主な取組み

１　市民等に対する実践的な防災知識の普及・啓発活動を行う。
２　防災上重要な施設の管理者等に対して防災意識の普及を図る。
３　学校における実践的な防災教育を推進する。
４　職員等に対する防災知識の普及、防災意識の高揚を図る。
５　過去に起こった大規模災害の教訓や災害の歴史を後世に伝える。

### 第３　計画の内容

１　市民等に対する防災知識の普及活動

（１）現状及び課題

災害発生時に、自らの安全を守るためにはどのような行動が必要か、要配慮者に対してはどのような配慮が必要か等、災害発生時に役立つ実践的な防災知識を身につけた災害に強い市民を育成することが、被害を最小限にとどめるうえで重要である。

現在も各種の研修、訓練、講演会等の取組みや、広報活動がされているが、今後は、防災マップ等の作成・配布等より実践的な普及活動が必要である。また、企業等に対する防災知識の普及も重要な課題である。

（２）実施計画

ア　市民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、市ホームページ、市民向け講座及び各種広報資料等により、次に掲げる啓発活動を行う。

（ア）最低でも３日分、可能な限り１週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、電池等）の準備
（イ）家庭動物の同行避難や避難所での飼養等についての準備
（ウ）「自分の命は自分が守る」という「自助」の防災意識
（エ）地域、職場、家庭等において、相互に協力し、助け合う「共助」の防災意識

（オ）台風、集中豪雨、洪水、土砂災害、山地災害等に関する一般的知識
（カ）災害時にとるべき行動に関する知識
（キ）正確な情報の入手方法
（ク）要配慮者に対する配慮
（ケ）男女のニーズの違いに対する配慮
（コ）防災関係機関が講ずる災害応急対策等
（サ）平常時から市民が実施し得る、最低でも３日分可能な限り１週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
（シ）地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
（ス）地域における指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路に関する知識
（セ）地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動、応急手当、避難行動、自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識

イ　防災マップ、地区別防災カルテ、防災マニュアル、ハザードマップ等を作成配布し、きめ細かな情報提供を行う。

ウ　自主防災組織における防災マップ、地区別防災カルテの作成に対し、指導、協力する。

エ　防災マップ、地区別防災カルテの配布にあたっては、それらの役割、活用方法について、十分理解が得られるよう説明の機会を設定する。この際、被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることも併せて周知する。

オ　教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアル等の配布、有識者による研修会や講演会等を開催し防災教育を実施する。

カ　市民等の防止意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成促進のため、防災に関する様々な動向や各種データをわかりやすく発信する。

キ　防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、雪崩防止週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、雪崩災害、二次災害防止等に関する総合的な知識の普及に努める。

（３）自主防災組織等が実施する計画

地区別防災カルテ等は、きめ細かな防災情報を掲載するとともに、防災知識の普及、防災意識の高揚、的確な災害対応の観点からも、自主防災組織等が作成に参画することが望ましく、自主防災組織等は積極的に地区別防災カルテ等の作成に参画する。

（４）市民等が実施する計画

防災訓練、防災に関する研修、講習会等に積極的に参加するとともに、家庭防災会議を定期的に開き、次の活動を通じて防災意識を高める。

ア　避難路、指定緊急避難場所、指定避難所の確認

イ　発災時の連絡方法等（連絡方法や避難ルールの取決め等）の確認

ウ　幼児や高齢者の避難についての役割の確認

エ　災害用の非常持出袋の内容、保管場所の確認

オ　備蓄食料の試食及び更新

カ　負傷の防止や避難路確保のための、家具、ブロック塀等の転倒防止対策

キ　地域の防災マップの作成

ク　防災訓練等の地域防災活動への参加

（５）報道機関等が実施する計画
報道機関等は、防災知識の普及啓発に努める。

（６）企業等が実施する計画
企業等においても、災害発生時に企業が果たす役割を踏まえた上で、災害時の行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練の実施等防災活動を推進するよう努める。

（７）関係機関が実施する計画
消防機関等は、それぞれの普及計画に基づき、住民を対象に応急手当（救急法）の講習会を実施する。

２　防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及
（１）現状及び課題
危険物を使用する施設、病院及び社会福祉施設等の要配慮者利用施設、旅館・ホテル、駅、商業施設等、不特定多数の者が利用する施設の管理者の発災時の行動の適否は非常に重要である。従って、これら防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及を積極的に行う必要がある。

（２）実施計画
市で管理している防災上重要な施設については、その管理者等に対して、発災時において取るべき行動、避難誘導について配慮すべき事項、要配慮者に対する配慮等、防災知識の研修、訓練を行う。

３　学校等における防災教育の充実
（１）現状及び課題
学校等において、児童生徒等が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に対して強い市民を育成する上で重要である。
そのため、体系的な防災教育に関する指導内容の整理、指導時間の確保等を行ったうえで、学校等における防災訓練等をより実践的なものにするとともに、学級活動等を通して、防災教育を推進する。

（２）実施計画
ア　学校等においては、大規模災害にも対処できるよう、関係機関と連携したより実践的な防災訓練の実施に努める。
イ　児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育用教材やパンフレット等を活用して次の事項等について指導を行い、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つ行動知識等を養う。
（ア）防災知識一般
（イ）避難の際の留意事項
（ウ）登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法
（エ）具体的な危険箇所
（オ）要配慮者に対する配慮
ウ　教職員向けの指導資料の活用や研修会等の実施により、教職員の安全・防災

意識の高揚を図る。

4　職員等に対する防災知識の普及

（1）現状及び課題

防災関係の業務に従事した経験のない職員の防災知識は、必ずしも十分とはいえない。そこで、防災関係職員はもちろん、全ての職員に対しても防災知識の普及を図る。

（2）実施計画

防災訓練、防災に関する研修、講習会等への参加を通じて、防災関係職員以外の職員に対しても、次の事項について防災知識の普及、防災意識の高揚を図る。

ア　自然災害に関する一般的な知識
イ　自然災害が発生した場合に具体的に取るべき行動
ウ　職員等が果たすべき役割
エ　自然災害対策として現在講じられている対策
オ　今後自然災害対策として取り組む必要のある課題

5　大規模災害の教訓や災害の歴史の伝承

（1）現状及び課題

過去に起こった大規模災害の教訓や災害の歴史を確実に後世に伝えていく必要がある。

（2）実施計画

ア　災害教訓の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像等の各種資料の収集・保存・公開等するとともに、市民が災害教訓を伝承する取組みを支援する。
イ　市民は、自らの災害教訓の伝承に努める。

## 第３４節　防災訓練

（消防防災課）

### 第１　基本方針

災害発生時に、被害を最小限にとどめるためには、災害発生時に適切に行動することが必要であるが、災害時における行動を経験から学ぶことは困難である。そこで災害時の具体的な状況を想定した、日頃からの訓練が重要である。

また、発災時を想定した訓練は，市民に対する防災計画の周知・検証、防災知識の普及、防災関係機関相互及び市民との協力体制の面からも効果が期待できる。

市、県、防災関係機関は、災害発生時における行動の確認、関係機関及び市民、企業等との協調体制の強化を目的として、各種の災害を想定した防災訓練を実施する。

### 第２　主な取組み

１　年１回以上防災訓練を実施し、防災関係機関等と連携した各種訓練を実施する。

２　実践的な訓練とするために訓練内容について配慮し、訓練実施後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、次回の訓練に反映させる。

### 第３　計画の内容

１　防災訓練の種別及び実施時期

（１）現状及び課題

市は、防災の日（９月１日）を中心に、総合防災訓練を実施している。

今後、訓練内容をより実践的で充実したものにしていく必要がある。

（２）実施計画

ア　総合防災訓練（兼地震総合防災訓練）

防災関係機関、企業、市民、その他関係団体の協力を得て、総合防災訓練を実施する。

（ア）実施時期

防災の日（９月１日）の直近の土曜日に実施する。

（イ）実施場所

訓練の効果が広範にわたることを考慮し、平、大町、常盤、社地区を巡回して実施する。なお、八坂、美麻地区は土砂災害に対する訓練を交互に実施する。

（ウ）実施方法

毎年作成する市地震総合防災訓練実施要綱等に基づき、大規模地震等を想定した広域的かつ総合的訓練を実施する。

イ　その他の訓練

次に掲げる訓練は、総合防災訓練で実施するほか、必要に応じて関係機関と連携して個別に実施する。

（ア）水防訓練

水防管理者は、その区域の水防活動の円滑な遂行を図るため、独自に又は水防協力団体等と共同して水防訓練を実施する。

（イ）消防訓練

消防関係機関は、消防活動の円滑な遂行を図るため、火災警報伝達訓練、

出動訓練、火災防御訓練、救助・避難誘導訓練等を実施するほか、必要に応じて他の関連した訓練に合わせて行う。

（ウ）災害救助訓練

市及び災害救助実施機関は、救助、救護を円滑に遂行するため必要に応じて、独自に又は関係機関と共同してあらかじめ災害の想定を行い、医療救護・人命救助、炊出し等の訓練を行う。

（エ）通信訓練

市及び防災関係機関は、災害時に円滑な通信が行えるよう、あらかじめ作成された想定により、遠隔地からの情報伝達訓練及び防災相互波による感度交換訓練等を行う。

（オ）避難訓練

市及び警察署等避難訓練実施機関は、災害時における避難準備情報、避難勧告、避難指示等の迅速化及び円滑化のため、市民の協力を得て、災害の恐れのある地域、病院及び集会場等の建築物内の人命保護を目的として避難訓練を実施する。

（カ）非常参集訓練及び本部の設置運営訓練

市は、災害時における職員の非常参集及び災害対策本部の設置の迅速化及び円滑化のため、非常参集訓練及び本部の設置運営訓練を実施する。

非常参集訓練については、実施期間を一定範囲に特定した上で、抜打ちで実施する。

（キ）情報収集及び伝達訓練

市は、災害時における情報の収集及び伝達活動が迅速かつ的確に実施されるよう、あらかじめ作成された想定による情報の収集及び伝達や、通信が途絶える可能性を想定した訓練について実施する。

（ク）防災図上訓練

災害時における資材、活動力等の整備体制を事前に検証・確認し、整備の充実に資するため、図上訓練を実施する。

（ケ）広域防災訓練

市及び県は、広域応援協定に基づく災害時の応援が的確に実施されるとともに、協定締結団体間の連絡体制の確立のため、広域防災訓練を実施する。

（コ）複合災害を想定した訓練

市及び県は、地域特性に応じた複合災害（同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合することにより被害が深刻化し、災害応急対応が困難となる事象）を想定した机上訓練等を行い、その結果を踏まえて対応計画の見直しを行う。

ウ　市民が実施する計画

市等が実施する訓練に積極的に参加するよう努める。

２　実践的な訓練の実施と事後評価

（１）現状及び課題

訓練の実施にあたっては、より実践的な訓練となるよう内容を工夫するとともに、訓練実施後には成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、次回の訓練に反映させる。

（２）実施計画

ア　実践的な訓練の実施

訓練の実施機関は、訓練の具体的な目的を設定したうえで、被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるよう訓練参加者、使用する器材、実施時間等の訓練環境について具体的な設定を行う。さらに、課題を発見するための訓練や、参加者自身の判断が求められ、発災時における行動のシミュレーションとして効果を持つ実践的な訓練となるよう工夫する。また、避難行動要支援者に対する配慮の視点を取り入れるとともに、学校、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体及び地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携して訓練を実施するよう努める。

イ　訓練の事後評価

市及び訓練の実施機関は、訓練の実施後には評価・検証を行い、防災体制の課題を明らかにし、必要に応じて改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

## 第３５節　災害復旧・復興への備え

（全部局）

### 第１　基本方針

災害による物的被害を防止し、復旧・復興を円滑に推進するため、災害に伴う廃棄物の発生を極力抑制するよう、建築物の耐震化等に努めるとともに、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理を含め廃棄物処理体制の充実に努める。

また、災害発生後、円滑で迅速な復旧・復興活動を行うために、復興時に必要となるデータの保存及びバックアップ体制を整備するとともに、災害復旧用資材の備蓄・供給体制及び罹災証明書の発行体制の整備を図る。

### 第２　主な取組み

１　災害廃棄物の発生に対する処理体制を整備する。
２　復興のためのデータを保存し、バックアップ体制を整備する。
３　災害復旧用資材の備蓄・供給体制を整備する。
４　罹災証明書の発行体制を整備する。

### 第３　計画の内容

１　災害廃棄物の発生への対策

（１）災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努める。

（２）大量の災害廃棄物の発生に備え、大規模仮置場の候補地を設定するとともに、必要に応じ広域処理体制の整備に努める。なお、広域処理を行う地域単位で、余裕をもった処理施設能力を維持し、災害廃棄物処理の多重化や、代替性の確保を図る。

（３）仮置場の配置や災害廃棄物の処理方法等について、災害廃棄物処理計画を策定する。

２　データの保存及びバックアップ

（１）現状及び課題

災害からの復興には、戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等の情報及び測量図面、情報図面等のデータが必要となる。これらのデータが、災害により消失しないよう、また、消失した場合でもバックアップが可能な体制を整備する必要がある。

（２）実施計画

重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料をあらかじめ整備するとともに、資料の被災を回避するため、複製等を別の場所に保存するよう努める。

また、市で保管している公図等の写し等について、被災を回避するための手段を講ずる。

３　災害復旧用資材の備蓄・供給体制の整備

（１）現状及び課題

災害発生後の復興のためには、木材を含む復旧用資材を安定的に供給する必要がある。

（２）実施計画

森林組合等と連携して、災害時における木材の供給体制の確立に努める。

４　罹災証明書の発行体制の整備

（１）現状及び課題

罹災証明書の交付が遅滞なく行われる体制の整備を行う必要がある。

（２）実施計画

災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家の被害認定調査の担当者の育成、他の地方公共団体や、民間団体等との応援協定締結等を計画的に進め、罹災証明書交付に必要な業務実施体制の整備に努める。

## 第３６節　自主防災組織等の育成

（消防防災課、庶務課）

### 第１　基本方針

災害発生時の被害防止又は軽減のためには、市民の自主的な防災活動が地方公共団体や防災関係機関の活動と並んで重要である。特に、出火防止や初期消火、要配慮者への対応における役割は非常に重要である。

地域における自主防災組織の組織的な活動は、出火防止や初期消火、要配慮者への対応等が期待されるとともに、日常の活動を通じて地域の連帯感の強化が図られる等、今日の地域社会の状況の中で果たす役割は益々重要性を増している。

今後、積極的に自主防災組織の強化育成を図っていく必要がある。

### 第２　主な取組み

１　組織化が遅れている地区を中心に取り組みを強化する。
２　平常時から、発災時の自主防災組織の活動内容を定めておく。
３　自主防災組織の活動環境を整備し、活動の場を確保する。
４　リーダーに対する研修等、組織を活性化するための対策を講ずる。
５　防災組織相互の応援体制の確立のための指導を行う。

### 第３　計画の内容

１　地域における自主防災組織の育成

（１）現状及び課題

組織化が遅れている地区に対しては、結成を促進するとともに、組織の育成を図り、自主防災意識の普及啓発に努める必要がある。また、組織化されていても十分な活動ができない自主防災組織の活性化に向けた支援、助言が今後の課題である。

また、学校、病院等の施設や事業所においても、自主防災組織の組織化を促進する必要がある。さらに、様々な防災活動団体との連携を図っていくほか、防災活動を通じて要配慮者等に対する避難体制の整備、支援策の充実を図る。

（２）実施計画

自主防災組織の未組織地区に対して、防災意識の普及啓発活動に合わせ組織の結成への働きかけるとともに、既存組織の強化と活性化を図る。

学校、病院、事業所等に対しても防火管理者を中心に防災組織の結成を呼びかける。

２　活動環境の整備

（１）現状及び課題

現在、自主防災組織の活動環境の整備については、各組織への助成措置や支援が講じられている。

自主防災組織が、より効果的な活動を進めるためには、これらの制度を有効に活用して、活動環境の整備を図っていくことが求められる。

（２）実施計画

市は、大町市自主防災組織防災資機材購入費補助金制度等の活用により、自主

防災組織の資機材の整備を進めるとともに、自主防災組織の活動の場を確保するため、既存の施設を活用し、防災活動の拠点としての整備を進める。

3　組織の活性化

（1）現状及び課題

災害発生時に活発に活動が展開できる自主防災組織にするためには、平常時から組織をいかに活性化するかが課題となる。組織の活性化を図るため、リーダー等に対する教育、研修等を実施するとともに、青年や女性層の組織への参加など多様な主体が参画した組織づくりが求められている。

（2）実施計画

自主防災組織のリーダー等に対する教育、研修、地域住民に対する出前講座等を実施し、青年層、女性など多様な主体の組織への参加を促進し、組織の活性化を図るとともに、地域住民に対して自主的な防災活動の普及拡大を図る。

また、県が開催する研修等に参加し、自主防災組織等に対して育成強化を図ることができる体制づくりを進める。

4　各防災組織相互の協力、協調

（1）現状及び課題

地域内に複数の自主防災組織が存在する場合は、発災時に連携のとれた活動が可能となるよう平常時から、連絡体制を確立しておく必要がある。

また、自主防災組織の活動実態を把握するとともに、地域コミュニティの防災体制についても充実する必要がある。

（2）実施計画

ア　地域の自主防災組織間及び事業所等の防災組織との連携を図るため必要に応じ協議会等を設置し、相互の応援体制を確立するよう指導する。

イ　地域の自主防災組織の活動実態を把握し、地域の課題や防災活動の活性化を図り、発災時に機能する組織づくりを推進する。

ウ　自主防災組織と消防団の連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

## 第３７節　企業防災

（消防防災課、商工労政課）

### 第１　基本方針

災害時、企業には従業員の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生等多岐にわたる役割が求められる。

各企業においては、これらの重要性を十分に認識し、災害時に重要業務を継続できる体制の整備や訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直しを実施する等の防災活動の推進が必要となる。

また、施設、設備の安全性、耐震性等を確保するため、建築物の耐震診断や定期的な点検、検査を実施し、保守、補強等の整備を計画的に推進する。

### 第２　主な取組み

１　施設・設備の耐震診断や点検を定期的に実施し、保守、補強を計画的に推進し安全性の向上を図る。

２　災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時の事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するとともに防災訓練を実施し、企業及び地域の防災力の向上に努める。

### 第３　計画の内容

１　現状及び課題

大規模災害の発生時には、社屋や設備等の被災により企業活動が停止する可能性がある。活動停止から復旧に至るまでは、ある程度日数を要することが予想され、企業の経済的損失や地域経済に与える影響は大きくなる。また、火災、建築物の倒壊、薬液の漏洩等は周辺地域に与える影響も大きく、社会的損失も大きい。

企業は、企業活動が停止したり、二次災害が発生することのないよう、あらかじめ各種災害に対処する企業の防災体制を充実する必要がある。また、火災や建物倒壊、洪水等による被害の拡大防止を図るためには、地域住民等による自主防災活動が重要であることから、企業においても地域の重要な構成員として地域住民と共に積極的に防災活動に参加し、地域に貢献することが望まれる。

２　実施計画

（１）出前講座等の啓発活動や研修により、企業の経営陣から従業員に至るまで、防災知識の向上、並びに防災意識の高揚を図り、企業の防災力向上の促進を図る。

（２）企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

## 第３８節　ボランティア活動の環境整備

（福祉課）

### 第１　基本方針

大規模な災害が発生した場合、きめ細かな災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、市及び防災関係機関だけでは十分に対応できないことが予想される。このため、災害応急対策に対する知識、技術及び意欲を持った災害救援ボランティアの自発的支援を適切に受入れ、協働による効果的な救援活動を行う必要がある。

また、ボランティアが必要な時に、必要な場所で、必要な活動を行うことができるよう、防災関係機関がそれぞれの立場で環境整備を図ることが必要である。

### 第２　主な取組み

１　ボランティアの事前登録を大町市社会福祉協議会ボランティアセンター、日本赤十字社長野県支部大町市地区等において実施する。

２　防災ボランティア活動の環境整備を推進する。

３　ボランティアグループやボランティア団体の連携を図るため、連絡協議会等の設置を図る。

４　ボランティアコーディネーターの養成を推進する。

### 第３　計画の内容

１　災害救援ボランティアの事前登録

（１）現状及び課題

災害時において必要となるボランティア活動の内容は多種多様である。こうした多様なボランティア活動が適時適切に行われるためには、あらかじめ災害時に救援活動を実施できるボランティアや団体等の所在や、活動内容等を把握しておくことが求められ、事前登録制度の推進を図ることが必要である。

（２）実施計画

大町市社会福祉協議会及び日本赤十字社長野県支部大町市地区等が行うボランティアの事前登録の推進について、市民に対し普及啓発を図る。

２　防災ボランティア活動の環境整備

（１）現状と課題

災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

（２）実施計画

平常時から地域団体、ＮＰＯ等のボランティア団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、ボランティア団体と協力して、災害時のボランティアとの連携について検討する。

３　ボランティア団体間の連携

（１）現状及び課題

災害時においては、広範なボランティア活動が必要となることから、今後、災害救援等におけるボランティア活動について認識の共有や、各組織・団体の活動

分野、活動水準等を事前に把握するとともに、総合的かつ効果的な活動が展開できるよう、団体間の連携強化を図ることが必要である。

（２）実施計画

ボランティアグループ・団体相互間の連携を深めるため、連絡協議会等の設置を推進するとともに、災害時を想定した訓練や研修の実施に努める。

４　ボランティアコーディネーターの養成

（１）現状及び課題

災害時におけるボランティア活動のニーズは、広範かつ多様にわたることが想定される。これらのニーズを的確に満たすためにはボランティアを適時適切に配置し、ボランティア活動が全体として効果的に行われることが必要である。

こうした活動の調整機能を担うボランティアコーディネーターを、今後計画的に養成するよう努める必要がある。

（２）実施計画

市、市社会福祉協議会等は、災害ボランティアコーディネーターを養成する研修の実施や、全国社会福祉協議会が開催する、より実践的で高度な養成研修への参加促進に協力し、市におけるボランティアコーディネーターを養成するとともに、業務遂行力の向上に努める。

## 第３９節　災害対策基金等積立及び運用

（企画財政課）

### 第１　基本方針

災害対策に要する経費に充てるため、財政調整基金の積立を行い的確な運用を図る。

### 第２　主な取組み

災害対策に伴い生じた経費を補填するため、基金の積立を行う。

### 第３　計画の内容

１　基金の積立

（１）現状及び課題

市は、地方自治法・地方財政法の規定により、大町市基金条例に基づき財政調整基金を設置し、その運用にあたっている。

（２）実施計画

災害時に備え、財政調整基金の維持、運用を図る。

大町市財政調整基金

| 名　称 | 目　的　及　び　使　途 |
|---|---|
| 財政調整基金 | 市財政の健全な運営に資するため、次に掲げる経費に充てる。<br>１　経済事情の著しい変動により財源が著しく不足する場合において、当該不足額を埋める多めの経費<br>２　災害により生じた経費、又は災害により生じた減収を埋めるための経費<br>３　緊急に実施することが必要となった大規模な土木その他の建設事業経費及びその他やむを得ない理由により生じた経費<br>４　長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費<br>５　償還期限を繰り上げて行う地方債の償還経費 |

## 第４０節　災害対策に関する調査研究及び観測

（消防防災課）

### 第１　基本方針

地震による災害は、その災害事象が広範かつ複雑であり、震災対策の推進においては、様々な分野からの調査研究が重要となる。

国においては、地震予知研究をはじめ様々な研究が行われているところであるが、近年のライフライン施設への依存度の増大、居住地域の拡大等、災害要因は一層多様化しているため、必要に応じて関係機関と連携し科学的な調査研究を行い、総合的な災害対策の実施を図っているが、さらに最新のデータを用い、科学技術等の進歩に対応し最も有効な手段を活用した調査研究を検討する必要がある。

### 第２　主な取組み

市、県及び関係機関が協力し、災害に関する情報の収集整理等を推進する。

### 第３　計画の内容

１　実施計画

（１）地域の災害特性や災害危険性を科学的・総合的に把握するため、防災アセスメントを実施し、その結果を計画の中で明らかにする。

（２）国等が行う観測施設の設置等に積極的に協力し、市内のデータの累積に努める。

## 第４１節　観光地

（消防防災課、観光課）

### 第１　基本方針

観光地の災害対策については、地理に不案内な観光客が多数存在する状況にあるため、地域住民による自主防災組織での支援体制の整備を図る。

また、近年増加している外国人旅行者について防災対策の一層の充実を図る。

### 第２　主な取組み

１　市、県、関係機関及び観光施設の管理者は、相互の連携により災害時の観光客の安全確保策を推進する。

２　外国人旅行者のために、避難場所や避難経路標識等の簡明化、多言語化や情報提供体制の整備等により防災の環境づくりに努める。

### 第３　計画の内容

１　観光地での観光客の安全確保

（１）災害発生時の市、県、関係機関、関係団体間の連絡体制を整備する。

（２）観光地の自治組織、観光施設の管理者に働きかけ、自主防災組織を設置し、災害時の観光客への避難体制を整備する。

（３）起こりうる災害を想定し、組織体制、連絡体制、防災設備、通信設備を整備するとともに、避難訓練を行う。

２　外国人旅行者の安全確保

（１）災害時に外国人旅行者へ避難場所や避難経路を周知するため、避難経路標識の簡明化、多言語化を推進する。

（２）県・関係機関、関係団体等と連携し、外国人旅行者に対する情報提供体制の整備を図る。

（３）各観光案内窓口で、災害時の外国人旅行者避難誘導体制を整備する。

## 第４２節　市民及び事業者による地区内の防災活動の推進

（消防防災課、庶務課）

### 第１　基本方針

自治会、事業者等が、地区の特性に応じて、自助、共助による自発的な防災活動を促進するとともに、市と連携し地域における防災力を高めるため、必要に応じて、地域防災計画に地区防災計画を定める。

### 第２　主な取組み

自治会等からの提案により、地域の防災力向上を図るため、必要に応じて、地域防災計画に地区防災計画を定める。

### 第３ 計画の内容

（１）現状及び課題

地区防災計画は、自治会等の単位において、住民等が共同して行う防災活動に関する計画で、地域防災計画と相まって地域における防災力の向上を図る。

なお、地区防災計画は、自助、共助の精神に基づく自発的な防災活動を促進し、地域の特性に応じて防災力を高めることを目的としており、住民等が主体的かつ積極的に計画策定段階から参加することが求められる。

（２）実施計画

自治会等から地区防災計画について提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に定める。

また、地域防災計画は、住民等の共同による地域防災力の充実強化のため、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等について、自発的な防災活動に関する具体的な事業に関する計画を定める。

# 第２章　災害応急対策計画

## 第１節　災害情報の収集・連絡活動

（全部局）

### 第１　基本方針

災害が発生した場合、各防災関係機関は直ちに災害時における被害状況の調査体制をとり、迅速・的確な被害状況の調査を行う。調査における調査責任機関、調査報告様式及び連絡ルート等は次による。

### 第２　活動の内容

１　報告の種別

（１）概況速報

災害が発生したとき、災害対策本部を設置したとき、又は大量の１１９番通報等異常と思われる事態が発生したときは直ちにその概況を報告する。

（２）被害中間報告

被害状況を収集し、遂次報告するとともに、先に報告した事項に変更があった場合は、その都度変更を報告する。

（３）被害確定報告

同一の災害に対する被害調査が終了し、被害が確定したときに報告する。

２　被害状況等の調査と調査責任機関

被害状況の調査は、次表に掲げる機関が関係の機関及び団体の協力を得て実施する。調査にあたっては、関係機関は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努める。

市は、被害が甚大である等により、市において被害調査が実施できないときは、次表の協力機関に定める県現地機関等に応援を求めるものとし、県現地機関等は速やかに必要な応援を行い、被害情報等の把握に努める。

北安曇地方事務所長は、被災地における被害の状況から県危機管理防災課（災害対策本部室）の応援が必要と認められる場合は、県危機管理防災課（災害対策本部室）に対し情報収集部署の派遣を求める。この場合、県危機管理防災課（災害対策本部室）は必要な職員により情報収集部署を構成し、速やかに派遣するものとする。

また、市は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講ずることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報収集に特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。

なお、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録等の有無にかかわらず、市域内で行方不明となっている者について、県、警察署等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

<table>
<tr><th>調　査　事　項</th><th>調査責任機関</th><th>協　力　機　関</th></tr>
<tr><td>概況速報</td><td rowspan="3">市、北アルプス広域消防本部</td><td>関係現地機関</td></tr>
<tr><td>人的及び住家の被害</td><td rowspan="2">北安曇地方事務所</td></tr>
<tr><td>避難準備情報、避難勧告、指示等避難状況</td></tr>
</table>

| | | |
|---|---|---|
| 社会福祉施設被害 | 施設管理者 | 大町保健福祉事務所 |
| 調　査　事　項 | 調査責任機関 | 協　力　機　関 |
| 農・畜・水産業被害 | 市 | 北安曇地方事務所、農業改良普及センター、家畜保健衛生所、大北農業協同組合、農業共済組合 |
| 農地、農業用施設被害 | | 北安曇地方事務所、土地改良区 |
| 林業関係被害 | 市、北安曇地方事務所、森林管理署 | 大北森林組合 |
| 公共土木施設被害 | 市、大町建設事務所、地方整備局関係機関 | |
| 土砂災害等による被害 | 市、北陸地方整備局松本砂防事務所、大町建設事務所、犀川砂防事務所、土尻川砂防事務所 | |
| 都市施設被害 | 市 | 大町建設事務所 |
| 水道施設被害 | | 北安曇地方事務所 |
| 廃棄物処理施設 | | |
| 感染症関係被害 | 市、北アルプス広域連合 | 大町保健福祉事務所 |
| 医療施設関係被害 | 施設管理者 | 大町保健福祉事務所 |
| 商工関係被害 | 市 | 北安曇地方事務所、大町商工会議所、商工会 |
| 観光施設被害 | | 北安曇地方事務所 |
| 教育関係被害 | 設置者、管理者、市 | 中信教育事務所 |
| 県有財産被害 | 県関係機関 | |
| 市有財産被害 | 市 | |
| 公益事業関係被害 | 鉄道、通信、電力、ガス等関係機関 | 北安曇地方事務所 |
| 警察調査被害 | 大町警察署 | 市町村、警備業協会 |
| 火災速報 | 北アルプス広域消防本部 | 市 |
| 危険物等の事故による被害 | | |
| 水害等情報 | 水防関係機関 | |

3　被害状況等報告内容の基準

この計画における被害の程度区分の判定は、法令等に特別の定めがある場合を除くほか、次表のとおりとする。

| 項　目 | 判　定　基　準 |
|---|---|
| 死　者 | 当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、又は遺体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。 |
| 行方不明者 | 当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。 |
| 重傷者、軽傷者 | 災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは、１月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷者」とは、１月未満で治療できる見込みのもの。 |
| 住　家 | 現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 |
| 非住家 | 住家以外の建築物をいうものとする。<br>なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に常時人が居住している場合には、当該部分は住家とする。 |

| 項　目 | 判　定　基　準 |
|---|---|
| 住家全壊<br>（全焼、全流失） | 住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの。すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の７０％以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が５０％以上に達した程度のもの。 |
| 住家半壊<br>（半焼） | 住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分がその住家の延床面積の２０％以上７０％未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が２０％以上５０％未満のもの。 |
| 一部損壊 | 全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。 |
| 床上浸水 | 住家の床から上に浸水したもの、及び全壊、半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないもの。 |
| 床下浸水 | 床上浸水に至らない程度に浸水したもの。 |
| 田畑流出 | 田畑の耕土が流出し、田畑の原形を留めない程度のもの。 |
| 田畑埋没 | 土砂が堆積し、田畑の原形を留めない程度のもの。 |
| 冠　水 | 作物の先端が見えなくなる程度に水に浸かった場合。 |
| 罹災世帯 | 災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯。 |
| 罹災者 | 罹災世帯の構成員。 |

４　災害情報の収集・連絡系統等

（１）報告様式

被害状況等の部門別及び被害種別の報告様式は、資料編、３災害情報の収集・連絡関係、資料４被害状況報告等のとおりとする。

（２）連絡系統

被害状況等の収集・連絡系統は、次の図によるものとする。

ただし、緊急を有する場合、市は直接県関係課に報告し、その後において地方事務所等の機関に報告する。

ア　概況速報（様式第１号）

消防庁への速報は、様式第２１号（表２１　の２）

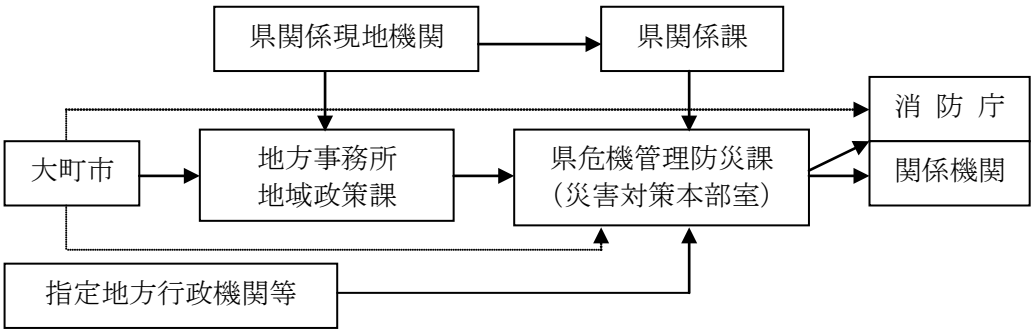

イ　人的及び住家の被害状況報告（様式第２号）
　　避難勧告・避難指示等避難状況報告（様式第２－１号）

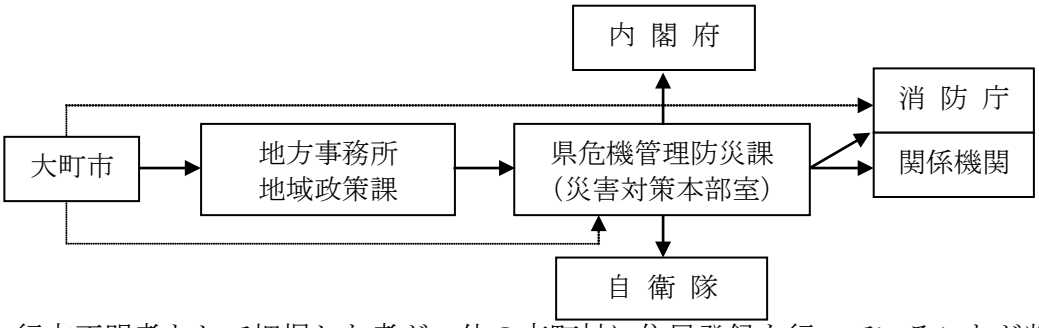


※　行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者等の者は外務省）又は県危機管理防災課（災害対策本部）にも連絡する。

ウ　社会福祉施設の被害状況報告（様式第３号）

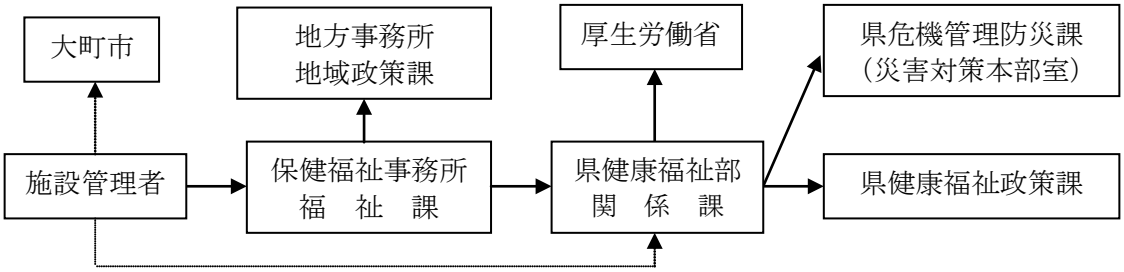


エ　農業関係被害状況報告（様式第５号）
（ア）農・畜・養蚕・水産業被害状況報告

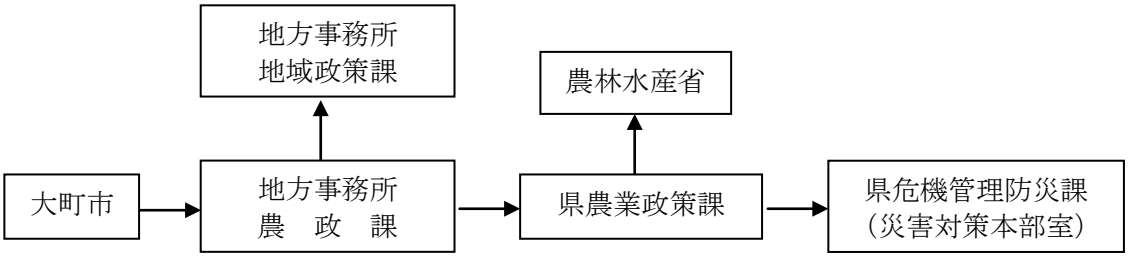


（イ）農地・農業用施設被害状況報告(農業集落排水施設を除く)

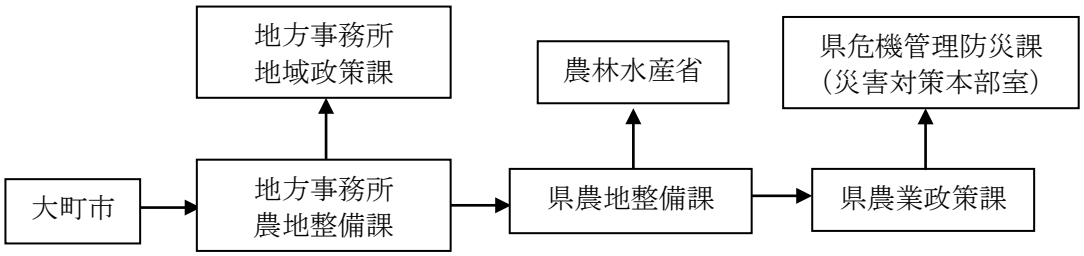

（ウ）農業集落排水施設被害状況報告

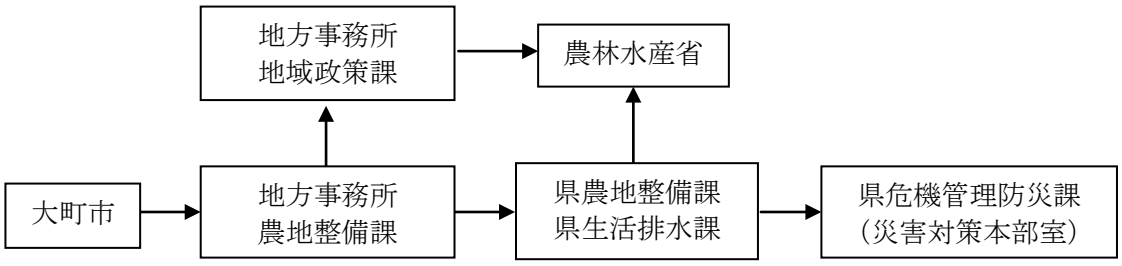


オ　林業関係被害状況報告（様式第６号）

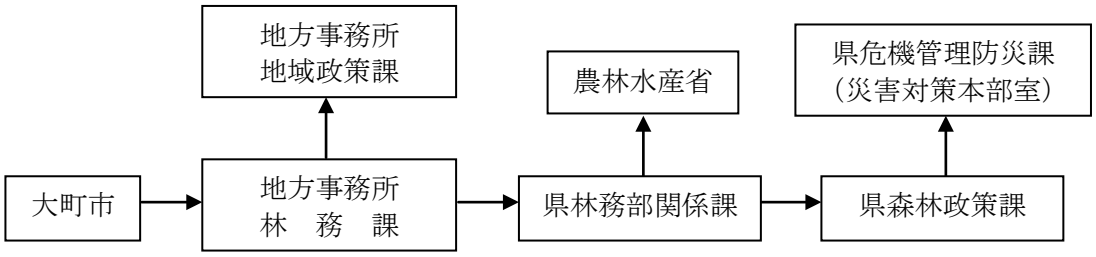


カ　土木関係被害状況報告（様式第７号）

（ア）公共土木施設被害状況報告等

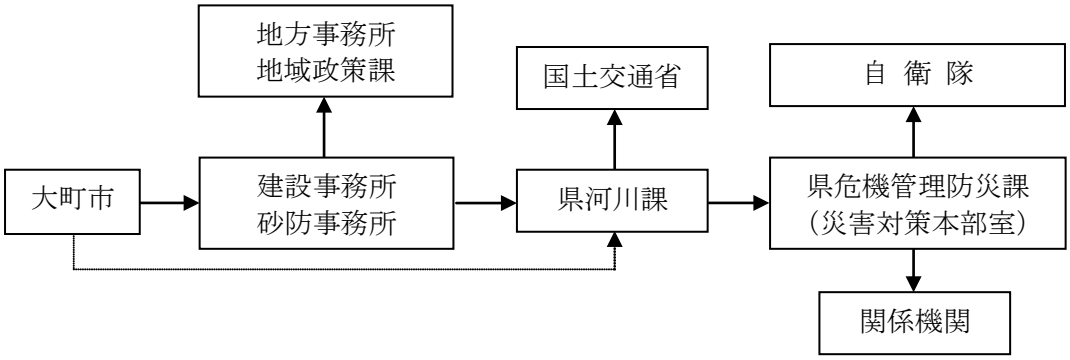


（イ）土砂災害等による被害報告

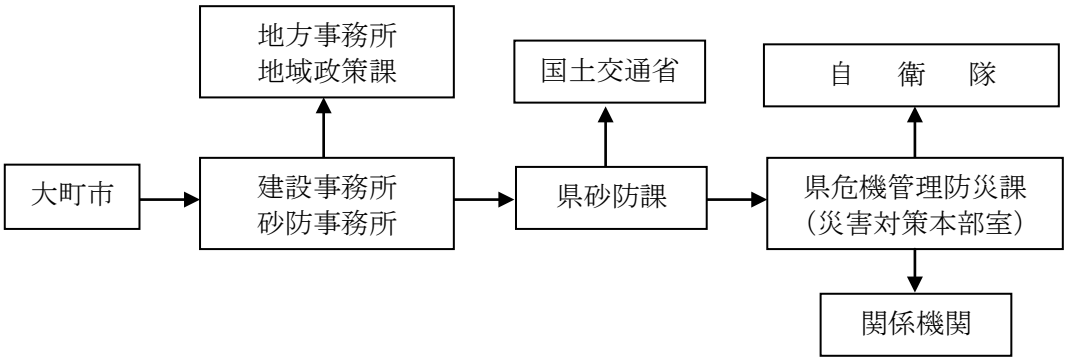

キ　都市施設被害状況報告（様式第８号）

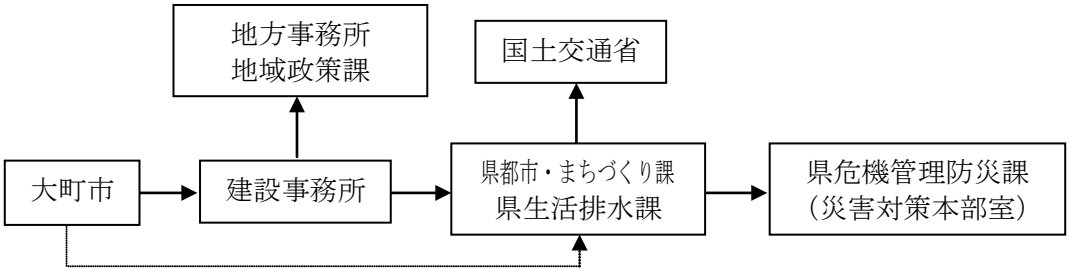


ク　水道施設被害状況報告（様式第９号）

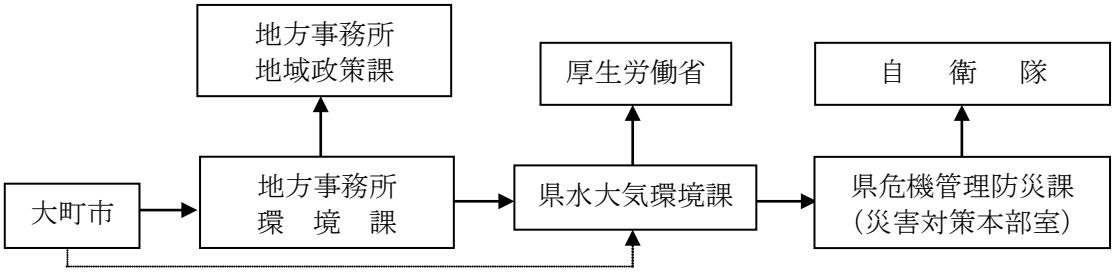


ケ　廃棄物処理施設被害状況報告（様式第１０号）

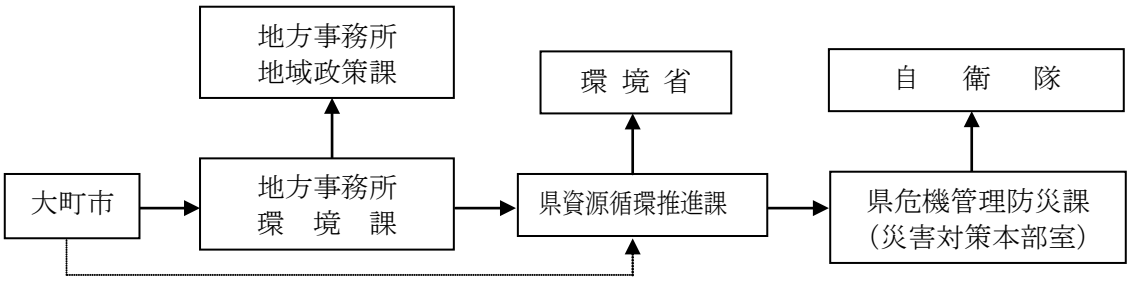


コ　感染症関係報告（様式第１１号）

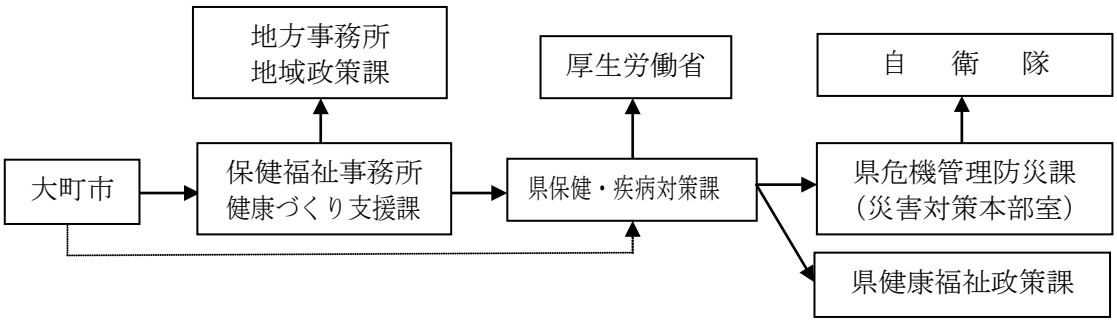

サ　医療施設関係被害状況報告（様式第１２号）

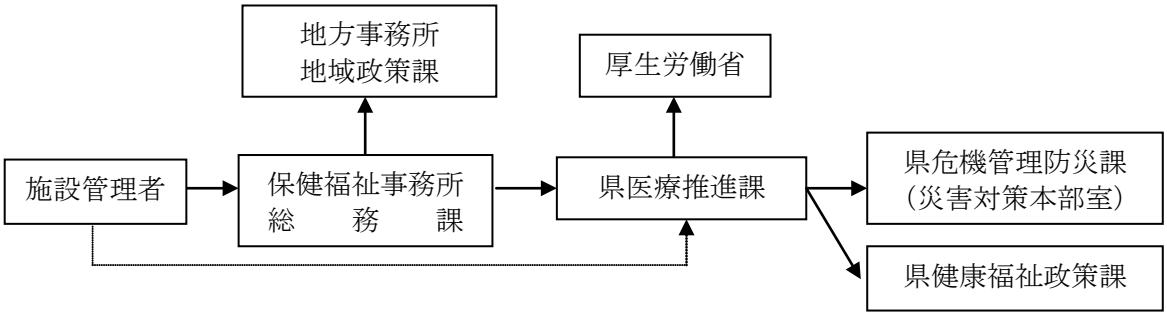


シ　商工関係被害状況報告（様式第１３号）

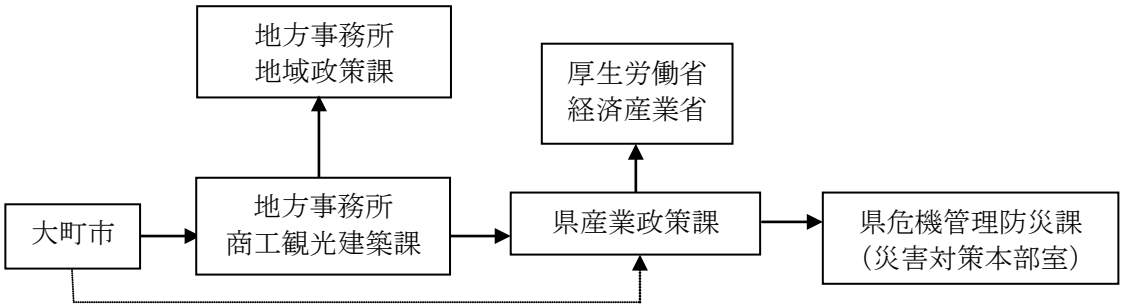


ス　観光施設被害状況報告（様式第１４号）

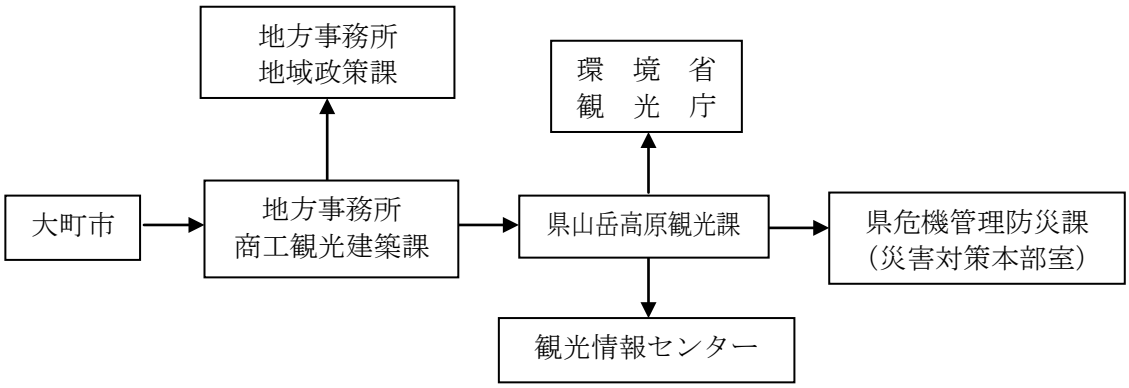


セ　教育関係被害状況報告（様式第１５号）
（ア）市町村施設

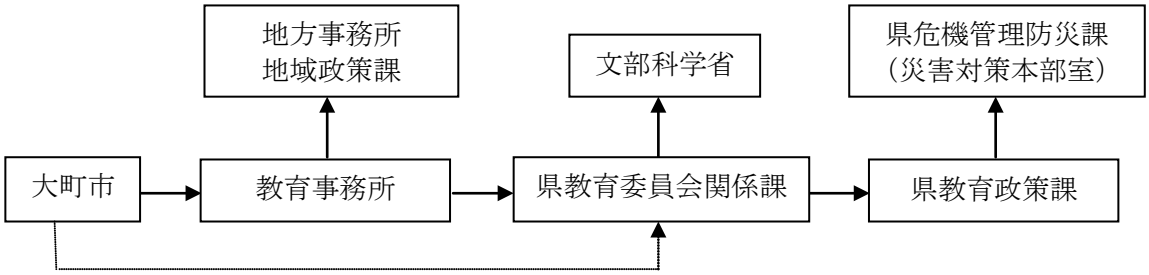

（イ）県施設

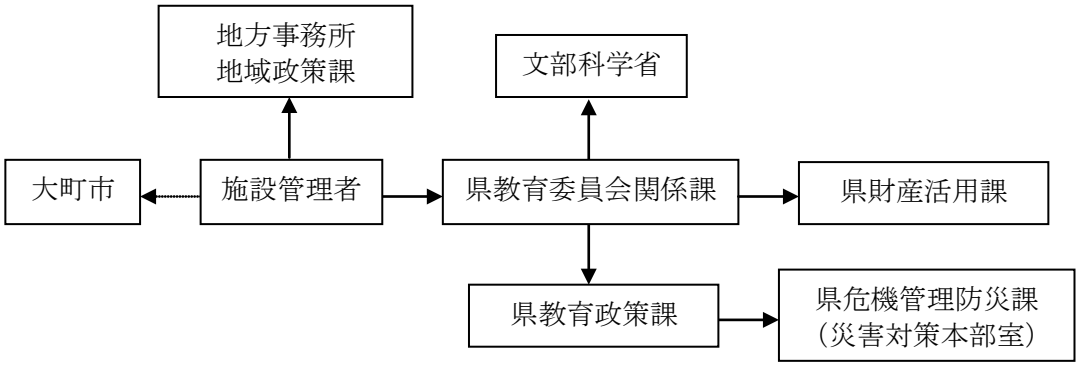


（ウ）私立施設

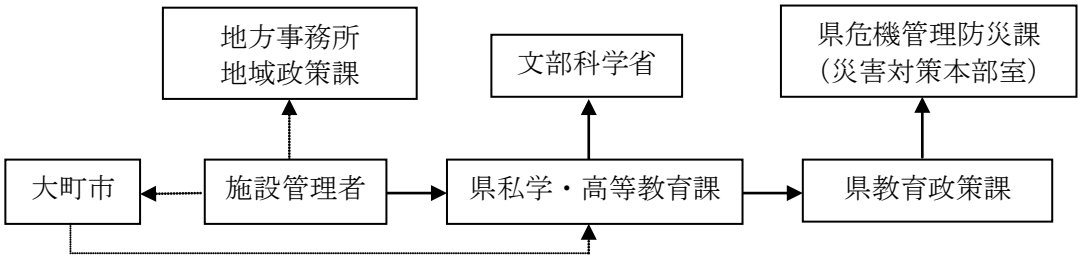


（エ）文化財

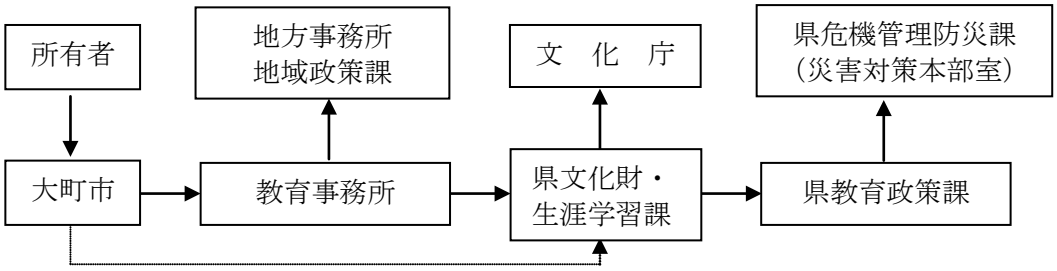


ソ　県有財産（企業財産を含む）被害状況報告（様式第１６号）

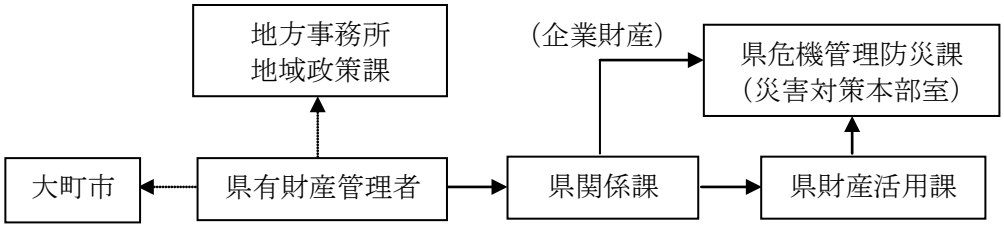


タ　市町村有財産の被害状況報告（様式第１７号）

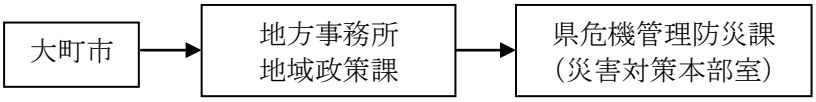


注：他の報告系統に含まれない施設についてのみあげること。

チ　公益事業関係被害状況報告（様式第１８号）

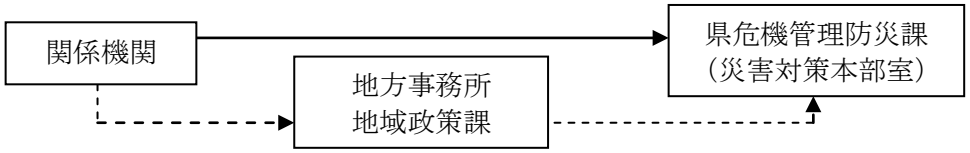


※　破線は地方事務所への連絡系統が確立されている公益事業関係機関から報告の場合

ツ　火災即報

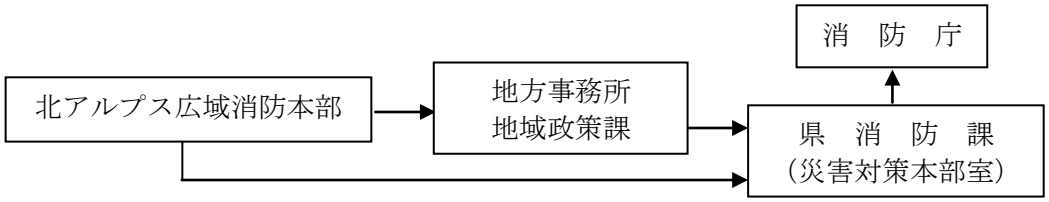


テ　火災等即報（危険物に係る事故）

ト　警察調査被害状況報告（様式第２０号）

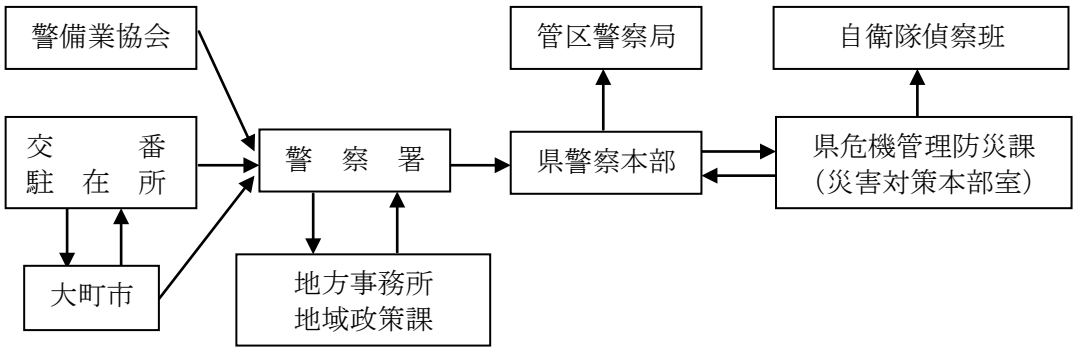


ナ　水防情報（雨量・水位の通報）

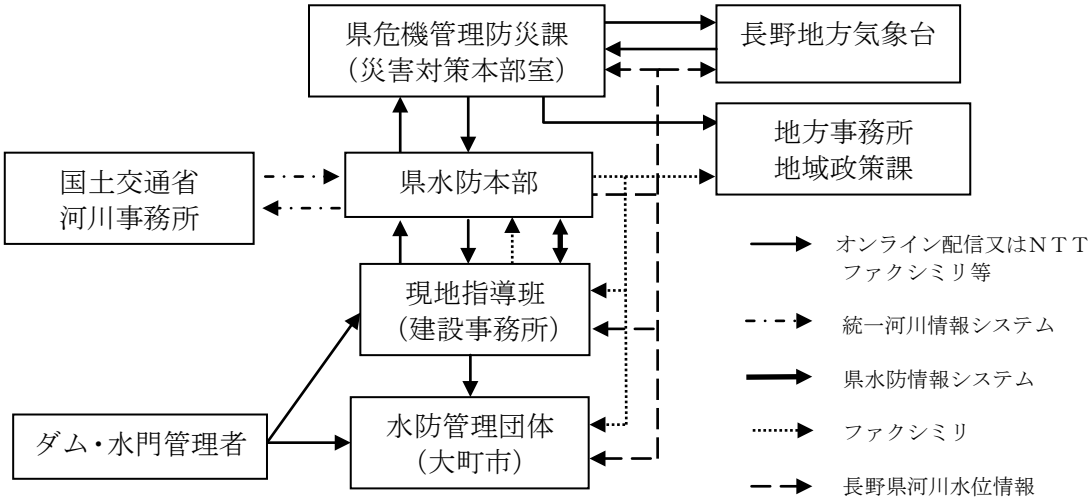

（３）関係機関における実施事項

関係機関における被害状況等の収集、報告、通報等の実施事項の概要は次のとおりである。

ア　被害状況等を調査し、本節に定める事項に従い、関係機関等に対し報告する。

イ　市における対応のみでは、円滑な情報収集連絡の実施が困難と認められる場合は、北安曇地方事務所に応援を求める。

ウ　県庁の被災、通信の途絶等により、県関係課との情報連絡がとれない場合は、総務省消防庁に直接被害状況等の連絡を行う。この場合の対象となる被害は、次のとおりとする。

なお、県への情報連絡が可能となった時点で、直ちに通常の系統に戻すものとする。

【 県地域防災計画（抜粋） 】

危機管理防災課は、各課及び関係機関の被害状況等をとりまとめ、速やかに国（総務省消防庁）、その他関係機関に報告するとともに、別節災害広報計画により報道機関に発表する。

（ａ）県において災害対策本部を設置した災害

（ｂ）災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、特に報告の必要があると認められる程度の災害

（ｃ）（ａ）又は（ｂ）に定める災害になる恐れのある災害

なお、国への報告は、消防組織法第４０条に基づく災害報告取扱要領（昭和４５年４月１０日付消防防第２４６号）及び火災・災害等即報要領（昭和５９年１０月１５日付け消防災第２６７号）により行う消防庁への報告と一体的に行う。

５　情報通信手段の確保

防災関係機関は、災害発生後、直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を速やかに行うものとする。また、支障が生じた施設が復旧されるまでの間は、防災行政無線、又は航空機による目視・撮影、衛星携帯電話、トランシーバー等の各種移動無線通信機器及びアマチュア無線等の活用を図る。

（１）市同報系防災行政無線及び県防災行政無線の活用を図る。

（２）移動系防災行政無線、消防団無線、衛星携帯電話等各種移動無線通信機器の活用を図る。

（３）アマチュア無線クラブ等に対し、支援活動を要請する。

## 第２節　非常参集職員の活動

（全部局）

### 第１　基本方針

防災関係機関は、市の地域に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、法令及び防災計画並びに各機関の防災に関する計画の定めるところにより活動体制に万全を期す。

この場合において、それぞれの機関は、その組織、機能の全力をあげて災害応急対策活動を実施する。

### 第２　主な活動

災害発生の恐れがあるとき又は災害が発生したときは、職員を迅速に配備するとともに、災害の状況により災害対策本部を設置する。

### 第３　活動の内容

１　市の責務

市の地域に災害発生の恐れがあるとき、又は発生したときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関等並びに区域内の公共的団体及び市民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努める。

２　活動体制

災害応急対策に対処するため、状況に応じ次の配備体制をとる。

| 配備体制 | 活動内容 | 活動期間 | 活動開始基準 |
|---|---|---|---|
| 警戒準備 | １　消防防災課職員による情報収集・伝達を行う。(警戒体制へ移行するための事前対策)<br>２　総務部長が必要と認めた場合、部内職員を増員する。 | １　右の基準に該当したときから、注意報等が解除されたときまで。<br>２　総務部長が配備の必要がないと認めたときまで。<br>３　他の体制に移行したときまで。 | ○大雨注意報等の注意報発表時<br>◎暴風雪、大雪、暴風、大雨、洪水警報発表時<br>◎市内に震度４の地震が発生した場合<br>○災害が発生する恐れがあり、総務部長が必要と認めた場合 |
| | 【 登庁範囲 】　消防防災課職員 | | |
| 警戒体制 | １　災害発生前の体制で、各部局連絡網の確認、情報収集等を行う。<br>２　災害関係課等の職員により、円滑に情報収集活動を行う。 | １　右の基準に該当したときから、警報等が解除されたときまで。<br>２　総務部長が配備の必要がないと認めたときまで。<br>３　他の体制に移行したときまで。 | ○上記基準の状況下で災害の発生が予測され、総務部長が必要と認めた場合<br>○土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報発表時 |
| | 【 登庁範囲 】　消防防災課職員<br>道路、河川等の巡視等に必要な職員 | | |
| 非常体制 | １　災害発生直前又は発生後の体制として、警戒体制を強化し、情 | １　右の基準に該当したときから、警報等が解除されたときまで。 | ○次のいずれかの状況下で市長が必要と認めた場合 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 報収集を行い、応急体制の準備を整える。<br>2　事態の推移に即応し、速やかに災害対策本部を設置し、情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動を円滑に実施する。 | 2　市長が必要ないと認めたときまで。<br>3　他の体制に移行したときまで。 | ・暴風、暴風雪、大雨、洪水、大雪警報発表時<br>・長野地方気象台から大雨、暴風、暴風雪、大雪特別警報の発表に関する情報の事前提供があった時<br>・災害が発生した場合<br>・激甚な災害が発生する恐れがある場合<br>◎大雨、暴風、暴風雪、大雪特別警報発表時<br>◎市内に震度５弱及び５強の地震が発生した場合 |
| | 【 登庁範囲 】　　全課の係長以上 | | |
| 緊急体制 | 1　災害発生後の体制として、非常体制を強化し、広域的又は大規模災害に対処する体制とする。<br>2　市の組織及び機能の全力をあげて対処する体制とし、所要人員は各所属職員全員とする。<br>3　災害の推移により必要な人員体制を構築する。 | 1　右の基準に該当したときから、市長が必要ないと認めたときまで。<br>2　他の体制に移行したときまで。 | ○大規模な災害が発生した場合、市内全域にわたり大規模な災害の発生する恐れがある場合等で市長が必要と認めた場合<br>◎市内に震度６弱及び６強以上の地震が発生した場合<br>◎東海地震注意・予知情報が発表された場合<br>◎東海地震が発生した場合 |
| | 【 登庁範囲 】　　全職員 | | |

※　活動開始基準の◎は、招集指示によらず参集する場合の基準

※　東南海・南海地震については、過去の発生の事例から両地震が同時に発生する場合のほか、数時間から数日の時間差をおいて連続発生することが考えられるため、県内で観測された震度が３未満の場合でも「警戒体制」をとることとし、県等への情報収集の結果、必要に応じ「非常体制」又は「緊急体制」とする。

３　職員の参集及び伝達

（１）参集及び伝達方法

ア　職員は、日頃からテレビ、ラジオ等の災害関連情報に十分注意し、災害時は、テレビ、ラジオ、インターネット等による情報や周囲の状況等から、招集指示によらず参集する場合の基準に該当する災害事象が発生した場合は、連絡を待たず速やかに参集する。

イ　災害応急対策に対処するための配備決定に基づく消防防災課からの関係職員への配備指令の伝達は、原則として次の方法によるが、必要に応じ、緊急情報配信メール、携帯電話を活用する。

なお、関係課等の長は、あらかじめ配備担当者及びその連絡方法を定める。

（ア）勤務時間内

ａ　本庁では、各課及び職員に対し庁内放送のほか電話、口頭連絡等のうち最も速やかに行える方法による。

b　支所に対しては、本庁関係課から電話、又は同報系防災行政無線によるＦＡＸ、移動系防災行政無線により伝達し、支所では、これを受け職員に伝達する。

c　現地に出動している職員に対しては、同報系防災行政無線による一斉放送又は移動系防災行政無線により伝達する。

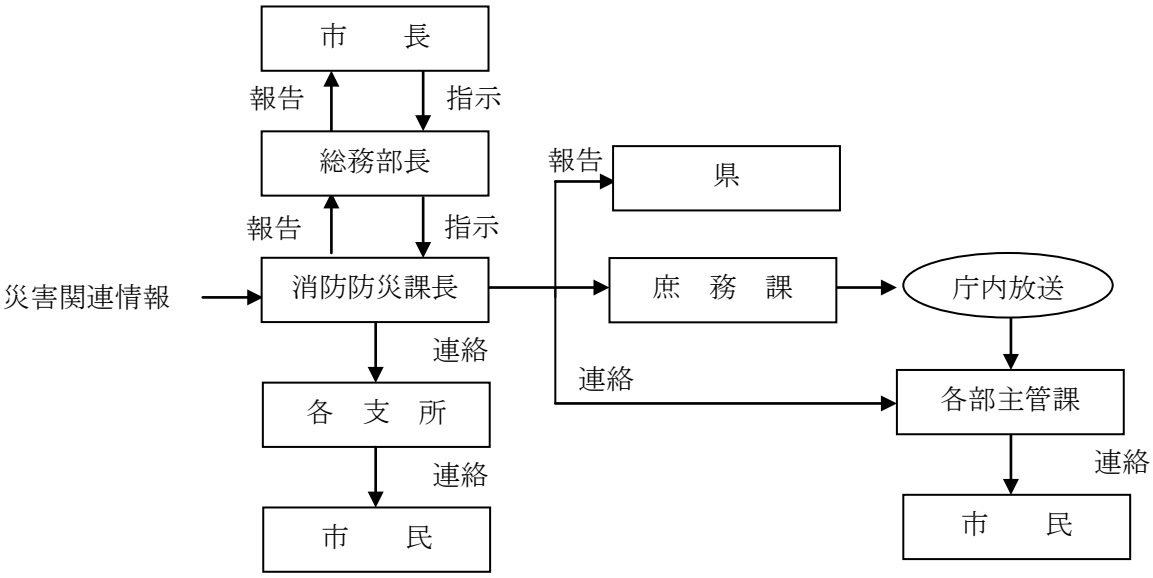


（イ）勤務時間外

a　本庁では、電話、携帯電話、緊急情報配信メール等最も速やかに行える方法による。

b　支所及び現地に対しては、本庁関係課から電話又は同報系防災行政無線による一斉放送等により伝達し、これを受けて職員に伝達する。

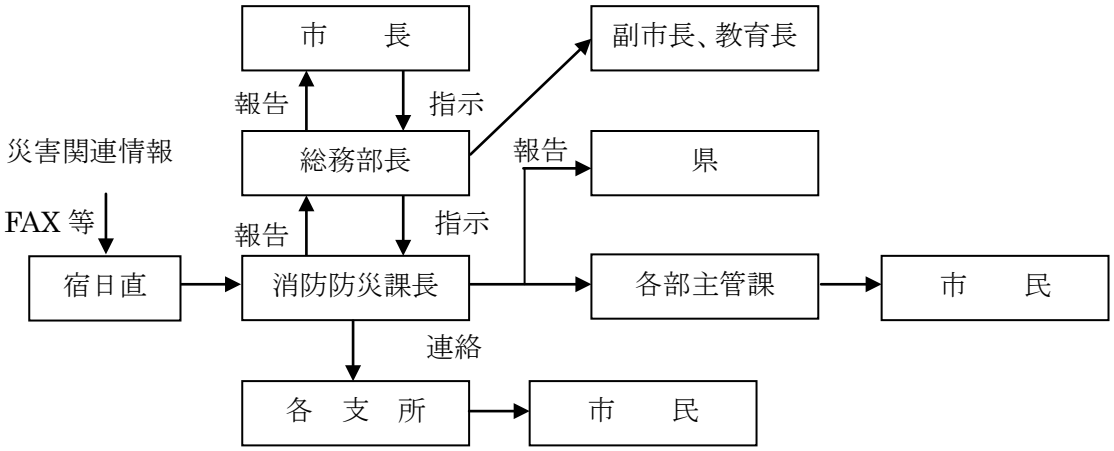


ウ　道路・鉄道の寸断等により登庁できない場合は、最寄りの支所、公民館又は避難場所等に参集し、自身の所在場所等を連絡したうえで、当該機関の長の指示を受ける。

エ　職員の非常参集後の迅速な応急活動に備えるため、総務部長は会議室等、庁

舎内の必要関係箇所を直ちに使用できるよう必要な準備を行う。

（２）災害対策本部の設置

ア　設置基準

市長は、前記２「活動体制」における非常体制、緊急体制をとるべき状況において必要と認めたときは、市災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

イ　体制の種別

市長は、本部を設置したときは、非常体制、緊急体制のうち必要と認める体制をとる。

ウ　本部の組織

本部の組織は、大町市災害対策本部条例の定めるところにより、部及び班により編成され、組織及び事務掌握は、別紙１及び２のとおりである。

エ　県への報告

本部を設置した場合は、その旨を北安曇地方事務所地域政策課を経由し、県危機管理防災課に報告する。

オ　本部の活動要領

（ア）各部班の活動要領

ａ　災害対策本部は災害の状況に応じ、次の順序に従い適切な場所に設置する。

（ａ）本庁舎庁議室

（ｂ）総合情報センター

ｂ　各部長は、情報の収集及び伝達の体制を強化するとともに、関係機関からの情報を本部連絡員を通じ本部事務局（消防防災課）に報告する。

ｃ　消防防災課長は、各部からの情報を取りまとめ、随時本部長に報告する。

ｄ　消防防災課長は、災害の状況、当該災害についての市の対策及び被災者に対する要望事項等を必要に応じ、報道機関の協力を得て周知する。

ｅ　各部長は、所属の各班長を指揮し、所掌事務を遂行する。

ｆ　本部長は、必要に応じて本部員会議を招集する。

ｇ　各部長は、所属の職員の内から本部連絡員を指名し、本部に派遣する。

ｈ　各支所は、各地域の実情を考慮して、あらかじめ活動要領を定める。

（イ）本部員会議

ａ　本部員会議は、本部長が招集し、本部長が指定する場所で開催する。

ｂ　本部員は、所掌事項に関する必要な資料を本部員会議に提出する。

ｃ　本部員は、本部員会議の開催が必要なときは、消防防災課長に対し招集を申し出る。

ｄ　本部員会議には、県、市町村、指定地方行政機関、陸上自衛隊第１３普通科連隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等の出席も可能とする。

カ　現地災害対策本部の設置

（ア）本部長は、現地の状況を把握し、応急対策の実施等が必要と認める場合は、災害時に現地災害対策本部を置く。

（イ）現地災害対策本部は、急施を要する対策について、関係機関からの連絡、情況報告、要請等に基づき適切な処置を講ずる。

キ　国、県の現地対策本部等との連携

国の非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部、県の現地災害対策本部が当市内に設置された場合は、その現地対策本部長と密接な連携を図り、適切な応急対策を実施する。

ク　本部の廃止

本部長は、市内の地域において、災害が拡大する恐れがなくなった場合で、次に掲げる状況から災害応急対策が概ね完了したと判断するときは、本部を廃止する。

（ア）災害救助法による応急救助が完了したとき。

（イ）公的避難所の廃止、仮設住宅整備の完了等の当面の日常生活の場が確保されたとき。

（ウ）災害救護資金等、各種の公的資金制度等による被災者支援が講じられたとき。

（エ）被害数値が概ね確定したとき。

（オ）その他災害応急対策から災害復旧対策に移行したと判断するとき。

ケ　市水防本部との関係

市水防本部は、市災害対策本部が設置されたときは、同本部の一部として編入され、その事務を処理する。

（４）現地機関の活動体制

現地機関の長は、本庁の活動体制に準じ、各地域の実情を考慮したうえで、各機関の活動体制をあらかじめ定める。

（５）　職員の応援

ア　市職員間の応援は、本部体制に沿い、次の順序に従い行う。

（ア）部又は班相互の動員

（イ）他の部又は班からの応援

イ　市の職員をもっても不足する場合又は特定職種の職員が不足する場合、次の方法により他の機関の応援を求める。

（ア）災害時の相互応援協定に基づく他市町村への応援要請（県内全市町村及び、東京都立川市、富山県氷見市、富山県立山町、三重県鳥羽市）

（イ）災害対策基本法第６８条の規定に基づく県への応援要請

（ウ）災害対策基本法第６７条の規定に基づく（ア）以外の市町村への応援要請

（エ）災害対策基本法第２９条、第３０条、地方自治法第２５２条の１７の規定に基づく指定行政機関、指定地方行政機関への派遣要請、内閣総理大臣への職員の派遣についての斡旋、他の地方公共団体への職員の派遣要請

（６）災害救助法が適用された場合の体制

市域内に災害救助法が適用された場合は、市長は知事から救助の一部を委任されたものについて、直ちに救助事務を行うものとし、必要に応じて知事と連絡をとる。

（別表　１）

# 大町市災害対策本部組織図

**本部長**（市長）

- **副本部長**
  - （副市長）
  - （教育長）
  - 北アルプス広域
  - 消防本部
  - 大町市消防団
  - 大町警察署
- **本部員**
  - 総務部長
    - 庶務課長
      - （選挙管理委員会）
    - 企画財政課長
      - （土地開発公社事務局）
    - まちづくり交流課
    - 税務課長
    - 消防防災課長
    - 情報交通課長
  - 民生部長
    - 生活環境課長
    - 市民課長
    - 福祉課長
    - 子育て支援課長
  - 産業観光部長
    - 商工労政課長
      - （産業立地戦略室長）
    - 観光課長
    - 農林水産課長
    - 農業委員会事務局長
  - 建設水道部長
    - 建設課長
    - 上下水道課長
  - 会計管理者
    - 会計課長
  - 議会事務局長
    - （公平委員会）
    - （固定資産評価審査委員会）
    - （監査委員事務局）
  - 教育次長
    - （体育課長）
    - 学校教育課長
    - 生涯学習課長
    - 山岳博物館長
  - 八坂支所長
  - 美麻支所長
  - 市立大町総合病院事業管理者
  - 市立大町総合病院長
  - 市立大町総合病院事務長
    - 市立大町総合病院庶務課長
    - 市立大町総合病院医事課長
    - 市立大町総合病院経営企画室長
- 総務部
  - 本部事務局
  - 総務連絡班
  - 情報収集班
  - 総務協力班
- 企画財政部
  - 財政班
  - 連絡調整班
  - 管財班
- 救助部
  - 庶務調査班
  - 救護班
- 衛生部
  - 衛生班
- 医療部
  - 医療班
- 商工労政部
  - 調査班
  - 対策班
- 観光部
  - 調査班
  - 対策班
- 農林水産部
  - 庶務調査班
  - 技術対策班
- 建設部
  - 庶務調査班
  - 土木班
  - 都市計画班
  - 耕地林務班
- 給水部
  - 給水班
  - 工作班
- 下水道部
  - 下水道班
  - 処理場班
- 教育部
  - 庶務学校班
  - 社会教育・体育施設班
- 現地部
  - 支所班
  - 現地本部

（別表　２）

## 大町市災害対策本部組織及び事務分掌

| 部 | 班・班長 | 分　掌　事　務 |
|---|---|---|
| **総　務　部**<br>・総務部長<br>・会計管理者<br>・議会事務局長 | 本部事務局<br>・消防防災課長 | 1　本部の設置、通知、運営、連絡調整、渉外及び庶務に関すること。<br>2　気象予報、警報等に関すること。<br>3　避難準備情報、避難勧告及び避難指示及び避難状況に関すること。<br>4　災害関連法律に基づく事務総括に関すること。<br>5　県及び他市町村等に対する応援要請に関すること。<br>6　自衛隊の派遣要請に関すること。<br>7　緊急輸送車両に関すること。<br>8　被害情報収集及び被害状況の取りまとめに関すること。<br>9　消防署及び消防団に関すること。<br>10　無線通信の統括に関すること。<br>11　防災会議に関すること。 |
| | 総務連絡班<br>・庶務課長<br>・まちづくり交流課 | 1　職員の動員、派遣及び応援に関すること。<br>2　被災職員の状況把握に関すること。<br>3　本部開設に必要な車両等の確保対策に関すること。<br>4　応援職員等の宿舎、給食等に関すること。<br>5　災害義援金品、見舞金に関すること。<br>6　被害情報収集、被害状況の取りまとめ及び本部事務局への報告に関すること。<br>7　部内の連絡調整に関すること。 |
| | 情報収集班<br>・情報交通課長 | 1　広報に関すること。<br>2　災害記録等に関すること。<br>3　報道機関に関すること。<br>4　コンピュータ等の機材に関すること。<br>5　データの保持に関すること。<br>6　交通情報の収集に関すること。<br>7　災害時における交通規制に関すること。 |
| | 総務協力班<br>・税務課長<br>・会計課長 | 1　罹災台帳作成及び罹災証明書の発行に関すること。<br>2　被災者の税制措置に関すること。<br>3　本部長の命ずる応急対策に関すること。<br>4　関係機関との連絡調整に関すること。 |
| **企画財政部**<br>・総務部長 | 財政班<br>・企画財政課長 | 1　災害経費の予算措置に関すること。 |
| | 連絡調整班<br>・企画財政課長 | 1　災害復旧計画の策定に関すること。<br>2　災害情報の整理調整に関すること。 |
| | 管財班<br>・企画財政課長 | 1　在庁者の避難誘導及び安全確保に関すること。<br>2　庁舎施設の応急措置に関すること。<br>3　市有財産の状況把握に関すること。<br>4　応急対策物品等の購入に関すること。 |

| 部 | 班・班長 | 分　掌　事　務 |
|---|---|---|
| **救　助　部**<br>・民生部長 | 庶務調査班<br>・福祉課長 | 1　災害救助法に関すること。<br>2　赤十字奉仕団に関すること。<br>3　災害義援金品、見舞金に関すること。<br>4　社会福祉施設の災害対策に関すること。<br>5　被害情報収集、被害状況の取りまとめ及び本部事務局への報告に関すること。<br>6　部内の連絡調整に関すること。 |
| | 救護班<br>・福祉課長<br>・子育て支援課長 | 1　在庁者の避難誘導及び安全確保に関すること。<br>2　救護所に関すること。<br>3　災害ボランティアの受入れに関すること。<br>4　要配慮者の支援に関すること。<br>5　児童福祉施設の災害対策に関すること。<br>6　高齢者福祉施設の災害対策に関すること。<br>7　救護施設等の災害対策に関すること。<br>8　被害情報収集、被害状況の取りまとめ及び本部事務局への報告に関すること。 |
| **衛　生　部**<br>・民生部長 | 衛生班<br>・生活環境課長 | 1　埋火葬に関すること。<br>2　災害時のごみ、廃棄物に関すること。<br>3　災害時のし尿処理等に関すること。<br>4　公害排除及び防止に関すること。<br>5　被害情報収集、被害状況の取りまとめ及び本部事務局への報告に関すること。<br>6　災害時における清掃に関すること。<br>7　部内の連絡調整に関すること。 |
| **医　療　部**<br>・民生部長<br>・市立大町総合病院事業管理者<br>・市立大町総合病院事務長 | 医療班<br>・市民課長<br>・市立大町総合病院庶務課長<br>・市立大町総合病院医事課長<br>・市立大町総合病院経営企画室長 | 1　感染症の発生防止及びまん延防止に関すること。<br>2　避難住民等の健康相談に関すること。<br>3　災害対策医薬品、衛生材料に関すること。<br>4　死亡者の確認、被災者名簿に関すること。<br>5　外国籍市民の相談に関すること。<br>6　災害時における物価の安定、物資の安定供給に関すること。<br>7　避難住民等の栄養指導に関すること。<br>8　災害時の医療救護に関すること。<br>9　医療活動関係機関との総合調整に関すること。<br>10　入院患者の保護対策に関すること。<br>11　医療救護所の設置に関すること。<br>12　医療救護班・ＤＭＡＴの派遣に関すること。<br>13　医療施設等の被害情報収集、被害状況の取りまとめ及び本部事務局への報告に関すること。<br>14　部内の連絡調整に関すること。 |
| **商工労政部**<br>・産業観光部長 | 調査班<br>・商工労政課長 | 1　商工業関係者の被害調査に関すること。<br>2　被災者等からの労働相談に関すること。<br>3　被害情報収集、被害状況の取りまとめ及び |

| 部 | 班・班長 | 分　掌　事　務 |
|---|---|---|
| | | 本部事務局への報告に関すること。<br>4　部内の連絡調整に関すること。 |
| | 対策班<br>・商工労政課長 | 1　商工業関係者の災害対策に関すること。<br>2　災害融資等に関すること。<br>3　商工業関連団体等との連絡調整に関すること。 |
| **観　光　部**<br>・産業観光部長 | 調査班<br>・観光課長 | 1　観光施設等の被害情報収集集、被害状況の取りまとめ及び本部事務局への報告に関すること。<br>2　観光関連団体との連絡調整に関すること。<br>3　部内の連絡調整に関すること。 |
| | 対策班<br>・観光課長 | 1　観光施設等の災害対策に関すること。<br>2　観光業者に対する災害対策に関すること。<br>2　交通機関等との連絡調整及び滞留旅客の対応に関すること。<br>3　必要物資のあっせんに関すること。 |
| **農林水産部**<br>・産業観光部長 | 庶務調査班<br>・農林水産課長<br>・農業委員会事務局長 | 1　農業共同施設等の災害対策に関すること。<br>2　食料等の調達に関すること。<br>3　被害情報収集集、被害状況の取りまとめ及び本部事務局への報告に関すること。<br>4　部内の連絡調整に関すること。 |
| | 技術対策班<br>・農林水産課長<br>・農業委員会事務局長 | 1　農畜産物及び水産物等の災害対策に関すること。<br>2　農業施設の応急対策に関すること。<br>3　災害状況に応じて大町市農技連による現地指導。 |
| **建　設　部**<br>・建設水道部長 | 土木調査班<br>・建設課長 | 1　道路、橋梁、河川等の被害情報収集集、被害状況の取りまとめ及び本部事務局への報告に関すること。<br>2　国、県及び関係機関との災害対策の連絡調整に関すること。<br>3　部内の連絡調整に関すること。 |
| | 土木班<br>・建設課長 | 1　道路等の応急対策に関すること。<br>2　被害現場の工法指導に関すること。<br>3　地すべり、砂防施設等の応急対策に関すること。<br>4　河川の応急対策に関すること。<br>5　水防対策に関すること。<br>6　資材の輸送に関すること。 |
| | 都市計画班<br>・建設課長 | 1　市営住宅等の被害情報収集集、被害状況の取りまとめ及び本部事務局への報告に関すること。<br>2　市営住宅の応急対策に関すること。<br>3　応急仮設住宅に関すること。<br>4　被害住宅等の建築対策等に関すること。 |
| | 耕地林務班<br>・建設課長 | 1　耕地、林道、林業関係の被害情報収集集、被害状況の取りまとめ及び本部事務局への報告に関すること。 |

| 部 | 班・班長 | 分　掌　事　務 |
|---|---|---|
| | | 2　耕地、林道、林業関係の災害対策に関すること。<br>3　関係機関との災害対策の連絡調整に関すること。<br>4　防災箇所の点検調査に関すること。 |
| **給　水　部**<br>・建設水道部長 | 給水班<br>・上下水道課長 | 1　飲料水の供給に関すること。<br>2　被害情報収集、被害状況の取りまとめ及び本部事務局への報告に関すること。<br>3　部内の連絡調整に関すること。 |
| | 工作班<br>・上下水道課長 | 1　災害時における水道施設の応急対策に関すること。<br>2　応急対策に伴う水道資機材の確保に関すること。 |
| **下水道部**<br>・建設水道部長 | 下水道班<br>・上下水道課長 | 1　下水道施設の被害情報収集、被害状況の取りまとめ及び本部事務局への報告に関すること。<br>2　下水道の応急対策に関すること。<br>3　応急対策に伴う資機材の確保に関すること。<br>4　部内の連絡調整に関すること。 |
| | 処理場班<br>・上下水道課長 | 1　下水道処理施設の被害情報収集及び被害状況の取りまとめに関すること。<br>2　下水道処理施設の応急対策に関すること。 |
| **教　育　部**<br>・教育次長 | 庶務学校班<br>・学校教育課長 | 1　学校施設の被害情報収集、被害状況の取りまとめ及び本部事務局への報告に関すること。<br>2　児童、生徒及び教職員の安全対策及び安否確認に関すること。<br>3　教科書、学用品等に関すること。<br>4　災害時の授業、給食等に関すること。<br>5　学校施設への避難所の開設及び運営に関すること。<br>6　部内の連絡調整に関すること。 |
| | 社会教育・体育施設班<br>・生涯学習課長<br>・体育課長 | 1　在庁者の避難誘導及び安全確保に関すること。<br>2　社会教育施設、社会体育施設の被害情報収集、被害状況の取りまとめ及び本部事務局への報告に関すること。<br>3　社会教育施設、社会体育施設の災害対策に関すること。<br>4　文化財関係の被害情報収集、被害状況の取りまとめ及び本部事務局への報告に関すること。<br>5　文化財関係の災害対策に関すること。<br>6　災害時の避難所の開設及び運営に関すること。<br>7　部内の連絡調整に関すること。 |

| 部 | 班・班長 | 分　掌　事　務 |
|---|---|---|
| **現　地　部**<br>・総務部長 | 支所班<br>・支所長 | 1　地区内の被害情報収集、被害状況の取りまとめ及び本部事務局への報告に関すること。<br>2　地区内の災害対策に関すること。<br>3　地区内の避難所に関すること。<br>4　現地災害対策本部設置時の支援に関すること。 |
| | 現地本部班<br>・現場指揮者 | 1　人命救助、防災活動、作業に関すること。<br>2　防災活動資機材の受払いに関すること。<br>3　作業人員等の掌握に関すること。 |
| **市の関係施設** | 各施設の長 | 1　施設の災害対策に関すること。<br>2　施設の被害情報収集、被害状況の取りまとめ及び本部事務局への報告に関すること。<br>3　施設の応急対策に関すること。 |

## 大町市議会災害対策支援本部組織図

**本部長** ── **副本部長** ── **本部員**
（議長）　　（副議長）　　（議員）

### 大町市議会災害対策支援本部事務分掌

| | 分　掌　事　務 |
|---|---|
| 本部長<br>（議長） | 1　市対策本部からの情報を収集し本部員へ提供すること。<br>2　本部員からの情報を把握し、市対策本部へ提供すること。<br>3　本部会議での決定事項について市対策本部へ要請すること。<br>4　その他必要と認めること。 |
| 本部<br>（議員・議会事務局） | 1　参集していない本部員の安否等の確認に関すること。<br>2　被害状況の把握、整理に関すること。<br>3　被災地、避難所等の調査に関すること。<br>4　必要に応じた国、県等への要請に関すること。<br>5　その他本部長が必要と認める事項に関すること。 |

## 第３節　広域相互応援活動

（消防防災課）

### 第１　基本方針

災害発生時において、その規模及び被害の状況から、被災地方公共団体単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、地方公共団体相互、消防機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び応援協定に基づき、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。

なお、本市が大規模災害により大きな被害を被った場合には、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないよう努めるとともに、応援要請にあたっては、受入れ体制に不備が生じないよう十分配慮する。

また、協定先の市町村等が被災した場合にあっては、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては応援要請ができないことが考えられるため、相互応援協定に基づき、必要に応じて先遣隊を派遣し、調査のうえ支援の必要性を判断する。

### 第２　主な活動

１　被害の規模及び状況に応じ、速やかに応援を要請する。
２　応援を要請したときは、円滑な受入れ体制を確立する。
３　他市町村の災害を把握した時は、速やかな応援体制を整える。

### 第３　活動の内容

１　応援要請

（１）基本方針

本市が被災した時は、被害状況等の情報収集を早急に行い、他の地方公共団体や県等に対して応援要請を行う必要性の有無を速やかに判断するとともに、必要があると認めた場合は、直ちに応援要請、先遣隊の受入等を行い、効果的な応急措置が実施できる体制の確立を図る。

（２）実施計画

ア　消防に関する応援要請

（ア）県内市町村に対する応援要請

市長は、北アルプス広域消防本部と協議のうえ、災害等の非常事態において、災害の規模及び被害状況等から自らの消防力のみでは対処できない場合、又は緊急性、地理的条件、被害状況等により、近隣市町村等に応援を求めることがより効果的であると認められる場合は、県消防相互応援協定に基づき、速やかに他の市町村長に対し、応援を要請するものとし、その旨を知事（北安曇地方事務所経由）に連絡する。

（イ）他都道府県への応援要請

市長は、前項の場合における相互応援協定に基づく県内他市町村からの応援を受けても十分に対処できないと認めるときは、次に掲げる消防組織法第４４条の規定による他都道府県からの消防の応援を知事（北安曇地方事務所経由）に要請する。

ａ　緊急消防援助隊

ｂ　「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリ

コプター

c　その他、他都道府県からの消防隊

イ　消防以外に関する応援要請

（ア）他市町村に対する応援要請

a　県内

市長は、災害等の非常事態において、災害の規模及び被害状況等から、自らの人員、物資、資機材等のみでは対処できない場合、又は緊急性、地理的条件、被害状況等により、他市町村に応援を求める方がより効果的であると認める場合は、締結されている長野県相互応援協定に基づき、速やかにブロック代表市町村の長等に対して応援を要請するものとし、その旨を知事（北安曇地方事務所経由）に連絡する。

この場合、当該代表市町村（代表市町村が被災した場合は、あらかじめ決められたブロック内の他の市町村）は被災市町村に対し先遣隊を派遣し、応援の必要性を判断する。

なお、震度６強以上の地震が観測された市町村へは、要請を待たず自主的にブロック代表市町村が先遣隊を派遣する。

また、被災した市町村は、先遣隊に対し必要な情報を提供する。

b　姉妹都市

市長は、前項の場合における相互応援協定に基づく他市町村からの応援を受けても十分な応急措置が実施できないと認めるときは、締結されている姉妹都市相互応援協定に基づき、東京都立川市及び富山県氷見市の市長へ応援を要請するものとし、その旨を知事（北安曇地方事務所経由）に連絡する。

c　相互応援協定市町村

市長は、前２項の場合における相互応援協定に基づく他市町村からの応援を受けても十分な応急措置が実施できないと認めるときは、締結されている相互応援協定に基づき、それぞれの市長等へ応援を要請するものとし、その旨を知事（北安曇地方事務所経由）に連絡する。

d　県外

市長は、前３項の場合における相互応援協定に基づく他市町村からの応援を受けても十分な応急措置が実施できないと認められるときは、協定締結外の市町村長に対し、次に掲げる事項を明らかにして、災害対策基本法第６７条の規定に基づき、応援を要請するものとし、その旨を知事（北安曇地方事務所経由）に連絡する。

〈 応援の要請事項 〉

○　応援を求める理由及び災害の状況

○　応援を必要とする職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間等

○　応援を必要とする物資、資機材等の品名、数量、搬入場所等

○　その他必要な事項

（イ）県に対する応援要請等

市長は、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときは、知事等に対し、前項に掲げる事項を明らかにして、災害対策基本法第６８条の規定に基づき応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

（ウ）指定地方行政機関等に対する職員の派遣要請等

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があると認めるときは、災害対策基本法第２９条及び第３０条の規定により職員派遣の要請、又は斡旋を求める。

２　受援体制の整備

（１）基本方針

他の市町村等から応援を受ける場合において、市、県、公共機関及びその他事業者（以下「応援側」という。）と協力して円滑かつ効果的な応急措置を実施するためには、被災地方公共団体等（以下「要請側」という。）の円滑な受入体制の整備が重要になる。

（２）実施計画

円滑な受入れ体制の整備のため、あらかじめ応急対応業務に必要な物資、人員等について、地域防災計画、避難所運営マニュアル、業務継続計画等に規定し、不足が見込まれる場合は、協定等による他からの応援により確保する方法を検討する。

また、応援を受けた場合の配置、指揮命令系統等の応援活動に必要な基本的事項を検討のうえ整備する。

３　応援体制の整備

（１）基本方針

ア　相互応援協定に基づく迅速な応援

応援活動は、被災した他の市町村等が必要とする応急措置等を、迅速かつ的確に行うことが重要となることから、市では災害の発生を認知したときは、締結されている相互応援協定等に基づき、速やかに情報収集を行うとともに、応援体制を整え、要請を受けた場合は早急に出動する必要がある。

イ　要請を待たない自主的出動等

通信の途絶等により要請がない場合でも、災害の規模等から緊急を要し、要請を待つといとまがないと認められる時は、要請を待たず自主的に出動等をする必要がある。

この場合、相互応援協定等により先遣隊を派遣し、情報収集等を行う。

（２）実施計画

ア　情報収集及び応援体制の確立

応援側は、大規模災害等の発生を認知したときは、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに応援体制を整え、要請側から要請を受けた場合は直ちに出動する。

イ　指揮

応援側は要請側の指揮の下で、緊密な連携を図りつつ応援活動を実施する。

ウ　自給自足（自己完結型）

応援側は要請側の負担とならないよう、自給自足の応援体制及び応援期間が長期に及ぶ場合を想定した職員等の交替について留意する。

エ　自主的活動

通信の途絶等により、要請がなく、かつ連絡ができない場合において、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、締結

されている相互応援協定等に基づき、自主的に応援活動を行う。

４　経費の負担

（１）他の市町村、県及び国等から派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は法、協定等に定める方法による。（災害対策基本法施行令第１８条）

（２）前項以外の応援に要した経費は、法令その他特別の定めがある場合を除き、締結された相互応援協定に定められている方法による。

## 第４　他の都道府県等への応援

１　長野県合同災害支援チームとして実施する対策

市及び県は、長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定に基づき、長野県外で大規模な災害が発生した場合、被災した県外地方自治体に対し、一体となって的確な支援を行う。

（１）主な支援内容

ア　被災県等への職員の派遣及び物資の提供

イ　被災者の受入れ及び施設の提供

（ア）市内医療機関での傷病者の受入れ

（イ）市内での避難所、応急仮設住宅等の提供

ウ　その他被災県等との協議の中で必要と認めた支援

（参　考）

◎広域相互応援体制図

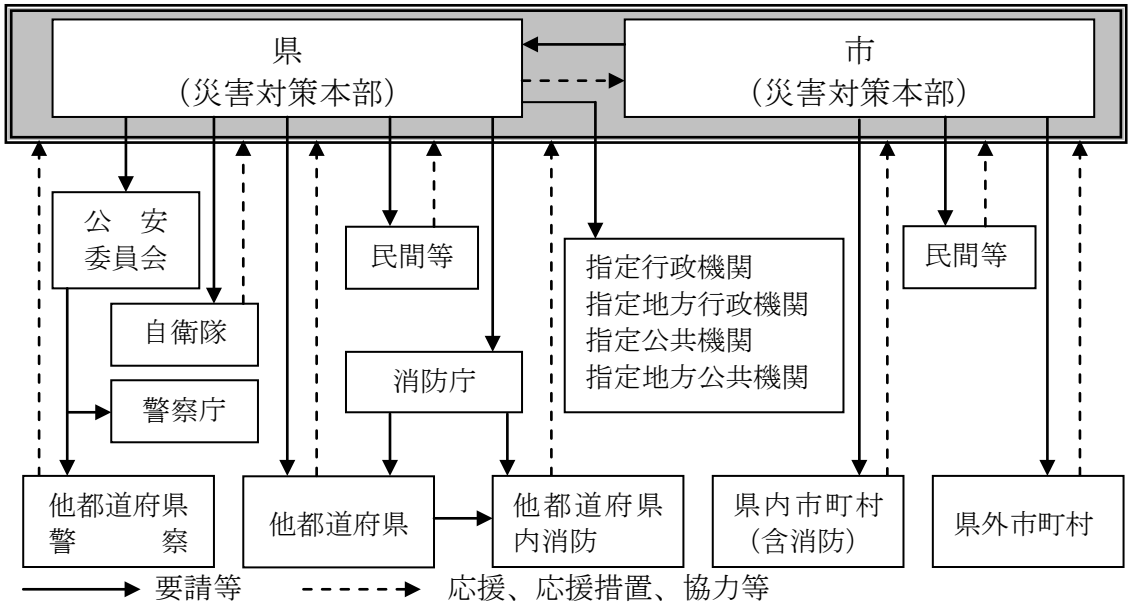


◎長野県市町村災害時相互応援協定連絡調整系統　（常備消防分を除く）

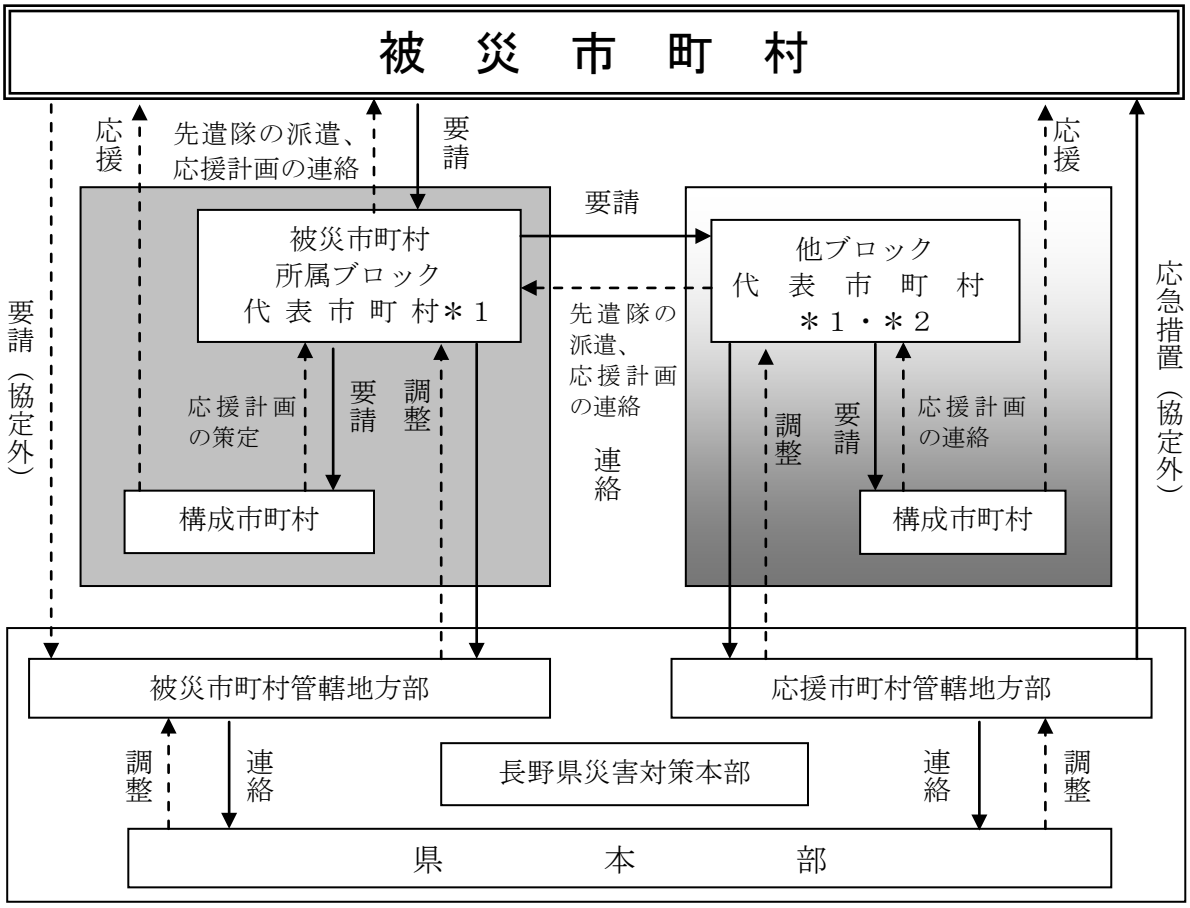


＊1　第２順位以降の代表市町村をあらかじめ所属ブロック内で指定する。
＊2　応援ブロック、応援を受けるブロックの組み合せをあらかじめ定める。

## 第４節　ヘリコプターの運用

（消防防災課）

### 第１　基本方針

災害時には陸上の道路等の交通の寸断が予想されることから、被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の搬送、人員の搬送等の緊急の応急対策については、ヘリコプターを広域的かつ機動的に活用するものとする。

### 第２　主な活動

１　災害応急対策については、消防防災ヘリコプターを迅速に活用するとともに、ヘリコプターの支援を受けて、円滑、効果的な対策を実施する。

２　県は、ヘリコプターを運航する機関と平素から密接な連携を保ち、災害発生時には迅速な要請手続きを行う。また、必要に応じてヘリコプター運航調整会議を開催し、ヘリコプターの活動について調整する。

### 第３　活動の内容

１　活動内容に応じたヘリコプターの選定及び要請

（１）基本方針

消防防災ヘリコプターがまず対応するが、災害の規模、活動の内容等により、必要に応じて次のヘリコプターを選定、要請する。

| 機　種 | 機　種 | 定員 | 救助ホイスト | 消火装置 | 物資吊下 | ヘリテレ |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 消防防災ヘリコプター | ベル 412EP | １５ | ○ | ○ | ○ | |
| 県警ヘリコプター | ユーロコプターAS365N3 | １３ | ○ | | ○ | ○ |
| | アグスタ AW139 | １７ | ○ | | ○ | ○ |
| ドクターヘリ | 各　種 | ６ | | | | |
| 広域航空消防応援ヘリコプター | 各　種 | 各種 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 自衛隊ヘリコプター | 各　種 | 各種 | ○ | ○ | ○ | |

（２）実施計画

県は、市町村又は指定地方行政機関等からヘリコプターの出動要請があった場合は、消防防災ヘリコプターが直ちに対応するとともに、活動内容により、前記の基準をもとに要請先と協議のうえ要請すべきヘリコプターを選定する。

２　出動手続きの実施

（１）基本方針

各ヘリコプターの連絡系統に基づき、迅速な出動要請手続きを行う。(別記「ヘリコプター要請手続要領」を参照)

（２）実施計画

ア　要請にあたっては、次の事項について可能な限り調査するとともに、急を要する場合は口頭で要請する（文書による手続きが必要な場合は、後刻速やかに行う。）

（ア）災害の状況と活動の具体的内容
　　（物資の量、輸送人員、傷病の程度、距離等）
（イ）活動に必要な資機材等
（ウ）ヘリポート及び給油体制
（エ）要請者、現場責任者及び連絡方法
（オ）資機材等の準備状況
（カ）気象状況
（キ）ヘリコプターの誘導方法
（ク）他のヘリコプターの活動状況
（ケ）その他必要な事項

イ　県と連携して適切なヘリポートを選定し、必要な人員の配置、散水、危険防止のための適切な措置を行う。

ウ　傷病者の搬送の場合は、救急車両及び収容先病院等について手配する。

エ　連絡責任者はヘリポートで待機し、必要に応じ機長等との連絡にあたる。

## （別　記）ヘリコプター要請手続要領

1　消防防災ヘリコプター

災害時の救助、緊急物資の輸送、災害応急対策要員の搬送や、重度傷病者の救急搬送、林野火災の空中消火等に幅広く迅速に対応する。

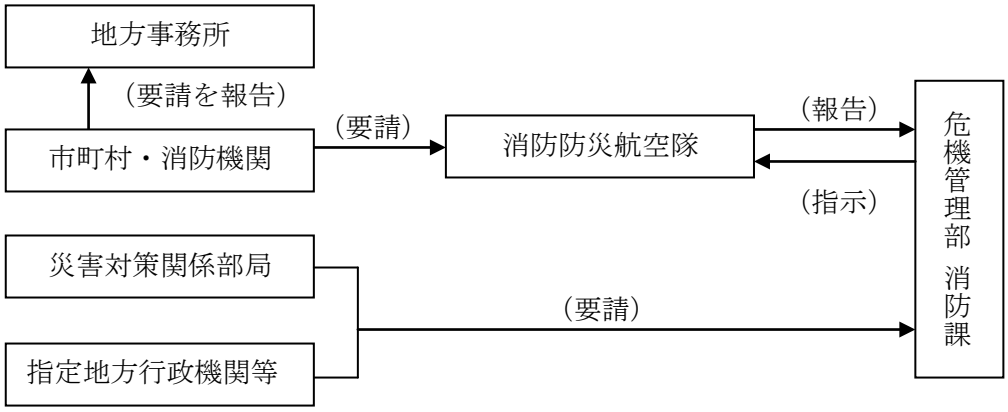


※　連絡用無線　消防用無線（県内共通波）
　　呼出名称　「しょうぼう・ながのけん・あるぷす１（いち）」

2　県警ヘリコプター

災害応急対策を実施するにあたり、消防防災ヘリコプターが使用できない場合には、県警ヘリコプターの出動を要請する。

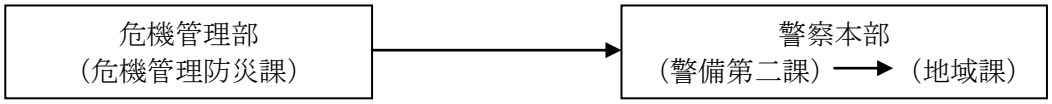


また、県公安委員会は必要に応じて、警察庁又は他の都道府県警察に対し、援助

の要求を行うものとする。

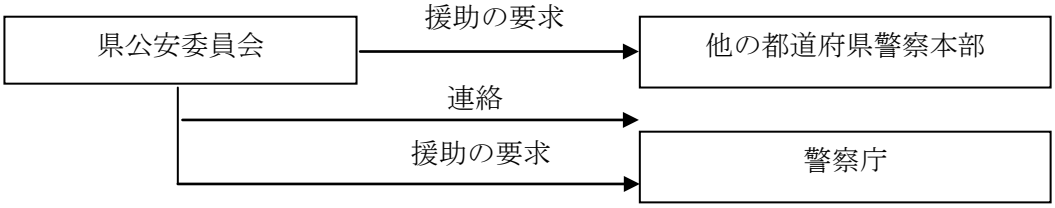


3　広域航空消防応援ヘリコプター

広域航空消防応援が必要な場合においては、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要項」に基づき応援要請する。

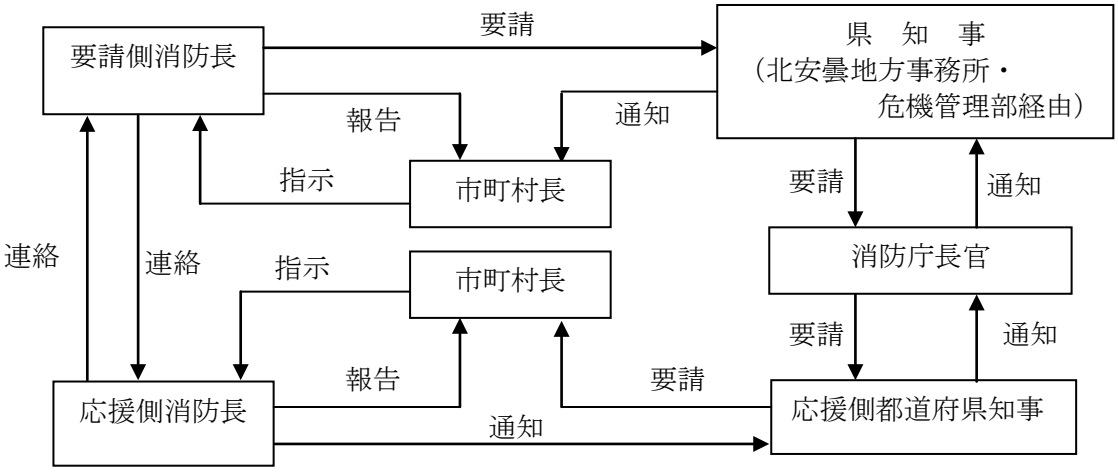


（1）大規模災害又は特殊災害が起きた場合に、原則として第１次的に応援出動する航空小隊を第一次航空小隊とし、長野県に災害が発生した場合の第一次航空小隊は次により編成される。

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 群馬県 | 東京消防庁 | 新潟県 | 山梨県 | 岐阜県 |
| 埼玉県 | 富山県 | 静岡市 | 浜松市 | 名古屋市 |

（2）第一出動航空小隊のほか、大規模災害又は特殊災害が発生したとの情報を得た場合に、速やかに応援出動の準備を行う航空小隊を出動準備航空小隊とし、長野県に災害が発生した場合の出動準備航空小隊は次により編成される。

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 栃木県 | 茨城県 | 京都府 | 千葉市 | 横浜市 | 川崎市 |
| 福井県 | 静岡県 | 石川県 | 愛知県 | 三重県 | 大阪市 |

4　自衛隊ヘリコプター

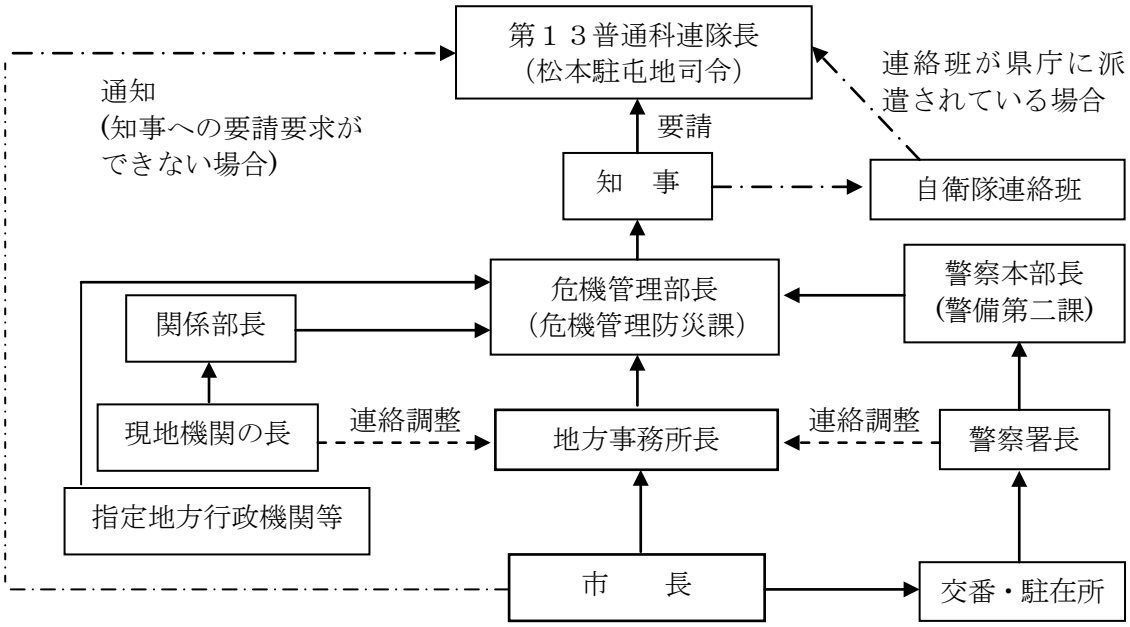


5　ドクターヘリ

重度救急患者の搬送が必要な場合は、危機管理部と健康福祉部が調整のうえ、長野厚生連佐久総合病院、又は信州大学医学部付属病院へドクターヘリの出動を要請する。

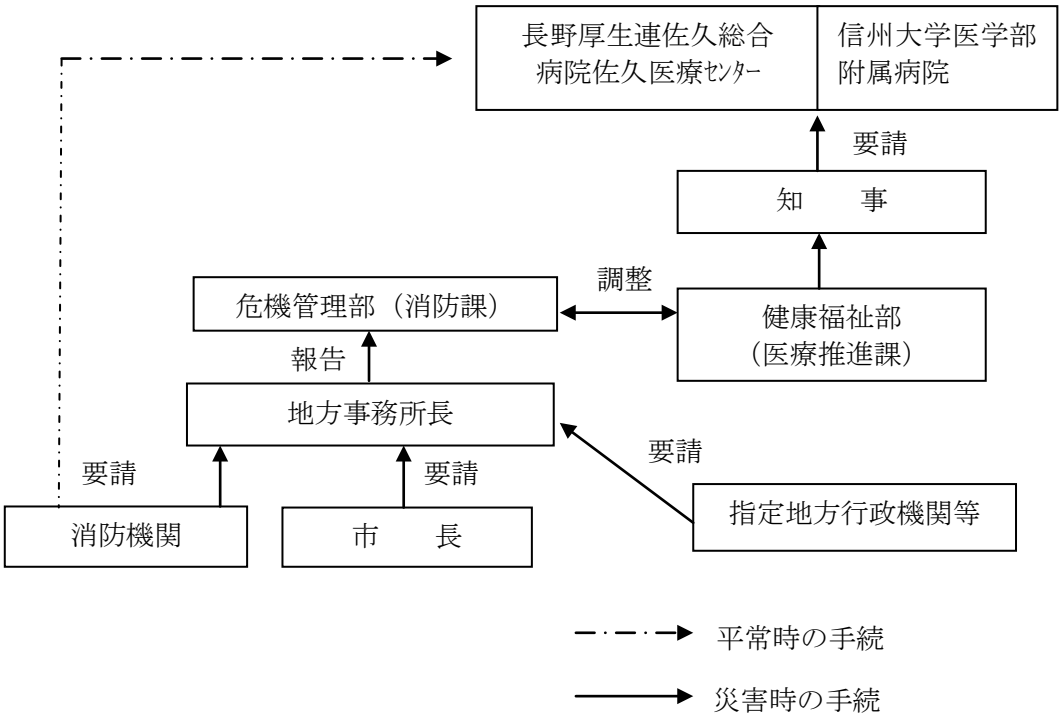

## 第５節　自衛隊の災害派遣

（消防防災課）

### 第１　基本方針

災害に際して、人命又は財産の保護のため必要と認め、公共性、緊急性、非代替性を満たす場合には、自衛隊法第８３条の規定に基づく自衛隊の災害派遣を県に要請する。

自衛隊が派遣された場合は、派遣部隊と密接に連絡調整し、円滑な活動を確保する。

### 第２　主な活動

１　自衛隊への派遣要請の範囲及び要請手続きについて定める。
２　市、県等と派遣部隊との連絡調整について定め、受入態勢を整備する。
３　派遣部隊の活動の必要が無くなった場合の撤収方法について定める。
４　派遣に要した経費の負担について定める。

### 第３　活動の内容

１　派遣要請

（１）基本方針

災害時における被害の拡大を防ぎ、迅速な救助を行うために、市は自衛隊との事前の情報交換に努めるとともに、災害時の情報収集を速やかに行い、必要があれば直ちに県に派遣を要請し、事態の推移に応じ要請の必要がなくなった場合には、直ちにその旨を県に連絡する。

（２）実施計画

ア　市長は、県が定める範囲内において自衛隊の派遣を要請する場合は、災害対策基本法第６８条の２に基づき、次により行う。

（ア）市長は、自衛隊の災害派遣を求めようとするときは、文書又は口頭をもって北安曇地方事務所長若しくは警察署長に派遣要請を求める。

（イ）市長は、（ア）により口頭をもって要請したときは、事後において速やかに北安曇地方事務所長を通じ文書により要求する。

（ウ）市長は、（ア）の要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を、第１３普通科連隊長に通知する。

また、通知をしたときは、速やかに知事にその旨を通知する。

イ　派遣要請にあたっては、次の事項を明らかにする。

（ア）災害の状況及び派遣を要請する事由
（イ）派遣を希望する期間
（ウ）派遣を希望する区域及び活動内容
（エ）その他参考となるべき事項

ウ　派遣要請系統

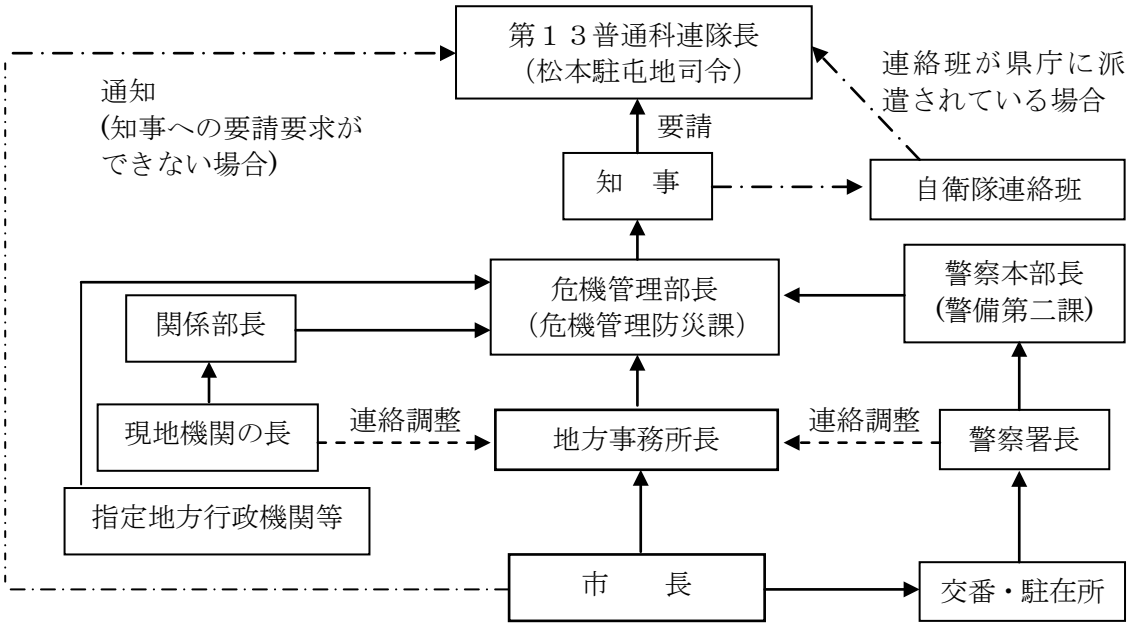


２　派遣部隊との連絡調整

（１）基本方針

派遣部隊の円滑な活動を確保するため、県等は自衛隊部隊の長と密接に連絡調整を行い、受入れ態勢を整備する。

（２）実施計画

ア　市が部隊の活動等について、部隊その他関係機関に行う要請は、すべて次表の現地連絡調整者を通じて行う。

イ　市は、連絡・調整の窓口の一本化を図り、現地連絡調整者に報告する。また、派遣部隊と市町村及び現地連絡調整者の情報共有の場を設置する。

ウ　市は、部隊の宿舎、部隊の活動に要する資材等について、現地連絡調整者から要請があったときは、やむを得ない事情がある場合を除きこれに協力する。

| 区　　分 | 総括連絡調整者 | 現地連絡調整者 |
|---|---|---|
| 災害対策本部が置かれていない場合 | 危機管理部長 | 地方事務所長等 |
| 災害対策本部が置かれている場合 | 災害対策本部長 | 地方部長 |
| 現地本部が置かれている場合 | 現地本部長 | 災害対策本部長 |

エ　市民が実施する対策

自衛隊の派遣活動が円滑に行われるよう、可能な範囲で協力を行う。

３　派遣部隊の撤収要請

（１）実施計画

市は、部隊の活動の必要が無くなったと認めたときは、現地連絡調整者に報告する。

４　経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、自衛隊の負担すべきものを除き、原則として派遣を受けた側が負担するものとし、その内容は概ね次のとおりとする。

（１）派遣部隊が、救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊の装備に係るも

のを除く。）
（２）派遣部隊の宿営に必要な土地、建物の使用料及び借上料
（３）派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴等の費用
（４）派遣部隊の救援活動の実施に際して生じた損害の補償（自衛隊の装備に係るものを除く。）

## 第６節　救助・救急・医療活動

（消防防災課、市民課、市立大町総合病院）

### 第１　基本方針

大規模災害時における救助、救急、医療活動については、多数の負傷者を迅速に処置することが求められるため、速やかな災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）及び救護班の派遣、円滑で効率的な救護活動の実施、医薬品・医療用資機材の供給体制の確保、他の地方公共団体との相互支援体制の整備等について関係機関が連携を密にし、一貫性のある的確な対応を行う。

また、道路交通確保が困難となることが想定されるため、救護所や後方医療機関等への搬送について、広域的な対応を行う。

### 第２　主な活動

１　市、警察署、消防機関及び医療機関等が相互の連携により、大規模災害に対応した円滑で効率的な、救急、医療活動を行う。

２　災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）及び、関係機関により編成された救護班による初期救護医療を行うとともに、後方医療機関、緊急輸送等広域救護体制を確保する。

### 第３　活動の内容

１　救助・救急活動

（１）基本方針

消防機関、警察等関係機関が、それぞれの救助活動計画に従い、相互の連携を密にしつつ、円滑で効率的な救助・救急活動を行う。

また、大規模災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが想定されるため、相互応援活動及びヘリコプター等による広域緊急輸送活動を迅速かつ効果的に行う。

（２）　実施計画

ア　救助・救急計画に基づき、警察署、医療機関等と連携して、的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況の早急な把握に努める。

イ　必要に応じて他の地方公共団体等との相互応援協定に基づく応援要請等を本章第４節「広域相互応援活動」及び本章第６節「自衛隊の災害派遣」により行い、市民の安全確保を図る。

ウ　消防機関は、警察署及び道路管理者等との連携及び出動隊の報告等により、道路状況の早急な把握に努め、現場への出動及び医療機関等への搬送にあたり、効率的に対応する。

エ　消防機関は、救助活動にあたり、警察署等と活動区域及び人員配置の調整等綿密な連携を図り、現場の状況に対する迅速かつ効率的な救助を行い、医療機関、救護所に迅速かつ的確に傷病者を搬送する。その際、高規格救急車（救急救命士搭乗隊）を、傷病者の状態に合わせて効果的に運用する。

オ　ヘリコプターの支援を求めようとするときは、本章第５節「ヘリコプターの運用」により要請する。

カ　市民及び自主防災組織が実施する対策

自発的に被災地の救助・救急・救護活動を行うとともに、消防機関、救護班等に協力する。

特に、道路交通網の寸断が予想されるため、消防機関等の現場到着前における初期救助・救急活動は、人命救助のうえから重要となるので、積極的に行うよう努める。

2　医療活動

（1）基本方針

長野県災害医療活動指針に基づいた活動を行うとともに、災害時においては、通常の救急医療体制が十分に機能しないことが考えられるため、災害派遣医療チーム（DMAT）及び、関係機関により編成された医療班による初期段階の医療体制を充実させることが重要である。

また、主に重症患者に係る後方医療機関について、災害拠点病院を中心として、関係機関との連携による受入体制の確保を図る。

さらに、市及び県の枠を越えた相互支援体制による医療活動を行う。

（2）実施計画

ア　市地域防災計画において、関係機関と協議の上、災害時における医療救護体制について定めるとともに、（一社）大北医師会、（一社）大北歯科医師会の協力を得て、市立大町総合病院等の職員又は市内医療機関等の医師により、あらかじめ救護班を編成し、災害時においては医療救護活動等を行う。

また、必要に応じて、県、隣接市町村等に協力を要請する。

イ　市内の適切な場所に医療救護所を確保し、医薬品、医療資機材等の供給体制、比較的軽症の被災者の避難所への輸送体制を整備する。

ウ　医療機関における収容可能人員、診療機能の稼動状況等を把握し、後方医療機関を確保し、警察署に誘導を要請する等、傷病者の輸送体制を整備する。

また、災害の規模により必要がある場合は、隣接市町村、県に対し傷病者の受入について要請する。

エ　必要に応じて、重症傷病者の災害拠点病院等への搬送体制を確保するとともに、災害拠点病院、救命救急センター等への緊急輸送について県に要請する。

オ　医薬品、医療用資機材等の必要量及び医薬品卸業者、薬局等の備蓄量を迅速に把握し、必要に応じて県又は関係機関に対し供給の要請を行う。

エ　市民が実施する対策

発災直後の応急処置により傷病者の救命率が飛躍的に高まることから、初期救助・救急活動について、日頃から認識を深めるとともに、被災時は自発的に救急活動を行うよう心がける。

＜救護班等の業務内容＞

○　負傷の程度の判定
○　負傷者の搬送順位及び搬送先の決定
○　救急処置の実施
○　救急活動の記録
○　遺体の検案
○　その他必要な事項

## 第７節　消防・水防活動

（消防防災課、建設課）

### 第１　基本方針

大規模災害等発生時においては、初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動並びに水防活動を、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ効果的に実施する。

また、自らの消防力又は水防力のみでは、十分な応急措置が実施できない、又は実施することが困難と認められるときは、消防相互応援協定等に基づき、速やかに他の地方公共団体等に応援を要請し、応急措置に万全を期する。

### 第２　主な活動

１　火災による被害の拡大を防止するため、初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・応急活動等の消防活動を行う。

２　洪水等による水害を防止するため、監視・警戒及び水防作業等の水防活動を行う。

### 第３　活動の内容

１　消防活動

（１）基本方針

大規模災害発生時においては、火災による被害の拡大防止を図る必要があり、市民等による火災発生防止対策及び火災発生時の初期消火活動が重要になる。

また、火災が発生した場合、消防機関は、関係機関及び自主防災組織等と連携し、自らの消防力及び必要に応じて他の地方公共団体に応援を要請し、延焼の拡大防止及び救助・救急等の消防活動を行う。

（２）実施計画

ア　消火活動関係

（ア）出火防止及び初期消火

市民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底について広報を行う。

（イ）情報収集及び効率的な部隊配置

市内の火災発生状況、消火栓・防火水槽等の被害状況及び警察署、道路管理者との連携や、出動隊の報告等による道路状況等の情報収集を速やかに実施し、重点的、効果的な部隊の配置を行う。

特に、大規模な火災発生時においては、あらかじめ定めた火災防御計画等に基づき、重要防御地域等の優先等により、消防力の効率的運用を図る。

また、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ的確な消火活動を行う。

（ウ）応援要請等

ａ　市長は、速やかに被害状況を把握し、被害の状況から自らの消防力だけでは対処できないとき、又は対処できないと判断するときは、北アルプス広域連合長に要請し、長野県消防相互応援協定に基づき他の市町村長に対して応援を求める。

ｂ　市長は、被害の状況から長野県消防相互応援協定に基づく応援体制によっても対処できないとき、又は対処できないと判断する等、緊急の必要が

あると認められ、他都道府県の応援を求めるときは、広域連合長と調整し、知事に対して次に掲げる事項について口頭又は電話等により要請するものとし、事後において速やかに文書を提出する。

○　被害の状況
○　必要とする車両及び人員等
○　応援場所、集結場所及び経路
○　連絡調整担当者

ｃ　市長は、ヘリコプターの応援要請を求めようとするときは、本章第５節「ヘリコプターの運用」により要請する。

イ　救助・救急活動関係

大規模災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されることから、市民、自主防災組織等の協力及び警察署、医療機関等関係機関との連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、迅速かつ的確な救助・救急活動を行う。

なお、本項については、本章第７節「救助・救急・医療活動」に定める。

ウ　市民、事業所及び自主防災組織等が実施する計画

（ア）出火防止、初期消火活動等

市民等は、災害発生時には、使用中のコンロ、ストーブ、その他火災発生の原因となる火気器具等の取扱いに十分留意し、火災の発生を防止するとともに、火災が発生した場合は、積極的な初期消火活動の実施及び消防機関への協力に努める。

また、自主防災組織等においても初期消火活動を実施するとともに、消防機関に協力して延焼拡大の防止に努める。

なお、市民等は、避難の際に電源についてブレーカーの遮断を行い、電気器具等からの出火防止を図る。

（イ）救助・救急活動

自発的に負傷者の救助・救護活動を行うとともに、消防機関等に協力する。

特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防ポンプ車等の現場到着前の初期における救助・救護活動は、人命救助の上から重要となるため、積極的に行うよう努める。

２　水防活動

（１）基本方針

洪水により水害が発生し、又は発生が予想される場合、これを警戒するとともに、防御し、また、これによる被害を軽減するため、水防体制を確立して、状況を的確に判断し、円滑な水防活動を実施する。

（２）実施計画

ア　監視・警戒活動

水防管理者（市長）は、災害発生後、その管轄する水防区域において、ダム、河川、ため池等の護岸、堤防等の巡視を行い、早期に損壊箇所及び危険箇所等を把握し、必要な応急措置を講ずる。

イ　通報・連絡

水防管理者（市長）は、監視・警戒活動によって損壊箇所又は危険箇所等を発見したときは、直ちに次の管理者等に通報するとともに、水防活動に必要な

人員及び資機材を確保する。

○　大町建設事務所

○　氾濫等の恐れのある下流域の隣接市町村

ウ　水防活動の実施

水防管理者（市長）は、損壊箇所及び危険箇所等に対して、できる限り氾濫等による被害が拡大しないよう、応急措置として現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して、迅速かつ適切な水防活動を実施する。

また、重機による水防活動が必要な場合においては、必要に応じて民間業者等の協力を得る。

エ　水防資機材の借用

水防管理者（市長）は、水防活動中、資機材に不足が生じた場合は、あらかじめ定めた水防倉庫等から資機材を調達する。なお、調達ができないときは県又は民間業者等から借用する。

オ　避難準備情報、避難指示・勧告

市長は、河川の氾濫等により人命への危険が切迫、又は危険が予想される場合は、避難準備情報、避難の勧告・指示を速やかに市民に対して実施する。

カ　応援による水防活動の実施

（ア）市長（水防管理者）は、速やかに被害状況等を把握し、これらの状況から水防活動に関して自らの水防力のみでは対処できない場合、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、締結されている相互応援協定に基づき、他の市町村長に対して応援を要請する。

（イ）市長（水防管理者）は、他の市町村からの応援によっても対処できない場合、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認め、県又は他の都道府県の応援を求めるときは、知事に対して次に掲げる事項について、口頭又は電話等により応援要請をするものとし、事後において速やかに文書を提出する。

○　被害の状況

○　必要とする資機材及び人員等

○　連絡場所、集結場所及び経路

○　連絡調整担当者

○　その他必要な事項

（ウ）市長（水防管理者）は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、本章第５節「ヘリコプターの運用」により要請する。

（エ）市長は、自衛隊の派遣を求めようとするときは、本章第６節「自衛隊災害派遣活動」により派遣を求める。

（オ）市長は、他の地方公共団体の応援を要請するときは、必要とする資機材、ヘリポート等、応援活動上必要となる施設・設備等について必要に応じて確保する。

また、待機場所の確保、食糧の供給等、後方支援についても、必要に応じて応援側の到着までに整える。

（カ）市長は、他の水防管理者から応援を求められたときは、できる限りその求めに応じるものとし、速やかに応援体制をとる。その際、応援職員等は必要に応じて、被災地到着後７２時間は自給自足のできる体制をとる。

## 第８節　要配慮者に対する応急活動

（福祉課、子育て支援課、市民課）

### 第１　基本方針

近年の高齢化、核家族化及び女性の社会進出等による家庭や地域の養育・介護機能の低下等に伴い、災害が発生した際、要配慮者とりわけ避難行動湯支援者が被災する可能性が高いことから、市、県及び医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得て、要配慮者の安全を確保するとともに、災害の態様に十分配慮した応急活動を行う。

### 第２　主な活動

１　地域住民、自主防災組織等の協力のもと、被災状況の把握、避難誘導、要配慮者に配慮した避難所での生活の環境整備及び応急仮設住宅等への収容等を行う。また、要配慮者が利用する医療機関、社会福祉施設等の施設機能の早期回復を図る。

２　介護用品、育児用品等要配慮者の生活維持のため必要な物資を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。

３　要配慮者のニーズを的確に把握し、迅速に必要な対策を講ずるため、避難所等に相談窓口を設置するとともに、必要な人員の確保に努める。

４　災害発生時において応援をする場合及び応援を受ける場合に、円滑かつ効果的に対応できる体制を確立する。

### 第３　活動の内容

１　要配慮者に対する応急対策

（１）基本方針

民生児童委員、地域住民等の協力を得て、要配慮者の状況把握に努め、発災直後から時間的経過に沿って、各段階におけるニーズに合わせ、迅速かつ適切に応急対策を講ずるよう努める。

（２）実施計画

ア　避難準備情報、避難勧告、避難指示をはじめとする災害情報の周知

要配慮者の状況に応じ、防災行政無線、ケーブルテレビ、有線放送、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達等の多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討する。

イ　避難行動要支援者の避難支援及び安否確認

災害時には、避難行動要支援者に対して、避難行動要支援者に関する避難支援計画等に基づき、避難支援等に携わる関係者と連携し、避難行動要支援者名簿を効果的に利用して、避難支援や迅速な安否確認が行われよう努める。

なお、要配慮者に対しても、必要に応じて避難支援等を行う。

ウ　避難所での生活環境整備

災害時に、通常の避難所では生活が困難な要配慮者を応急的に受け入れるため、施設・設備や人員体制の整った福祉避難所、又は通常の避難所の一部を仕切った福祉避難室を必要に応じて設置する。また、要配慮者の状況に応じ、次の支援を行う。

（ア）避難所における設備の整備

段差の解消、スロープ、身体障がい者用トイレの設置等を必要に応じて行う。

（イ）避難所における物資の確保及び提供

車椅子等の補装具、医薬品、介護用品、介護機器、ポータブルトイレを始め、日常生活用品等について迅速に確保し、必要性の高い要配慮者から優先的に支給・貸与等を行う。

（ウ）避難所における相談体制の整備及び必要な人員の確保・提供

福祉避難所（室）及び要配慮者が生活する避難所には、保健師や介護支援専門員等を配置した相談窓口を設置のうえ、要配慮者のニーズや生活状況を的確に把握し、医師、看護師、保健師、介護職員、心理カウンセラー、手話・外国語通訳者等の派遣を必要に応じ迅速に行う。

（エ）外国籍県民や外国人旅行者等の支援体制の確立

外国籍県民や外国人旅行者に対して多言語による情報提供や避難所への巡回による支援などを行うため、必要に応じ災害多言語センターの設置を行う。

（オ）情報提供体制の確立

避難所等で避難生活を送る要配慮者に対して、被災状況や生活に必要な各種情報を提供するため、大画面のテレビ、インターネットの端末、ファクシミリ、ホワイトボード等を状況に応じ設置するとともに、手話・外国語通訳者等を配置する。

エ　在宅者

災害発生後、避難所に避難せずに自宅等で過ごす要配慮者に対し、民生児童委員、地域住民、自主防災会等の協力により、要配慮者の状況に応じ、在宅訪問により次の支援を行う。

（ア）在宅者の訪問の実施

市は在宅の要配慮者に対し、民生児童委員、地域住民、自主防災会等の協力のもと定期的に訪問する体制を確立する。

（イ）物資の確保及び提供

必要に応じて日常生活に必要となる物資等を提供する。

（ウ）相談体制の整備

在宅の要配慮者のニーズや生活情報を適切に把握し、要配慮者の状況に応じた助言と支援を行う。

（エ）情報提供体制の確立

災害状況や生活に必要な各種情報を要配慮者の状況に応じた手段により提供する。

（オ）応急仮設住宅の確保

要配慮者向けの応急仮設住宅を、県と連携して必要数設置するとともに、必要性の高い要配慮者から優先的に入居を進める。

## 2　広域相互応援体制等の確立

### （1）基本方針

広域にわたる大規模災害が発生した場合や医療機関・社会福祉施設が被災し、避難所や他の施設への一次的又は応急的に避難が必要な場合等においては、要配慮者の移送、収容等が集中的に必要になることが考えられる。

このような場合、市町村の区域を越えた広域的な支援体制により、関係機関が連携して、迅速かつ適切な避難収容活動を行う。

（２）実施計画

市は、要配慮者の救助・避難支援、避難所生活等に関し、市町村の区域を越えて応援が必要となった場合は、必要となる人員、資機材及び避難所等を確認のうえ、県、他市町村及び関係機関に応援を要請するとともに、他市町村等から応援要請があった場合、可能な限り協力するよう努める。

## 第９節　緊急輸送活動

（消防防災課、庶務課、企画財政課、建設課、市民課）

### 第１　基本方針

大規模災害発生時の救助活動、救急搬送、消火活動、緊急輸送活動、応急復旧活動等を迅速、的確に実施するため、陸上交通網の確保に加え、航空機の活用を含む総合的な輸送を確保する。

また、緊急輸送活動にあたっては、被害の状況、緊急度、重要度によって判断し、①人命の安全、②被害の拡大防止、③災害応急対策の円滑な実施、に配慮して推進するものとし、原則として次の優先順位により実施する。

| 第１段階の活動 | 第２段階の活動 | 第３段階の活動 |
|---|---|---|
| ・人命救助<br>・消防等の災害拡大防止<br>・ライフライン復旧<br>・交通規制 | （第１段階の続行に加え）<br>・食糧、水、燃料等の輸送<br>・被災者の救出・搬送<br>・応急復旧 | （第１・２段階の続行に加え）<br>・災害復旧<br>・生活必需物資の輸送 |

### 第２　主な活動

１　緊急輸送全般の調整は、必要により災害対策本部が行う。

２　被災状況を直ちに調査し、警察の定める規制計画に基づく交通規制を実施して緊急交通路を確保するとともに、必要に応じて放置車両や立ち往生車両の移動等について道路管理者に要請を行う。

３　県（知事）及び警察（県公安委員会）を窓口として、応急復旧等に従事する緊急通行車両等の確認を行う。

４　主要道路を優先した応急復旧活動を行うとともに、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは放置車両や立ち往生車両等の移動等を行う。また、農道、林道等の迂回路確保に配慮する。

５　輸送関係機関の協力により輸送車両を確保するとともに、効果的なヘリコプターの運用に配慮する。

６　支援物資の集積と各避難所への配送を円滑に実施するため、輸送拠点を定め、運用する。

### 第３　活動の内容

１　緊急輸送の調整

（１）基本方針

交通の確保は、災害応急対策の成否に係わる重要な課題であり、かつ、総合的な調整が必要であり、各機関と協議のうえ、災害対策本部が所要の調整を行う。

（２）実施計画

ア　道路管理者に対し、道路の被災状況及び復旧見込み等に関する報告を求める。

イ　関係機関等に対し、交通規制、応急復旧、交通手段確保等に関し必要な要請を行う。

２　緊急交通路確保のための交通規制

（１）基本方針

県公安委員会（警察）は、大規模な災害が発生した場合や、災害が発生しようとしている場合において、応急対策活動のため緊急交通路を確保する必要がある

ときは、緊急通行車両等以外の車両の通行を禁止又は制限し、緊急通行車両等の通行を確保するための交通規制を実施する。

この場合、原則として、あらかじめ定めた「緊急交通路交通規制対象予定道路」から、被災の範囲や被災状況に応じて緊急交通路として指定し、広域、外周、被災地域の段階的交通規制により、緊急通行車両等の通行を確保するものとし、被災直後は、被災地域における被災者の救助等の緊急車両の通行を最優先とした区域交通規制を実施する。

（２）実施計画

発災時は、緊急交通路確保のため、道路管理者等が協力し、速やかに道路、橋梁、交通状況、信号機の作動状況等を把握し、道路の通行可否を判断する。

３　緊急交通路確保のための応急復旧

（１）基本方針

警察が行う緊急交通路確保計画と整合しながら、第１次確保路線から順次応急復旧を推進するものとし、第１次確保路線復旧が困難な場合は第２次確保路線、第２次確保路線が困難な場合は指定路線以外の道路を緊急交通路として確保する。

また、応急復旧にあたっては、各機関が連絡協議し、優先順位をもってできる限り早期の緊急交通路確保に留意する。

（２）実施計画

ア　市管理道路の緊急交通路を確保するため、警察、消防、地元等と連携をとり、必要な交通規制を実施する。

イ　市は、応急対策を実施するための緊急交通路を確保するため、市管理道路の機能確保を図る。また、市管理道路以外の道路についても、各道路管理者の要請に基づき、可能な範囲で応援する。

なお、市管理道路の応急復旧対策について応援を必要とするときは、関係機関に応援を要請する。

ウ　この計画に定める緊急交通路から先の輸送拠点までの取付け道路や、各避難所までの連絡道路等を確保するため、応急の復旧工事を実施する。

エ　緊急交通路が使用不能となった場合は、市道、林道等指定道路に代わるべき道路について確保するものとし、この場合、必要に応じて県等の関係機関に対して応援を要請する。

４　緊急通行車両等確認事項

（１）基本方針

災害応急対策を円滑・迅速に実施するためには、対策用車両が優先して通行できる交通規制が重要であるが、その前提として一般車両と応急対策用車両を区別するため、緊急通行車両等であることの確認を行う。

（２）実施計画

緊急通行車両等の確認事務は、県（知事）及び警察（県公安委員会）において行う。また、「緊急通行車両等事前届出済証」「規制除外車両事前届出済証」を所有している車両に対する手続きは、県及び警察（警察本部交通規制課、警察署、検問等）において行う。

5　輸送手段の確保

（1）基本方針

災害時の輸送は、緊急にして大量な輸送手段を必要とすることから、輸送関係各機関の協力のもと、迅速な輸送力確保と円滑な輸送を推進する。

（2）実施計画

計画の定めるところにより自ら輸送力の確保に努める。この場合において、自ら調達することが不可能な場合やヘリコプターを必要とするときは、直ちに県に対して調達を要請する。

要請に際しては、輸送物資等の内容、数量、出発地、到着地等についてできる限り調達内容の詳細を連絡する。

6　輸送拠点の確保

（1）基本方針

緊急輸送が円滑に推進されるためには、受入れた物資を拠点に一旦集積し、各避難所に分別して発送することが効率的である。ヘリコプターによる輸送も考慮し、陸上と航空の輸送が一元的に実施できる拠点を設定する。

（2）実施計画

ア　輸送拠点の運営は、相互応援協定に基づいて行うこととし、運営にあたっては県と密接に連携する。

イ　各避難所での必要物資の要請にあたっては、輸送拠点と連絡を密にする。

## 第１０節　障害物の処理活動

（建設課）

### 第１　基本方針

発災後は、直ちに復旧作業、救援活動を開始する必要があることから、これら活動を阻害する道路上の放置車両や立ち往生車両、被災車両及び倒壊物件等による交通障害物を直ちに除去し、作業車両、救援車両の交通路を優先して確保しなければならない。

障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、先遣隊等を派遣して障害情報を早期に収集し、障害物除去に対処することが必要である。

また、障害物の集積、処分にあたっては、集積場所の確保に加え、複雑な所有・権利関係を考慮に入れ、速やかな物件の集積、処分ができるよう措置する必要がある。

### 第２　主な活動

１　障害物の除去処理については、関係機関との連携のもと、原則として障害となっている物件所有者又は管理者が行う。

２　除去障害物の集積、処分については、原則として除去障害物の所有者又は管理者が集積場所を事前に選定・確保するとともに、速やかな処分を行う。

### 第３　計画の内容

１　障害物除去処理

（１）基本方針

障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、復旧作業車両、救援車両の交通路を優先して確保するため、障害物の権利関係に留意しつつ、緊急輸送路上の放置車両、被災車両及び倒壊物件等の交通障害物を直ちに除去する。

（２）実施計画

ア　障害物の除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後に支障が生じないよう配慮して行う。

イ　放置車両等の移動等

（ア）市管理の道路上で、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。

（イ）運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

ウ　　応援協力体制

（ア）市内に所在する関係機関から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講ずる。

（イ）市のみで実施することが困難な時は、県等に応援・協力を要請する。

２　除去障害物の集積、処分方法

（１）基本方針

障害物の集積、処分は、その障害物の所有者又は管理者が行うものであるが、一時的に多量に出る障害物が二次災害の原因となる等の事後、支障が生じないよ

う、集積場所を確保するとともに、障害物の権利関係を事前又は発災後直ちに確認し、速やかに物件の集積、処分を行う。

（２）実施計画

ア　障害物の集積、処分の方法

（ア）自らの組織、要員、資機材を用い、又は建設業者等の協力を得て、速やかに行う。

（イ）集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後に支障が生じないよう配慮して行う。

イ　必要な資機材等の整備

（ア）資機材及び要員の調達、提供にあたっては、建設業協会等との協定に基づき確保する。

（イ）建設業協会等との協定に基づき調達された資機材等の集積場所又は要員の集合場所は、集積又は処分作業現場等とする。

ウ　障害物の集積場所

集積場所は、それぞれの実施者が判断するものとするが、概ね次の場所において保管・処分するものとし、用地管理者等と協議し、あらかじめ場所を選定する。

（ア）保管するものについては、その保管する障害物に対応する適切な場所

（イ）処分するものについては、実施者の管理する遊休地及び空地その他処分に適切な場所

（ウ）障害物が二次災害の原因になる恐れのない場所

（エ）広域避難地として指定された場所以外の場所

エ　応援協力体制

（ア）市内に所在する各関係機関等から集積、処分について応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講ずる。

（イ）市のみでの実施が困難なときは、県等に応援・協力を要請する。

## 第１１節　避難受入れ及び情報提供活動

（消防防災課、企画財政課、建設課、福祉課、市民課
子育て支援課、生涯学習課、学校教育課、体育課）

### 第１　基本方針

災害発生時においては、浸水、建築物の破損、崖崩れ等が予想され、市民の身体、生命に大きな被害を及ぼす恐れがあるため、避難・誘導について的確に対応するとともに、要配慮者についても十分考慮する。

特に、土砂災害危険・注意・準用区域内に所在している要配慮者利用施設については、避難準備情報の提供や、避難勧告、避難指示、警戒区域の設定及び避難誘導の実施にあたっては十分配慮する。

### 第２　主な活動

１　避難準備情報の提供、避難勧告、避難指示は適切に行い、速やかにその内容を市民全体に周知する。
２　必要に応じて警戒区域の設定を行う。
３　避難誘導にあたっては要配慮者に配慮し、誘導員は的確な指示を行う。
４　避難者のために避難所を開設し、良好な避難生活環境を確保する。
５　市及び県は、広域的な避難が必要な場合は、速やかな避難の実施に努める。
６　市及び県は、速やかに住宅の確保等を行う。
７　市、県及び関係機関は、被災者等へ的確な情報提供を行う。

### 第３　活動の内容

１　避難準備情報、避難勧告、避難指示

（１）基本方針

災害からの人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、市民に対し、避難準備情報の伝達、避難勧告、避難指示を行う。

避難準備情報を伝達する者、避難勧告、避難指示を行う者は、関係機関相互に緊密な連携を図り、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努める。また、避難準備情報の伝達、避難勧告、避難指示を行った場合は、速やかにその内容を市民に周知する。その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたこと等が誰もが理解できるよう伝えることに努める。

（２）実施計画

ア　実施機関

| 実施事項 | 機関等 | 根拠 | 対象災害 |
|---|---|---|---|
| 避難勧告 | 市　長 | 災害対策基本法第 60 条 | 災害全般 |
| 避難指示 | 市　長 | 災害対策基本法第 60 条 | 災害全般 |
| | 水防管理者 | 水防法第 29 条 | 洪水 |
| | 知事又はその命を受けた職員 | 水防法第 29 条<br>地すべり等防止法第 25 条 | 洪水及び地すべり |
| | 警察官 | 災害対策基本法第 61 条<br>警察官職務執行法第 4 条 | 災害全般 |
| | 自衛官 | 自衛隊法第 94 条 | 災害全般 |
| 避難所の開設、受入 | 市　長 | | 災害全般 |

知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、前表における市長の事務を、市長に代わって行う。

イ　避難準備情報、避難勧告、避難指示の意味

（ア）避難準備情報

人的被害の発生する可能性が高まった状況で、市民に対しては避難の準備を呼びかけ、避難行動に時間を要する者には避難行動の開始を呼びかける行為

（イ）避難勧告

その地域の住民がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為

（ウ）避難指示

被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、市民を避難のため立ち退かせるための行為

ウ　避難勧告、避難指示、避難準備情報及び報告、通知等

（ア）市長及び消防機関の長の行う措置

ａ　避難勧告、避難指示

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難方向又は指定緊急避難場所を示し、早期に避難勧告、避難指示を行う。

なお、避難時における周囲の状況等により、屋内に留まること等が安全な場合には、屋内での安全を確保する措置を講ずるよう、地域の居住者等に対して指示する。

なお、災害の危険性が高まり、避難指示又は避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。

（ａ）長野地方気象台から大雨、暴風、暴風雪、大雪に関する特別警報が発表され、避難を要すると判断される場合

（ｂ）長野地方気象台から豪雨、台風等に関する気象警報が発表され、避難を要すると判断される地域

（ｃ）長野県・長野地方気象台から共同で土砂災害警戒情報が発表され、避難を要すると判断される地域

（ｄ）長野県・長野地方気象台から共同で洪水予報（はん濫警戒情報、はん濫危険情報、はん濫発生情報）が発表され、避難を要すると判断される地域

（ｅ）関係機関から豪雨、台風等災害に関する通報があり、避難を要すると判断される地域

（ｆ）河川がはん濫注意水位・避難判断水位を突破し、洪水の恐れがある地域

（ｇ）上流の地域が水害を受けた河川で、危険がある下流の地域

（ｈ）地すべりにより著しい危険が切迫している地域

（ｉ）火災が随所に発生し、炎上火災の危険があり人的災害が予測される地域

（ｊ）炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域

（ｋ）避難路の断たれる危険のある地域

（ｌ）爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域

（ｍ）酸素欠乏もしくは、有毒ガス等が大量に流出し、広域にわたり人的被

害が予想される地域

b　避難準備情報

人的被害の発生する可能性が高まった状況で、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階、又は今後の状況により早めの避難が必要と判断される状況で、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難準備情報を伝達する。

（ａ）国又は長野県と長野地方気象台から共同で洪水予報（はん濫注意情報）が発表され、避難を要すると判断される地域

c　報告（災害対策基本法第６０条等）

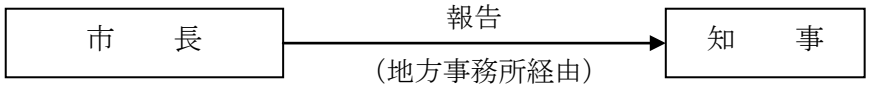


（報告様式は、本章第２節「災害情報の収集・連絡活動」参照）

※　避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、知事に報告する。

（イ）水防管理者の行う措置

a　指示

水防管理者は、洪水のはん濫により危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難のため立ち退きを指示する。

b　通知（水防法第２９条）

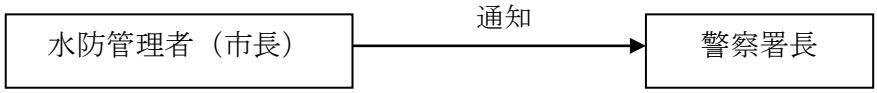


エ　避難勧告、避難指示の時期

大規模災害時の火災の拡大延焼、ガス等の流出拡散、崖崩れ等により広域的人命の危険が予測されるとき、その他市民の生命及び身体を災害から保護するため必要とするときに発する。

なお、避難指示、避難勧告を解除する場合には、十分に安全性の確認に努める。

オ　避難勧告、避難指示、避難準備情報の内容

避難勧告、避難指示を行うに際して、次の事項を明確にする。また、避難準備情報の伝達も同様とする。

（ア）発令者
（イ）発令日時
（ウ）避難情報の種類
（エ）対象地域及び対象者
（オ）指定緊急避難場所
（カ）避難の時期・時間
（キ）避難すべき理由
（ク）住民のとるべき行動や注意事項
（ケ）避難の経路又は通行できない経路
（コ）危険の度合い

カ　市民への周知

（ア）避難勧告、避難指示、避難準備情報の伝達を行った者は、速やかにその内

容を市防災行政無線、広報車等あらゆる広報手段を通じ、又は直接市民に対し周知する。

避難の必要がなくなった場合も同様とする。

特に、避難行動要支援者については、個々の状況に配慮した方法により、確実に伝達する。

（イ）市長は、他の指示者と緊密な連絡を取り、周知徹底を図る。

（ウ）市長は、災害による危険区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるため、警鐘、サイレン等による周知方法を定め、あらかじめ周知しておく。

（エ）避難のため立ち退くべき地域が広範囲であるとき、ラジオ、テレビ放送による周知がより効果的であるとき、市長は県に連絡し、ラジオ、テレビによる放送を要請する。

県は災害時における放送要請に関する協定に基づき放送機関に対して放送を要請する。要請を受けた放送機関は危険区域の市民に周知徹底するため、放送時間、放送回数等を考慮して放送する。

（オ）同報系防災行政無線、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等を活用し、避難情報等あらゆる広報手段を活用し、避難情報等の伝達手段の多重化、多様化を図る。

（カ）避難準備情報・避難勧告・避難指示をはじめとする災害情報の周知のため、防災行政無線をはじめとして、ケーブルテレビ、有線放送、電子メール等のほか、市民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討する。

キ　避難行動要支援者の状況把握及び避難支援

災害発生後直ちに、必要に応じて、避難行動要支援者名簿を活用し、民生児童委員、自治会、消防、警察等関係機関の協力を得て、避難行動要支援者の避難支援をするとともに、安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努める。

ク　市有施設における避難活動

災害発生時においては、浸水、火災、ガス管の破損等により、利用者及び職員に被害を及ぼす恐れがあるため、利用者の避難に係る的確な応急対策を行うとともに、要配慮者に十分配慮する。

（ア）施設の管理者は、災害時において利用者に危険があると予想される場合又は利用者の生命及び身体を災害から保護するために必要な場合は避難の誘導を行う。

（イ）避難勧告、避難指示、避難準備情報は、速やかに内容を庁内放送、自衛消防隊員等による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行う。

2　警戒区域の設定

（1）基本方針

災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときに警戒区域を設定する。

（2）実施計画

ア　実施者

（ア）市長、市職員（災害対策基本法第６３条）
（イ）水防団長、水防団員、消防職員等（水防法第２１条）
（ウ）消防吏員、消防団員（消防法第２８条）
（エ）警察官（上記法で各実施者が現場にいない場合、又は依頼された場合）
（オ）自衛隊法第８３条第２項の規定により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（災害対策基本法第６３条第３項－市長又はその職権を行う者がその場にいない場合に限る。）

イ　警戒区域設定の内容

警戒区域を設定するときは、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入を制限、禁止、又はその区域から退去を命ずることをいう。警戒区域の設定が避難の指示と異なる点は、次の３点である。

（ア）避難の指示が対人的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定は、地域的にとらえて立入制限、禁止及び退去命令により、その地域の住民の保護を図ろうとするもの。
（イ）警戒区域の設定は、避難の指示より災害が急迫した場合に行われる場合が多い。
（ウ）避難の指示については、その罰則規定がないのに対し、警戒区域の設定は罰則規定がある。

ウ　警戒区域の設定を行った者は、避難の勧告又は指示と同様、関係機関及び市民にその内容を周知する。

エ　上記（２）ア（オ）の自衛官が警戒区域の設定を行った場合は、直ちにその旨を市長に通知する。

３　避難誘導活動

（１）基本方針

避難勧告、避難指示を行った者は、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、避難行動要支援者の避難に十分配慮する。

（２）実施計画

ア　上記１（２）アの実施機関が実施する対策

（ア）誘導の優先順位

高齢者、障がい者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者等、避難行動要支援者を優先する。

（イ）誘導の方法

a　誘導員は、指定緊急避難場所、経路及び方向を的確に指示する。
b　誘導経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他災害発生の恐れのある場所を避け、安全な経路を選定する。
c　危険地域には、標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置する。
d　浸水地にあっては、舟艇又はロープ等を使用し安全を期する。
e　誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。
f　高齢者、障がい者、幼児、その他歩行が困難な者及び災害の状況により自力により立ち退くことが困難な者については、市が車両、舟艇及びヘリコプターの要請等により移送する。

また、市民の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮した迅速かつ適切な避難誘導を行う。

g　避難行動要支援者の避難については、避難行動要支援者名簿を使用し、避難支援等に携わる関係者の協力を得て行う。

h　災害地が広範囲で大規模な避難のため移送を必要とし、市において処置できないときは、北安曇地方事務所を経由して県へ応援を要請する。

また、状況によっては、直接他の市町村、警察署等と連携して実施する。

i　夜間においては、特に危険を防止するため、投光器等の照明具を最大限活用、安全の確保に配慮する。

j　誘導員の退避を指示できる通信手段及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。

（ウ）避難時の携帯品

避難誘導をする者は、避難立ち退きにあたって、必要に応じ携帯品を最小限度（貴重品、必要な食料、衣類、日用品等）とするよう適宜指導する。

イ　市民が実施する対策

（ア）要避難地区で避難を要する場合

避難誘導員の指示に従い、電源のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等の出火防止措置を講じた後、互いに協力して直ちに安全な場所へ避難する。

この場合、携帯品は食料、日用品等必要最小限とする。

（イ）任意避難地区で避難を要する場合

災害が拡大し危険が予想されるときは、出火防止措置をとった後、互いに協力して安全な場所へ自主的に避難する。

この場合、携帯品は食料、日用品等必要最小限とする。

4　避難所の開設、運営

（1）基本方針

市は、受入れを必要とする被災者の救出のために避難所を設置するとともに、自主防災組織や施設管理者等の協力を得て、良好な避難生活を送ることができるよう必要な措置を講じる。

（2）実施計画

ア　災害のため現に被害を受け、又は受ける恐れのある者で避難しなければならない者を、一時的に受入れ保護するため避難所を開設する。

また、指定施設が使用できないときは、必要に応じ指定以外の施設を避難所として開設する。この場合、安全性を確認し、管理者の同意を得る。

イ　要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借上げる等、多様な避難所の確保に努める。

ウ　避難所を開設したときは、市長はその旨を公示し、避難所に収容すべき者を誘導し保護する。

エ　避難所における正確な情報の伝達や、食料・水の調達・配給、清掃等について、次の者の協力が得られるよう努める。

（ア）避難者

（イ）市民

（ウ）自主防災組織

（エ）他の地方公共団体

（オ）ボランティア

オ　避難所の運営は、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよ

う配慮しつつ、早期に被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に移行できるよう支援する。

カ　避難者に係る情報の早期把握に加え、避難所で生活せず食事の提供を受けるため来場する被災者等に対して、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談等の保健医療サービスの提供、正確な情報伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

キ　避難が長期にわたる場合、必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮する。

ク　避難所における生活環境に注意を払い、常に良好な状態を維持するため、食事提供の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずる。また、避難の長期化等に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況等の避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

ケ　避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女双方のニーズ等に配慮する。特に、避難所における巡回警備や防犯ブザーの配布等による安全性の確保に留意するとともに、女性用の更衣室、授乳室や女性専用の物干場の設置や、女性による生理用品、女性用下着の配布等について、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

コ　災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

サ　避難所への収容及び避難所の管理運営にあたっては、要配慮者の状況に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、市民やボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図る。

（ア）スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障がい者用携帯便器等の供給等の整備を行う。

（イ）介護用品、育児用品等必要に応じた生活必需品の調達確保に努める。

（ウ）災害発生後できる限り速やかに、全ての避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努める。

a　介護職員等の派遣

b　入浴サービス等在宅福祉サービスの実施

c　病院や社会福祉施設等への受け入れ

（エ）要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施する。

（オ）大画面のテレビ、ファクシミリ、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・手話通訳者の派遣等、要配慮者に対する情報提供体制を確保する。

シ　避難所の管理運営にあたり、災害の規模が大きい等により、市において人員が不足し困難を来たした場合、県職員の派遣を要請し協力を依頼する。

ス　保育園、小・中学校における対策

（ア）保育園、小・中学校が避難所となった場合、学校等の長はできるだけ速やかに学校等を開放する。そのため、夜間や休日等の災害の発生に備え、あらかじめ開錠の方法や教職員の緊急の招集方法、連絡方法を周知徹底する。

また、学校等としての教育機能維持の観点から、避難所として使用させる場所について、あらかじめ優先順位等を決める。

（イ）学校等の長は、避難所の運営について、市の災害対策担当者が配置されるまでの間の教職員の対応方法を明確に定め、避難者の収容、保護に努める。

（ウ）児童・生徒等が在校時に災害が発生し、小・中学校等が地域の避難所となった場合、学校等の長は児童・生徒等と避難者との間の混乱を避けるため、それぞれに対する情報・指令の伝達に万全を期すとともに、避難者と児童・生徒等の避難場所に区分を設ける。

セ　避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

ソ　避難所における家庭動物のためのスペースを、必要に応じて確保するとともに、家庭動物との同行避難について、適切な体制の整備に努める。

タ　市民が実施する対策

避難所の管理運営については、市長の指示に従い、必要に応じて管理運営に協力するとともに、相互に助け合い良好な環境のもとで避難生活を送ることができるよう努める。

5　広域的な避難を要する場合の活動

（1）基本方針

大規模災害が発生し、被災者が居住地以外の市町村に避難する必要が生じた場合は、市、県及び関係機関は相互に連携し、速やかな避難の実施に努める。

（2）実施計画

ア　被害が甚大で市域を越えた広域の避難・収容が必要と判断される場合には、県に支援を要請する。

イ　被災者が居住地以外の市町村に避難する必要が生じた場合は、避難先の市町村に対し、避難所の供与及びその他の災害救助の実施について協力を要請する。この場合、避難者の把握、市民等の避難先を指定し、あらかじめ定めた避難輸送方法等により避難を実施する。

ウ　避難者を受け入れる場合は、避難所を開設するとともに、必要な災害救助を実施する。

エ　居住地以外の市町村に避難する被災者が、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受けることができるよう努める。

6　住宅の確保

（1）基本方針

住居の被災により避難所生活を余儀なくされた市民に対して、早期に生活基盤が安定するよう市及び県は相互に連携し、公営住宅のあっせん等により速やかに住宅又は住宅情報の提供を行う。

なお、災害救助法が適用された場合は県が住宅の提供を行うが、適用されない場合は必要に応じて市が住宅の提供を行う。

（2）実施計画

ア　利用可能な公営住宅等を把握し、被災者に提供する。

イ　必要に応じ、賃貸住宅等の借上げや、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する。

ウ　災害救助法が適用された場合、県に対し災害救助法第４条第１項第１号に規定する応急仮設住宅等の提供を要請する。

（ア）応急仮設住宅等の要望戸数は、全焼、全壊又は流失戸数以内で被災者が居住に必要な戸数とする。

（イ）応急仮設住宅の建設のため、市公有地又は私有地を提供する。

（ウ）被災者の状況を調査し、入居者の決定に協力する。

（エ）知事の委任を受けて、公営住宅に準じ応急仮設住宅の維持管理を行う。

エ　利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する。

オ　被災周辺市町村は、利用可能な公営住宅等を把握し、被災市町村に情報を提供する。

カ　応急仮設住宅の運営管理にあたっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を防止するため、心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、運営に女性の参画を推進し、生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて家庭動物の受入れについても配慮する。

7　被災者等への的確な情報提供

（１）基本方針

被災者のニーズを十分把握し、被災者等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供するよう努める。

（２）実施計画

ア　市及び県は、被害の情報、安否情報、二次災害の危険性に関する情報、ライフラインや交通施設等の復旧情報、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等について、正確な情報を適切に提供する。

イ　市及び県は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。

特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については、紙媒体等による情報提供についても検討する。

ウ　市及び県は、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

エ　市及び県は、被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利や利益を不当に侵害することのないよう配慮し、災害発生直後の消防、救助等人命に係わる緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で可能な限り安否情報を回答するよう努める。なお、安否情報の適切な提供のため、必要に応じて警察、消防及び関係機関と協力し、被災者に関する情報の取集に努める。

## 第１２節　孤立地域対策活動

（消防防災課、庶務課、企画財政課、市民課、福祉課、観光課、建設課）

### 第１　基本方針

災害時における孤立の状況は大別して、情報通信の孤立と、交通手段の孤立である。情報通信の孤立は、救助機関における被害実態の把握を困難にして人命救助活動を不可能にし、交通手段の孤立は、救援活動に支障を及ぼすとともに、孤立地域の住民生活に大きな影響を与える。

孤立が想定される地域での災害応急対策は、常にこれを念頭に置き、次の優先順位をもってあたる。

１　被害実態の早期確認と、救急救助活動の迅速実施
２　緊急物資等の輸送
３　道路の応急復旧による生活の確保

### 第２　主な活動

１　孤立が想定される地域に対しては、関係機関等と連絡をとり孤立の有無を確認するとともに、被害状況の把握に努める。
２　交通の断絶地域に対しては、ヘリコプターを活用し、迅速な救急救助活動を実施するとともに、観光客等の滞在者の救出等にも配慮する。
３　通信の途絶地域に対しては、移動系の無線機器等の活用を検討するほか、職員、警察官等を派遣する等、通信手段の確保に努める。
４　陸上輸送が不可能な場合は、ヘリコプターによる輸送を行う。
５　迂回路の確保を含め、応急復旧工事を迅速に実施し、生活必需物資輸送のため最低限の交通を早期に確保する。

### 第３　活動の内容

１　孤立実態の把握対策

（１）基本方針

応急対策の初動活動は、被害実態の把握から始まるが、通信途絶地域については、地域からの救助要請や被害状況の報告が不可能となるので、応急対策責任者の側から能動的に状況を確認する必要がある。発災時には、平素からの孤立想定に基づき、直ちに各地域と連絡をとり、孤立の有無と被害状況について確認する。

（２）実施計画

ア　交通手段の寸断状況や、電気、通信等のライフラインの途絶･復旧見込み、住民の物資の備蓄状況、道路啓開に要する時間といった市民生活への影響を勘案し、孤立状況を把握するとともに、被害の概要について情報収集を行い、県に対して直ちに速報する。

イ　孤立予想地域に対し、ＮＴＴ回線及び防災行政無線等を活用して、孤立状況の確認を行う。

２　救助・救出対策

（１）基本方針

災害発生時には人命の救助を第一とした活動を行い、引き続き、孤立地域からの救出活動を実施する。

（２）実施計画

ア　ヘリコプターによる救急搬送が予想される場合は、概要を直ちに県へ速報する。

イ　ヘリコプターの要請に際しては、救助場所にヘリポートを確保するとともに、被救助者の容態、人数、気象状況等できる限り多くの情報を収集して報告する。

ウ　負傷者等が多い場合は、医師等の現地派遣に配慮する。

エ　孤立区域内の要配慮者や観光客等の実態を把握し、道路の復旧見込み、食料の状況、避難所の有無等について検討し、必要に応じて県又は他の市町村の応援を得て救出を実施する。

３　通信手段の確保

（１）現状及び課題

ＮＴＴ回線等が不通となった場合、孤立地域での実態を把握し、必要な連絡をすることが不可能になる。情報上の孤立状態をまず解消するため、関係機関と協力して早急に応急的な情報伝達回線を確保する。

（２）実施計画

ア　職員の派遣、地域防災行政無線、消防無線による中継及びアマチュア無線の活用等、あらゆる方法により情報伝達手段の確保に努める。

イ　市民が実施する対策

農道、林道等の使用可能な迂回路の活用とアマチュア無線等使用可能な通信手段の活用により、市民自ら市等との連絡確保に努める。

４　食料品等の生活必需物資の搬送

（１）基本方針

道路交通が応急復旧するまでの間は、孤立地域住民の生活維持のため、食料品をはじめとする生活必需物資の輸送を実施する。この場合、ヘリコプターによる空輸を効率的に行うほか、迂回路や不通箇所での中継による陸上輸送等、状況に応じた輸送対策を実施する。

（２）実施計画

ア　迂回路による輸送の確保に努めるとともに、陸上輸送手段確保が困難な場合は、県に対してヘリコプターによる支援を要請する。

イ　市民が実施する対策

（ア）孤立地域内においては、食料品等を相互に融通しあい、地域全体として当面の生活確保について協力しあう。

（イ）市民自らも隣接地域及び市等との連絡確保に努める。

５　道路の応急復旧活動

（１）基本方針

孤立地域に対する最低限の物流ルートを確保するため、優先度に応じ最低限度の輸送路をまず確保する。

（２）実施計画

ア　孤立地域に通ずる道路の被害状況を早急に把握し、徒歩、二輪、四輪車の順に一刻も早い交通確保に努める。

## 第１３節　食料品等の調達供給活動

（消防防災課、庶務課、福祉課、農林水産課）

### 第１　基本方針

災害発生後、被災地域における食料の調達・供給は、被災地域の状況をいち早く把握し、備蓄食料を被災者に対し支給する。

また、地方公共団体間の応援協定、関係業界団体等との協定に基づいて食料品等の調達供給活動を行うとともに、日本赤十字奉仕団大町市地区、その他民間ボランティア等の協力を得る。

### 第２　主な活動

１　備蓄食料では不足が予想される場合には、県への要請、地方公共団体間の応援協定、関係業界団体等の協定により食料品を調達する。

２　備蓄食料、協定等により調達した食料を速やかに供給する。

### 第３　活動の内容

１　食料品等の調達

（１）基本方針

被災地の状況をいち早く把握し、国の応急用米穀等が支給されるまでの間、市や県の備蓄食料により対応する。また、地方公共団体間の応援協定、関係業界団体等との協定に基づいて食料等の調達活動を行う。

（２）実施計画

市の備蓄量を超える供給が必要となった場合は、災害時応援協定に基づく各事業者、近隣市町村及び県（北安曇地方事務所）に対して食料の供給について種類及び数量を明示して要請を行う。

２　食料品等の供給

（１）基本方針

食料品等の調達活動により調達した食料を、迅速かつ円滑に被災者等に供給するための活動が必要である。

関係機関は、被災地の状況をいち早く把握し、連携をとり活動する必要がある。また、ボランティア等の協力を得る。

（２）実施計画

ア　災害発生時に被災者に対する食料の供給が必要な場合、まず備蓄食糧を供給する。

イ　市の備蓄量を超える供給が必要となった場合は、災害時応援協定に基づく各事業者、近隣市町村及び県（北安曇地方事務所長）に対して食料の供給について種類及び数量を明示し要請を行い、調達した食料を被災者に対して供給する。

ウ　食料品等の供給活動については、必要に応じてボランティア等の協力を得て実施する。

エ　市民が実施する対策

市民は、手持ちの食料を融通しあう等、状況に応じて行動するよう努める。

〈 応急用米穀の供給基準 〉

| 供給の対象 | 精米必要量 |
|---|---|
| １　被災者に対して炊き出しによる給食を行う必要がある場合 | １食当たり<br>精米２００グラム |
| ２　災害地における救助作業及び緊急復旧作業等に従事する者に対して給食を行う必要がある場合 | １食当たり<br>精米３００グラム |

〈 食料の調達供給に関する系統図 〉

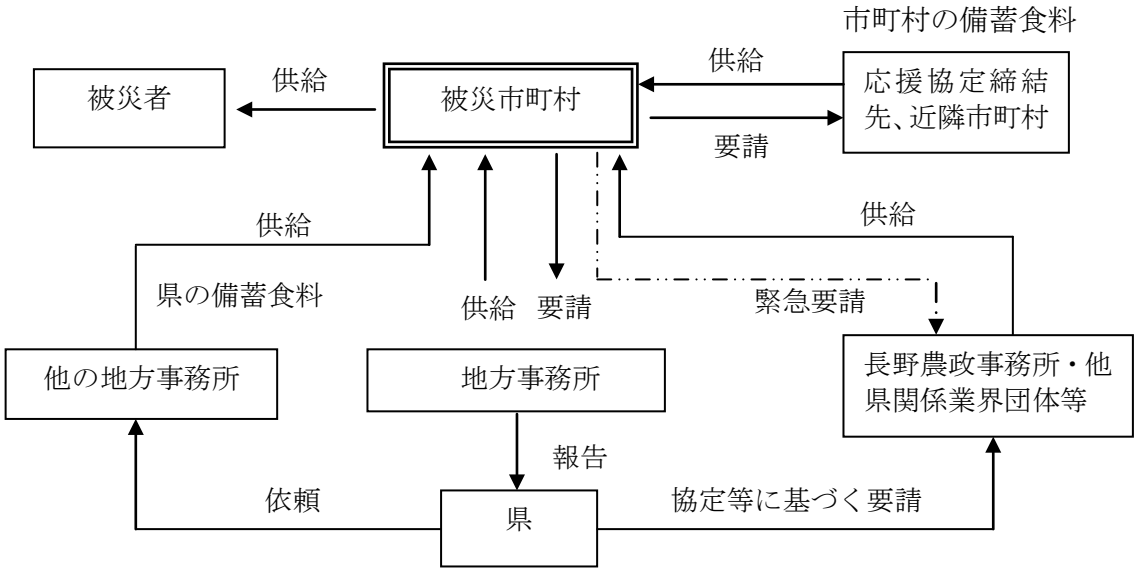


-·-·-·-·-·-·- は、農林水産省等に対する緊急要請

## 第１４節　飲料水の調達供給活動

（上下水道課）

### 第１　基本方針

飲料水の調達は、水源地、緊急遮断弁等により確保された配水池の貯留水、貯水槽（プール）、井戸等へろ過器等を搬入し確保した水、並びにボトルウォーターにより行うこととし、水の確保が困難な場合は、他市町村からの応援給水により調達する。

また、飲料水の供給は、断水世帯、避難所、病院等を中心に、給水車、給水タンク等により行い、被災の規模により市単独では給水活動が困難となる場合には、長野県市町村災害時相互応援協定及び長野県水道協議会水道施設災害相互応援要綱に基づき他市町村に応援給水を要請する。

### 第２　主な活動

１　被害状況の確認、情報の収集、調達可能な飲料水の確認等を行い、円滑な飲料水の確保を行う。

２　飲料水を供給するため、応急給水を行うとともに、速やかに応急復旧作業を実施し給水機能の回復に努める。

### 第３　活動の内容

１　飲料水等の確保

（１）基本方針

飲料水については、水源地、緊急遮断弁等により確保された配水池の貯留水、貯水槽（プール）、井戸等へろ過器等を搬入して確保する。また、飲用可能な井戸水も利用する。

被災地で水の確保が困難な場合は、災害時応援協定に基づく各事業者、相互応援要綱等に基づき他事業者からの応援給水により調達する。

（２）実施計画

ア　被害状況の確認を行い、飲用可能な飲料水を確保する。

イ　貯水槽（プール）、井戸等にろ過器を搬入し、飲料水を確保する。

ウ　市での対応が困難な場合は応援要請を行う。

エ　市民が実施する対策として、自主的にポリタンク等給水用具を確保する。

２　飲料水等の供給

（１）基本方針

断水世帯、避難所及び病院等に対し応急給水を実施し、飲料水の供給に努める。また、速やかな応急復旧作業により、給水機能の回復を図る。

（２）実施計画

ア　断水地域の把握等、情報の収集を行う。

イ　出動体制、給水拠点の確保、確認を行う。

ウ　給水用具の確保を行う。

エ　災害のため水道、井戸等の給水施設が破壊され、飲料水が得られない被災者に対し、給水車、給水袋、ボトルウォーター等により、１人１日３リットルの

飲料水を供給する。

オ　応急飲料水以外の生活用水についても、その必要最小限度の供給を図る。

カ　被災の状況により、市のみでは対応できないときは、他市町村、県又は自衛隊の応援を要請する。

キ　復旧作業にあたり、指定工事店等との調整を行う。

ク　市民に対し、飲料水の供給に関する広報活動を行う。

## 第１５節　生活必需品の調達供給活動

（消防防災課、福祉課）

### 第１　基本方針

災害発生後、市民の避難所等での状況等をいち早く把握し、備蓄品を供給する。なお、被害状況に応じて、市のみで対応できない場合は県等へ要請し、迅速な調達・供給活動を行う。

なお、被災地で必要とされる物資は時間の推移とともに変化することから、時宜に適した物資の調達に留意する。また、夏季には扇風機、冬季には暖房器具、燃料等も含める等、被災の状況を考慮するとともに、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

### 第２　主な活動

１　被害状況等による生活必需品の不足状況・被災者の要望等を調査し、市で調達できないものについて、県の協力を要請する。

２　調達した生活必需品を迅速に供給する。

### 第３　活動の内容

１　生活必需品の調達

（１）基本方針

被災者の生活の維持に必要な生活必需品の種類・量等について、被災者のニーズを把握し、必要な物資の調達・確保に努める。

（２）実施計画

災害の状況を把握し、被災者の生活の維持に必要な生活必需品について、応援協定の締結先等と連携して調達・確保に努め、不足する物資については県へ要請する。

特に、高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦等の要配慮者については、介護用品、育児用品等要配慮者の状況に応じた生活必需品の調達・確保に十分配慮する。

２　生活必需品の供給

（１）基本方針

調達・確保した生活必需品等を、自治会及びボランティア団体等の協力を得つつ、被災状況等に応じて迅速かつ的確に供給・分配する。

（２）実施計画

ア　避難所等の充足状況等を把握し、調達・確保した生活必需品を必要に応じて、関係機関、ボランティア団体等の協力を得つつ、被災状況等に応じて迅速かつ的確に供給し分配する。

特に、要配慮者については、供給・分配について優先的に行う等十分配慮する。

イ　市民は、手持ちの生活必需品等を融通し合う等、状況に応じて行動するよう努める。

## 第１６節　保健衛生、感染症予防活動

（市民課、生活環境課、福祉課）

### 第１　基本方針

被災後、復旧までの間の被災者の健康の確保を目的として、被災者の健康状態の把握、健康相談等の保健活動、感染症の発生予防・まん延防止措置、食品衛生指導、食生活の状況の把握及び栄養改善対策等の活動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮する。

### 第２　主な活動

１　保健師により被災者の健康相談等を行うとともに、避難所における健康意識の維持、向上に努める。また、被災者の食料確保状況を把握し、管理栄養士による栄養指導を行うとともに、食品衛生上の危害防止のための措置を講ずる。

２　平常時から感染症予防対策用資機材の整備及び組織の明確化を図り、災害発生時には、衛生指導及び健康調査等の感染症予防活動を速やかに行う。また、感染症発生時は、疫学調査や患者への医療提供及び消毒等のまん延防止措置を行う。

### 第３　活動の内容

１　保健衛生活動

（１）基本方針

災害発生直後より、被災地及び避難所等に保健師、管理栄養士を派遣し、被災者の救護及び健康管理のための保健活動を行う。

また、被災世帯及び避難所等における健康管理を継続的に行い、避難所等の環境整備に取り組むとともに、心のケアのため必要に応じ精神科医師等を派遣する。

このほか、被災者の食料確保の状況を把握し、関係機関と連携のうえ栄養改善及び食品衛生管理に必要な措置を講ずる。

（２）実施計画

ア　被災者の避難状況を把握し、大町保健福祉事務所に置かれる地方部保健福祉班に報告する。

イ　被災者の健康を確保するために避難所等の整備に努め、健康相談等を行う。

ウ　県と連携し、要医療者及び慢性疾患者等に、医療・保健情報を提供するとともに、受診状況の確認等を行い継続ケアに努める。

エ　被災者の食料確保のため、炊き出し、その他食品の調達について県に対し報告するとともに、集団給食施設等の復旧活動等を速やかに推進する。

（３）市民が実施する対策

ア　医療・保健の情報を積極的に活用し、自らの健康管理に努める。

イ　市民相互の助け合いを大切にし、自らもボランティアとしての活動を行う。

２　感染症予防対策

（１）基本方針

感染症予防対策用器具の整備及び訓練、機材の確保に努めるとともに、感染症予防対策のための組織を明確化し、迅速な感染症予防を行う。

また、感染症の発生を未然に防止するため、関係機関と密接な情報交換を行い、

感染症予防対策を行う。

なお、感染症が発生した場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく患者への医療提供、消毒の実施等の措置を迅速に行い、まん延防止を図る。

（２）実施計画

ア　災害時の迅速な感染症予防対策に備え、県に準じて感染症予防対策のための組織を明確化するとともに、緊急連絡網及び人員配置等の事前の感染症予防計画を樹立し、被災時には迅速に対応する。

イ　災害発生に備え、感染症予防対策用器具の整備及び訓練（点検を含む)、機材の確保を図る。

ウ　感染症発生予防のため、感染症予防対策のための組織を設け、速やかな感染症対策活動が開始するとともに、県が実施する対策と一体的な活動を行う。

エ　感染症の発生を未然に防止するため、大町保健福祉事務所及び関係機関と緊密な情報交換を行い、感染症予防対策を講ずる。

また、避難所の施設管理者を通して、衛生に関する自治組織を編成させ、予防のための指導の徹底を図る。

オ　災害発生時は、感染症対策活動に要する器具機材の必要量を速やかに把握し、不足分の入手に努める。

カ　感染症患者又は無症状病原体保有者が発生した場合は、まん延防止のため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく消毒やそ族、昆虫等の駆除等や、予防接種法による臨時予防接種を県の指示に応じて実施する。

キ　関係団体の協力を得て、災害防疫実施要綱に基づき、感染症発生状況、感染症対策活動状況、災害感染症対策所要見込額を取りまとめるとともに、大町保健福祉事務所を経由して県へ報告する。

ク　感染症対策活動完了後は、速やかに災害感染症対策完了報告書を取りまとめ、大町保健福祉事務所を経由して県に提出する。

ケ　災害感染症対策活動終了後、災害に要した経費を他の感染症対策活動に要した経費とは明確に区分して把握する。

なお、災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律により、激甚災害及び当該災害に対して適用すべき措置の指定がなされた場合は、必要書類を災害防疫実施要綱に基づき作成し、大町保健福祉事務所を経由して県に提出する。

コ　市民が実施する対策

市が行う広報、衛生組織を通しての指導を参考にして、居住地域の衛生の確保に努める。

また、避難所においては、市の指導のもと施設管理者が中心となり、衛生に関する自治組織を編成して、感染症予防に努める。

## 第１７節　行方不明者の捜索及び対応等の活動

（福祉課、生活環境課）

### 第１　基本方針

災害発生時において、行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者の捜索は、市が警察署、消防機関等の協力のもとに実施する。

また、災害発生時における検視及び遺体の身元確認は、長野県警察災害警備計画により行うこととされているが、検視にあたっては、臨床法医病理会、警察協力歯科医師会との連携を密にして、医師会、歯科医師会、医療機関による救護班等の協力を得て行う。

多数の死者が生じた場合は、広域的な応援により、処理を遅滞なく進める。

### 第２　主な活動

関係機関との連携を密にし、行方不明者の捜索及び遺体の検視を行うとともに、多数の死者が生じた場合は、衛生上の問題及び人心の安定を図る見地から的確な遺体対策を施す。

### 第３　活動の内容

１　行方不明者の捜索及び対応

（１）基本方針

ア　行方不明者の捜索は、市が警察、消防機関等の協力のもとに行う。

イ　災害時において多数の死者が生じた場合、遺体収容所の確保、身元確認、縁故者への連絡、身元が判明しない遺体の埋・火葬等について的確な対応を行う。

ウ　検視については、発見地を管轄する警察署長が行い、検視の主目的は死因の究明と身元確認資料の収集であり、不自然な遺体があれば検視規則による司法検視・解剖に移行する。

エ　検視場所、遺体安置場所等をあらかじめ設定するとともに、避難所との兼ね合いや建物崩壊等により、その場所が使用不可能となる場合には、空地にテントを設置して検視活動を行うことも考慮する。

（２）実施計画

ア　行方不明者の捜索を、警察、消防機関等の協力のもとに実施する。

イ　被災現場付近の適当な場所に遺体の収容所を開設し、遺体を収容する。
　　また、収容に必要な機材を確保する。

ウ　収容した遺体及び遺留品等の整理について必要な事項を定める。

エ　身元が判明しない遺体の埋・火葬を行う。

オ　外国籍市民等の遺体を引き受けた場合は、遅滞なく遺族や関係機関と連絡をとり、遺体の措置について協議する。

カ　火葬許可証発行事務処理体制の整備を行う。

キ　遺体の運搬、棺及び火葬場の不足等遺体の処置等に関して、他の地方公共団体等からの応援を必要とする場合は、「長野県広域火葬計画」等に基づき要請する。

## 第１８節　廃棄物の処理活動

（生活環境課）

### 第１　基本方針

災害発生後の廃棄物、し尿の適正な処理は、環境の保全、公衆衛生の確保、早期の復旧・復興活動を行う上で重要となる。被災地における廃棄物・し尿の処理活動の実施とともに、必要に応じて広域応援により処理を行う。

### 第２　主な活動

１　廃棄物・し尿の迅速かつ適正な処理のための活動を行う。
２　処理能力を超える場合は、広域応援による処理を図る。

### 第３　活動の内容

１　廃棄物・し尿処理対策

（１）基本方針

被災地における衛生的な環境を確保するため、廃棄物の処理活動を行う。

（２）実施計画

ア　災害廃棄物の発生量及びその処理見込み、廃棄物処理施設の被害状況及び稼働見込み等を把握するとともに、県に対し報告する。
イ　被災地における環境保全の緊急性を考え、要員の臨時雇用、機材リース等の措置を講じて、廃棄物の早期処理体制の確立を図る。
ウ　下水道供用地域等で、災害によりトイレが使用不能になった場合は、必要に応じて仮設トイレを設置する等の対策を講ずる。
エ　生ごみ、し尿等、腐敗性廃棄物については防疫に留意し、可能な限り早期の収集に努める。
オ　災害により粗大ごみ、不燃性ごみ等が大量に発生し、処理施設での処理が困難な場合は、必要に応じて仮置き場を設ける。この場合、設置場所、周辺環境等に十分注意を払う。
カ　収集にあたっては、処理施設の負担軽減を図るため、被災状況に応じ、できる限り平時の分別区分による収集に努める。
キ　廃棄物、し尿の処理に当たる処理業者が不足する場合は、県に手配を要請する。
ク　災害廃棄物の処理に要した経費及び廃棄物処理施設の現状復旧に要した経費について、国庫補助を受けようとする場合は、災害発生後速やかに北安曇地方事務所に報告する。
ケ　市民が実施する対策として、災害により発生したごみはできる限り分別し、市が指定した場所に搬入するとともに、集積場所の衛生確保に協力する。

２　廃棄物処理の広域応援

（１）基本方針

発生した廃棄物の量、廃棄物処理施設の被害状況等により、被災した地方公共団体のみでは処理が困難と認められるときは、広域的な応援を要請する。

（２）実施計画

収集・処理に必要な人員、機材、廃棄物の処理能力が不足する場合は、近隣市町村に応援を要請する。

## 第１９節　社会秩序の維持、物価安定に関する活動

（消防防災課、市民課、商工労政課）

### 第１　基本方針

災害発生後は、被災地の社会的混乱や被災者の心理的動揺等が予想され、社会秩序の維持が重要な課題となる。また、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の安定供給のための措置が必要となる。

### 第２　主な活動

１　災害発生後の社会秩序を維持するための活動を実施する。
２　災害発生後の物価の安定、物資の安定供給を図る。

### 第３　活動の内容

１　社会秩序の維持

（１）基本方針

災害発生時には、被災者を対象とした悪質商法、詐欺事件、社会的な混乱下での産業廃棄物等の不法処理事犯、窃盗事件等が横行する可能性がある。

従って、社会秩序を維持するため、関係機関の適切な措置により、このような事犯を未然に防止するとともに、悪質な者を検挙する必要がある。

（２）実施計画

ア　広報啓発活動の推進
イ　防犯協会等の自主防犯組織及び警備業協会等と連携してのパトロール、生活の安定に関する情報提供等の実施

２　物価安定、物資の安定供給

（１）基本方針

災害の発生により、物流経路の断絶、市場機能の低下、小売店舗の閉鎖等から、生活必需品等の供給不足や品切れ、価格の高騰、便乗値上げ等が起こる恐れがある。このため、物価の安定、物資の安定供給を図り、被災者の生活の経済的安定に資する。

（２）実施計画

ア　買占め、売惜しみ及び便乗値上げを防ぐため、生活必需品等の価格需給動向について調査、監視を行う。
イ　適正な価格若しくは条件による販売と流通を確保するため、関係業界に対して協力を要請する。
ウ　情報の不足、混乱により損なわれる消費者利益を回復するため、生活必需品等の価格、供給状況等について必要な情報を提供する。
エ　買占め、売惜しみ、便乗値上げ、災害に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口等を設置する。
オ　市内又は広域圏で流通業者との連携を図る。
カ　市民が実施する対策として、集団心理的パニックを防ぐため、自ら冷静な消費行動に努める。

## 第２０節　危険物施設等応急活動

（消防防災課、生活環境課、北アルプス広域消防本部）

### 第１　基本方針

災害発生時において、危険物施設等に損傷が生じた場合、危険物等の流出、爆発、火災等により、危険物施設等関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらす恐れがあることから、危険物施設等にあっては、地震発生後の施設の点検を速やかに実施するとともに、施設損傷時には応急措置を速やかに実施し、危害の未然防止を図る。

また、関係機関においても相互に協力し、迅速かつ的確な応急措置を行い、災害防止及び被害の軽減を図る。

### 第２　主な活動

１　危険物施設等における危険物の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。

２　火薬類施設、高圧ガス施設、液化石油ガス施設における火災、爆発の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。

３　毒物・劇物保管貯蔵施設における毒劇物の漏洩、流出等の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。

４　放射性物質使用施設における放射線源の露出、流出等の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。

５　石綿使用建築物等における石綿の飛散等の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。

６　大気汚染防止法で定めるばい煙又は特定物質の排出の防止、並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。

### 第３　活動の内容

１　共通事項

（１）基本方針

災害発生時において、危険物施設等の損傷等による危険物等の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害の拡大防止等の応急対策を実施し、危険物施設等関係者及び周辺住民の安全を確保する。

（２）実施計画

ア　災害発生時等における連絡

危険物施設等において災害が発生し又は発生する恐れがある場合における関係機関との連絡体制を確立する。

イ　漏洩量等の把握

関係機関と連携のうえ、飛散、漏れ、流出、又は地下に浸透した危険物等の種類、量及びその流出先の把握に努める。

ウ　危険物施設等の管理者等に対する指導

危険物施設等の管理者等に対し、施設の実態に応じた応急対策を実施するよう指導する。

エ　周辺住民への広報の実施

周辺住民に対して広報活動を行い、安全を確保する。

オ　環境汚染状況の把握

関係機関と連携して、必要に応じて周辺環境調査や水質、大気質の測定を行い、環境汚染状況を的確に把握する。

なお、下流に浄水場等が所在する場合や、危険物等が流入した場合に広範に影響を及ぼす施設等が所在する場合は、重点的に調査を行う。

カ　人員、機材等の応援要請

県、他の市町村に対し、必要に応じて応援を要請し応急対策を行う。

## 2　危険物施設応急対策

### （1）基本方針

災害等発生時において、危険物施設等の損傷等による危険物等の流出、爆発及び火災の発生防止、並びに被害の拡大防止等の応急対策を実施し、危険物施設等の関係者及び周辺住民の安全を確保する。

### （2）実施計画

ア　危険物施設等の被害状況に関する情報収集に努め、火災、爆発、流出及びその恐れがあるときは、直ちに北アルプス広域消防本部に通報する。

イ　危険物施設等の緊急時の使用停止命令

災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、危険物施設等の管理者等に対し、製造所等の使用の一部停止等を命ずる。

ウ　災害発生時等における連絡

危険物施設等において災害が発生し又は発生する恐れがある場合における連絡体制を確立する。

エ　危険物施設等の管理者等に対する指導

危険物施設等の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対し、危険物施設等の実態に応じた応急対策を実施するよう、次に掲げる事項について指導する。

（ア）危険物施設等の緊急使用禁止等

危険物の流出、爆発等の恐れがある場合は、操業の停止又は制限するとともに、危険物等の移送中止及び車両の転倒防止等を図る。

（イ）危険物施設等の緊急点検

危険物施設等の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、危険物施設等周辺の状況把握に努める。

（ウ）危険物施設等における災害防止措置

危険物施設等に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物等の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等、災害発生に備えた措置を合わせて講ずる。

オ　危険物施設等における災害発生時の応急措置等

（ア）応急措置

危険物等の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行う。

（イ）関係機関への通報

危険物等の流出等の事態を発見した場合は、速やかに警察署等関係機関に通報する。

（ウ）相互応援の要請

必要に応じ、締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱い事業所に応援を要請する。

（エ）従業員及び周辺地域住民に対する措置

警察署等関係機関と連携し、広報の実施等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行う。

3　火薬類等災害応急対策

（1）基本方針

火薬類取扱施設は、災害により発生する直接的な被害より、むしろ施設の倒壊等による火薬類の流出・紛失等の二次災害の危険性が高い。

このため、被害が発生した場合には、火薬類の安全な場所への移設又は施設の監視等が重要になる。

（2）実施計画

関係機関と連携・協力し、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への住民、車両の立入りを禁止する。

また、移動可能な火薬類の他施設への移動について、火薬類施設管理者に対し要請する。

4　高圧ガス施設応急対策

（1）基本方針

高圧ガス製造施設等については、火災、爆発、漏洩等により、周辺住民に対し大きな被害を与える恐れがある。災害による被害を最小限にとどめ、従業員並びに周辺住民に対する危害を防止するため、関係機関は相互に協力し、施設の被害を軽減するための対策を確立する必要がある。

（2）実施計画

ア　警察署及び消防機関に直ちにその旨を通報すること。

イ　災害発生地を管轄する警察署及び消防本部は、災害規模が大きく、被害が発生すると考えられる場合は、現場指揮本部を設置する。

ウ　関係者等からの情報収集により、災害規模並びに被害状況を把握し、消防活動方針を決定する。

エ　火災警戒区域及び消防警戒区域を設定し、火気取扱い規制及び住民・車両等の立入制限を実施する。

5　液化石油ガス施設応急対策

（1）基本方針

災害発生時における、液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動及び応急供給活動については、(一社) 長野県ＬＰガス協会に要請しているが、他地区からの応援等を含めた、より効果的な体制で活動する必要がある。

（2）実施計画

ア　災害後において、緊急輸送が可能な液化石油ガス充填所を確認し、被害地に対する液化石油ガスの緊急輸送について、県を経由して（一社）長野県ＬＰガ

ス協会に要請する。

イ　被災家庭、避難場所等に対する迅速な設備の復旧、及び臨時供給について関係機関に要請する。

ウ　避難場所等で使用するコンロ、ボンベ等の確保に努める。

エ　仮設住宅等での臨時供給体制を確保する。

オ　延焼の恐れがある液化石油ガス一般消費設備について、容器の回収等に努めるよう市民、関係機関に指導する。

カ　火災警戒区域及び消防警戒区域を設定し、火気取扱い規制及び住民・車両等の立入制限を実施する。

キ　臨時的、仮設的な供給施設等の火災予防について広報及び指導を徹底する。

6　毒物・劇物保管貯蔵施設応急対策

（1）基本方針

毒物及び劇物を取り扱う者は、毒劇物等保管貯蔵施設等が災害等により被害を受け、毒劇物等が飛散し、漏れ、流出、しみ出又は地下に浸透し、保健衛生上の危害が発生し、又はその恐れのある場合は、直ちに的確な情報を保健福祉事務所・警察署又は消防機関に通報するとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な措置を講ずる。

また、県は、事故発生時に緊急に必要とされる中和剤、吸収剤等の速やかな供給を行う。

（2）実施計画

ア　周辺市民に対して緊急避難、広報活動を行う。

イ　飲料水汚染のある場合は、水道事業者と連携し、水道使用者、井戸水使用者、水利権者等へ通報する。

ウ　事故発生時に緊急に必要とされる中和剤、吸収剤等を速やかに供給するために、必要とする処理剤の供給を県に要請する。

エ　取水箇所に異常が確認された場合は、直ちに取水を停止し、水質検査により安全を確認した後、取水を再開する。

7　放射性物質使用施設応急対策

（1）基本方針

災害発生時において、放射性物質を使用する施設の損傷等により、放射性物質が露出、流出し、放射線障害の発生又は発生の恐れのある場合は、迅速かつ的確な応急措置を実施し、人命の安全確保を図る。

（2）実施計画

ア　汚染の恐れのある区域住民の避難、誘導並びに立入禁止措置を実施する。

イ　緊急避難場所等の広報活動を実施する。

ウ　放射性物質使用施設において火災が発生し、又は延焼の恐れがある場合、関係機関、放射線同位元素使用者等と連携し、放射線測定器、放射線防護服等を装備し、消火又は延焼防止活動を行う。

8　石綿使用建築物等応急対策

（1）基本方針

災害発生時において、石綿使用建築物等の損傷等に伴う石綿の飛散状況の確認や、飛散防止の応急対策を実施し、周辺住民の安全を確保する。

（2）実施計画

ア　破損した建築物の周囲等の粉じんの多い場所では、防じんマスクの着用の徹底及び正しい着用方法について周知する。

イ　アスベストが飛散している恐れのある場所については、大気中のアスベスト調査結果について、必要に応じて周辺住民等に対し情報を提供する。

9　大気汚染防止法で定めるばい煙発生施設等応急対策

（1）基本方針

災害発生時において、大気汚染防止法で定める事故時の措置を徹底することにより、周辺住民の安全を確保する。

（2）実施計画

大気汚染防止法に基づき、必要に応じて事業者に対して被害の拡大防止の措置をとるよう命ずる。

## 第２１節　電気施設応急活動

（消防防災課）

### 第１　基本方針

電気は欠くことのできないエネルギー源であると同時に、災害時には、感電事故や火災の発生等の原因にもなる危険性を併せ持っていることから、早期復旧による迅速な供給の再開及び感電事故や供給再開に伴う火災発生等の二次災害防止を重点に、応急対策を推進する。

### 第２　主な活動

１　職員、電気工事事業者、関連電力各社による、総合的な復旧体制を確立する。
２　復旧用資機材、輸送手段を確保し、復旧の優先順位を定めた迅速な応急復旧を行う。
３　感電事故防止と復旧見込み等に関する広報を行い、二次災害防止に努める。

### 第３　活動の内容

１　応急復旧体制の確立

（１）基本方針

被害状況を早急に把握し、計画に基づく職員の参集と関連会社との連携により、早期復旧体制を確立する。

（２）実施計画

関係機関と連携し、電気施設の早期復旧に努める。

２　迅速な応急復旧活動

（１）基本方針

復旧用資機材、輸送手段を早急に調達し、応急復旧工事を迅速に実施するとともに、電力の緊急融通等による早期送電再開に努める。

（２）実施計画

電気事業者が実施する道路区域内の応急復旧工事については、許可手続きを早急に行うとともに、掘削工事を伴う場合は、他の埋設物の情報を提供して、他のライフラインの損傷を防止する。また、同一箇所での二者以上の工事については、工事が集中しないよう調整し、早期復旧に配慮する。

３　二次災害の防止

（１）基本方針

停電による社会不安の解消、感電事故の防止、送電再開時の火災予防等に関し、関係機関と連携を密にして広報活動を中心とした二次災害防止活動に努める。

（２）実施計画

ア　電力会社からの報告により、停電地域の実態を把握する。
イ　電力会社と連携を密にし、広報に関する指導及び調整を行う。
ウ　電力会社からの要請に基づき、防災行政無線等により市民に対する広報活動を行う。

## 第２２節　都市ガス施設応急活動

（消防防災課、北アルプス広域消防本部）

### 第１　基本方針

ガス漏洩に伴う火災・爆発・生ガス中毒の二次災害を防止し、市民の安全を確保する。速やかな応急復旧により、ガスの早期供給再開を目指し、公共的施設としての機能を維持する。

また、被害が大規模な場合、当該都市ガス事業者だけでは応急復旧活動の実施が困難なことから、他の都市ガス事業者へ応援を依頼するとともに、受入体制を整備する。

### 第２　主な活動

１　巡回点検及び情報収集により被害の規模を早期に把握し、それに基づき復旧計画を策定し、応急復旧活動を行う。

２　復旧にあたっては、病院、避難所、その他の公共機関を優先して復旧するとともに、仮設住宅への臨時供給を迅速に実施する。

### 第３　活動の内容

１　都市ガス施設応急復旧対策

（１）基本方針

ガス施設の巡回点検、情報収集を迅速に行い、被害の規模を早期に把握する。

被害が大きい地域にあっては、ガス製造所、供給所、整圧所及び導管に設置してある遮断弁を利用して、全域又は一部区域（ブロック）のガス供給を停止した後、工事店の協力を得て応急復旧活動を行う。

当該都市ガス事業者だけでは復旧できないと判断した時は、直ちに他の都市ガス事業者に応援を要請する。

復旧対策に関して、市民及び関係機関への広報に努める。

（２）実施計画

ア　市道の被害状況を把握する。

イ　掘削工事を伴う場合は、他の占用物件の情報を提供し、他のライフラインの破損防止を図るとともに、同一場所での２者以上の応急工事がある場合は、工事が集中しないよう調整する。

ウ　市民への広報活動を行う。

エ　市民が実施する対策として、ガス施設損壊を発見、又はガス臭を感知したときには通報する。

## 第２３節　上水道施設応急活動

（上下水道課）

### 第１　基本方針

大規模災害等により長期間、断水することは、市民生活に重大な影響を与えるため、水道施設の応急復旧を最優先に実施し、取水、導水、浄水、送水、配水及び給水の各施設の機能回復を早期に図る。

また、復旧工事に係る許可手続きの迅速化を図る等、早期応急復旧のための手段を講ずる。

### 第２　主な活動

応急給水に必要な飲料水等を確保するとともに、計画的な復旧作業を行い、給水機能の回復を図る。

### 第３　活動の内容

１　上水道施設応急復旧対策

（１）基本方針

復旧作業については、大町市水道事業協同組合との連携を密にし、関係団体等の協力を得て復旧工事を実施する。

大規模な災害においては、他地区からの応援等により、復旧要員、資機材及び重機等を確保し、早期の復旧を図る。

（２）実施計画

ア　被害状況の把握と復旧計画を策定する。
イ　復旧体制を確立する。
ウ　被災の状況により応援を要請する。
エ　市民への広報活動を行う。
オ　水道事業協同組合等との調整を行う。

## 第２４節　下水道施設応急活動

（上下水道課）

### 第１　基本方針

下水道は、水道、電気、ガス等と並び、市民が安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、災害時においてもライフラインとしてのその機能の応急的な確保を図る必要がある。

このため、災害が発生した場合、被害規模等の情報の収集等を行い、その情報に基づき所要の体制を整備する。なお、被災地方公共団体単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合は、長野県生活排水事業における災害時応援に関するルールに基づき関係機関・団体等への応援要請を行う。

### 第２　主な活動

１　情報の収集、連絡を迅速に行い、被害状況の早期把握に努める。
２　収集した情報に基づき、応急対策の実施体制を整える。
３　ライフラインとしての機能を最低限確保するため、所要の応急対策を講ずる。

### 第３　活動の内容

１　情報の収集連絡、被害規模の把握

（１）基本方針

市内全般の下水道施設について、その被害状況を早期にかつ的確に把握する必要がある。

このため、下水道施設台帳、農業集落排水処理施設台帳を活用し、被害箇所及び被害状況の的確な把握に努める。

（２）実施計画

下水道施設台帳等（管渠施設、処理場施設）を活用し、被害箇所及び被害状況を把握する。

２　応急対策の実施体制

（１）基本方針

災害対策要領等に沿って、発災後速やかに職員を非常招集し、情報収集及び連絡体制の確立等の必要な体制をとる。

また、被害が甚大である場合には、「長野県生活排水事業における災害時応援に関するルール」及び「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」等に基づき、他の地方公共団体に応援を求める等の措置を取る必要がある。

（２）実施計画

ア　災害対策要領に沿って速やかに職員を非常招集し、対策本部の設置等、必要な体制をとる。
イ　被害が甚大である場合には、関係機関及び他の地方公共団体に応援を求める等の必要な措置を講ずる。

３　応急対策の実施

（１）基本方針

下水道が被災した場合においても、ライフラインとしての機能を確保するため、市及び県は、備蓄してある応急資機材等の活用を図る他、必要に応じて関係団体等の協力を得て、下水道施設等の機能回復のために必要な緊急措置をとる。

（２）実施計画

ア　管渠

（ア）管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンド等による止水、可搬式ポンプによる緊急送水、仮水路、仮管渠等の設置を行い、排水機能の回復に努める。

（イ）工事施工中の箇所については、被害を最小限にとどめるよう指揮監督し、必要な措置をとらせる。

イ　処理場

（ア）停電によりポンプ場及び処理場の機能が停止又は低下した場合、自家発電装置によってポンプ場及び処理場の機能回復に努める。

（イ）処理場への流入水量の異常な増加により、二次災害の防止のため止むを得ず緊急的な措置としてバイパス放流を行う場合は、速やかに連絡網により連絡を行う。

（ウ）処理場での下水処理機能が麻痺した場合においては、応急的に簡易処理を行う等の措置を講ずる。

## 第２５節　通信・放送施設応急活動

（消防防災課、情報交通課）

### 第１　基本方針

災害時において、通信・放送は正確な情報の収集伝達手段として、非常に重要な役割を果たし、あらゆる災害応急活動を迅速に行ううえで必要不可欠なものである。これらの確保を図るため、関係機関で必要な対策を講ずる。

### 第２　主な活動

１　市防災行政無線の通信施設の復旧活動・通信機能維持を行う。
２　県防災行政無線の通信施設の復旧活動、疎通維持及び臨時回線の開設を行う。
３　ＮＴＴ東日本は、通信施設の復旧活動、重要回線及び避難所への通信を確保する。
４　放送機関は、放送施設の復旧活動及び放送の継続確保を行う。
５　警察は、警察無線施設の復旧活動及び臨時回線の開設を行う。

### 第３　活動の内容

１　市防災行政無線通信の応急活動

（１）基本方針

被害情報等を円滑に収集伝達できるよう通信を維持するとともに、通信施設に被害が発生した場合には、障害の早期復旧に努め、市民及び行政、防災関係機関等との通信回線の確保に努める。

（２）実施計画

ア　保守業者と協力して、通信施設の緊急点検・巡視を行い、施設の被災状況等を把握する。
イ　通信施設が被災した場合には、職員と保守業者により復旧活動を行うほか、通信の確保にあたる。
ウ　停電が発生し、通信施設への復電まで長時間が予想される場合には、非常電源の燃料の確保を図る。
エ　孤立防止無線等、災害時用通信手段を活用して通信の確保を図る。
オ　災害時用通信手段等も使用不能又は困難となった場合には、非常通信によるものとし、近隣の使用可能な通信手段をもつ機関に通信を要請する。

２　市ケーブルテレビ放送施設の応急活動

（１）基本方針

災害が発生した場合には、放送の継続のために非常災害対策規定に基づき、放送施設の復旧活動等、必要な対策を講ずる。

（２）実施計画

ア　市内各地が被災した場合は、予備ケーブル、予備機器を利用して応急復旧措置を実施する。
イ　電力の供給が途絶した場合は、バッテリー式の予備電源で可能な限り電力を供給する。バッテリーが切れた場合は、発電機により対応する。

３　県防災行政無線通信の応急活動

（１）基本方針

災害情報等を円滑に収集伝達ができるよう通信を維持するとともに、通信施設に被害が発生した場合には、障害の早期復旧に努め、市町村及び防災関係機関との通信回線の確保にあたる。

（２）実施計画

通信施設が被災した場合には、県（危機管理防災課）へ報告し、通信の確保にあたる。

## 第２６節　鉄道施設応急活動

（消防防災課、企画財政課）

### 第１　基本方針

災害が発生した場合、鉄道施設の被害を最小限にとどめ、輸送の確保を図るため、市、県及び関係機関は密接な連携をとり、被害状況を早急に把握するとともに、的確な応急復旧体制を確立し迅速に対応することが必要である。

このため、関係機関は規定等に定めるところにより対策本部を設置し、非常出動体制を整え、直ちに応急復旧活動に入るよう、あらかじめ体制を整備する。

また、復旧活動が円滑に行われるよう、あらかじめ鉄道施設の復旧に必要な資機材及び車両を整備する。

### 第２　主な活動

鉄道施設の被害を最小限に止めるため、災害発生時の危険防止、動員体制、資機材の確保等の措置について整備を図り、的確な応急体制を樹立する。

### 第３　活動の内容

１　基本方針

道路との交差部において鉄道施設の早期応急復旧のため、復旧工事に係る許可手続きの迅速化を図る。また、道路内には、様々なライフラインが地下埋設されていることから、道路を掘削する場合には、他の占用埋設物件の情報を提供し、他のライフラインの損傷防止を図る。

なお、同一箇所での二者以上の応急工事がある場合には、工事が集中しないよう必要な調整を行う。

２　実施計画

ア　道路との交差部の被害状況を早急に把握する。これに対し鉄道施設管理者は、市及び県に協力する。

イ　鉄道施設管理者が、道路区域内で応急活動をする場合は、道路管理者に協議のうえ、応急活動に入るものとし、道路管理者は、道路内に埋設されているライフライン等の占用物件等の情報を提供し損傷を防止する。

ウ　鉄道施設内への土砂崩落は、県及び関係機関と連絡を図り、鉄道管理者と協議し早期復旧に努める。

エ　同一箇所で二者以上の応急工事等がある場合は、工事が集中しないよう必要な調整を行う。

## 第２７節　災害広報活動

（企画財政課、情報交通課）

### 第１　基本方針

誤った情報等による社会の混乱を防止し、災害時における市民の不安の解消を図るとともに、被災地や隣接地域住民等、被災者、滞在者（以下この節において「市民等」という。）の適切な判断と行動を支援し、安全を確保するため、正確かつ分かりやすい情報の速やかな提供及び市民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速に対応する。

なお、活動に際しては、高齢者、障がい者、外国籍市民、外国人旅行者等要配慮者に対して、十分配慮するよう努める。

### 第２　主な活動

１　市民等への的確な情報伝達を行うために広報活動を行う。

２　市民等からの問合せ等に対し的確、迅速に対応するため窓口を設置する。

### 第３　活動の内容

１　市民等への的確な情報の伝達

（１）基本方針

県、関係市町村、関係機関及び放送事業者が相互に緊密な連絡をとり、災害の状況に関する情報や生活関連情報等の被災者に役立つ正確かつきめ細かな情報を、可能な限り多くの媒体を活用し適切に提供する。

また、災害発生時には情報の混乱等が予想され、的確な情報の伝達、効果的な応急活動の実施のためには、報道や取材について報道機関の協力が必要である。

（２）実施計画

ア　通常の災害広報等は、消防防災課又は関係課が行い、災害対策本部設置時には、情報収集班が関係課と緊密な連絡のもとに行う。

（ア）広報資料の収集

広報資料の収集は、本章第２節「災害情報の収集・連絡活動」の責任機関（消防防災課）からの情報提供によるが、必要に応じて被災現場へ取材員を派遣する等直接広報資料の収集を行う。

（イ）広報活動

県、関係機関と緊密に連絡を取り、相互に協力して、広報資料の収集に努めるとともに、市民に対し、災害情報共有システム（Ｌアラート）の活用や関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線をはじめ、市ケーブルテレビ、市ホームページ、掲示板、有線放送、テレビ、ラジオ、広報誌等可能な限り多くの媒体を活用し、災害の規模に応じ次の情報を提供する。

ａ　災害の状況に関する情報・応急対策に関する情報

ｂ　二次災害の防止に関する情報

ｃ　避難所・経路・方法等に関する情報

ｄ　医療機関等の生活関連情報

ｅ　ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧情報

ｆ　交通規制、交通機関の運行等の状況に関する情報

ｇ　それぞれの機関が講じている災害関連の施策に関する情報

ｈ　市民の安否情報
ｉ　その他必要な情報

（ウ）報道機関に対する発表

被害状況及び対策等の情報について、必要の都度、報道機関に対し発表を行う。発表は通常消防防災課が行い、災害対策本部における発表は本部長の指示により情報収集班が行う。

（エ）災害記録の作成

大規模な災害、特異な災害と認められる場合、災害記録の収集、保存に努め、総合的なビデオ、記録集を作成する。

（オ）県その他機関への広報

県、その他関係機関に対して、被災状況等の災害情報を提供する。

（カ）放送の要請

警報、避難命令等について、必要に応じて放送を県、放送機関等に要請する。

２　市民等からの問い合せ等に対する的確、迅速な対応

（１）基本方針

県、関係市町村及び関係機関と相互に緊密な連携を図り、市民等からの問い合せ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。効果的に市民等からの問い合せ等に対応することは、災害応急活動を円滑に実施するうえでも重要である。

（２）実施計画

市民等からの問い合わせ等に対する対応は、通常は消防防災課又は関係課が行うが、災害対策本部設置時には、情報収集班が行う。また、必要に応じ、専用電話、ファックス、相談職員の配置等により相談窓口を設置する。

## 第２８節　土砂災害等応急活動

（消防防災課、建設課、農林水産課）

### 第１　基本方針

災害により土砂災害等が発生した場合、再度の災害及び規模の拡大に備え、的確な避難、応急工事等がスムーズにできるよう現場での早急かつ適切な判断を行う。

### 第２　主な活動

被災状況、土砂災害等の規模を早急に調査し、崩壊、地すべり、土石流等、事象ごとに今後想定される状況等の情報を提供し、応急工事を進める。

### 第３　活動の内容

１　大規模土砂災害対策

（１）基本方針

大規模な土砂災害が急迫する状況においては、県等から提供される被害の想定される区域、時期等の情報を収集し、適切に市民に対し避難指示等を行う。

（２）実施計画

ア　警戒避難情報を市民に提供し、適時適切に避難準備情報、避難勧告、避難指示等の措置を講ずる。

イ　市民が実施する対策として、警戒避難情報等に注意を払い、避難準備情報、避難勧告、避難指示等が出された場合は迅速に従う。

ウ　必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。

エ　災害の危険性が高まり、避難指示又は避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。

オ　情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努める。

２　地すべり等応急対策

（１）基本方針

監視体制を整え、規模、活動状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに、被害を最小限にとどめるため応急工事を実施する。

（２）実施計画

ア　警戒避難情報を市民に提供し、必要に応じて避難準備情報、避難勧告、避難指示等の措置を講ずる。

イ　地すべり被害拡大を防止するため、排土、雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行う。

ウ　市民が実施する対策として、警戒避難情報等に注意を払い、避難準備情報、避難勧告、避難指示等が出された場合は迅速に従う。

エ　必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。

オ　災害の危険性が高まり、避難指示又は避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定

地方行政機関に速やかに助言を求める。

3　土石流対策

（1）基本方針

監視体制を整え、被災状況、不安定土砂の状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに、被害を最小限にとどめるため応急工事を実施する。

（2）実施計画

ア　警戒避難情報を市民に提供し、必要に応じて避難準備情報、避難勧告、避難指示等の措置を講ずる。

イ　市民が実施する対策として、警戒避難情報等に注意を払い、避難準備情報、避難勧告、避難指示等が出された場合は迅速に従う。

ウ　必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。

エ　災害の危険性が高まり、避難指示又は避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。

4　がけ崩れ応急対策

（1）基本方針

監視体制を整え、規模、崩壊状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに、被害を最小限に留めるため応急工事を実施する。

（2）実施計画

ア　警戒避難情報を市民に提供し、必要に応じて避難準備情報、避難勧告、避難指示等の措置を講ずる。

イ　崩壊被害の拡大を防止するため、雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行う。

ウ　市民が実施する対策として、警戒避難情報等に注意を払い、避難準備情報、避難勧告、避難指示等が出された場合は迅速に従う。

エ　必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。

オ　災害の危険性が高まり、避難指示又は避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。

## 第２９節　建築物災害応急活動

（全部局）

### 第１　基本方針

強風又は出水等により被害が生じた場合、建築物の所有者等は建築物内の利用者の安全を確保するため避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講ずる。

### 第２　主な活動

１　災害発生後、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講ずる。

２　文化財は貴重な国民的財産であることを認識し、被災した場合は見学者の安全を確保するとともに、文化財の被害状況を把握し、被害の拡大防止等の応急措置を講ずる。

### 第３　活動の内容

１　建築物

（１）基本方針

強風又は出水等により被害が生じた場合、建築物の所有者等は建築物内の利用者の安全を確保するため、避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講ずる。

（２）実施計画

ア　市が管理、運営する庁舎、社会福祉施設、病院、住宅、学校、その他の公共施設等においては、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講ずる。

イ　住宅や宅地が被災した場合、二次災害から市民の安全を確保するため、必要に応じて被害状況を調査し、危険度の判定を実施する。

また、被害の規模が大きく、市において要員が不足する場合は、県又は近隣市町村に対して支援を求める。

ウ　必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅や宅地の応急修繕を推進する。

エ　建築物の所有者等が実施する対策

（ア）建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講ずる。

（イ）安全性が確認されるまで、建築物及び危険箇所への立入りの規制等を行うとともに、屋根材及び看板等の飛散・落下の恐れのあるものについて必要な措置を講ずる。

２　文化財

（１）基本方針

文化財は貴重な国民的財産であるため、被災した場合は見学者の安全を確保するとともに、被害状況を把握し、被害の拡大防止等の応急措置を講ずる。

（２）実施計画

ア　市教育委員会は、災害が発生した場合の所有者又は管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導し、国・県・市の指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告する。

イ　所有者が実施する対策

（ア）見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行う。

（イ）文化財の火災による焼失を防ぐための措置を講ずる。

（ウ）災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、市教育委員会へ報告するとともに、被害の状況に応じ、被害の拡大の防止のための応急修理の措置を文化庁、県教育委員会、市教育委員会の指導を受けて実施する。

## 第３０節　道路及び橋梁応急活動

（建設課）

### 第１　基本方針

災害により道路及び橋梁等に被害が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、必要に応じ、迂回道路の選定、交通規制等の措置をとるとともに、速やかに路上の障害物の除去及び応急復旧工事を行う。

道路利用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報提供を行う。

なお、被害が甚大な場合は、相互応援の協定に基づき応援要請を行い対応する。

### 第２　主な活動

１　道路及び橋梁の被害状況を把握し、障害物の除去、応急復旧を行うとともに、交通規制を行い安全な道路機能を回復する。

２　被害が甚大な場合は、相互応援の協定に基づき応援要請を行い対応する。

### 第３　活動の内容

１　道路及び橋梁応急対策

（１）基本方針

災害により道路及び橋梁等に災害が発生した場合、早急にパトロール等を実施して被害状況等を把握し、必要に応じて迂回道路の選定を行うとともに、交通規制等が必要な箇所は、関係機関と調整を図り必要な措置を講ずる。

また、交通機能確保のために、路上障害物の除去及び被災道路・橋梁の応急復旧計画を策定し、建設業組合と締結した業務協定に基づき、速やかに応急復旧工事を行う。

道路使用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報を一元化し提供を行う。

（２）実施計画

ア　道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、パトロール等を実施するとともに、市民等からの情報収集を行う。

イ　パトロール結果及び市民等からの情報を基に、必要に応じて迂回道路を選定し、交通規制が必要な箇所は、関係機関と調整を図り、必要な措置を講ずる。

なお、道路及び橋梁に災害が発生した場合は、道路管理者へ通報する。

ウ　災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等の情報について、告知看板等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して情報を提供する。

エ　パトロール等による巡視の結果等を基に、路上の障害物の除去及び被災道路の応急復旧計画を策定し、建設業組合等と結んだ業務協定に基づき、緊急交通路交通規制対象予定道路及び緊急輸送道路の機能確保を最優先に応急復旧工事を行う。

また、路上の障害物の除去及び応急復旧対策の工法は、被害の状況、本復旧までの工期、施工量、資機材の有無等を考慮して適切な方法を選択する。

オ　行政区域内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、関係機関と連携を図り交通規制、応急復旧を行い交通の確保に努める。

２　関係団体との協力

（１）基本方針

災害により道路及び橋梁等の被害が激甚の場合、関係機関と締結した相互応援の協定に基づき応援要請を行い、応急復旧及び交通の確保を図る。

（２）実施計画

市のみでは応急活動及び復旧活動が困難な場合、関係機関と締結した相互応援協定に基づき応援要請を行い、応急復旧及び交通の確保を図る。

## 第３１節　河川施設等応急活動

（建設課、農林水産課）

### 第１　基本方針

災害による被害を軽減するため、市の水防活動が円滑かつ十分に行われるよう配慮し、次の活動を確保するとともに、堤防、護岸等の河川管理施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合に施設の応急復旧に努める。

１　水防上必要な監視、警戒、通報、連絡体制
２　水防上必要な資機材の調達体制
３　水門若しくは閘門の適切な操作
４　市域における相互の協力及び応援体制

### 第２　主な活動

１　水防上必要な資器材の調達、技術的な援助、危険箇所の応急復旧及び速やかな復旧計画を策定する。
２　大規模な災害が発生した場合には、臨時点検を行い施設の安全を確認する。なお、異常が認められた場合は、適切な措置を講ずる。

### 第３　活動の内容

１　河川施設等応急対策

（１）基本方針

水門等河川管理施設等が破損等により運転が不能となったときは、応急措置を行い、内水の排除を図る。また、堤防及び護岸等に決壊、亀裂、沈下及び滑り出し等が発生したときは、直ちに応急措置を行い、被害拡大の防止を図る。

（２）実施計画

ア　被害の拡大を防止するため、水防活動を実施する。
イ　河川等の管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。
ウ　災害による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て、従前の河川等の機能を回復させる。
エ　市が管理する河川施設等の応急復旧対策について、重機による活動が必要となる場合等、市のみでは応急活動及び復旧活動が困難な場合、民間業者等の協力を得て応急対策業務を行う。
オ　市民が実施する対策として、被害の拡大を防止するため、水防活動に協力する。

２　ダム施設応急対策

（１）基本方針

災害によりダム本体そのものが被災する可能性は小さいと考えられるが、ダム上流での被災に伴う流入水量の変化、又は放水量の変化等、市の上流に位置するダムの下流への影響は大きい。このため、ダム管理者から発表される情報を迅速に収集し、適切な処理を行う。

（２）実施計画

ダム管理者は、臨時点検の結果、漏水量、変形、揚圧力等に異常が認められ、かつ、急速に増大の傾向を示す場合は、臨機に止水措置、貯水制限、水位低下等の措置をとる。

この場合、ダム管理事務所が行う関係機関及び一般市民への連絡及び警報等は、ダムの操作規則等の規定による。

## 第３２節　ため池災害応急活動

（建設課、農林水産課）

### 第１　基本方針

ため池の決壊による洪水被害で、特に雨期等の貯水量が多い時期の災害は、周辺や下流域に及ぼす被害は甚大となる。そのため、災害による被害の未然防止に最大限の取り組みが必要となるが、災害が発生した場合の被害を、最小限に防止するため応急活動に万全を期す。

### 第２　主な活動

被害状況の的確な把握と、被害の拡大防止のために、関係機関と調整を図るとともに、応急工事を実施する。

### 第３　活動の内容

（１）基本方針

ため池が決壊した場合、又は決壊の恐れが生じた場合は、速やかに位置及び被害状況等を把握するとともに、応急工事を実施し、被害を最小限にくい止める。

（２）実施計画

ア　被害が発生した場合は、速やかに被害状況を的確に把握するとともに、県及び関係機関等へ通報する。

イ　人命を守るため、ため池下流の住民を安全な場所へ避難誘導する。

ウ　被害を拡大させないよう早急に応急工事を実施する。

エ　市民が実施する対策として、ため池施設等に異常を発見した場合は、速やかに市へ通報するとともに、自ら安全な場所に避難する。

## 第３３節　農林水産物等災害応急活動

（農林水産課）

### 第１　基本方針

被害状況の早期かつ的確な把握に努め、農作物等被害の拡大防止のための栽培及び管理技術指導の徹底を図るとともに、農作物、森林の病害虫や家畜等の伝染性疾病の発生及びまん延防止のための防除、倒壊した立木等による二次災害防止のための除去を行う。

また、被災した農林水産物の生産・流通・加工施設について、速やかに復旧に努める。

### 第２　主な活動

被害状況の早期、的確な調査を実施し、関係機関・団体等と連携して被害の拡大防止と迅速な復旧に向けて技術指導等の必要な措置を講ずる。

### 第３　活動の内容

１　農水産物災害応急対策

（１）基本方針

被害を受けた作物の技術指導は、市、県及び農業団体等が協力して行うとともに、病害虫、家畜疾病の発生、まん延防止の徹底に努める。

また、被災した生産施設、集出荷貯蔵施設等について速やかに復旧を進める。

（２）実施計画

ア　農業改良普及センター、農業協同組合等関係機関と連携をとり、被害状況の早期かつ的確な把握に務め、その結果を北安曇地方事務所へ報告する。

イ　農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に対する技術対策を農業協同組合等関係機関と連携して、速やかに農業者へ周知徹底する。

ウ　家畜等の伝染性疾病の発生・まん延防止のため、被災農家等の状況把握、検査の実施及び消毒等の指導を行う。

エ　被災農家の家畜への飼料供給を確保するため、国、県及び関係団体との調整を図る。

オ　被災した生産施設、集出荷貯蔵施設等の速やかな復旧を支援する。

カ　市民が実施する対策

（ア）市等が行う被害状況調査や、応急復旧対策に協力するとともに、農業協同組合等の指導に基づき、農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止対策を実施する。

（イ）作目別の主な応急対策

ａ　水稲

（ａ）浸水・冠水した田は排水に努め、排水後速やかにいもち病、黄化萎縮病、白葉枯病の防除を行う。

（ｂ）土砂流入田は、茎葉が３分の２以上埋没した場合、土砂を取り除く。

（ｃ）水路等が損壊した場合は修理し、かん水できるようにする。かん水不能の場合は、揚水ポンプ等によるかん水を行う。

ｂ　果樹

（ａ）浸水・滞水している畑は、速やかな排水に努めるとともに、根が障害

を受けないよう土砂の排出、中耕等を行う。
（ｂ）倒伏、枝折れ、枝裂け、果樹棚の破損等の応急処置に努める。
（ｃ）果実や葉に付着した泥は、速やかに洗い流す。
（ｄ）病害虫の発生防止のための薬剤散布を行う。
ｃ　野菜及び花き
（ａ）浸水・滞水している畑は、速やかな排水に努めるとともに、表土が乾き次第、浅く中耕し、生育の回復を図る。
（ｂ）病害虫の発生防止のため薬剤散布を行う。
（ｃ）傾いた支柱やハウス破損等の応急処置に努める。
（ｄ）茎葉に泥等が付着している場合は、水洗、洗浄を行う。
ｄ　畜産
（ａ）畜舎に流入した土砂はきれいに除去するとともに、畜舎内外の水洗・消毒を十分行う。また、乾燥に努め疾病及び病害の発生を防ぐ。
（ｂ）倒伏した飼料作物は、被害の著しい場合は速やかに刈取りサイレージとし、軽微な場合は回復を待って適期刈取りに努める。
ｅ　水産
養殖場に流入した土砂はきれいに除去するとともに、斃死魚の除去を図り疾病及び病害の発生を防ぐ。
（ウ）被災した生産施設、集出荷貯蔵施設等の速やかな復旧を進める。

２　林産物災害応急対策
（１）基本方針
倒木や損傷した素材、製材品については、二次災害の拡大を防ぐため速やかに除去するとともに、森林病害虫の発生防除等の徹底に努める。
また、被災した生産、流通、加工施設等について速やかに復旧を図る。

（２）実施計画
ア　被災状況を調査し、その結果を県に速やかに報告するとともに、関係機関と連携をとり応急復旧のため、技術指導等の必要な措置を講ずる。
イ　市民が実施する対策として、市等が行う被災状況調査や応急復旧に協力する。

## 第３４節　災害の拡大防止と二次災害の防止活動

（全部局）

### 第１　基本方針

災害は時間の経過とともに被害が拡大する場合も多い。また、二次災害が発生する場合もある。

被害を最小限に抑えるための応急活動が重要である。

### 第２　主な活動

１　道路、危険物施設等構造物に係る二次災害防止のための活動を実施する。

２　危険施設等に係る二次災害を防止するため、それぞれの危険物等に応じた活動を行う。

３　河川施設の二次災害を防止するための活動を実施し、浸水被害の拡大防止及び再度災害防止のための活動を行う。

４　倒木等の流下による二次災害を防止するとともに、再度、災害発生を防止するための活動を実施する。

５　危険箇所の緊急点検等を実施する。

### 第３　活動の内容

１　構造物に係る二次災害防止対策

（１）基本方針

道路・橋梁等の構造物について倒壊等の二次災害を防止するための措置を講ずる。

（２）実施計画

ア　行政区域内の道路・橋梁の被害や交通状況を速やかに把握するため、パトロール等を実施するとともに、各方面からの情報収集を実施する。

イ　行政区域内の道路・橋梁の被害について、速やかに県に報告し、関係機関との連携を図り交通規制、応急復旧を行う。

ウ　復旧活動上重要な道路・橋梁等の障害について、関係機関と連携し、早急に応急復旧を図る。

２　危険物施設等に係る二次災害防止対策

（１）基本方針

ア　危険物関係

危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発や火災による被害から関係者及び市民の安全を確保するため、被害の拡大防止のための活動が必要である。

イ　火薬関係

火薬類取扱施設は、災害による直接的被害よりも火薬類の流出・紛失等による二次災害の危険性が高い。

このため、災害時には施設の監視、又は火薬類の安全な場所への移送等が重要になる。

ウ　高圧ガス関係

高圧ガス製造施設等は、被災に伴う漏洩等により、周辺住民に対して被害を与える恐れがある。

被害を最小限にとどめ、周辺住民、従業員に対する危害防止のため、関係機関は相互に協力し、被害軽減のための活動を実施する必要がある。

エ　液化石油ガス関係

二次災害を防止するためには、液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動を効果的に実施することが重要であり、そのためには、他地区からの応援等も含めた体制が必要である。

オ　毒物劇物関係

毒物及び劇物等を取り扱う者は、毒劇物等保管施設が被害を受け二次災害発生の恐れがある場合は、直ちに保健福祉事務所、警察署、消防署等関係機関等に対して通報するとともに、危害防止のため必要な措置をとる。

（２）実施計画

ア　危険物関係

（ア）災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、区域における危険物施設の管理者に対し、製造所等の一時停止等を命ずる。

（イ）関係機関と連携して、危険発生し又は発生する恐れがある場合における連絡体制を確立する。

（ウ）関係機関と連携して、危険区域住民の避難・誘導を実施するとともに、危険区域への住民、車両の立入りを禁止する。

イ　火薬関係

（ア）災害防止のため緊急の必要性があると認められるときは、火薬類取締施設の管理者等に対し、火薬類取扱施設の一時停止を命ずる。

（イ）関係機関と連携して、危険区域住民の避難・誘導を実施するとともに危険区域への住民、車両の立入りを禁止する。

ウ　高圧ガス関係

（ア）関係機関と連携して、危険区域周辺の災害防止に係る広報を実施する。

（イ）警戒区域及び消防警戒区域を設定し、区域内住民の避難・誘導を実施する。

エ　液化石油ガス

周辺住民に対する避難・誘導、広報等の活動を行う。

オ　毒物劇物関係

（ア）周辺住民に対する避難・誘導、広報等の活動を行う。

（イ）飲料水汚染の恐れがある場合は、水道事業者と連携をとり、水道使用者、井戸水使用者に対し通報を行う。

３　河川施設の二次災害防止対策、浸水被害の拡大防止及び再度災害の防止

（１）基本方針

浸水被害が発生した場合、その被害を最小限に抑えるため、また、再度災害の発生を防止するための応急活動が必要である。

（２）実施計画

ア　被害の拡大を防止するため、水防活動を実施する。

イ　河川管理施設に二次災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視するとともに、必要に応じ応急復旧を実施する。

巡視結果、危険性が高いと判断された箇所について、関係機関や市民に周知を図る。

ウ　災害防止のため応急工事を実施する。
エ　災害発生の恐れがある場合は、速やかに適切な避難対策を実施する。
オ　災害による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て、従前の河川機能を回復する。
カ　市民が実施する対策として、被害の拡大を防止するため、水防活動に協力する。

4　風倒木対策
（1）基本方針
豪雨災害時には、河川、渓流に押し出された倒木が流路を閉塞し、鉄砲水の原因となったり、下流で橋梁等の構造物に絡んで水害を助長する原因となることもあるため、倒木について対策を講ずる必要がある。

（2）実施計画
倒木による二次災害の発生を防止するため、必要に応じて、倒木の除去等の応急対策を講ずる。

5　山腹、斜面及び渓流並びに施設に係る二次災害防止対策
（1）基本方針
大雨等により、地盤に緩みが生じた場合、その後の降雨等により山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び渓流における土石流の発生等の危険性があり、これによる二次災害から市民を守るための措置を講ずる。

（2）実施計画
ア　緊急点検結果の情報に基づき、避難勧告等の必要な措置をとる。
イ　専門技術者等を活用して二次災害の危険性を見極めつつ、必要に応じ、市民の避難、応急対策を行う。

## 第３５節　文教活動

（学校教育課）

### 第１　基本方針

学校等は、多くの児童生徒等を収容している施設であり、災害発生時においては、児童生徒等の安全を図るとともに教育を確保する必要がある。

このため、あらかじめ定めた計画に基づき、避難・誘導活動に努めるとともに、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒等に対する教科書の供与、就学援助等の措置を講ずる。

### 第２　主な活動

１　児童生徒等に対する安全な避難・誘導、保護者への引渡しを行う。
２　被害状況の把握、授業継続のための措置とともに、学校給食を確保する。
３　被災した児童生徒等に対する教科書の供与、就学援助を行う。

### 第３　活動の内容

１　児童生徒等に対する避難・誘導

（１）基本方針

学校等の長は、災害発生に際して、あらかじめ定めた計画に基づき、児童生徒等の人命の保護を第一とした避難、誘導活動に努める。

（２）実施計画

学校等の長は、災害が発生し又は発生する恐れのある場合は、児童生徒等の安全を確保するために、あらかじめ定めた計画及び次の事項に留意し適切な避難指導措置をとる。

ア　児童生徒等が登校する前の措置

台風や大雨に関する情報の収集に努め、災害が発生又は発生する恐れのある場合は、休業の措置をとるものとし、児童生徒等に周知するとともに、市教育委員会等にその旨連絡する。

イ　児童生徒等が在校中の場合の措置

（ア）情報収集に努め、道路閉鎖や交通機関の運行に支障が生ずる前に、安全な方法で下校又は保護者への引渡しを行う。

（イ）学校等の長の判断又は市長等から避難の勧告若しくは指示があった場合は、児童生徒等を速やかに指定された避難所へ誘導する。

（ウ）全校の児童生徒等の避難状況を正確に把握し、負傷した児童生徒等に適切な処置を行うとともに、所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出にあたる。なお、避難状況を市教育委員会等に報告するとともに、保護者、関係機関等に連絡する。

ウ　児童生徒等の帰宅、引渡し、保護

（ア）児童生徒等を帰宅させる場合は、道路の状況、交通機関の運行状況、崩落、河川の氾濫等の状況を十分把握したうえで、児童生徒等の安全に配慮し、帰宅の方法を決定する。

（イ）災害の状況により、必要に応じて教職員が引率して集団で下校する、又は保護者に直接引き渡す等の適切な措置をとる。

（ウ）災害及び児童生徒等の状況により、帰宅させることが困難な場合は、学校

又は避難所において保護する。

2　応急教育計画

（1）基本方針

学校においては、災害時の教育活動に万全を期するため、教職員及び学校施設・設備等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

（2）実施計画

災害時における教育活動に万全を期するため、次の事項に留意し、災害発生時の対応、応急教育に関する対策について適切な措置をとる。

ア　学校施設・設備の確保

（ア）学校施設・設備に係る被害の状況を調査し、授業実施の具体策を立て応急教育を実施する。

（イ）学校施設・設備の被害の程度が大きく、残存施設・設備で授業の実施が困難な場合及び避難所として施設を提供するため長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近接の学校施設、その他公共施設の活用を図るため総合的な調整を行う。

イ　教職員の確保

災害により教職員に不足を来し、教育活動の継続に支障が生ずる学校がある場合、教職員を確保し、教育活動を実施する態勢を整える。

ウ　学校給食の確保

学校給食用物資（小麦粉、米穀、脱脂粉乳、牛乳等）の補給に支障を来すときは、（財）長野県学校給食会等と連絡をとり、必要な措置を講ずる。

また、災害の状況に応じ、学校給食用施設・設備の提供等被災者対策に可能な限り協力する。

エ　学校等における対策

学校等の長は、災害が発生した場合、あらかじめ定めた防災計画及び次の事項に留意して応急教育の円滑な実施を図る。

（ア）被害状況の把握

児童生徒等、教職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握し、市、教育委員会又は関係機関等へ報告する。

（イ）教職員の確保

災害の推移を把握するとともに教職員等を掌握し、早期に平常の教育に復するよう努め、教職員等に不足を生じたときは、市又は教育委員会と連絡をとり、その確保に努める。

（ウ）教育活動

a　災害の状況に応じ、市及び教育委員会と連絡のうえ、臨時休校等適切な措置を講ずる。この場合、できるだけ早く平常授業に戻すよう努め、その時期については早急に保護者に連絡する。

b　被災した児童生徒等を学校に収容することが可能な場合は、収容して応急の教育を行う。

c　避難所等に避難している児童生徒等については、地域ごとに教職員の分担を定め、実情の把握に努め指導を行う。

d　授業の再開時には、関係者と緊密な連絡のもとに登下校の安全確保に努める。

（エ）児童生徒等の健康管理

a　必要に応じ、建物内外の清掃、飲料水の浄化、伝染病の予防措置等保健衛生に関する措置を講ずる。

b　授業再開時には、必要に応じ教職員を含めた臨時の健康診断及び健康相談を実施するよう努める。

（オ）教育施設・設備の確保

a　学校施設の点検、安全確認を行い、危険箇所への立入禁止等の措置をとる。

b　施設・設備に被害を受けた場合は、授業継続に利用できる残存教育施設・設備について調査し、校舎内外の整備復旧に努める。

c　残存施設・設備のみで授業を実施することが困難な場合及び避難所として施設を提供したため、長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近接の学校施設、その他公共施設の活用を図り授業の実施に努める。

## 3　教科書の供与等

### （1）基本方針

被災した児童生徒等の学習を支援するため、教科書の供与等を行う。

### （2）実施計画

ア　教科書等の供与

教育委員会は、学校等における教科書等の必要数量を把握し、調達及び配分を行う。なお、調達が困難なときは県教委に調達のあっせんを要請する。

イ　就学援助

教育委員会は、被災した児童生徒等のうち、就学困難な状態の者に対して、就学援助の方法を定めその実施に努める。

## 第３６節　飼養動物の保護対策

（生活環境課）

### 第１　基本方針

災害時においては、人命救助が最優先であるが、被災した動物についても保護、収容、救護及び避難所での飼養等の保護措置を実施する。

### 第２　主な活動

被災地域において負傷し又は放し飼い状態にある動物の保護活動を行うとともに、避難所におけるペットの適切な飼育を行う。

### 第３　活動の内容

１　基本方針

大規模災害に伴い、放浪家畜、逃走した犬等や負傷動物が多数生ずることが予想されるため、関係機関による保護活動を行う。

また、飼い主がペットと同行避難することを想定し、適切な飼養環境を確保する。

２　実施計画

ア　関係機関等と協力して被災地における逃走した犬等の保護・収容・救護等適切な処置を講ずる。

イ　猿、熊、ニシキヘビ等の 特定動物、危険な家畜等が施設等から逃走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他の関係機関との連携の下必要な措置を講ずる。

ウ　飼養動物の飼い主が実施する計画

（ア）飼養動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律及び動物の愛護及び管理に関する県条例に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。

（イ）避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等のまん延防止の観点から、避難所のルールに従い適切な飼養を行う。

（ウ）ペットとの同行避難について、適切な体制整備に努める。

## 第３７節　ボランティアの受入れ体制

（福祉課）

### 第１　基本方針

災害時においては、大量かつ広範なボランティアニーズが発生し、それに迅速、的確に対応することが求められる。

事前に登録されたボランティアの受入れはもとより、災害時に全国各地から集まる未登録のボランティアについても、窓口を設置し適切な受入れを行い、ボランティア活動が円滑に行われるよう努める。

### 第２　主な活動

１　あらかじめ様々な災害発生の事態を想定し、ボランティアニーズを把握するとともに、ボランティアの受入れ体制の樹立に努める。

２　必要に応じてボランティアの活動拠点を設置するとともに、資機材等の提供を行い、ボランティアの活動を積極的に支援する。

### 第３　活動の内容

１　被災地のニーズの把握と受入れ体制の確保

（１）基本方針

災害時におけるボランティアの受入れにあたっては、被災地のニーズに合わせて行うことが重要である。防災関係機関は、被災地におけるボランティアニーズを積極的に把握し、ボランティア関係団体やボランティアコーディネーターと協力して円滑な受入れを図る。

（２）実施計画

ア　被災地におけるボランティアニーズの把握に努めるとともに、ボランティア情報の広報に努める。

イ　ボランティア関係団体やボランティアコーディネーターが主導して行うボランティアの受入れ、需給調整、相談指導等の活動に対し支援を行う。

ウ　ボランティアの需給状況等について、随時県に報告する。

２　ボランティア活動拠点の提供支援

（１）基本方針

被災地におけるボランティア活動の円滑な実施を図るため、ボランティアの活動拠点を設置し、ボランティア関係団体等との緊密な連携のもとに、ボランティアの支援体制を確立する。

（２）実施計画

ボランティアが主体的に活用できるスペースとして活動拠点を確保する。

また、必要に応じて活動上の安全確保や、被災者ニーズ等の情報及び資機材等を提供し、ボランティア活動を積極的に支援する。

## 第３８節　義援物資及び義援金の受入れ等

（福祉課）

### 第１　基本方針

大規模な災害が発生した場合には、市、県は、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関並びに市内関係機関・団体と密接に連携を図り、個人、団体、企業等全国から寄託された義援物資及び義援金を、迅速かつ確実に被災者に配分するため、受入れ、保管、輸送等の公正かつ円滑な実施に努める。

また、他地域において大規模な災害が発生した場合には、市民、団体、企業等に対し義援金・物資による支援を呼びかける。

### 第２　主な活動

１　市、県、日本赤十字長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関は、義援金・物資の募集が必要と認められる災害が発生した場合、義援金・物資の受付窓口を設置し、義援金・物資の募集及び受付を実施する。

２　被災者のニーズを把握し、受入れを希望する物資のリスト、送り先、募集期間等を決定し、市広報、及び報道機関等を通じて公表し、支援を呼びかける。

３　義援金の募集又は配分にあたっては、県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関による災害義援金募集（配分）委員会を組織し、寄託された義援金を引き継ぎ、迅速かつ公正に被災者に配分する。

４　寄託された義援金・物資は、被災者に配分されるまでの間、適正に管理する。

５　他地域で発生した災害に対して、市内で受付た義援物資は、被災市町村の需給状況を勘案し、効果的に被災地に送付、配分する。

### 第３　活動の内容

１　義援金・物資の募集及び受入れ

（１）基本方針

義援金・物資の募集に当たっては、募集方法、送り先、募集期間等を定め市広報及び報道機関等を通じて周知を図ることとし、特に、義援物資については被災地で受入れを希望するもの及び希望しないものを十分に把握して情報提供を行う。

また、時間の経過とともに変化する需給状況を勘案して、募集する義援物資のリストは、逐次更新する。

（２）実施計画

ア　市が実施する対策

（ア）義援金・物資は、市広報及び報道機関等を通じて広く募集し、受入れ窓口は、義援金は市災害対策本部（災害が他地域で発生した場合で対策本部が設置されていないときは、民生部）とし、義援物資は指定した集積所とする。

（イ）受入れた義援物資は、分類し、検収し、保管する。検収に当たっては、特に食品の安全性を確認し、保管にも必要に応じて温度管理等を実施する。

イ　市及び県が実施する対策

（ア）県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関は、相互に連携を図り、募集方法、送り先、募集期間等を定めて義援金・物資を募集する。

（イ）市及び県は、関係機関等の協力を得て、被災地が受入れを希望する義援物

資を把握するとともに、被災地の需給状況を勘案し、募集する義援物資の種類や数量を周知する。

（ウ）市及び県、関係機関等は、住民、企業等義援物資を提供する場合には、被災地において仕分けを容易にするため、梱包に際して品名を明示する等の配慮をするよう周知する。

（エ）県は、義援物資の保管にあたり、長野県倉庫協会との協定に基づき、保管場所の確保、入出庫管理等を要請する。

ウ　市社会福祉協議会、日本赤十字社長野県支部大町市地区等関係機関・団体が実施する対策

市が義援金・物資の募集を呼びかける場合は、市と連携して、それぞれ受入れ窓口を設置する。

エ　市民、企業等が実施する対策

（ア）義援物資を提供する場合は、被災地が受入れを希望する物資を提供するよう配慮する。

（イ）義援物資を梱包、封入する場合には、被災地において仕分けが容易となるよう、箱等に物品名を明示する等配慮に努める。

2　義援金・物資の引継ぎ及び配分

（1）基本方針

県等に寄託された義援金は配分委員会に確実に引き継ぐとともに、配分委員会において協議のうえ、迅速かつ公正に配分する。義援物資は、被災者の需給状況を勘案し、迅速かつ公正に配分する。

なお、義援金・物資は被災者に配分するまでの間、損傷、紛失等のないよう適正に管理する。

（2）実施計画

ア　市が実施する対策

市に配分された義援金・物資は、被災状況等を考慮のうえ、対象者、配分内容、配分方法等の基準を定め、被災者に適正に配分する。

なお、義援金・物資は被災者に配分するまでの間、一時保管場所を確保し、損傷、紛失等のないよう適正に管理する。

また、他地域で発生した災害に対して市等が受付けた義援金・物資は、被災市町村の状況を勘案し、迅速かつ効果的に送付、配分する。

イ　県が実施する対策

県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関に寄託された義援金は配分委員会に、義援物資は被災市町村に速やかに引継ぐ。

配分委員会は、被災状況等を考慮のうえ、対象者、配分内容、配分方法等の基準を定め、被災市町村を通じて適正に配分する。

なお、義援金・物資は被災者に配分するまでの間、一時保管場所を確保し、損傷、紛失等のないよう適正に管理する。

3　被災者への義援金・物資の配分

（1）基本方針

義援金・物資の配分は、被災の状況等を総合的に勘案し、必要性、緊急性、公平性を考慮し、自治会を通じて配分する。

（２）実施計画

ア　市災害対策本部で数量調整した義援物資を対象自治会へ搬送する。

イ　高齢者や障がい者等に対しては、避難所へまとめて搬送するか、又は自治会役員、ボランティア等が直接届ける。

ウ　義援金は、自治会を通じて直接被災者に届ける。

## 第３９節　災害救助法の適用

（消防防災課、福祉課）

### 第１　基本方針

市単位の被害が一定の基準以上かつ応急的な復旧が必要な場合、災害救助法が適用され、法に基づき被災者の保護及び社会秩序の保全を図る。

災害救助法による救助は、県が実施する。ただし、市長は知事から委任された救助事務については、知事の補助機関として実施する。

### 第２　主な活動

１　被害情報の把握を迅速に行い、必要に応じ災害救助法を適用し、救助活動を行う。
２　市、県はそれぞれの役割分担により、迅速な救助を実施する。

### 第３　活動の内容

１　災害救助法の適用

（１）基本方針

災害の事態に応じた救助を行うため、迅速に被害情報の収集把握を行い、必要に応じ災害救助法が適用されるよう措置を講ずる。

（２）活動の内容

ア　市長は、災害による被害情報を迅速に収集把握し、直ちに所管する北安曇地方事務所長へ報告するとともに、災害救助法の適用について検討を行う。

イ　市長は、災害救助法による救助が必要と判断した場合、知事に対して法適用の要請を行う。

なお、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法の規定による救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

【法適用の流れ】

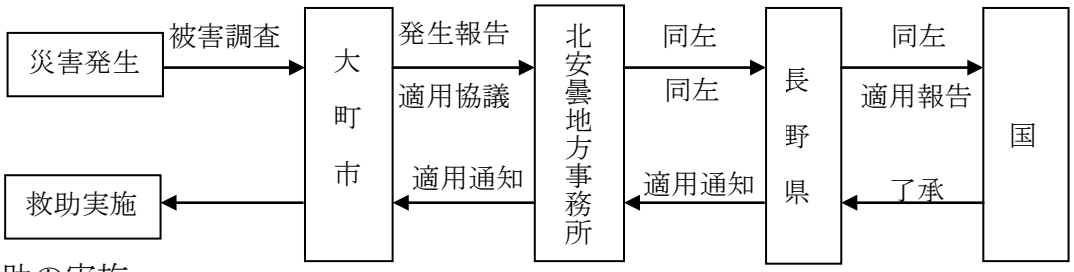


２　救助の実施

（１）基本方針

市・県は、関係機関と協力のうえ、速やかに救助を実施する。

（２）実施計画

ア　市長は知事から救助について事務を委任された場合は、職権に基づき救助を行う。委任された職権を行使したときは、速やかにその内容を知事に報告しなければならない。

イ　災害救助法による救助実施の種類、程度、方法、期間、費用等は、県の定め

る基準（一般基準）による。ただし、一般基準では万全を期することが困難な場合は、特別基準の設定を県知事に要請する。

## 第４０節　観光地

（消防防災課、観光課）

### 第１　基本方針

観光地へ通ずる道路が、豪雨、豪雪、地震等の災害により寸断され、観光地が孤立状態になった場合の救出活動や観光客の安全の確保について、市、国、県、関係機関が連携し対応する。

### 第２　主な活動

１　観光地で災害が発生した際には市、県、関係機関、観光施設の管理者は、相互の連携により、観光客の安全を確保する。

２　外国人旅行者のために、避難所や災害の情報を提供する。

### 第３　活動の内容

１　観光地での観光客の安全確保

（１）観光地での災害発生時の市、県、関係機関、関係団体間の連絡体制を整備し、被災状況の把握、観光客の保護、救助について迅速に対応する。

（２）観光地での災害発生時には、市消防計画における救助、救急計画に基づき、大町警察署、医療機関等と連携して、観光客への的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況を早急に把握する。

（３）消防機関は、観光客の救助活動にあたり、大町警察署と活動区域及び人員配置の調整について密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行う。

（４）市民、自主防災組織及び観光事業者は相互に連携し、発主的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関、救護班に協力する。

特に、道路・鉄道交通網の寸断が予想されることから、消防機関の現場到着前における初期段階での救助・救急活動は、人命救助のうえからも重要となるので積極的に実施する。

２　外国人旅行者の安全確保

（１）事前に登録されている通訳ボランティア等を避難所へ派遣し、外国人旅行者に対する情報提供や要望の把握を行う。

（２）観光案内窓口で外国人旅行者の避難誘導を行う。

（３）駅、ホテル等の多くの観光客が集まる場所においては、外国語による避難情報の提供、避難所や避難経路の標識の簡明化、多言語化等により外国人旅行者に配慮した情報提供や避難誘導を行う。

# 第３章　災害復旧計画

## 第１節　復旧・復興の基本方針の決定

（全部局）

### 第１　基本方針

被災地の復旧・復興については、市民の意向を尊重し、市が主体的に取組むとともに、適切な役割分担により、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指す。また、可能な限り迅速かつ円滑な復旧･復興を図るための基本方針を決定するとともに、その推進にあたっては、必要に応じ他の地方公共団体の支援を要請する。

### 第２　主な活動

１　原状復旧又は計画的復興かについて、基本方向を早急に決定する。

２　復旧・復興にあたり、必要に応じ他の地方公共団体への支援を求める。

### 第３　活動の内容

１　復旧・復興の基本方針の決定

（１）基本方針

市及び県は、迅速な原状復旧又は計画的な復興を目指す基本方針を、早急に決定し実施に移す。

（２）実施計画

ア　被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向を勘案しつつ、互いに連携し、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方針を定め、早期に市民に周知する。

イ　被災地の復旧・復興は、市民の意見を尊重しつつ協働により計画的に行う。

ウ　市民は市及び県の復旧、復興の基本方針の決定に積極的に協力する。

２　支援体制

（１）基本方針

復旧･復興にあたり、必要に応じ他の自治体の支援を求め、円滑な実施を図る。

（２）実施計画

災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、県、他の市町村等に対し職員の派遣、その他の協力を求める。

## 第２節　迅速な原状復旧の進め方

（関係部局）

### 第１　基本方針

被災者の生活再建を支援し、より安全性に配慮した復興を目指すためには、まず公共施設等の迅速な原状復旧や、災害廃棄物の円滑で適切な処理が求められる。

関係機関、関係団体等は、可能な限り迅速な原状復旧を図る。

### 第２　主な活動

１　被災施設の迅速かつ円滑な復旧事業を実施し、災害防止の観点からの改良復旧を行う。

２　円滑かつ適切に災害廃棄物の処理を行う。

３　被災状況に応じ、県又は他市町村からの職員派遣の要請･受入れを行う。

### 第３　活動の内容

１　被災施設の復旧等

（１）基本方針

民生の安定、社会経済活動の早期回復、より安全性に配慮した復興のために、関係機関・団体は、被災施設の迅速、円滑で再度の災害防止を考慮した復旧活動を行う。そのため、職員の配備、災害の規模に応じた職員の応援、派遣等の活動体制について必要な措置をとる。

（２）実施計画

ア　被災施設の重要度、被災状況等を検討し、選択する事業の優先順位を定めるとともに、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画、人材の広域相互応援計画等に関する計画を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。

特に、人命に関わる重要施設に対しては、早期に復旧できるよう体制等を強化する。

イ　被災施設の復旧にあたっては、原状復旧を基本としつつも、再度災害を防止する観点から、可能な限り改良復旧を行う。

ウ　大雨等に伴う地盤の緩みにより、土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から可能な限り土砂災害防止対策を行う。

エ　ライフラインである交通・輸送等の事業者は、復旧にあたり可能な限り地区ごとの復旧予定時期を明示して行う。

オ　他の機関との連携により、複数の機関により分担して事業を実施することが適当と認められる場合には総合的な復旧事業の推進を図る。

カ　被災地の状況、被害原因等を勘案し、再度の災害防止及び復旧事業の効果等具体的に検討のうえ、事業期間の短縮に努める。

キ　災害復旧事業に要する費用について、国、県の補助を受けて行う事業については、復旧事業計画を速やかに作成する。

ク　復旧事業に要する費用について補助を受ける場合は、復旧事業費の申請額の算出を行うとともに、採択を受けるため速やかに災害査定を受けるよう努める。

コ　特に、緊急に査定を受ける必要がある事業については、直ちに緊急査定が受けられるよう措置を講じ、復旧工事が迅速に行われるよう努める。

サ　暴力団の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入、介入の実態把握に努めるともに、復旧、復興事業からの暴力団排除を徹底する。

## 2　災害廃棄物の処理

### （1）基本方針

災害から速やかに復帰し生活を再建するうえで、災害によって生じた廃棄物の円滑で適切な処理が求められる。

被災地域の災害廃棄物の計画的な収集、運搬等を行い、その円滑で適切な処理に努める。

### （2）実施計画

ア　災害廃棄物の処理、処分方法を確立し、仮置場、最終処分地を確保するとともに、計画的な収集、運搬処分を実施し、災害廃棄物の円滑で適切な処理を図る。

また、災害廃棄物の処理にあたっては、次の事項について留意する。

（ア）災害廃棄物の適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。

（イ）復旧・復興計画を考慮し､計画的に実施する。

（ウ）環境汚染の防止、市民、作業者の健康管理のため適切な措置を講じる。

イ　収集、処理に必要な人員、機材、処理能力が不足する場合は、近隣市町村から応援を求める。

## 3　職員派遣

### （1）基本方針

災害復旧には迅速な対応が求められるが、対応にあたり、人員の確保が困難となる場合には、県や他の市町村に対し、災害の規模に応じ、職員の派遣要請等の必要な措置をとる。

### （2）実施計画

ア　職員の活用によっても、災害復旧になお人員が不足する場合、県や、「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、他の市町村に対し、必要な人員及び期間、受入体制を明示し、職員の派遣を要請する。

イ　被災市町村から要請を受けたときは、「長野県市町村災害時相互応援協定」

に基づき、職員を派遣する。

## 第３節　計画的な復興

（関係部局）

### 第１　基本方針

災害等により地域が壊滅状態となり、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合に、被災地域の再建方針として、更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すにあたっては、復興計画を作成して、市民の理解を求め、市民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを推進する。

### 第２　主な活動

１　複数の機関が関係し、高度、複雑及び大規模化する復興事業を速やかに実施するための復興計画の作成並びに体制の整備を図る。

２　再度の災害防止と、より快適な都市環境を目指し、市民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを推進する。

３　各機関は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、国の緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）が発生した場合には、連携し復興の促進を図る。

### 第３　計画の内容

１　復興計画の作成

（１）基本方針

被災地域の再建にあたり、更に災害に強いまちづくりを目指し、都市の構造や産業基盤の改革を要する等、多くの機関が関係する高度、複雑かつ大規模な復興事業を、速やかに実施するための復興計画を作成する。

この計画は、持続可能なまちづくりの視点から、生活・自然環境、医療・福祉、教育、地域産業等の継続性を考慮する必要があり、その検討組織等には、男女共同参画等の観点から女性、障がい者、高齢者等の参画を図る。

また、復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが、被災者の心の健康の維持を含め物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、コミュニティの維持、回復や再生に十分配慮する。併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう環境整備に努める。

（２）実施計画

関係機関、関係団体等との連携及び県との調整を行うとともに、市民の理解を得つつ、迅速かつ的確に復興計画を作成する。

２　防災まちづくり

（１）基本方針

被災地域の再建にあたっては、必要に応じ再度の災害防止と、より快適な都市環境を目指し、「まちづくりは、現在の市民のみならず将来の市民のためのもの」という理念のもとに、計画作成段階において、まちのあるべき姿を明確にし、将来、悔いの残ることのない、市民の安全と環境保全等にも配慮し、女性、高齢者、障がい者等の意見を反映した防災まちづくりを、市民の理解を得つつ実施する。

（２）実施計画

ア　復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、土地区画整備事業及び市街地再開発整備事業の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成及び都市機能の更新を図る。

その際、被災市街地復興特別措置法等に定める国等の支援策を活用するとともに、市民生活の早期の再建の観点から、防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに市民のコンセンサスを得るよう努める。

イ　防災まちづくりにあたっては、二次的な災害に対する安全性の確保等を目標とするとともに、次の事項に留意する。

（ア）都市公園、河川等のオープンスペースの確保等について、単に指定緊急避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用等の防災面からの観点だけでなく、地域の環境保全、レクリェーション空間の確保、景観形成に資することを市民に対して十分説明し、理解と協力を得るよう努める。

（イ）ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等にあたっては、各種ライフラインの特性等を勘案し、耐水性等にも配慮しながら各事業者と調整を図り実施する。

（ウ）既存不適格建築物について、防災とアメニティの観点から市街地再開発事業等の適切な推進により、その解消に努める。

（エ）復興計画を考慮して、被災施設等の復旧事業、火山噴出物（火山災害の場合に限る）及び災害廃棄物の処理事業は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施する。

（オ）時代の流れにふさわしい地域の新たな方向性を見出すため、可能な限り市民参加によることとし、市民の意見を的確に反映させるものとする。そのため、市民に対し、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者の選択肢等の施策情報を提供し、市民が主役となるまちづくりを進める。

（カ）女性、高齢者、障がい者等の意見が反映される環境の整備に努める。

（キ）建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、事業者に対し適切に解体等を行うよう指導、助言する。

（ク）市民は、再度の災害防止、より安全で快適なまちづくりが、自らはもちろん、次代を担う子供達にとって将来のまちづくりでもあることを認識し、防災まちづくりへの理解と協力に努める。

（ケ）情報収集で得た航空写真、画像等については、ライフライン施設等の被災状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて情報提供に努める。

3　特定大規模災害からの復興

（1）基本方針

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造や産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、「大規模災害からの復興に関する法律」に基づき、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める必要がある。

（2）実施計画

ア　市、県及び関係機関は、復興計画の迅速な作成と遂行のための体制整備を行う。

イ　必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本計画等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

ウ　特定大規模災害からの復興に必要な場合、県に対し職員の派遣を要請する。

## 第４節　資金計画

（企画財政課）

### 第１　基本方針

災害復旧についての資金に対する需要を速やかに把握し、適切、効果的な資金の融通調達を行うために必要な措置を講ずる。

### 第２　主な活動

地方債の利用、地方交付税の繰上交付の要請等、必要な財源確保策を講ずる。

### 第３　活動の内容

災害復旧事業を行う場合においては、国、県の負担金、補助金のほか、増大する臨時的経費の財源措置として、次の制度を活用し、資金の調達に努める。

１　地方債
　災害対策事業債
　災害復旧事業債
　歳入欠かん債

２　地方交付税
　普通交付税の繰上交付
　特別交付税での措置

３　一時借入金
　災害応急融資

## 第５節　被災者等の生活再建等の支援

（関係部局）

### 第１　基本方針

災害を受けた市民の生活安定のため、住宅対策や被災者生活再建支援法の適用等、各般にわたる救護措置を講ずることにより市民生活の確保を図る。

また、被災者等の生活再建に向けて、住宅の確保、生活資金等の支給や、その迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、心身のケア等の生活全般やコミュニティの維持回復にわたるきめ細かな支援を講ずる必要がある。

### 第２　主な活動

１　被災住宅の復興を行う者への支援、及び災害公営住宅の建設等を行うとともに、市営住宅への優先入居を行う。

２　被害の状況が被災者生活再建支援法の適用基準に該当する場合は、速やかに適用手続き等を実施する。

３　被災低所得者支援のため、災害援護資金の周知を行う。

４　被災地における雇用維持等のため、被災者への職業紹介、労働災害対象者への労災保険給付等の周知を行う。

５　被災した低所得者に対し、必要に応じ生活保護措置を行う。

６　被災者への災害弔慰金、災害障がい見舞金の支給及び災害援護資金の貸付、災害見舞金の交付を行う。

７　被災者に対し、適時適切な金融上の措置を行う。

８　被災者の納付すべき市税等の徴収猶予及び減免措置等を行う。

９　国民健康保険加入者の被災した被保険者に対する医療費の一部負担金、保険料の減免等の措置を行う。

１０　被災者に対する罹災証明書の早期交付体制を確立する。

１１　被災者台帳を作成し、被災者の援護を総合的かつ効率的に行う。

１２　被災者等の生活再建等を支援するための相談窓口の設置及び広報を行う。

### 第３　活動の内容

１　住宅対策

（１）基本方針

被災した住宅の復興を容易にするため、住宅の建設等に対し助成を行う。

また、被災者の住宅を確保するため、災害市営住宅の建設等を行うとともに、市営住宅への優先入居の措置を講ずる。

さらに、市外の市町村に避難した被災者がいる場合には、それらの者に対しても、必要な情報や支援・サービスを提供する。

（２）実施計画

ア　災害復興住宅建設等補助金

住宅金融支援機構の災害復興住宅資金の説明会等を行い、申込みに必要なり災証明書の発行を行う。

イ　災害公営住宅

被災地全域で５００戸以上、若しくは、一市町村の区域内で２００戸以上又は１割以上の住宅の滅失があった場合、必要に応じ滅失した住宅の３割に相当する戸数を目途に災害市営住宅の建設を行う。

ウ　既存の市営住宅の再建

既存市営住宅が災害により滅失又は著しく損傷した場合には、必要に応じ再建する。

エ　市営住宅への優先入居

災害により一定数以上の住家が滅失した場合には、必要に応じ被災者に対し、市営住宅への優先入居の措置を講ずる。

オ　市外の市町村に避難した被災者に対しても、避難先の市町村と協力し、必要な情報や支援、サービスを提供する。

２　被災者生活再建支援法による復興

（１）基本方針

被災者に対し、一定の基準以上の異常な自然現象により被害を受けた者に適用される、被災者生活再建支援法に基づき、生活再建の支援を行う。

（２）実施計画

ア　申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備を行う。

イ　災害による住宅被害情報を迅速に把握し、直ちに北安曇地方事務所長へ報告する。

ウ　被災者に対し申請に要する罹災証明書等の必要書類を発行する。

エ　被災者に対し被災者生活再建支援法制度の周知を行う。

オ　被災世帯から提出された申請書類等を確認・点検し、県へ提出する。

カ　被災者生活再建支援法人から委託された場合、支援金の支給等事務を行う。

３　生活福祉資金（災害援護資金等）の貸付

（１）基本方針

被災した低所得者の生活再建を支援するため、生活福祉資金（災害援護資金等）の貸付制度の周知を行う。

（２）実施計画

市及び県は、被災した低所得者の生活再建を支援するため、生活福祉資金貸付制度の周知と活用促進を図るとともに、必要に応じ貸付金の償還に係る利子補給

等の被災者の負担軽減措置を講ずる。

4　被災者の労働対策

（1）基本方針

被災により離職を余儀なくされた者等の雇用確保について、関係機関と連絡をとり、相談窓口等を開設する。

（2）実施計画

災害により離職を余儀なくされた者の再就職を支援するため、公共職業安定所の行う臨時職業相談窓口、巡回職業相談及び職業転換給付金制度等の周知、活用促進を図るための措置を講ずる。

5　生活保護

（1）基本方針

被災した低所得者に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その生活再建を支援する。

（2）実施計画

被災により生活に困窮する世帯に対し、その困窮の程度に応じ、生活、住宅、教育、介護、医療、生業等の扶助を行い、最低限度の生活を保障し、生活再建を助長する。

6　災害弔慰金、災害障がい見舞金の支給及び災害援護資金の貸付、災害見舞金の交付

（1）基本方針

災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた者に災害障がい見舞金を支給する。

また、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して支給される災害援護資金貸付制度の周知を行う。

（2）実施計画

ア　災害弔慰金、災害障がい見舞金の支給

大町市災害弔慰金の支給に関する条例の規定に基づき、一定の災害により死亡した市民の遺族に対し災害弔慰金を、また、障がいを受けた市民に災害障がい見舞金を支給する。

イ　災害援護資金の貸付

災害救助法が適用される災害等により、一定の負傷、住居の被害を受けた制限所得以内の世帯主に対して災害援護資金を貸付ける。

7　被災者に対する金融上の措置

（1）基本方針

災害の状況、賃金の需給状況等を的確に把握し、実情に応じて適時適切な金融上の措置を行う。

（2）実施計画

被災者に対する金融上の措置等について、関係機関へ災害の状況に応じた措置を講じるよう要請する。

8　税の徴収猶予及び減免

（1）基本方針

災害による被災者に対し、納入すべき市税等の徴収猶予、減免を行い、被災者の生活の安定を図る。

（2）実施計画

ア　税の期限の延長

地方税法又は市税条例等に基づき、申告、申請、請求その他の提出又は納付、若しくは納入に関する期限の延長を行う。

（ア）災害救助法が適用される災害

市長が必要と認めるときは、地域及び期日を指定して期限を延長する。

（イ）その他の災害

市長が必要と認めるときは、納税者の申告により地域及び期日を指定して期限を延長する。

イ　徴収猶予

市長が市税の納付又は納入ができないと認めるときは、納税者の申告に基づきその徴収を猶予する。

ウ　減免等

市長が市税等の減免が必要と認めるときは、納税者の申告に基づき減免を行う。

9　医療費の一部負担金、保険税の減免等

（1）基本方針

被災した国民健康保険等の被保険者等に対し、必要に応じて医療費の一部負担金、保険税の減免等の措置を講じ、被災者の負担の軽減を図る。

（2）実施計画

国民健康保険被保険者証の再交付等を迅速に処理するほか、災害により資産に重大な損害を受け、又は収入が著しく減少した場合等、療養給付を受ける場合の

一部負担金や保険料の支払いが困難と認められる者に対し、一部負担金や保険料の減免､徴収猶予等の措置を講ずる。

１０　罹災証明書の交付

（１）基本方針

被災者に対する支援措置を早急に実施するため、遅滞なく罹災証明書の交付を行う。

（２）実施計画

災害による住家等の被害程度調査や、罹災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく住家等の被害程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

１１　被災者台帳の作成

（１）基本方針

災害による被災者に対する総合的かつ効率的な援護実施の基礎とするため、被災者の関する情報を一元整理した被災者台帳の作成を行う。

（２）実施計画

必要に応じて、被災者の被害状況や、各種支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者に対する総合的かつ効率的な援護の実施に努める。

１２　被災者支援に関する相談窓口の設置、周知、連絡体制の構築

（１）基本方針

被災者等の生活再建等の支援のため､相談窓口を設置し､広く市民に周知する。

（２）実施計画

ア　市が行う支援対策について、必要に応じ被災者の相談窓口を設置する。

イ　市民に対し、掲示板、広報誌、広報車等を活用し広報を行う。

ウ　支援対策について、報道機関に発表し、市民に対してテレビ、ラジオ、新聞等による広報を依頼する。

## 第６節　被災中小企業等の復興

（農林水産課、商工労政課）

### 第１　基本方針

被災農林漁業者及び中小企業等の事業の早期復旧を図るため、必要な資金の円滑な融通等による復旧対策を推進する等の措置を講ずるとともに、事業再開に向けた相談体制を整備し、総合的な支援を行う。

### 第２　主な活動

１　事業の早期復旧を図るため、必要な資金の融通等を円滑に実施する。
２　事業再開に向けた相談体制を整備する。

### 第３　活動の内容

１　被災農林事業者に対する支援

（１）基本方針

被災農林漁業者等の経営安定及び事業の早期復旧を図るため、資金需要等の把握に努めるとともに、融資制度等について相談体制を整え、総合的支援を図る。

（２）実施計画

県、関係機関・団体等と連携し、金融上の特別措置等の周知を図るとともに、効率的な運用が図れるよう配慮する。

２　被災中小企業者に対する支援

（１）基本方針

被災中小企業の早期復旧を図るため、被害状況及び再建のための資金需要等の把握に努めるとともに、必要な資金の融通の円滑化等、迅速かつ的確な災害復旧対策を推進する。

（２）実施計画

ア　商工会議所及び中小企業関係団体等を通じ、利活用できる金融の特別措置について被災中小企業者に対し、周知徹底を図る。
イ　被災地を管轄する政府系金融機関等の現地支店に対し、被害の実情に応じ貸付手続きの簡易迅速化、貸付条件の緩和措置等を要請する。
ウ　長野県信用保証協会に対し、金融機関からの借入れに際して、債務の保証等について円滑な実施を要請する。
エ　商工関係機関・団体による連絡会議を、必要に応じて開催するとともに、事業の復旧に関する相談体制を整備する。

# 第４章　東海地震に関する事前対策活動

## 第１節　総則

（全部局）

### 第１　計画の目的

東海地震に係る地震防災対策強化地域に指定された地域では、大規模地震対策特別措置法第６条第１項の規定に基づき、東海地震に関連する情報及び警戒宣言が発せられた場合にとるべき対策を定め、当該地域における地震防災体制の推進を図ることとされている。

本市は同法に基づく対象地域ではないが、強化地域とは比較的近い位置にあり、東海地震の規模によっては大きな被害も予想されることから、あらかじめ十分な対策を講じておく必要がある。このため、東海地震に関連する情報及び警戒宣言等が発表された場合に本市がとるべき対策を定め、地震防災体制の強化を図ることを目的とする。

### 第２　東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行うことを決定した場合の対応方針

警戒宣言が発令される前に、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行うことと決定した場合、市において必要な準備的行動を実施する。

### 第３　防災関係機関が地震防災応急対策として行う事務又は業務の大綱

総則編第１章第３節「防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」のとおりとする。

## 第２節　東海地震に関連する情報及び警戒宣言発令時の活動体制

（全部局）

### 第１　東海地震に関連する情報時の体制

東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報及び東海地震予知情報が伝達されたとき、又は東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行うことを決定した場合は、配備体制（震災対策編第２章第２節、「非常参集職員の活動」を参照。）をとり、次の業務を行う。

（１）東海地震観測情報（安心情報は除く）の収集及び伝達

（２）東海地震注意情報（東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行うことを決定した場合）

ア　東海地震注意情報等の収集、伝達及び防災対応等に関する広報

イ　地震災害警戒本部設置の準備

ウ　地震防災応急対策の準備

（ア）警戒宣言が発せられた際の対応等の確認

（イ）地震防災応急対策上必要な部隊の派遣・受入れの準備や物資、資機材等の確認

（ウ）管理している施設の緊急点検

（エ）公立学校の児童、生徒の引渡し等の安全確保対策

### 第２　警戒宣言発令時の体制

警戒宣言が発令された時は、大規模地震に備えた「地震災害警戒本部」の設置等の配備体制（震災対策編第２章第２節、「非常参集職員の活動」参照。）をとり、災害対策本部会議を招集し、次の業務を行う。

（１）地震予知情報等の収集及び市民、防災関係機関等への伝達

（２）自主防災組織、防災関係機関等からの応急対策の情報収集及び県への報告

（３）防災対策の実施

### 第３　参集及び体制の解除

１　市職員は、東海地震予知情報、東海地震注意情報及び東海地震観測情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、東海地震注意情報、警戒宣言の発令に接した時は、動員命令を待つことなく自己の判断により参集する。

２　安心情報である旨も併せて明記された東海地震観測情報が発表された時、東海地震注意情報及び東海地震予知情報を解除する情報が発表された時、並びに警戒宣言が解除された時、又は他の体制に移行した時は活動体制を解除する。

## 第３節　情報の収集伝達

（全部局）

### 第１　地震予知に関する情報等の伝達

警戒宣言及び地震予知情報等の伝達については、次により迅速かつ的確に行うものとする。

東海地震観測情報、東海地震注意情報及び東海地震予知情報

１　伝達系統

震災対策編第２章第２節「非常参集職員の活動」を準用する。

２　勤務時間内の伝達要領

震災対策編第２章第２節「非常参集職員の活動」を準用する。

３　勤務時間外の伝達要領

震災対策編第２章第２節「非常参集職員の活動」を準用する。

【参考】「東海地震に関連する情報」の発表基準

| 情報名称 | 発 表 基 準 等 |
|---|---|
| 東海地震予知情報 | 【発表基準】<br>東海地震が発生する恐れがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合<br>（３箇所以上のひずみ計で有意な変化が観測され、前兆すべりによるものと「判定会」が判断した場合等） |
| 東海地震注意情報 | 【発表基準】<br>観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合<br>（２箇所のひずみ計で有意な変化が観測され、前兆すべりによるものと「判定会」が判断した場合等） |
| 東海地震に関連する調査情報（臨時） | 【発表基準】<br>観測データに通常とは異なる変化が観測された場合<br>（１箇所のひずみ計で有意な変化が観測された場合等） |
| 東海地震に関連する調査情報（定例） | 【発表基準】<br>毎月定例の「判定会」で調査が行われ、「東海地震」に直ちに結びつくような変化が観測されていないと判断された場合 |

各情報発表後、東海地震発生の恐れがなくなったと判断された場合は、その旨が各情報で発表される。

### 第２　応急対策実施状況等の収集伝達

市、県、防災関係機関は、相互に連絡をとり、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合は、警戒宣言後の避難状況及び応急対策実施状況等の収集・伝達を行う。

なお、市が収集する主な情報は、次のとおりである。

１　病院の診療状況、救護班の出動体制
２　金融機関の営業状況
３　主要食料の在庫状況等
４　列車・バスの運行状況、旅客の状況
５　電話等の疎通状況、利用制限の状況

６　救護医療班の出動体制
７　道路の交通規制の状況、車両通行状況
８　緊急輸送車両の確保台数
９　避難、救護の状況、旅行業者数、社会福祉施設の運営状況、大型店舗・スーパー等の営業状況
１０　保育園、幼稚園、小中学校等の授業実施状況

## 第４節　広報

（全部局）

### 第１　基本方針

地震予知情報等の周知不徹底、又は突然の発表等に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速かつ的確に行われ、被害の軽減に資するよう、地震予知情報等に対応する広報計画を作成し、これに基づき広報活動を実施する。

なお、市民等に対して的確な広報を行い、冷静かつ適切な対応を促すよう努める。

### 第２　活動内容

県及び防災機関等から得た情報について迅速に広報を実施するとともに、同報系防災行政無線、ＣＡＴＶ、有線放送、緊急メール、エリアメール、広報車両等を活用するほか、必要に応じて自主防災組織、テレビ、ラジオ、新聞等の協力を得て市民に広報を行う。

１　東海地震注意情報受理時の広報

（１）広報の内容

ア　東海地震注意情報の内容及び東海地震注意情報に続いて発表される東海地震に関連する情報の内容

イ　関係機関の対応状況等、市民が自らの行動を的確に判断するための事項

ウ　強化地域内への不要不急の旅行の自粛等、市民等が留意すべき事項

エ　その他必要な事項

（２）報道機関との応援協力関係

東海地震注意情報を受理した場合は、「災害時における放送要請に関する協定」により、放送機関に要請してテレビ、ラジオを通じて市民に呼びかける。

２　警戒本部設置時の広報の内容

（１）警戒宣言及び地震予知情報等

（２）主な交通機関運行状況及び道路交通状況

（３）車両運転の自粛と運転者のとるべき措置

（４）ライフラインに関する情報

（５）強化地域内外の生活関連情報

（６）事業者等がとるべき措置

（７）避難対象地域外で耐震性が確保されている小規模小売店に対する営業確保の呼びかけ

（８）家庭において実施すべき事項

（９）自主防災組織に対する防災活動の要請

（１０）犯罪予防等のために市民のとるべき措置

（１１）金融機関等が講じた措置に関する情報

（１２）その他必要な事項

３　問合せ窓口

市民等の問合せに対応できるよう問合せ窓口等の体制を整える。

## 第５節　避難活動等

（全部局）

### 第１　基本方針

東海地震に関する「警戒宣言」が発令された場合は、地震発生に伴う被害を最小限にとどめ、また、避難に伴う混乱、事故を防止することを基本として、迅速、的確な避難措置を講ずる。

その際、高齢者、乳幼児、傷病者等に対する支援や外国籍市民、観光客等に対する誘導等、要配慮者の避難誘導にあたっては特に配慮し、屋内避難を考慮に入れた対策を講ずる。

また、避難勧告、避難指示の対象となる崖地崩壊危険地域等の範囲（以下「避難対象地区」という。）における避難は徒歩を原則とする。ただし、徒歩による避難が著しく困難な対象地区（以下「車両避難対象地区」という。）については、必要最小限の車両避難について検討する等、避難活動の実効性を確保する。

なお、避難対象地区以外の市民等は、耐震性の確保された自宅での待機等安全な場所で行動する。このため、あらかじめ自宅の耐震点検等を行い、耐震性を十分に把握・確保する。

### 第２　活動内容

１　避難の勧告又は指示

（１）避難対象地区は、概ね次の基準によりあらかじめ市長が定める地区とする。

ア　崖地、山崩れ崩落危険地区

イ　崩落危険のあるため池等の下流地区

ウ　その他市長が危険と認める地域

（２）避難対象地区の市民等に対し、広報車両、同報系防災行政無線、ＣＡＴＶ、有線放送等の手段を活用し、地区の範囲、避難所、避難路及び情報の伝達方法等について十分徹底を図る。

（３）警戒宣言が発令された時、市長は避難対象地区に避難勧告又は避難指示を行い、必要と認める地域には、危険防止のための警戒区域を設定する。

また、市長は自主防災組織、市民及び関係者に対し、次の指示を行う。

ア　防災用具、非常持出品及び食料の準備

イ　避難路の把握及び避難誘導、避難の際の携行品制限

ウ　避難所の点検及び収容準備

エ　収容者の安全管理

オ　負傷者の救護準備

カ　避難行動要支援者の避難救護

（４）市民は平常時から避難所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を確認し地震発生に備えて万全を期するよう努め、警戒宣言が発令された場合には、避難対象地区の住民等は、市の指示に従いあらかじめ指定された避難所に速やかに避難する。

２　車両による避難

（１）警察本部、危機管理部と協議のうえ、あらかじめ避難対象地区のうち、必要最小限の車両避難を認める地区を定める。

（２）車両避難対象地区は、山間地等で避難所までの距離が概ね４㎞以上離れている

等、徒歩による速やかな避難が著しく困難な地区であること等を要件とするほか、災害時の通行管理に支障のないよう、地域の実態に応じて警察本部、管轄の警察署と調整する。

（３）車両避難対象地区については、各地域における避難所の設置等環境の変化に応じて、その都度必要な検討・見直しを行う。

（４）車両を避難に使用する場合は、あらかじめ対象車両、対象人員を確実に把握するとともに、対象車両数や指定緊急避難場所の駐車スペースを考慮し、具体的な避難の方法等を定める。

（５）発災時には、直ちに停車し安全を確認する等、地震情報、交通情報に応じた安全な行動を行うよう周知を図る。

（６）市民は車両による避難を実施する場合、地震情報、交通情報に応じた安全な行動を心掛けるとともに、発災時の停車又は避難地における駐車にあたっては緊急通行車両等の走行を妨げないよう協力する。

３　屋内避難

（１）警戒宣言が発令された場合の避難先は屋外を原則とするが、避難対象地区内の住民のうち高齢者、傷病者、幼児等の要配慮者で、在宅の者及びその介護等に必要な付添者については、「東海地震の防災対策強化地域に係る屋内避難施設の選定及び安全確保のための指針」（以下「屋内避難指針」という。）の基準を満たす避難施設の選定が可能な場合は、必要に応じて屋内避難の対象とする。

（２）屋内避難指針に従い公立小中学校等の公共施設の中から、屋内避難が可能な施設を選定するとともに、避難対象地域内の屋内避難の対象とすべき者の概数をあらかじめ把握する。

（３）屋内避難が可能な施設の収容力が、屋内避難対象者に対して不足している場合は、避難対象地域外の知人・親戚宅等への避難も含め、要配慮者に配慮した対策を講じる。

４　要配慮者利用施設における避難対策

市は、避難対象地区内の要配慮者利用施設の有無を確認し、これらの施設が所在している場合は、次の事項に留意しつつあらかじめ避難方法等を調整するものとする。

（１）警戒宣言等が発令された場合の迅速な情報伝達（夜間等を含む）

（２）徒歩避難困難者の避難についての具体的な避難方法、使用車両等

（３）屋内避難指針に適合した施設及び知人・親戚宅等の避難先についての検討

５　避難活動

（１）市は、避難の状況、避難所の設置、避難者の数、必要な救助、保護の内容等について状況を把握するとともに、県へ報告する。

（２）避難所の設置及び運営については、次により行う。

ア　避難所の生活が円滑に行えるよう、必要に応じて、仮設トイレ、寝具、テント等必要な物品の調達方法・備蓄等について定めるとともに、避難生活の維持にあたっては自主防災組織の協力を得る。

イ　避難所に受け入れ生活する者は、避難の勧告又は指示を受けた者、帰宅困難者、滞留旅客等で、居住する場所を確保できない者とする。

なお、帰宅困難者及び滞留旅客に対しては、帰宅支援又は保護等、必要な支

援を講ずる。

ウ　設置場所は、計画に基づく危険のない場所を選定する。

エ　設置期間は、警戒宣言が発令されてから解除されるまでの間、又は地震発生に伴う避難所が設置されるまでの間とする。

オ　避難所の運営は、自主防災組織の協力を得て市が行う。

カ　避難所には、運営のため必要な職員を配置するとともに、必要により、安全の確保と秩序維持のため、警察官の派遣を要請する。

（３）市民及び自主防災組織は、避難及び避難所の運営に関し市に積極的に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的な秩序ある避難生活を送るよう努める。

## 第６節　食料、生活必需品、飲料水の確保

（消防防災課、福祉課、農林水産課、上下水道課）

### 第１　基本方針

警戒宣言の発令時に必要な食料及び生活必需品は、市民が自主防災活動により確保するものとし、市及び県は、市民自らが確保できないものについて、緊急物資として斡旋するとともに円滑な物資流通に配慮する。

なお、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行うことを決定した場合、緊急物資の調達及び斡旋等を円滑に実施するため、利用可能な備蓄物資量の確認、調達可能量の把握等の準備を行う。

また、地震発生時の飲料水の確保について、市及び県は必要な措置を講ずる。

### 第２　活動の内容

１　食料及び生活必需品の確保

（１）緊急避難等で食料及び生活必需品の非常持出しができなかった市民等に対して、緊急物資の支給が必要なときは、物資の調達又は斡旋を行う。

（２）平常時から緊急物資の在庫状況を把握するとともに、必要に応じて物資等の供給協定の締結を行う。

（３）物資拠点の開設を準備する。

（４）必要に応じ県に対し緊急物資の調達又は斡旋の要請を行う。

（５）避難対象地区以外において、市民が食料及び生活必需品を確保し、日常生活の維持が可能となるよう､小規模小売店等に対し極力営業を継続するよう要請する。

（６）平常時から生活必需品等を備蓄するよう、市民に対して周知する。

（７）市民は、平常時から食料及び生活必需品の備蓄に努めるとともに、災害発生時には緊急物資、非常持出品を整理、搬出するものとし、パニックに陥って買いだめ等に走ることなく冷静に行動する。

２　飲料水の確保

（１）市民に対して貯水の励行について啓発、広報を徹底する。

（２）応急給水計画に基づき、他の地方公共団体からの応急給水受入体制を整える。

（３）水道施設の安全点検を実施し、二次災害防止措置を講ずるよう準備する。

（４）応急復旧体制の準備を行う。

（５）物資拠点の開設を準備する。

（６）市民は、飲料水及び生活用水を可能な範囲で貯水する。

## 第７節　医療救護及び保健衛生活動

（市民課、福祉課、生活環境課、市立大町総合病院）

### 第１　基本方針

地震発生に備え、関係機関と連携を密にして、医療救護及び保健衛生活動の体制を確立する。

なお、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行うことを決定した場合、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため最大限の準備的措置を行う。

### 第２　活動の内容

１　医療救護体制の確立

地震防災対策強化地域を中心とする地震発生時の人的被害に備え、強化地域以外からの支援体制を含め、医療救護体制の準備を整える。

（１）医師会等に対し救護班の出動準備を要請する。

（２）医薬品、医療用資機材等の必要量及び医薬品卸業者、薬局等の備蓄量を迅速に把握し、必要に応じて県又は関係機関に対して供給を要請する。

（３）救護所等に医薬品、衛生材料、救護用資機材等を配備し、受入体制を整える。

（４）傷病者の搬送を準備する。

（５）市民に対し、救護所及び応急救護を行う指定医療機関の周知を図る。

２　保健衛生体制の確立

市及び県は、地震発生に備えて保健衛生体制を確立し、応急用資機材を準備するとともに、市民は、自らの力で完結するよう努める。

（１）し尿処理、ごみ処理、感染症予防等の活動について、資機材を準備する。

（２）市民は、し尿処理、ごみ処理等の自家処理に必要な器具を準備し、可能な限り自らの力で完結するよう努める。

## 第８節　児童生徒等の保護活動計画

（子育て支援課、学校教育課）

### 第１　基本方針

学校等においては、平素から地震予知情報等が発表された時の対処のための行動等を指導するとともに、警戒宣言前に提供される情報の内容、通学方法、通学距離、通学時間、通学路、交通機関の状況等を勘案し、保護者等と密接な連携を図り、児童生徒等の安全確保を最優先にした対策を講ずる。

なお、学校等においては、地域の特性や学校等の置かれた状況等を踏まえ、児童生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別、学校施設の避難地及び避難所指定等の実態に即した計画を策定するとともに対策を実施する。

### 第２　活動の内容

学校等は、児童生徒等が在校中に警戒宣言が発令された場合、授業や学校行事等を直ちに中止し、警戒宣言が解除されるまでの間、又は地震発生後安全が確認されるまでの間は原則として休校とする。また、児童生徒等が在宅中に警戒宣言が発令された場合は、登校又は登園しないものとする。

なお、遠距離通学・通園等の事情により警戒宣言発令後に対策を講じたのでは児童生徒等の安全確保ができないと予想される場合は、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行うことを決定した時点で、必要により授業等を中止し、児童生徒等の帰宅や保護者への引渡し等の安全確保対策をとることができる。

１　児童生徒等の安全確保に十分留意し、必要に応じ、教職員が引率して集団下校や直接保護者への引渡しを行う。

２　児童生徒等は帰宅させることを原則とするが、留守家庭、交通機関利用通学者、避難対象地区内在住者等で帰宅、引渡しが困難と考えられる場合は、市が設置した避難所又は学校等で保護する。この場合、事前に保護者と打合せのうえ、個々についての対応の方法を確認する。

３　保護にあたっては不安、動揺を与えないよう配慮するものとし、保護する児童生徒等の氏名、人数を確実に把握し、市又は市教育委員会及び県教育委員会へ報告する。

４　保護した児童生徒等の生活に必要な食料、水、生活必需品等の確保については、市と協議のうえ対策を講ずる。

５　警戒宣言が登下校中に発令された場合に備え、児童生徒等に対し、次の事項を徹底する。

（１）ブロック塀、橋、崖下等の危険箇所から離れること。

（２）学校か自宅のいずれか近い方に避難することを原則とすること。

（３）交通機関利用者については、その場の指揮者（乗務員、添乗員、車掌等）の指示により行動し、勝手な行動はとらないこと。

## 第９節　消防・救急救助対策等

（全部局）

### 第１　基本方針

警戒宣言が発令された場合、市は市地域防災計画及び広域消防計画に基づき、平常時の業務を中止又は縮小し、消防・救急救助対策活動を実施する。

また、東海地震応急活動要領等に基づく広域的な応援の受入れ準備活動を実施する。

### 第２　活動の内容

１　正確な情報の収集及び伝達体制を確立する。
２　火災防除のため、現有消防力を有機的に運用し、効果的な警戒を図る。
３　火災発生の防止、初期消火活動について市民等への広報を行う。
４　自主防災組織、自衛消防隊等の消防防災活動に対する指導を実施する。
５　消防団、自主防災組織の協力を得て、消防団詰所、公民館等に配置した資機材等を確認する。

## 第１０節　売り惜しみ・買い占め等の防止

（市民課、商工労政課）

### 第１　基本方針

警戒宣言が発令された場合、悪質商法や売り惜しみ、買い占め等による物価の高騰等を防ぎ、必要物資の安定供給のための措置が必要である。

### 第２　活動の内容

１　売り惜しみ、買い占め及び便乗値上げを防ぐため、生活必需品等の価格需給動向について調査、監視を行う。
２　適正な価格若しくは条件による販売、流通を確保するため、関係業界に対して協力を要請する。
３　情報不足、混乱により生活必需品の需給の逼迫を回避するため、生活必需品等の価格、供給状況等について必要な情報を提供する。
４　売り惜しみ、買い占め、便乗値上げ、警戒宣言に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口等を設置する。
５　管内又は広域圏で流通業者との連携を図る。
６　市民は、集団心理的パニックを防ぐため、自ら冷静な消費行動に努める。

## 第１１節　交通対策

（市民課、情報交通課）

### 第１　基本方針

警戒宣言発令時には、交通の混乱と交通事故等の発生を防止するとともに、市民等の円滑な避難と緊急輸送路を確保するため、次に定めるところにより交通規制等を実施する。

また、鉄道の運行停止に伴う滞留旅客等に対応するための措置を講ずる。

なお、県、県公安委員会、道路管理者は、警戒宣言発令前の段階から警戒宣言後の交通規制等の情報について、あらかじめ情報提供するとともに、不要不急の外出、旅行等を控えるよう要請する。

### 第２　活動の内容

１　道路に関する事項

（１）市は、警戒宣言発令前の段階から警戒宣言後の交通規制等の情報について、あらかじめ情報提供するとともに、不要不急の外出、旅行等を控えるよう要請する。

（２）市は、関係事業者、団体等と連携して滞留旅客対策を行う。

２　鉄道に関する事項

市は、関係事業者と連携して滞留旅客対策を行う。

## 第１２節　緊急輸送

（消防防災課）

### 第１　基本方針

警戒宣言発令時における緊急輸送は、地震防災応急対策上必要な最小限の範囲で実施するものとし、各機関と協議のうえ地震災害警戒本部が必要な調整を行う。

なお、市、県及び関係機関は、発災後の緊急輸送に備えて輸送用車両及びヘリポート等の確保を図る。

### 第２　活動の内容

１　緊急輸送の対象

警戒宣言が発せられた場合、緊急輸送の対象となる人員、物資等の範囲は次のとおりである。

（１）地震防災応急対策実施要員

（２）地震防災応急対策の実施に必要な食料、医薬品、防災資機材等

（３）その他警戒本部長が必要と認める人員、物資又は資機材

２　市は、発災後の緊急輸送に備えて、輸送用車両等の確保を図る。

３　市は、必要に応じて、震災対策編第２章第４節「ヘリコプターの運用」により、ヘリコプターの出動を要請する。

４　地震防災応急対策の円滑な実施のため必要がある場合は、震災対策編第２章第９節「緊急輸送活動」第３の４「緊急通行車両等確認事項」に準じ、緊急通行車両の確認を行う。